給水装置工事施工基準

令和８年４月施行

広島県水道広域連合企業団

目　次

第Ⅰ章　総則

１　総則　Ⅰ－ 1－ 1

１．１　目的　Ⅰ－ 1－ 1

１．２　適用の範囲　Ⅰ－ 1－ 1

１．３　用語の定義　Ⅰ－ 1－ 2

１．４　関係法令等の遵守　Ⅰ－ 1－ 3

１．５　給水装置工事の申込み　Ⅰ－ 1－ 3

１．６　給水装置の基本事項　Ⅰ－ 1－ 4

１．７　給水装置工事の種別　Ⅰ－ 1－ 4

１．８　指定給水装置工事事業者制度　Ⅰ－ 1－ 5

１．９　指定給水装置工事事業者の遵守事項　Ⅰ－ 1－ 5

１.10　給水装置工事主任技術者の職務　Ⅰ－ 1－ 6

第Ⅱ章　給水装置の構造及び材質

１　給水装置の構造及び材質　Ⅱ－ 1－ 1

１．１　法第１６条（給水装置の構造及び材質）　Ⅱ－ 1－ 1

１．２　政令第６条（給水装置の構造及び材質の基準）　Ⅱ－ 1－ 1

１．３　平成９年厚生省令第１４号
（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）　Ⅱ－ 1－ 2

２　給水装置用材料　Ⅱ－ 2－ 1

２．１　使用材料の選定　Ⅱ－ 2－ 1

２．２　性能基準に適合する給水装置用材料　Ⅱ－ 2－ 1

２．３　性能基準適合の確認方法　Ⅱ－ 2－ 1

２．４　給水装置用材料の指定　Ⅱ－ 2－ 2

２．５　給水装置用材料の附属用具　Ⅱ－ 2－ 2

第Ⅲ章　給水装置工事の手続き

１　給水装置工事の手続き　Ⅲ－ 1－ 1

１．１　指定事業者が施行する給水装置工事　Ⅲ－ 1－ 1

１．２　受付及び承認　Ⅲ－ 1－ 5

１．３　現場調査　Ⅲ－ 1－ 5

１．４　工事の施工　Ⅲ－ 1－ 5

１．５　工事の竣工 …… Ⅲ－ 1－ 5
１．６　メーターの出庫 …… Ⅲ－ 1－ 6
１．７　工事検査（現場検査） …… Ⅲ－ 1－ 6
１．８　道路占用及び河川占用許可申請等、監督官庁への諸届 …… Ⅲ－ 1－ 7
１．９　臨時（工事用）給水装置工事 …… Ⅲ－ 1－ 8

２　工事変更等の取扱い …… Ⅲ－ 2－ 1
２．１　工事内容の変更 …… Ⅲ－ 2－ 1
２．２　工事の中止 …… Ⅲ－ 2－ 1

第Ⅳ章　給水装置工事の設計
１　給水装置工事の基本条件 …… Ⅳ－ 1－ 1
１．１　給水装置工事の基本条件 …… Ⅳ－ 1－ 1
２　給水装置工事の基本調査 …… Ⅳ－ 2－ 1
２．１　基本調査 …… Ⅳ－ 2－ 1
３　給水方式の決定 …… Ⅳ－ 3－ 1
３．１　給水方式の種類 …… Ⅳ－ 3－ 1
３．２　給水方式の特徴 …… Ⅳ－ 3－ 1
３．３　給水方式選定上の注意点 …… Ⅳ－ 3－ 2
４　給水管口径の決定 …… Ⅳ－ 4－ 1
４．１　計画使用水量の決定 …… Ⅳ－ 4－ 1
４．２　給水管口径の決定 …… Ⅳ－ 4－ 8
４．３　計算例 …… Ⅳ－ 4－12
５　直結式給水方式 …… Ⅳ－ 5－ 1
５．１　直結直圧式 …… Ⅳ－ 5－ 1
５．２　直結増圧式 …… Ⅳ－ 5－ 1
６　貯水槽式給水方式 …… Ⅳ－ 6－ 1
６．１　受水槽の設置位置 …… Ⅳ－ 6－ 1
６．２　受水槽の材質 …… Ⅳ－ 6－ 1
６．３　受水槽の構造 …… Ⅳ－ 6－ 1
６．４　ボールタップ設置上の注意 …… Ⅳ－ 6－ 2
６．５　受水槽以下設備等の配管 …… Ⅳ－ 6－ 2
７　給水管の分岐 …… Ⅳ－ 7－ 1
７．１　分岐の原則 …… Ⅳ－ 7－ 1
７．２　分岐口径 …… Ⅳ－ 7－ 1
７．３　分岐間隔等 …… Ⅳ－ 7－ 1
７．４　分岐方法 …… Ⅳ－ 7－ 1
７．５　分岐部の撤去 …… Ⅳ－ 7－ 2

７．６　分岐標準図 …… Ⅳ－ 7－ 4
８　給水管の配管 …… **Ⅳ－ 8－ 1**
８．１　配管の原則 …… Ⅳ－ 8－ 1
８．２　給水管の選定 …… Ⅳ－ 8－ 1
８．３　配管口径等配管上の注意 …… Ⅳ－ 8－ 7
８．４　給水管の埋設深さ …… Ⅳ－ 8－ 8
８．５　給水管の占用位置 …… Ⅳ－ 8－ 9
９　止水栓設置の取扱い …… **Ⅳ－ 9－ 1**
９．１　止水栓 …… Ⅳ－ 9－ 1
９．２　止水栓の設置位置 …… Ⅳ－ 9－ 2
９．３　止水栓筐 …… Ⅳ－ 9－ 2
９．４　設置標準図 …… Ⅳ－ 9－ 4
10　メーター設置の取扱い …… **Ⅳ－10－ 1**
10．１　メーターの設置位置等 …… Ⅳ－10－ 1
10．２　メーターの設置基準 …… Ⅳ－10－ 1
10．３　増圧給水設備以下給水装置メーター設置基準 …… Ⅳ－10－ 2
10．４　受水槽以下設備メーター設置基準 …… Ⅳ－10－ 2
10．５　メーターボックス …… Ⅳ－10－ 2
11　私設消火栓の設置 …… **Ⅳ－11－ 1**
11．１　私設消火栓の種類等 …… Ⅳ－11－ 1
11．２　私設消火栓の設置方法等 …… Ⅳ－11－ 1
12　水の安全性・衛生対策 …… **Ⅳ－12－ 1**
12．１　他の水管及びポンプ（増圧給水設備を除く）の直結禁止 …… Ⅳ－12－ 1
12．２　水の汚染防止 …… Ⅳ－12－ 1
12．３　破壊防止 …… Ⅳ－12－ 1
12．４　侵食防止 …… Ⅳ－12－ 3
12．５　逆流防止 …… Ⅳ－12－11
12．６　凍結防止 …… Ⅳ－12－20
12．７　クロスコネクション防止 …… Ⅳ－12－24
13　特殊器具装置に関する取扱い …… **Ⅳ－13－ 1**
13．１　給湯器等特殊器具の設置 …… Ⅳ－13－ 1
［ウォータークーラー、給湯器、太陽熱温水器、浄水器、活水器、給水補助加圧装置、直結型非常用結型非常用貯水槽（管）、住宅用スプリンクラー、冷凍機又は冷房機、洗米機・ボイラ］
13．２　最低作動水圧の確認 …… Ⅳ－13－ 5
13．３　逆流防止装置等の取付け …… Ⅳ－13－ 5
13．４　減圧弁、安全弁の設置 …… Ⅳ－13－ 6
14　貯水槽式及び井水給水設備の給水装置への切替えに関する取扱い …… **Ⅳ－14－ 1**

第Ⅴ章　給水装置工事の施工

１　施工 …… **Ⅴ－ 1－ 1**

１．１　施工一般 …… Ⅴ－ 1－ 1

２　土工事 …… **Ⅴ－ 2－ 1**

２．１　掘削工事 …… Ⅴ－ 2－ 1

２．２　道路掘削 …… Ⅴ－ 2－ 1

２．３　道路埋戻し工事 …… Ⅴ－ 2－ 2

２．４　道路復旧工事 …… Ⅴ－ 2－ 2

２．５　現場管理 …… Ⅴ－ 2－ 2

３　分岐工事 …… **Ⅴ－ 3－ 1**

３．１　サドル付分水栓による分岐 …… Ⅴ－ 3－ 1

３．２　EF サドルによる分岐 …… Ⅴ－ 3－ 3

３．３　チーズによる分岐 …… Ⅴ－ 3－ 4

３．４　不断水割Ｔ字管による分岐 …… Ⅴ－ 3－ 4

３．５　分岐部の撤去 …… Ⅴ－ 3－ 5

４　配管工事 …… **Ⅴ－ 4－ 1**

４．１　基本事項（構造・材質基準に係る事項） …… Ⅴ－ 4－ 1

４．２　詳細事項 …… Ⅴ－ 4－ 1

４．３　各管種の接合方法 …… Ⅴ－ 4－ 1

４．４　配管の留意事項 …… Ⅴ－ 4－16

５　止水栓の取付け …… **Ⅴ－ 5－ 1**

５．１　取付けの基本 …… Ⅴ－ 5－ 1

５．２　第１止水栓（ボール止水栓）の取付け（口径 20 ㎜ ～40 ㎜） …… Ⅴ－ 5－ 1

５．３　ソフトシール仕切弁（口径 50 ㎜以上）の取付け …… Ⅴ－ 5－ 2

５．４　第２止水栓の取付け …… Ⅴ－ 5－ 2

５．５　止水栓（仕切弁）筐の設置 …… Ⅴ－ 5－ 2

６　メーターの取付け …… **Ⅴ－ 6－ 1**

６．１　メーター取付けの基本 …… Ⅴ－ 6－ 1

６．２　口径 40 ㎜以下の取付け …… Ⅴ－ 6－ 1

６．３　口径 50 ㎜以上の場 …… Ⅴ－ 6－ 1

６．４　集合住宅等におけるメーター設置の規則性の確保 …… Ⅴ－ 6－ 1

６．５　メーターボックスの設置 …… Ⅴ－ 6－ 2

７　給水管の明示 …… **Ⅴ－ 7－ 1**

７．１　明示テープの標示 …… Ⅴ－ 7－ 1

７．２　明示シートの標示 …… Ⅴ－ 7－ 2

第Ⅵ章　図面作成

１　設計図 …… **Ⅵ－ １－ １**

１．１　図面の種類 …… Ⅵ－ １－ １

１．２　作図の条件 …… Ⅵ－ １－ １

１．３　作図 …… Ⅵ－ １－ ２

２　完成図 …… **Ⅵ－ ２－ １**

２．１　作図 …… Ⅵ－ ２－ １

第Ⅶ章　設計審査及び工事検査

１　設計審査 …… **Ⅶ－ １－ １**

１．１　設計審査 …… Ⅶ－ １－ １

１．２　設計審査の受付 …… Ⅶ－ １－ １

１．３　設計審査の内容 …… Ⅶ－ １－ ４

１．４　設計審査手数料及び加入金 …… Ⅶ－ １－ ５

１．５　設計審査後の事務 …… Ⅶ－ １－ ５

１．６　配水管からの分岐又は撤去工事を指定事業者が施行する場合の取扱い …… Ⅶ－ １－ ６

２　工事検査 …… **Ⅶ－ ２－ １**

２．１　指定事業者の自主検査 …… Ⅶ－ ２－ １

２．２　工事検査の受付 …… Ⅶ－ ２－ ２

２．３　工事検査手数料の徴収等 …… Ⅶ－ ２－ ３

２．４　工事検査の実施（工事写真管理項目） …… Ⅶ－ ２－ ３

２．５　工事の完成 …… Ⅶ－ ２－ ６

２．６　整理・保管 …… Ⅶ－ ２－ ６

第Ⅷ章　維持管理

１　漏水の点検 …… **Ⅷ－ １－ １**

２　給水用具の故障と修理 …… **Ⅷ－ ２－ １**

３　異常現象と対策 …… **Ⅷ－ ３－ １**

３．１　水質の異常 …… Ⅷ－ ３－ １

３．２　出水不良 …… Ⅷ－ ３－ ２

３．３　水撃 …… Ⅷ－ ３－ ３

３．４　異常音 …… Ⅷ－ ３－ ３

４　事故原因と対策 …… Ⅷ－ ４－ １

４．１　汚染事故の原因 …… Ⅷ－ ４－ １

４．２　凍結事故 …… Ⅷ－ 4－ 1

第 Ⅸ 章　参考

１　管径均等数 …… **Ⅸ－ 1－ 1**
２　水道メーター口径別使用流量基準（参考） …… **Ⅸ－ 2－ 1**
３　流量計算 …… **Ⅸ－ 3－ 1**
３．１　基礎知識 …… Ⅸ－ 3－ 1
３．２　流量計算 …… Ⅸ－ 3－ 11
３．３　計算例 …… Ⅸ－ 3－ 17
３．４　流量表 …… Ⅸ－ 3－ 32
４　申請関係様式 …… **Ⅸ－ 4－ 1**
１　施工基準第１号様式「給水装置工事申込書」 …… Ⅸ－ 4－ 2
２　施工基準第２号様式「給水装置工事施行に係る利害関係人の同意書・誓約書」 …… Ⅸ－ 4－ 3
３　施工基準第３号様式「使用材料基準適合確認書」 …… Ⅸ－ 4－ 4
４　施工基準第４号様式「設計図」 …… Ⅸ－ 4－ 5
５　施工基準第５号様式「完成図」 …… Ⅸ－ 4－ 6
６　施工基準第６号様式「給水装置工事申請書類チェックリスト」 …… Ⅸ－ 4－ 7
７　施工基準第７号様式「三階以上建物直結直圧式給水事前協議申請書」 …… Ⅸ－ 4－ 8
８　施工基準第８号様式「三階以上建物直結直圧式給水調査報告書」 …… Ⅸ－ 4－ 9
９　施工基準第９号様式「直結増圧式給水事前協議申請書」 …… Ⅸ－ 4－10
10　施工基準第 10 号様式「直結増圧式給水調査報告書」 …… Ⅸ－ 4－11
11　施工基準第 11 号様式「直結増圧式給水装置設置申請書」 …… Ⅸ－ 4－12
12　施工基準第 12 号様式「直結増圧式給水装置調書」 …… Ⅸ－ 4－13
13　施工基準第 13 号様式「直結増圧式給水装置に関する承諾書（新設・既設）」 …… Ⅸ－ 4－14
14　施工基準第 14 号様式「貯水槽水道（設置・変更・撤去）届」 …… Ⅸ－ 4－15
15　施工基準第 15 号様式「給水装置工事検査申請書」 …… Ⅸ－ 4－16
16　施工基準第 16 号様式「給水装置工事検査確認表」 …… Ⅸ－ 4－17
17　施工基準第 17 号様式「給水装置工事完成届」 …… Ⅸ－ 4－18
18　施工基準第 18 号様式「給水装置工事取消届・給水装置工事設計変更届」 …… Ⅸ－ 4－19
19　施工基準第 19 号様式「給水装置所有者変更届」 …… Ⅸ－ 4－20
20　施工基準第 20 号様式「給水装置代理人・管理人（選定・変更）届」 …… Ⅸ－ 4－21
21　施工基準第 21 号様式「自己認証品使用報告書」 …… Ⅸ－ 4－22
22　施工基準第 22 号様式「給水装置への切替えに伴う調査報告書（受水槽以下設備等使用）」 …… Ⅸ－ 4－23

23　施工基準第 23 号様式「活水器等設置申請書」 …… Ⅸ－ 4－24

5　関係法令 …… Ⅸ－5－ 1

1　水道法（抄） …… Ⅸ－5－ 3
2　水道法施行令（抄） …… Ⅸ－5－ 24
3　水道法施行規則（抄） …… Ⅸ－5－ 26
4　水質基準に関する省令（抄） …… Ⅸ－5－ 34
5　給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 …… Ⅸ－5－ 36
6　広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例 …… Ⅸ－5－ 44
7　広島県水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－ 78
8　広島県水道広域連合企業団三原市水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－ 83
9　広島県水道広域連合企業団府中市水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－ 88
10　広島県水道広域連合企業団三次市水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－ 93
11　広島県水道広域連合企業団庄原市水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－ 98
12　広島県水道広域連合企業団東広島市水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－104
13　広島県水道広域連合企業団廿日市市水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－109
14　広島県水道広域連合企業団安芸高田市水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－115
15　広島県水道広域連合企業団江田島市水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－120
16　広島県水道広域連合企業団熊野町水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－126
17　広島県水道広域連合企業団北広島町水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－131
18　広島県水道広域連合企業団大崎上島町水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－139
19　広島県水道広域連合企業団世羅町水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－146
20　広島県水道広域連合企業団神石高原町簡易水道事業における水道事業給水規程 …… Ⅸ－5－153
21　広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程 …… Ⅸ－5－159
22　受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項（厚生労働省通知） …… Ⅸ－5－167

第Ⅰ章　総 則

１　総則

１．１　目的

給水装置工事施工基準（以下「施工基準」という。）は、「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例」（以下「給水条例」という。）に基づいて施行する給水装置工事について、給水装置の構造及び材質が適正な基準に適合することが確保されるとともに、設計から施工までの必要事項を定め、適正で合理的な実施を図ることを目的とする。

１．２　適用の範囲

本施工基準は、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）水道事業の給水区域における給水装置工事に適用し、手続き等工事の施行については、水道企業団を構成する市町の事務所が所管する。

構成市町の事務所は、竹原事務所、三原事務所、府中事務所、三次事務所、庄原事務所、東広島事務所、廿日市事務所、安芸高田事務所、江田島事務所、熊野事務所、北広島事務所、大崎上島事務所、世羅事務所、神石高原事務所の 14 事務所とする。

水道事務所の所管区域及び所在地は、図Ⅰ-1-1 及び表Ⅰ-1-1 のとおり。



図Ⅰ-1-1 事務所の所管区域

表Ⅰ-1-1 事務所の所在地及び連絡先

事務所名	所在地	所管部署	電話番号
竹原事務所	竹原市中央 4-8-17	工務維持係	0846-22-7768
三原事務所	三原市西野 5-14-1	給水係	0848-64-2294
府中事務所	府中市用土町 440-1	工務維持係	0847-43-7169
三次事務所	三次市三次町 501	工務維持係	0824-62-6165
庄原事務所	庄原市中本町 1-10-1	工務維持係	0824-73-1170
東広島事務所	東広島市西条中央 2-5-18	維持課	082-421-3665
廿日市事務所	廿日市市串戸 5-10-15	工務維持課	0829-32-5294
安芸高田事務所	安芸高田市吉田町吉田 791	工務維持係	0826-47-1203
江田島事務所	江田島市江田島町中央 1-1-1	工務維持係	0823-42-3311
熊野事務所	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	業務係	082-820-5610
北広島事務所	山県郡北広島町有田 1234	水道係	0826-75-2115
大崎上島事務所	豊田郡大崎上島町中野 2067-1	水道係	0846-64-3513
世羅事務所	世羅郡世羅町大字東神崎 351	工務維持係	0847-22-0533
神石高原事務所	神石郡神石高原町小畠 1701	水道係	0847-89-3151

１．３　用語の定義

１　「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。

２　「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいうが、給水人口 100 人以下のものは除かれる。

３　「水道事業者」とは、国土交通大臣の認可を受けて水道事業を経営する者をいう。

４　「簡易水道事業」とは、給水人口が 5,000 人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

５　「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とする水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が口径 25 ㎜以上の導管の全長が 1,500m 以下及び水槽の水槽の有効容量の合計が 100m^3 以下のものは除く。

・100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。

・水道施設において、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供する 1 日最大給水量が 20m^3 を超えるもの。

６　「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、受水槽の有効容量の合計が 10m^3 を超えるものをいう。

7　「水道施設」とは、水道のために設けられる取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の施設であって、水道事業者の管理に属するものをいう。

8　「配水管」とは、配水池等を起点として、配水するために施設した管をいう。

水道企業団においては、水道企業団が管理する給水管の引き込みが可能である管で、所管する事務所の区域により配水管の口径等は異なる。

9　「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10 「給水管」とは、配水管又は他の給水管から分岐し、需要者に水を供給する管をいう。

11 「給水用具」とは、給水管に容易に取り外しができない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓（蛇口）、ボールタップ、湯沸かし器、ウォータークーラー等の給水用器具をいう。

12 「専用給水装置」とは、給水装置のうち１世帯又は１事業所の専用に給水するものをいう。

13　「共用給水装置」とは、給水装置のうち２世帯又は２箇所以上で共用するものをいう。

14　「私設消火栓」とは、給水装置のうち消防用に給水するものをいう。

15　「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 13 条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去工事をいう。

16　「給水装置工事主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者試験（国家試験）に合格し、交付申請により国土交通大臣及び環境大臣（令和５年度までは厚生労働大臣）より給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者をいう。

17　「供給規程」とは、水道事業者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるものをいう。

１．４　関係法令等の遵守

給水装置工事の施行に当たっては、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「政令」という。）、給水条例等の関係法令を遵守しなければならない。

１．５　給水装置工事の申込み

給水装置工事（国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を行おうとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りではない（給水条例第５条）

１．６　給水装置工事の基本事項

１　給水装置工事の費用負担

給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事を行う者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたときは、水道企業団の負担とすることができる。（給水条例第６条）

２　給水装置工事の施行

給水装置工事は、企業長が法第 16 条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。ただし、企業長がやむを得ないと認める事由がある場合は、企業長、他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定した者が施行することができる。（給水条例第７条）

３　構造及び材質

（１）給水装置の新設又は改造をする者及び当該工事を施行する者は、政令第６条に定める基準に適合させなければならない。

（２）給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び当該工事を施行する者は、政令に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

４　給水管及び給水用具の指定

（１）企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下、「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。（給水条例第８条第２項）

（２）企業長は、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。（給水条例第８条第３項）

１．７　給水装置工事の種別

１　給水装置の種類

給水条例第４条により、給水装置としては、「専用給水装置」及び「共用給水装置」と消防用に使用する「私設消火栓」の３種類を規定している。

２　給水装置工事の種別

水道企業団における給水装置工事申込みについては、次の種別による。

（１）新設工事

新たに給水装置を設置する工事

（２）改造工事

給水管の増径、管種変更、水栓の増設など給水装置の原形を変える工事

（３）撤去工事

給水装置の一部又は全部を撤去する工事

（４）修繕工事

原則として給水装置の原形を変えないで、給水装置の部分的な修理をする工事

１．８　指定給水装置工事事業者制度

指定給水装置工事事業者制度（以下「指定事業者制度」という。）は、水道需要者の給水装置の構造及び材質が、政令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を法第 16 条の２第１項の規定に基づき指定する制度である。

平成８年の法改正により、従前の給水区域内に店舗等を構えることや当該水道事業者の行う試験等に合格した責任技術者及び配管技能者を配置する等、各水道事業者で異なっていた指定の基準を全国統一し、給水区域内の所在を要件としない等、規制が緩和された新たな指定事業者制度が設けられた。この指定事業者制度は、新規の指定についてのみ定められており、指定の有効期間がないことから指定事業者の休止及び廃止等の状況が反映されにくく、実態を把握することが困難等、実態との乖離が生じていたほか、無届工事や不良工事が発生していたことから、指定事業者制度の改善を図るため、平成 30 年の法の一部改正により指定の有効期間を設け、５年ごとの更新制が導入された。

１．９　指定給水装置工事事業者の遵守事項

指定事業者は、法第 25 条の３で定める指定の基準を要件として水道事業者が指定する者であり、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を配置しなければならない。また、その選任及び解任について一定の手続きにより水道事業者に届け出なければならず（法第 25 条の４）、指定事項の変更があったときや事業を廃止あるいは休止や再開をしたときも一定の手続きにより水道事業者に届け出なければならない（法第 25 条の７）。加えて、指定事業者は法第 25 条の８に基づき、同法施行規則第 36 条に定める事業の運営の基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならず、上記法令等に違反した場合、水道事業者は法第 25 条の 11 により指定事業者の指定を取り消すことができる旨が規定されている。

（事業の運営基準）
水道法施行規則第 36 条
法第 25 条の８に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。
一　給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第 25 条の４第１項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第 25 条の４第３項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
二　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
三　水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
四　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
五　次に掲げる行為を行わないこと。
イ　政令第６条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること
ロ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること
六　施行した給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第１号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から３年間保存すること。
イ　施主の氏名又は名称
ロ　施行の場所
ハ　施行完了年月日
ニ　給水装置工事主任技術者の氏名
ホ　竣工図
ヘ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
ト　法第 25 条の４第３項第３号の確認の方法及びその結果

1.10　給水装置工事主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者は、指定事業者制度の施行にあわせ創設された国家資格であり、給水装置が構造及び材質の基準に適合する工事を確実に施行するため、給水装置工事の調査、計画、施工、検査といった一連の工事の過程について、技術上の総括・管理を行うとともに、給水装置工事に従事する者の指導監督を行う。

また、給水装置工事の技術上の総括者として必要な技術水準を確保するため、法第 25 条の４及び同法施行規則第 23 条によって、給水装置工事主任技術者の職務が定められ、適正な施行を確保するための責任と地位が付与されている。

（給水装置工事主任技術者）
水道法第 25 条の４
　指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第３項各号に掲げる職務をさせるため、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
２　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
３　給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
　一　給水装置工事に関する技術上の管理
　二　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
　三　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
　四　その他国土交通省令で定める職務
４　給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（給水装置工事主任技術者の職務）
水道法施行規則第 23 条
　法第 25 条の４第３項第４号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。
　一　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
　二　第 36 条第１項第２号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
　三　給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

第Ⅱ章　給水装置の構造及び材質

１　給水装置の構造及び材質

給水装置については、法第 16 条（給水装置の構造及び材質）に基づき、政令（給水装置の構造及び材質の基準）が定められている。

この政令は、法第 16 条に基づく水道事業者による給水契約の拒否や給水停止の権限を発動するか否かの判断に用いるもので、給水装置が有すべき必要最小限の基準を規定している。

また、政令を適用するに当たり必要となる技術的細目については、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（厚生省令第 14 号）」（以下「構造・材質基準」という。）が定められ、給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための基準（性能基準）と、給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な判断基準（給水装置全体のシステムとしての基準）が規定されている。

以上から、給水装置工事の施行に当たっては、政令及び構造・材質基準を遵守し、適正な施行を行わなければならない。

１．１　法第 16 条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

１．２　政令第６条（給水装置の構造及び材質の基準）

第６条　法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

一　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。

二　配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

三　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

四　水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

五　凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

六　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

七　水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

２　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあっては、国土交通省令・環境省令）で定める。

１．３　平成９年厚生省令第 14 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）

この省令は、給水装置に用いようとする個々の製品が満たすべき性能の基準（性能基準）と、給水装置工事の施行の適正を確保するための基準（給水装置全体のシステムとしての基準）から構成される。

給水装置工事の施行に当たっては、「性能基準」の適合性が証明された製品（自己認証品、第三者認証品、JIS 及び JWWA 等規格品）を使用しなければならない。また、「給水装置全体のシステムとしての基準」の規定内容を遵守し、適正な施行を行う必要がある。要約を表Ⅱ-1-1 に示す。

表Ⅱ-1-1　平成９年厚生省令第 14 号 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（要約）

	省令の規定内容	
省令の項目	「性能基準」に関する規定	「給水装置全体のシステムとしての基準」に関する規定
第１条 耐圧に関する基準	第１項 第１号～第４号 （Ⅸ-4-35 参照）	第２項 給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。 第３項 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。
第２条 浸出等に関する基準	第１項 （Ⅸ-4-36 参照）	第２項 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りではない。 第３項 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されていてはならない。 第４項 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置する給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置を講じられているものでなければならない。
第３条 水撃限界に関する基準	第１項の前文 （Ⅸ-4-36 参照）	第１項の後文 ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置を講じられているものにあっては、この限りでない。
第４条 防食に関する基準	―	（Ⅸ-4-36 参照） 第１項 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。 第２項 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

第５条 逆流防止に関する基準	第１号イ～ヘ （Ⅸ-4-37 参照）	第１項 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。 第１号 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水器具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（ニに掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方 150 ミリメートル以上の位置）に配置されていること。 イ～ヘ（略） 第２号　吐出口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。 イ　呼び径が 25㎜ 以下のものにあっては、別表第２の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐出口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐出口の中心までの垂直距離が確保されていること。（表省略） ロ　呼び径が 25㎜ を超えるものにあっては、別表第３の上欄に掲げる区分に応じ、表下欄に掲げる越流面から吐出口の最下端までの垂直距離が確保されていること。（表省略） 第２項 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、第１項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流防止のための措置が講じられているものでなければならない。
第６条 耐寒に関する基準	第１号の前文 （Ⅸ-4-38 参照）	第１項の後文 ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。
第７条 耐久に関する基準	第１項 （Ⅸ-4-38 参照）	―

２　給水装置用材料

配水管から分岐して設けられた給水管及びそれに直結して設けられる給水用具（以下、「給水装置用材料」という。）は、水の汚染を防止する等の観点から、構造・材質基準に適合する材料を使用しなければならない。

構造・材質基準には、個々の給水装置用材料の性能確保のための7項目の性能基準（「耐圧性能基準」、「浸出性能基準」、「水撃限界性能基準」、「逆流防止性能基準」、「負圧破壊性能基準」、「耐寒性能基準」及び「耐久性能基準」）が定められている。これらの性能基準は、給水装置用材料ごとに、有すべき性能と使用場所等に応じて必要な項目が適用される。

２．１　使用材料の選定

給水装置用材料は、その特性及び定められた使用条件、制限措置を十分に考慮し、使用箇所に適したものを選定しなければならない。

２．２　性能基準に適合する給水装置用材料

性能基準に適合する給水装置用材料は、次のとおりである。

１　第三者認証品

製造業者等の希望に応じて、第三者認証機関が性能基準に適合することを証明、認証した製品。

第三者認証機関は、製品サンプル試験を行い、性能基準に適合しているか否か等の検査を行って基準適合性を認証した上で、当該認証機関の認証マークを製品に表示することを認める。第三者認証機関には、（社）日本水道協会、（財）日本燃焼機器検査協会、（財）電気安全環境研究所、（財）日本ガス機器検査協会及び（株）ULJapanがある。

２　JIS規格（水道用）、JWWA規格等のように性能基準の適合が明らかな製品。

３　自己認証品

製造業者や販売業者が自らの責任において、性能基準に適合していることを証明する製品。証明には、製造業者等が自ら又は試験機関等に委託して得た試験成績書等を使用する。

４　企業長の定める規格又は仕様等に基づき製造された製品（水道企業団規格品及び仕様品）

２．３　性能基準適合の確認方法

給水装置用材料が性能基準に適合していることを確認する方法は次のとおりである。

１　第三者認証品の確認方法

第三者認証機関で認証した製品には、認証マーク（表Ⅱ-2-1参照）が表示されるので、このマークを確認するか、第三者認証機関で発行する認証登録リスト、ホー

ムページ等の閲覧により確認する。

2　JIS規格品の確認方法

下記の表示を確認する。

JIS規格（水道用）の場合	

3　自己認証品の確認方法

当該製品の製造者に対して、構造・材質基準に適合していることが判断できる資料（適合証明書、試験成績書等）の提示を求め、確認する。

表Ⅱ-2-1　第三者認証機関と認証マーク等

第三者認証機関	審査内容		認証マーク
（社）日本水道協会	品質認証センター	性能基準の適合（基本基準）	
		日水協規格の適合（特別基準）	
	検査部	JIS規格、日水協規格等の適合	
（財）日本燃焼機器検査協会	性能基準の適合		
（財）電気安全環境研究所	性能基準の適合		
（財）日本ガス機器検査協会	性能基準の適合		
（株）ULJapan	性能基準の適合		

2．4　給水装置用材料の指定

配水管又は道路に布設された他の給水装置からの分岐部分からメーターまでの部分の給水装置用材料（これを保護するための附属用具を含む。）については、災害等による給水装置の損傷を防止し、又は給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、給水条例第８条第２項（給水管及び給水用具の指定）の規定に基づき、企業長が指定した材料を使用しなければならない。

2．5　給水装置用材料の附属用具

1　附属用具の指定等

配水管又は道路に布設された他の給水装置からの分岐部分からメーターまでの部分に使用する給水装置用材料を保護するための附属用具（メーターボックス、止水栓ボ

ックス、仕切弁ボックス等）は、「2.4 給水装置用材料の指定」と同様に、企業長が指定した材料を使用しなければならない。

また、上記以外に設置する止水栓及びメーターを保護する附属用具についても、メーター検針やメーター取替え等の作業を考慮し、企業長が指定した同等品（材質及び寸法等）又は確認したものを使用することが望ましい。その際、指定材料の設置場所と区別するため、止水栓ボックス及びメーターボックスの蓋には、団章を表示しないこと。

第Ⅲ章　給水装置工事の手続き

1　給水装置工事の手続き

給水装置工事は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。（給水条例第５条）

本章では、給水装置工事の申込みから当該工事が完了するまでの手続きについて述べるものである。

１．１　指定事業者が施行する給水装置工事

１　事務処理の流れ

事務処理の流れは、給水装置工事業務フロー図（図Ⅲ-1-1）のとおりである。

なお、企業長が行う給水装置工事に係る事務手続きは、所管する事務所が行う。

２　給水装置工事の申込み

指定事業者における給水装置工事の申込みは次の事項による。

（１）給水を受けようとする申込者（給水装置工事申請者）が指定事業者を選定し、申込者と指定事業者とで工事契約を交わす。

（２）指定事業者は、工事申込みに必要なすべての図書を申込者に説明の上作成し、企業長に申し込む。

（３）申込みに際しての提出図書は、次のとおりとする。

なお、「施工基準様式」とは、本施工基準で定める様式とする。

①　「給水装置工事申込書」（施工基準第１号様式）

給水条例第５条の承認（施行承認）及び給水条例第７条第２項の設計審査に基づく申請のための様式。

②　「同意書・誓約書」（施工基準第２号様式）

給水条例第７条第３項の企業長が求める場合の様式。

③　「使用材料基準適合確認書」（施工基準第３号様式）

給水条例第７条第２項の設計審査に基づく材料確認のための様式。

この様式は、工事検査申請時にも使用する。

④　「設計図」（施工基準第４号様式）

設計図には、位置図、平面図、立面図等を図示する。

⑤　「給水装置工事申請書類チェックリスト」（施工基準第６号様式）

申請に必要な提出図書は、このチェックリストに基づき確認する。

⑥　その他企業長が必要と認めたもの

「代理人・管理人選定届」、「貯水槽水道（設置・変更・廃止）届」、「自己認証品使用報告書」など。

３　三階以上建物への直結直圧式給水の申込み

三階以上建物への直結直圧式給水の申込みを行う者は、「第Ⅳ章 5.1 直結直圧式」

によるものとする。

（１）申込みを行う者は、給水装置工事の申込みを行う前に「三階以上建物直結直圧式給水事前協議申請書」（施工基準第７号様式）及び必要添付図書を企業長に提出し、事前協議を行うこと。

なお、次表に該当する場合は、事前協議を省略できるものとする。

表Ⅲ-1-1 当該地区配水管の最小動水圧と建物要件

配水管最小動水圧	建物要件等
0.25 MPa（2.55kgf/cm²）以上	① ３階建て建物 ② ３階部分設置水栓高さが道路面（GL）から 10m 以下 ③ 分岐口径が 75 ㎜以下 ④ 分岐口径は、被分岐管口径の１口径以下 ⑤ メーター口径が 20 ㎜以上 ⑥ 次のいずれかに該当 ア 一戸建て住宅 イ 店舗兼用住宅 ウ 店舗 エ 事務所 オ 集合（共同）住宅 カ その他直結直圧式給水が適当と認めた建物
0.3 MPa（3.06kgf/cm²）以上	① ４階建て建物 ② ４階部分設置水栓高さが道路面（GL）から 13m 以下 ③ 分岐口径が 75 ㎜以下 ④ 分岐口径は、被分岐管口径の１口径以下 ⑤ メーター口径が 20 ㎜以上 ⑥ 次のいずれかに該当 ア 一戸建て住宅 イ 店舗兼用住宅 ウ 店舗 エ 事務所 オ 集合（共同）住宅 カ その他直結直圧式給水が適当と認めた建物

※申請地の最小動水圧については、各事務所に確認

（２）事前協議を受けた企業長は、直結直圧式給水の可否について調査し、「三階以上建物直結直圧式給水調査報告書」（施工基準第８号様式）をもって回答する。

（３）申込みを行う者は、その回答により給水方式の決定を行い、給水装置の設計を行わなければならない。直結直圧式給水が可の回答を受けた場合は、給水装置工事の申込み時に、その回答の写しを添付すること。

４　直結増圧式給水工事の申込み

直結増圧式給水の申込みを行う者は、「第Ⅳ章 5.2 直結増圧式」によるものとする。

（１）申込みを行う者は、給水装置工事の申込みを行う前に、「直結増圧式給水事前協議申請書」（施工基準第９号様式）及び必要添付図書を企業長に提出し、事前協議を行うこと。

（２）事前協議を受けた企業長は、直結増圧式給水の可否を調査し「直結増圧式給水調

査報告書」（施工基準第 10 号様式）をもって可否について回答する。

（３）申込みを行う者は、可否の結果に基づいて給水方式の決定を含む当該給水装置の設計を行わなければならない。

（４）申込みに際しての提出図書は次のとおりとする。

①　「直結増圧式給水調査報告書」（施工基準第 10 号様式）の写し

②　「直結増圧式給水装置設置申請書」（施工基準第 11 号様式）

③　「直結増圧式給水装置調書」（施工基準第 12 号様式）

④　「直結増圧式給水装置に関する承諾書（新設・既設）」（施工基準第 13 号様式）

⑤　水理計算書

⑥　その他「2 給水装置工事の申込み」に準ずる。

５　貯水槽式水道工事の申込み

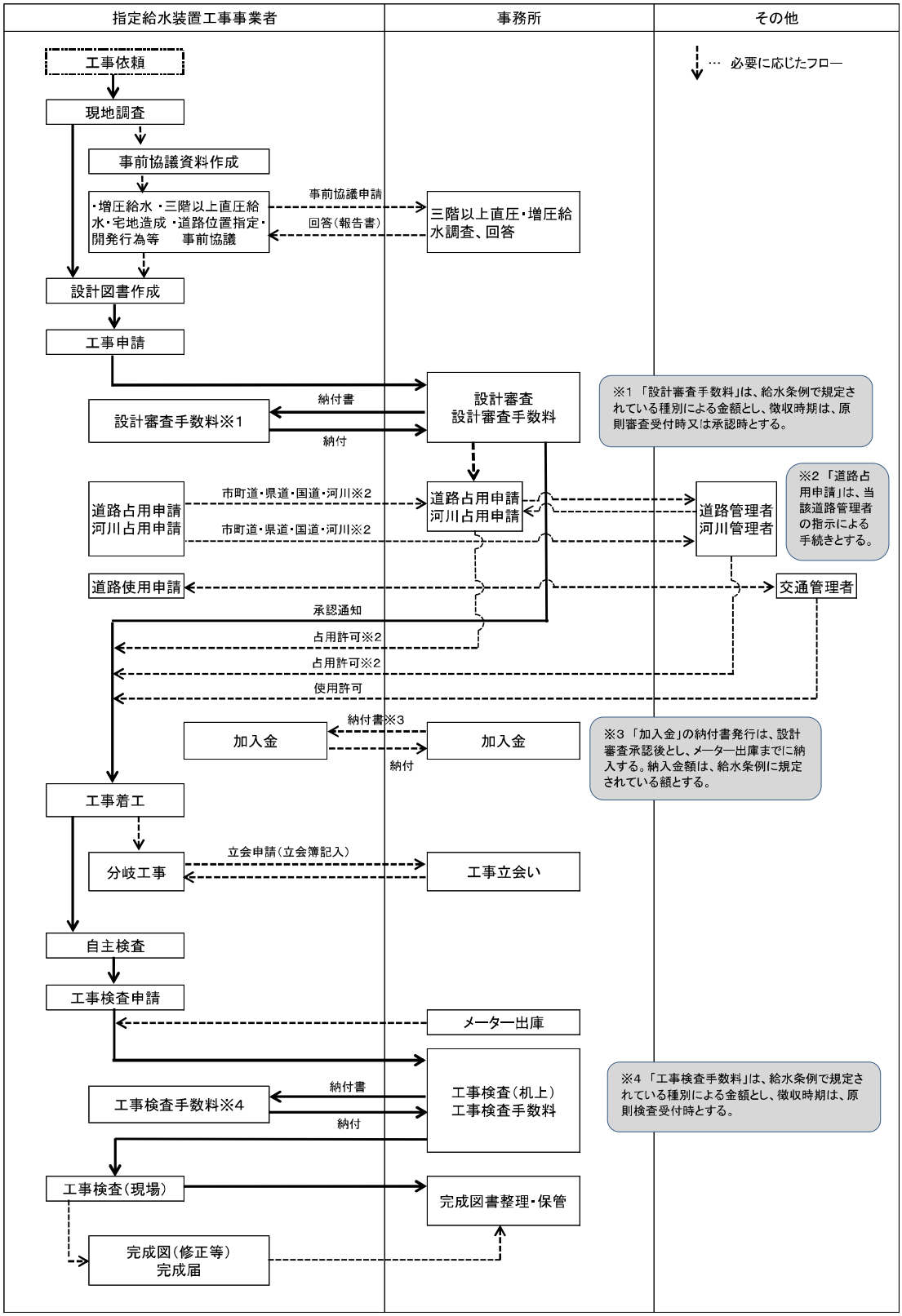
（１）貯水槽式水道工事の申込みに際しての提出書類は、次のとおりとする。

①　「貯水槽水道（設置・変更・撤去）届」（施工基準第 14 号様式）

②　受水槽以下設備平面図及び系統図等

③　水理計算書

④　受水槽までの給水装置については、「2 給水装置工事の申込み」に準ずる。



図Ⅲ-1-1　給水装置工事業務フロー図

１．２　受付及び承認

１　一般事項

（１）申込みの受付日及び受付時間は、原則として月曜日から金曜日（年末、年始、祝日を除く）までの午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

（２）「給水装置工事申込書」（施工基準第１号様式）等は、当日の書類審査を原則とする。

（３）記載事項及び添付書類等に不備のあるもの（ただし、その場で修正可能な場合はこの限りではない。）又は、具体的な計画のない工事は受理しない。

（４）受付後の審査過程において不備を発見した場合は、速やかに修正するよう連絡するとともに、修正するまで承認を保留する。

（５）「給水装置工事申込書」（施工基準第１号様式）等の受付から承認までの日数は、通常１週間程度とする。承認した際は、提出された「給水装置工事申込書」の写し等をもって通知する。

（６）承認後は、「給水装置工事申込書」（施工基準第１号様式）等は企業長が保管し、手数料等の納付が確認できるまで、持ち出しは禁止する。

２　手数料及び加入金の徴収

設計審査手数料は、原則企業長による設計審査時（審査受付時又は承認時）、工事検査手数料は、工事検査時（工事検査申請時）に企業長が発行する納付書をもって徴収する。

なお、手数料は、給水条例に定める種類に応じた金額とする。

加入金は、企業長の設計審査終了後、承認通知時に発行する納付書をもって徴収する。

３　審査事項

企業長は、申込み書類が提出されたとき「第Ⅶ章１設計審査」に従い審査する。

１．３　現場調査

申込み書類を受け付けた後、企業長は、必要に応じて現場調査を行い、給水装置工事設計図書との照合を行う。

１．４　工事の施行

１　申込みの審査を行い、承認を得たものは工事を着手することができる。

２　配水管からの分岐又は撤去を要する工事は、事前に「給水管分岐等立会い申込書（窓口設置の立会予定簿）」に記入し、企業長と施工日時の調整を行う。

１．５　工事の完成

１　工事完了後「第Ⅶ章 2.1 指定事業者の自主検査」に従い指定事業者による自主検査を行う。

２　自主検査合格後、速やかに工事検査を申し込む。

（１）工事検査申込みの提出書類は、次のとおりとする。

①　「給水装置工事検査申請書」（施工基準第 15 号様式）

②　「完成図」（施工基準第５号様式）

完成図には、位置図、平面図、立面図等を図示する。

③　「使用材料基準適合確認書」（施工基準第３号様式）

設計審査時提出の使用材料に変更があった場合は、修正等を行う。

④　「給水装置工事検査確認表」（施工基準第 16 号様式）

⑤　工事写真

工事写真については、「第Ⅶ章 2.4 工事検査の実施」に従う。

（２）検査事項

企業長は、工事検査の申込み書類が提出されたとき「第Ⅶ章 2.4 工事検査の実施」に従い検査する。

（３）工事検査手数料

「1.2 2 手数料及び加入金の徴収」に従い工事検査手数料を徴収する。

１．６　メーターの出庫

給水装置の新設や改造工事に伴うメーターの出庫は、給水装置工事検査申請時以降とし、給水条例で定める「水道使用開始届」等に基づきメーターを出庫するが、加入金の納付を条件とする。

メーターの出庫は、給水装置工事受付窓口等の企業長が指定する場所とする。

なお、口径 40㎜以上のメーター及び集合住宅等１工事案件でまとまった数のメーターを必要とする場合等は、準備も必要になることから、事前に企業長と調整し、その指示に従う。

１．７　工事検査（現場検査）

１　提出された「給水装置工事検査申請書」（施工基準第 15 号様式）及び「完成図」（施工基準第５号様式）、工事写真等に基づき、当該給水装置工事現場にて工事検査を行う。

なお、工事検査については、工事内容に応じ、現場立会検査、企業長によるパトロール検査、机上による写真検査等とし、企業長の指示に従う。

２　工事検査には、机上検査を含め、当該給水装置工事に指名された給水装置工事主任技術者が立ち会うこと。

３　工事検査に際しての検査事項は「第Ⅶ章 2.4 工事検査の実施」に従い検査する。

４　工事検査で不合格の場合は、速やかに改善し、再検査を行う。

５　工事検査に合格したものは、「給水装置工事完成届」（施工基準第 17 号様式）を提出する。

１．８　道路占用及び河川占用許可申請等、監督官庁への諸届

１　道路及び河川占用許可申請手続

道路下（公道）に給水管を布設又は道路下に布設されている給水管を撤去する工事を行う場合は、道路法第 32 条の定めにより、事前に道路管理者に対し、道路占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない。

また、河川占用の場合にも河川法第 24 条により、事前に河川管理者に対し、河川占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない。

市町道及び県道、国道並びに河川の占用手続きは、当該道路管理者及び河川管理者の指示に従い行うものとする。

道路管理者等の指示により、当該給水装置工事の申込者から提出される道路占用及び河川占用の申込みに基づき、企業長がこの事務を行う場合は、以下のとおりとする。

（１）申込み方法

給水装置工事の申込みの際、当該道路管理者等の占用申請に必要な図書を添付し、申込みを行う。

なお、道路等占用に関する条件及び占用に必要な図書類等は、道路管理者等の指示に従うこと。

（２）占用許可関係書類の作成

企業長が手続きを行う場合の当該道路管理者等への占用許可関係書類（申請書、添付書類、工事写真、完成届等）は、原則として指定事業者が作成する。

（３）占用工事完了時

占用工事完了時には、当該道路管理者等の指示による必要図書類を企業長に提出する。また、道路管理者及び河川管理者による現場立会を要する場合、原則として給水装置工事主任技術者を同行させる。

（４）占用許可を取消す場合等

占用許可手続後、当該工事の占用許可を取り消す場合又は工事期間等の変更を行う場合、道路管理者等へ提出する書類の作成は、指定事業者が行う。

なお、当該給水装置工事の取消又は変更する場合は、別途本施工基準による手続きが必要となる。

２　給水管分岐及び撤去工事施工時の検査

給水管の分岐工事又は撤去工事施工時に立会い検査を行う。この場合の取扱いは「第Ⅶ章 2.4 工事検査の実施」による。

３　他の埋設物に対する措置

工事箇所にガス管、電線及び電話線などが埋設されていて、工事上の措置又は工事施工後の防護などに特別な配慮を払う必要があると思われるときは、それぞれの管理者に連絡し立会いを求めなければならない。

４　道路使用許可等

給水装置工事に伴い掘削等で道路を使用する場合は、所管する交通管理者（警察署）に道路使用許可申請を行い、許可を得なければならない。

また、消火栓等消防施設の使用に支障を来たす場合は、所管する消防署等に届け出ること。

５　仮復旧又は竣工後の道路陥没等の対応

当該工事箇所における道路陥没等の緊急時は、指定事業者又は緊急時対応責任者へ連絡する。

連絡を受けた者は、現場を確認し、道路管理者等の指示の下、速やかに、修復又は復旧する。

１．９　臨時（工事用）給水装置工事

建築工事等の工事用を目的とした臨時の給水装置工事については、「1.1.2 給水装置工事の申込み」と同様とし、その後の改造等工事がある場合は、別途、申請する。

２　工事変更等の取扱い

２．１　工事内容の変更

給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を変更しようとするとき、又は設計審査を受けた者が当該設計審査に係る事項を変更しようとするときは、「給水装置工事取下げ届・給水装置工事設計変更届」（施工基準第 18 号様式）を提出する。なお、その際は、あらかじめ提出した「給水装置工事中込書」（施工基準第１号様式）及び「使用材料基準適合確認書」（施工基準第３号様式）、「設計図」（施工基準第４号）を修正等して企業長に提出しなければならない。

２．２　工事の中止

給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したとき、又は取り消す場合は、直ちに「給水装置工事取下げ届・給水装置工事設計変更届」（施工基準第 18 号様式）を企業長に提出しなければならない。

第Ⅳ章　給水装置工事の設計

１　給水装置工事の基本条件

１．１　給水装置工事の基本条件

１　給水装置工事に当たっては、第Ⅰ章 1.6「給水装置工事の基本事項」に従い施行する。特に、水道法等で定める「給水装置の構造と材質の基準」に適合させるとともに、給水条例第８条で定める指定材料及び指定工法に従う。

２　給水の引き込みは、１敷地に１箇所とする。ただし、企業長が認めた場合は、この限りではない。

３　給水装置は、需要者の必要とする水量を供給でき、かつ配水管等に影響を与えないものとする。

また、経済性も考慮した合理的な大きさ（口径等）にすること。

２　給水装置工事の基本調査

基本調査は、事前調査と現場調査に区分される。事前調査内容は、「工事申込者に確認する事項」、「水道事業者に確認する事項」であり、現場調査内容は、「現地調査により確認する事項」である。

標準的な調査項目及び調査内容等を表Ⅳ-2-1 に示す。

２．１　基本調査

１　給水装置工事の依頼を受けた場合は、現場の状況を把握するために必要な調査を行うこと。

２　基本調査は、設計、施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は、給水装置の機能にも影響するものであるので、慎重に行うこと。

表Ⅳ-2-1　調査項目と内容

調査項目	調査内容	調査（確認）場所			
		工事申込者	水道企業団	現地	その他
1. 工事場所	町名、丁目、番地等住所表示番号、隣地等境界、地盤高（標高）	○		○	
2. 使用水量	使用目的（事業・住居等）、使用人員、延床面積、取付栓数	○		○	
3. 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態（単独・連合）、口径、管種、布設位置、使用水量、栓番	○	○	○	所有者
4. 屋外配管	メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置	○	○	○	
5. 供給条件	配水管への取付けからメーターまでの工法、工期、その他工事上の条件等		○		
6. 屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具	○		○	
7. 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置		○	○	
8. 道路の状況	種別（公道・私道等）、幅員、舗装別、掘削規制の有無			○	道路管理者
9. 各種埋設物の有無	種類（下水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置			○	埋設物管理者
10. 現場の施工環境	施工時間（昼・夜）、関連工事		○	○	埋設物管理者
11. 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年月、口径布設位置、既設建物との関連	○	○	○	所有者
12. 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート	○	○	○	

13. 工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管埋設の同意、その他利害関係人の承諾	○			利害関係者
14. 建築確認	建築確認通知（番号）（※必要な場合）	○			

注）「その他」は、調査に際して確認すべきその他の者。

３　給水方式の決定

３．１　給水方式の種類

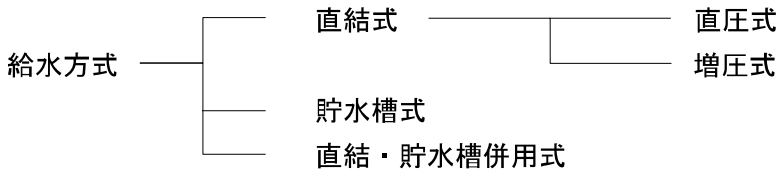
給水方式には、直結式及び貯水槽式、直結・貯水槽併用式があり、その方式は給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定すること。

直結式給水は、配水管の水圧で直接給水する直結直圧式と、給水管の途中に直結給水用増圧ポンプを設置し、不足する水圧を補う直結増圧式がある。

貯水槽式給水は､配水管から一旦受水槽に受け､この受水槽から給水する方式であり、配水管の水圧は受水槽以下に作用しない。

その他として、直結・貯水槽併用式がある。

なお、建物の３階以上に給水栓を設置する場合については、受水槽又は増圧給水設備を設置しなければならない。ただし、「三階以上建物直結直圧給水調査報告書」（施工基準第８号様式）等により企業長が認めた場合は、３階以上建物への直結直圧給水を可とする。



３．２　給水方式の特徴

１　直結式

直結式には、直結直圧式と直結増圧式がある。この方式は、貯留機能がないので水道の断水により支障をきたす建物への採用は、避けなければならない。

（１）直結直圧式

配水管の持つ水量、水圧等の供給能力の範囲で、蛇口まで直接給水する方法であり、給水できる階層は原則として２階までである。

ただし、２階建て建物の屋上部に給水栓（単独水栓に限る。）を設置する場合は、直結直圧式の取扱いによる設計水圧によって水理計算を行い、給水に支障がないことが確認された場合に限り設置することができる。

また、「三階以上建物直結直圧式給水調査報告書」（施工基準第８号様式）等により企業長が認めた場合は、３階以上建物への直結直圧給水を可としている。

（２）直結増圧式

直結増圧式は、給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直結給水する方法である。

この方式は、直結直圧式では給水できない中高層建物へ直結での給水が可能であ

る。

また、受水槽が不要なため、省スペース化が図れるとともに、受水槽清掃等に係る衛生上の問題が発生しない。

各戸への給水の方法として、ポンプで蛇口まで給水する直送方式と、ポンプにより高所に置かれた高置水槽に給水し、そこから蛇口まで自然流下させる高置水槽方式がある。

2　貯水槽式

貯水槽式は、配水管からの水を一旦受水槽に貯留し、この受水槽からポンプで給水する方式である。貯水槽式は、配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に保持することができ、建物の階層が多い場合や一時に多量の水を必要とする施設、使用水量の変動が多い施設及び建物に向いている。

また、断水時や災害時にも給水が確保できる等の利点がある。

直結増圧式と同様に各戸への給水の方法として、直送方式と高置水槽方式がある。

3　直結・貯水槽併用式

一つの建物内で、直結式及び貯水槽式の両方の給水方式を併用するものである。

３．３　給水方式選定上の注意点

給水方式の選定は、水道の使用用途により次のような制約を受けるので、十分注意して決定しなければならない。

1　直結式が認められないもの

（1）一時に多量の水を使用する施設や使用水量の変動が大きい施設、建物等で、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの。

（2）毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を取扱い、これを製造、加工又は貯蔵を行う工場、事業所及び研究所など。

例：クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染色、食品加工、めっきなどの事業を行う施設。

2　貯水槽式が適当なもの

（1）配水管の水圧は常に変動しているので、常時一定の水圧、水量を必要とする施設や建物。

（2）断減水した場合に、業務停止になるなどの影響が大きい施設や設備停止により損害の発生が予想される施設。

例：ホテル、飲食店、病院等の施設で断水による影響が大きい場合
　　食品冷凍機、電子計算機の冷却水として供給する場合

４　給水管口径の決定

４．１　計画使用水量の決定

計画使用水量は、給水装置を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定する。

また、給水方式には直結式と貯水槽式があり、直結式は、水栓での使用変動が直接管内流量の変動となり、貯水槽式は、水栓の使用変動による管内流量への影響はないなど、給水方式によって管内流量変動が異なることから、計画使用水量も給水方式別に設定する。

１　直結式給水の計画使用水量

（１）計画使用水量

直結式給水における計画使用水量は、給水用具の同時使用の割合等を十分考慮して実態に合った水量を設定することが必要である。すなわち、計画使用水量は同時使用水量から求める。

同時使用水量とは、給水栓、給湯器等の末端給水器具が同時に使用された場合の使用水量で、瞬時最大使用水量に相当する。通常、単位としてℓ/minを用いる。

①　一般住宅における同時使用水量の算定方法

ア　同時に使用する給水用具を設定して計算する方法

同時に使用する末端給水用具を設定して計算する方法により、計画使用水量を算出する。

まず、同時に使用する給水用具数を表Ⅳ-4-1から求め、使用水量の多いもの、使用頻度の高いもの（台所、洗面所等）を含めて同時に使用する給水用具を設定する。次に、設定された給水用具の吐水量を足し合わせて同時使用水量を算出する。使用形態に合わせた設定が可能である。しかし、使用形態は種々変動するので、それらすべてに対応するためには、同時に使用する給水用具の組み合わせを数通り変えて計算しなければならない。

ただし、同時使用率の極めて高い場合には、手洗器、小便器、大便器等、その用途ごとに表Ⅳ-4-1を適用して合算する。

一般的な給水用具の用途別吐水量は、表Ⅳ-4-2のとおりである。

また、給水用具の種類に関わらず吐水量を口径によって一律の水量として扱う方法もある。（表Ⅳ-4-3）

表Ⅳ-4-1　同時使用を考慮した給水用具数

総給水用具数	同時に使用する給水用具数	総給水用具数	同時に使用する給水用具数
1	1	11～15	4
2～4	2	16～20	5
5～10	3	21～30	6

表Ⅳ-4-2　用途別吐水量と対応する給水用具の口径

用途	使用水量（ℓ/min）	対応する給水用具の口径（mm）	備考
台所流し	12～40	13～20	
洗たく流し	12～40	13～20	
洗面器	8～15	13	
浴槽(和式)	20～40	13～20	
〃（洋式）	30～60	20～25	
シャワー	8～15	13	
小便器(洗浄タンク)	12～20	13	１回（４～６秒）の吐水量 ２～３ℓ
〃　(洗浄弁)	15～30	13	
大便器(洗浄タンク)	12～20	13	１回（８～12秒）の吐水量 13.5～16.5ℓ
〃　(洗浄弁)	70～130	25	
手洗器	5～10	13	
消火栓(小型)	130～260	40～50	業務用
散水	15～40	13～20	
洗車	35～65	20～25	

表Ⅳ-4-3　給水用具の標準使用水量

給水栓口径（mm）	13	20	25
標準流量（ℓ/min）	17	40	65

イ　標準化した同時使用水量により計算する方法（表Ⅳ-4-4）

給水用具の数と同時使用水量の関係についての標準値から求める方法である。給水装置内のすべての給水用具の個々の使用水量を加えた全使用水量を給水用具の総数で割ったものに、使用水量比を乗じて求める。

（同時使用水量=給水用具の全使用水量÷給水用具総数×使用水量比）

表Ⅳ-4-4　給水用具数と使用水量比

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6
総給水用具数	8	9	10	15	20	30	―
使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	―

②　集合住宅等における同時使用水量の算定方法

ア　各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

１戸の使用水量については、表Ⅳ-4-1又は表Ⅳ-4-4を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、給水戸数と同時使用率（表Ⅳ-4-5）により同時使用戸数を定め同時使用水量を決定する方法である。

表Ⅳ-4-5　給水戸数と同時使用率

戸数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用戸数率（%）	100	90	80	70	65	60	55	50

イ　戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

戸数を基に、次の算定式を用い同時使用水量を予測する。

10戸未満　　$Q=42N^{0.33}$

10戸以上600戸未満　　$Q=19N^{0.67}$

ただし、Q：同時使用水量（ℓ／min）

N：戸数

ウ　居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

居住人数を用い、次の算定式から同時使用水量を予測する。

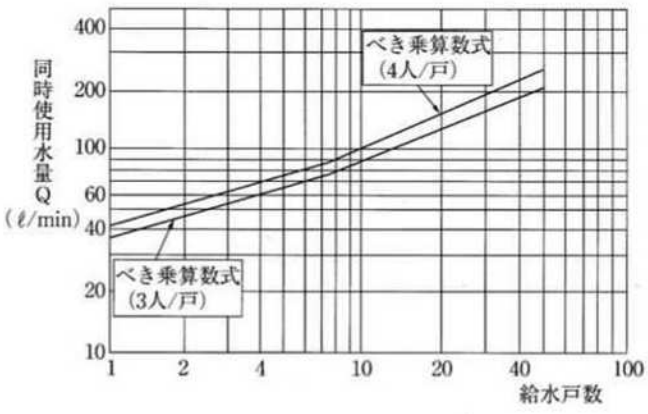
1～30（人）　　$Q=26P^{0.36}$

31～200（人）　　$Q=13P^{0.56}$

ただし、Q：同時使用水量（ℓ／min）

P:人数（人）

エ　その他参考として給水戸数と同時使用水量を表した図を示す。（図Ⅳ-4-1）



図Ⅳ-4-1　給水戸数と同時使用水量（参考）

③　一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法

ア　給水用具（器具）給水負荷単位による方法

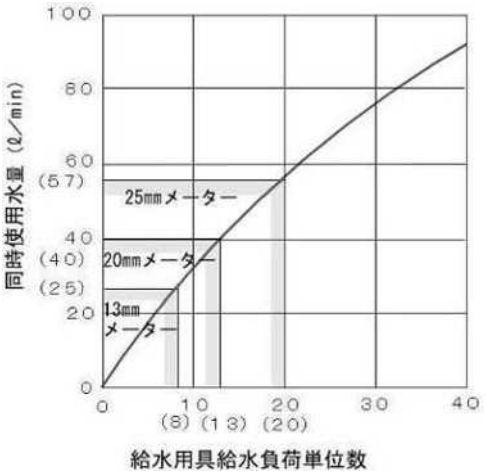
給水用具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び

多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。同時使用水量の算出は、表Ⅳ-4-6の各種給水用具の給水用具給水負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、図Ⅳ-4-2及び図Ⅳ-4-3の給水用具給水負荷単位数同時使用水量図から同時使用水量を求める方法である。

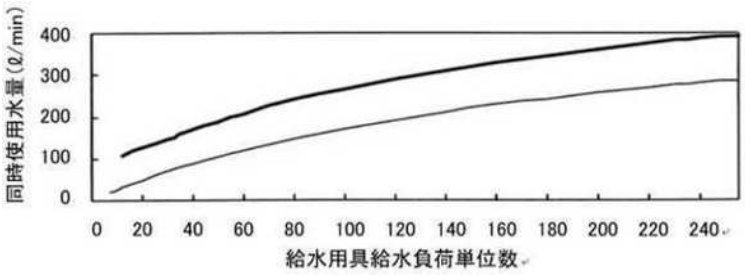
表Ⅳ-4-6　給水用具（器具）給水負荷単位表

器具名	給水栓等	口径	器具給水負荷単位		備考
		(mm)	専用住宅用	その他	
大便器	洗浄弁	25	6	8	注1、注2
〃	洗浄タンク・ボールタップ・併用洗浄（注3）	13	1	2	注1、注2
給水管付大便器	洗浄弁	13	1	2	注1、注2
簡易水洗大便器	洗浄タンク・ボールタップ	13	0.5	0.5	注1、注2
小便器	洗浄弁	13	1.5	3	注1、注2
〃	洗浄タンク・ボールタップ	13	1	2	注1、注2
〃	小便水栓	13	0.5	―	注1、注2
洗面器	給水栓・湯水混合水栓・シャワー	13	1	2	注2
手洗器	〃　・　〃	13	0.5	1	注2
事務所用流し	〃　・　〃	13	―	2	注2
調理場流し	〃　・　〃	13	―	3	注2
〃	〃　・　〃	20	―	5	注2
台所流し	〃　・　〃	13	2	―	注4
洗濯流し	〃　・　〃	13	2	3	―
〃	〃　・　〃	20	3	―	―
掃除流し	〃　・　〃	13	2	3	―
〃	〃　・　〃	20	3	4	―
洗髪流し	給水栓・湯水混合水栓・シャワー	13	―	2	注2
浴槽	〃　・　〃	13	2	4	―
〃	〃　・　〃	20	3	6	―
〃	湯はり機能付給湯器	13	1	―	注5
〃	〃	20	1	―	注5
シャワー		13	1	4	―
浴室一式	浴槽・シャワー・洗水(大便器洗浄タンク含む)	13	3	―	―
〃	〃　（　〃　）	20	6	―	―
〃	〃　（大便器洗浄弁を含む）	25	10	―	―
湯沸器	貯湯式（減圧弁口径20mm）	13	0.5	1	注6
〃	〃　（減圧弁口径25mm）	20	1	1.5	注6
〃	瞬間式	13	0.5	1	注6
〃	〃	20	1	2	注6
太陽熱温水器	ボールタップ	13	0.5	―	注6
車庫・散水	給水栓	13	1.5	3	注7
〃	〃	20	3	5	注7
つくばい・ししおどし	〃	13	0.5	0.5	―
池	〃	13	1.5	3	―
ｳｫｰﾀｰｸｰﾗｰ		13	0.5	0.5	―
食器洗浄機		13	0	1.5	―
自動製氷機	空冷式	13	0	0.5	―
浄水器		13	0	―	―
歯科用ユニット		13	―	0.5	―
自動販売機		13	―	0.5	―
ミストサウナ		13	0	0	―

注1：専用住宅においては、トイレを多数設けた場合でも設置する用具の最大数とする。
注2：専用住宅以外の同一用具並列設置については、２個目から1/2加算とする。
注3：併用洗浄とは、タンク水と水道直結水の併用による洗浄方式を示す。
注4：２槽式で２栓並列設置するときは、３とする。
注5：浴槽に直接給湯又は給水できる湯水混合水栓等が設置されている場合は、加算しない。
注6：単独給湯栓又は元止め式給湯器のとき加算する。
注7：専用住宅においては、３栓まで１栓とみなし、以後1栓ごとに加算する。共同住宅及び店舗付住宅は、専用住宅とみなす。その他とは業務用の用水型に適用する。用途が未定の場合は、用水型とみなす。
注8：個室のトイレ室内に専用の排水シンクがない清掃用の給水栓を設置する場合は加算しない。
注9：上記以外の用具及び給水負荷単位が決められていない項目は、別途協議すること。
※ 器具給水負荷単位の「その他」の取扱いは、次のとおりとする。
① ホテル等
簡易宿泊所、老人ホーム、ホテル、寮等の居室が独立した専用空間として使用される場合は「専用住宅」として適用し、風呂、洗濯場、食堂等の共用部は「その他」を適用する。
② 身障者用トイレ
トイレ個室内に設置される器具の給水負荷単位の最大値とする。
③ 散水栓
洗車場等の業務用に使用する場合は「その他」を適用し、事務所、店舗、医院等の業務用以外で使用する場合は「専用住宅」を適用する。



図Ⅳ-4-2　給水用具給水負荷単位数と同時使用水量（口径25㎜以下メーター選定曲線図）



——　大便器洗浄弁の多い場合
——　大便器洗浄タンクの多い場合　　（空気調和衛生工学便覧平成７年版による）

同時使用水量の算定　$Y = 10^{(0.672641066 \log X + 0.858837851)}$

Y（ℓ/min）：同時使用水量　X：給水用具給水負荷単位数

図Ⅳ-4-3　給水用具給水負荷単位数と同時使用水量

イ　建物の種類別から算定する方法

建物の種類別により、１日当たり給水量及び使用時、面積当たりの人数から同時使用水量を算定する。（表Ⅳ-4-7「建物種類別単位給水量・使用時間・人数」）

（２）直結増圧式給水の計画使用水量

直結増圧式給水を行うに当たっては、同時使用水量を適正に設定することが、適切な配管口径の決定及び増圧給水設備の適正容量の決定に不可欠である。これを誤ると、過大な設備の導入、エネルギー利用の非効率化、給水不足の発生等が起こることになる。

同時使用水量の算定に当たっては、給水用具種類別吐水量とその同時使用率を考慮した方法（表Ⅳ-4-1～5）、戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法、居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法、建物種別単位給水量・使用時間・人数を参考にする方法（表Ⅳ-4-7）等があり、各種算定方法の特徴を熟知した上で、使用実態に応じた方法を選択すること。

なお、集合住宅の算定は、直結式給水の集合住宅における同時使用水量の算定方法（4.１１(1)②）と同様に行い、企業長への事前協議を要する。

２　貯水槽式給水の計画使用水量

貯水槽式給水における計画使用水量は、１日当たりの計画（最大）使用水量（ℓ/d）から求める。

１日当たりの計画使用水量は、次により算出し、算出した１日当たりの計画使用水量の4/10～6/10程度を受水槽の有効容量とし、その水量を２時間から３時間までに給水できる流量として口径を決定する。

１日当たりの計画使用水量の算定には、次の方法がある。

（１）使用人員から算出する場合

１人１日当たり（最大）使用水量（表Ⅳ-4-7）×使用人員

（２）使用人員が把握できない場合

単位床面積当たりの（最大）使用水量（表Ⅳ-4-7）×延床面積

（３）その他

使用実績等で算出する。

また、実績資料が無い場合でも、例えば用途別及び使用給水用具ごとに使用水量を積み上げて算出する方法もある。

表Ⅳ-4-7は、参考資料として掲載したもので、この表にない業態等については，使用実態及び類似した業態等の使用水量実績等を調査して算出する必要がある。

なお、受水槽の有効容量の算定に当たっては、表Ⅳ-4-7「建物種別単位給水量・使用水量・人数」及び表Ⅳ-4-8「受水槽の有効容量算定例」を参考にする。

表Ⅳ-4-7　建物種別単位給水量・使用水量・人数

建物種類	単位給水量 [1日当り]	使用時間 [h/d]	注記	有効面積当たりの人員等	備考
戸建住宅	200～400ℓ/人	10	住居者1人当り	0.16人/㎡	
集合住宅	200～350ℓ/人	15	住居者1人当り	0.16人/㎡	
独身寮	400～600ℓ/人	10	住居者1人当り		
官公庁・事務所	60～100ℓ/人	9	在勤者1人当り	0.2人/㎡	男子50ℓ/人、女子100ℓ/人、
					社員食堂・テナント等は別途加算
工場	60～100ℓ/人	操業時間+1	在勤者1人当り	座作業0.3人/㎡	男子50ℓ/人、女子100ℓ/人、
				立作業0.1/㎡	社員食堂・シャワー等は別途加算
総合病院	1500～3500ℓ/床	16	延べ面積1㎡当り		設備内容等により詳細に検討する
	30～60ℓ/㎡				
ホテル全体	500～6000ℓ/床	12			設備内容等により詳細に検討する
ホテル客室部	350～450ℓ/床	12			客室部のみ
保養所	500～800ℓ/床	10			
喫茶店	20～35ℓ/客	10		店舗面積には厨房面積を含む	厨房で使用される水量のみ
	55～130ℓ/店舗㎡				便所洗浄水などは別途加算
飲食店	55～130ℓ/客	10		同上	同上
	110～530ℓ/店舗㎡				定性的には、軽食・そば・和食・洋食・中華の順に多い
社員食堂	25～50ℓ/食	10		食堂面積には厨房面積を含む	同上
	80～140ℓ/食堂㎡				
給食センター	20～30ℓ/㎡	10			同上
デパート	15～30ℓ/㎡	10	延べ面積1㎡当り		従業員分・空調用水を含む
小・中・普通高等学校	70～100ℓ/人	9	（生徒+職員）1人当り		教師・従業員分を含む。プール用水（40～100ℓ/人）は別途加算
大学講義棟	2～4ℓ/㎡	9	延べ面積1㎡当り		実験・研究用水を含む
劇場・映画館	25～40ℓ/㎡	14	延べ面積1㎡当り		従業員分・空調用水を含む
	0.2～0.3ℓ/人		入場者1人当り		
ターミナル駅	10ℓ/1000人	16	乗降客1000人当り		列車給水・洗浄用水は別途加算
普通駅	3ℓ/1000人	16	乗降客1000人当り		従業員分・多少のテナント分を含む
寺院・教会	10ℓ/人	2	参会者1人当り		常従者・常勤者分は別途加算
図書館	25ℓ/人	6	閲覧者1人当り	0.4人/㎡	常勤者分は別途加算

注1)　単位給水量は設計対象給水量であり、年間１日平均給水量ではない。

注2)　備考欄に付記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水等は別途加算する。

※ 表Ⅳ-4-1～6は、「給水装置工事標準計画・施工方法」（厚生労働省）から引用。
表Ⅳ-4-7は、「空気調和・衛生工学便覧 第13版」による。

表Ⅳ-4-8　受水槽の有効容積算定例

用途別	１個当たりの標準水量	計算例	摘要
集合住宅	１日を15時間として、この7.5時間分 7.5/15	40人の場合 250×40×7.5/15＝5.0㎥	１人１日当たりの給水量を250ℓ/人/日とした

ホテル	１日を12時間として、この６時間分 6/12	客室のベット数が200床の場合 400×6/12×200＝40.0m³	１ベットにつき、１日当たりの給水量を400ℓ/床/日とした
デパート	１日を10時間として、この５時間分 5/10	40,000m²の場合 20×40,000×５/10＝400.0m³	１m²につき、１日当たりの給水量を20ℓ/m²/日とした
事務所	１日を９時間として、この４時間半分 4.5/9	1,000人の場合 80×1,000×4.5/９＝40.0m³	80ℓ/人/日とした
病院	1日を16時間として、この８時間分 8/16	1,000m²の場合 50×1,000×８/16＝25.0m³	50ℓ/ m²/日とした
小学校	１日を９時間として、この４時間半分 4.5/9	1,500人の場合 80×1,500×4.5/9＝60.0m³	80ℓ/人/日とした

４．２　給水管口径の決定

１　基本

給水管の口径は、配水管の水圧において計画水量を十分に供給できるものとし、かつ経済性も考慮した合理的な大きさにすることが必要である。給水管の口径を決定する際は、口径決定手順（図Ⅳ-4-3）に示すように口径を仮定した上で、末端の給水栓から流量計算を行う。

「4.1 計画使用水量の決定」から得られる各区間の計画使用水量から損失水頭を算出し、これに立上り高さを加えることにより、区間ごとの所要水頭を求める。

こうして算出した最終区間（配水管からの分岐点）の所要水頭が給水装置全体の所要水頭であり、これが配水管の圧力水頭以下となるかを確かめ、満たされる場合はそれを求める口径とする。満たされない場合は、仮定口径を変更し、満たされるまで繰り返す。また、ある程度の余裕水頭を確保し、将来の使用水量増加などに備えておくことも必要である。

給水幹線（主管）と分岐する給水管の支栓数決定の簡易的な方法として，「第Ⅸ章 1 管径均等表（参考）」に参考を示す。

２　メーターの口径（取付け部の口径）

「第Ⅸ章 2 メーター口径別使用流量基準（参考）」を参考に、メーターについては、適正使用流量範囲、一時的許容流量を確認し、口径決定の際に留意する。

（１）小口径（40㎜以下）メーター

①　一般家庭の場合

ア　所要水量は、設置される給水用具数に基づき、表Ⅳ-4-1から同時に使用する給水用具数を求め、任意に同時に使用する給水用具を設定し、設定した各給水用具の用途別使用水量を表Ⅳ-4-2から求め、これを加えて決定する。

なお、同時に使用する給水栓の設定に当たっては、使用頻度の高いもの（台所、洗濯等）を含めること。

イ　メーター口径決定に当たっての留意事項

（ア）給水用具設置数に対する同時使用給水用具数が基準の同時使用給水用具数超える場合は、その使用給水用具数に応じたメーターを設置すること。

（イ）同時使用給水用具数に対する同時使用水量が基準の同時使用水量を超える場合は、その使用水量に応じたメーターを設置すること。

（ウ）水洗トイレにおいてフラッシュバルブを設置する場合は、メーター口径について十分検討すること。

（エ）給水用具１個当たりの使用水量は、使用形態に合わせた適切な使用水量を表Ⅳ-4-2から選定すること。

（オ）使用水量及び使用頻度の少ない給水用具（衛生水栓等）、散水栓、屋外水栓（洗濯機用を除く）、洗面所の単独立水栓）は、２個までを限度として設置給水用具数から除外することができる。

（カ）ボールタップ（水洗トイレ等）は、給水用具１個とみなすこと。

（キ）自動湯張り型強制循環式風呂釜は、給水用具１個とみなすこと。

（ク）水道用コンセントは、給水用具１個とみなすこと。

ウ　一般家庭におけるメーター口径決定例

（ア）給水用具設置数４個までは、同時使用給水用具数２個となり、同時使用水量が25 ℓ/min （1.5 ㎥/h）以下の場合は、メーター口径13㎜となる。

（台所12 ℓ/min + 洗濯12 ℓ/min = 24 ℓ/min）

（イ）給水用具設置数10個までは、同時使用給水用具数３個となり、同時使用水量が50ℓ/min（3.0 ㎥/h）以下の場合は、メーター口径20㎜となる。

（台所12 ℓ/min + 洗濯12 ℓ/min + 浴槽20 ℓ/min = 44 ℓ/min）

（台所12 ℓ/min + 洗濯12 ℓ/min+ 洗面器8 ℓ/min = 32 ℓ/min）

（ウ）給水用具設置数15個までは、同時使用給水用具数４個となり、同時使用水量が50 ℓ/min（3.0 ㎥/h） 以下の場合は、メーター口径20㎜となる。

（台所12 ℓ/min + 洗濯12 ℓ/min + 洗面器8 ℓ/min+ 大便器（ロータンク）12 ℓ/min＝44 ℓ/min）

（エ）給水用具設置数20個までは、同時使用給水用具数５個となり、同時使用水量が57 ℓ/min（3.4 ㎥/h）以下の場合は、メーター口径25㎜となる。

（台所12 ℓ/min + 洗濯12 ℓ/min + 洗面器8 ℓ/min + 大便器（ロータンク）12 ℓ/min×2＝56 ℓ/min）

（オ）給水用具設置数30個までは、同時使用給水用具数６個となり、同時使用水量が100 ℓ/min（6.0 m^3/h）以下の場合は、メーター口径40㎜となる。

エ　選定事例

（ア）一般家庭で、次のような給水用具を設置する場合

- 台所（混合水栓）　…１個
- 便所（ロータンク型）　…１個
- 洗面所（混合水栓、ツーハンドル型）　…１個
- 風呂（洋式バス、壁付きツーハンドル湯水混合水栓シャワーバス型）　…１個
- 屋外水栓　…１個（除外）
- 給水用具設置総数　…５個

この場合、使用水量及び使用頻度の少ない「屋外水栓」を除外することができる。このため、給水用具設置数は４個、同時使用給水用具数２個で、同時使用水量が24 ℓ/min となり、口径13㎜の量水器が適正である。

（台所12 ℓ/min + 洗濯12 ℓ/min＝24 ℓ/min）

（イ）一般家庭で、次のような給水用具を設置する場合

- 台所流しの混合水栓　…１個
- 浴室の混合水栓及び給水栓　…２個
- 洗濯場の給水栓　…１個
- 便所１階（ロータンク型）　…１個
- 便所２階（ロータンク型）　…１個
- 洗面所の混合水栓　…１個
- 散水栓　…１個（除外）
- 水栓柱　…１個（除外）
- 給水用具設置総数　…９個

この場合、使用水量及び使用頻度の少ない「散水栓」と「水栓柱」を除外することができる。

このため、給水用具設置数は７個、同時使用給水用具数３個で、同時使用水量が32 ℓ/minとなり、口径20㎜の量水器が適正である。

（台所12 ℓ/min + 洗濯12 ℓ/min+ 洗面器8 ℓ/min＝32 ℓ/min）

②　一般家庭以外の場合

ア　給水装置の規模及び使用水量が一般家庭と同程度のものを除き、時間最大使用水量等を算出した後、「第Ⅸ章 2 メーター口径別使用流量基準（参考）」により選定する。

イ　選定事例

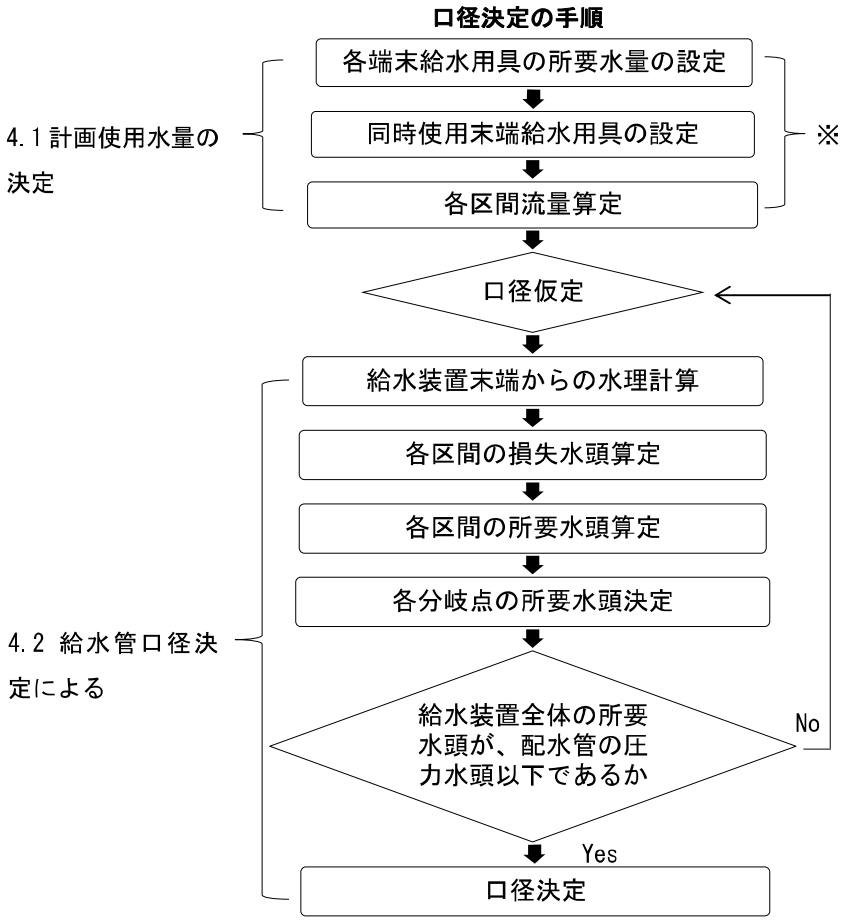
（ア）店舗（魚屋）併用住宅で、次のような給水用具を設置する場合

・ 店舗（調理場）の給水栓　…４個
・ 台所流し（混合水栓）、洗濯場の給水栓　…各１個
・ 便所（ロータンク型）　…１個
・ 衛生水栓　…１個（除外）
・ 洗面所（混合水栓）　…１個
・ 自動湯張り型強制循環式風呂ガマ　…１個
・ 浴室（混合水栓シャワー型）　…１個
・ 給水用具設置総数　…11個

この場合、使用水量及び使用頻度の少ない「衛生水栓」を除外することができるため、給水用具設置数は10個となり、口径20㎜のメーターが適正である。

（２）大口径（50㎜以上）量水器

時間最大給水量等を算出した後、「第Ⅸ章 2 メーター口径別使用流量基準（参考）」を参考に選定すること。



図Ⅳ-4-3　口径決定の手順

※集合住宅で「5m＋末端分岐部から給水栓最頂部までの高低差（m）」を所要水頭とする場合は省略可

４．３　計算例

「第Ⅸ章３流量計算」を参照

５　直結式給水方式

５．１　直結直圧式

１　要件

（１）政令第６条の基準に適合すること。(「第Ⅱ章 1.2 政令（給水装置の構造及び材質の基準)」を参照。)

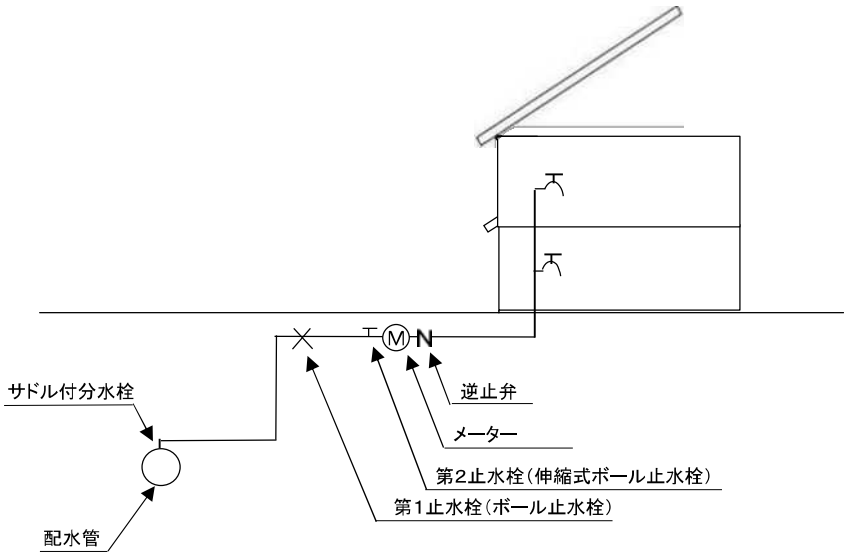
（２)使用の用途が､直結による給水が認められるもの(「3.3 給水方式選定上の注意点」に留意する。）であること。

また、使用用途によっては、貯水槽式が適する場合があるので、「3.3 給水方式選定上の注意点」を十分考慮すること。

（３）当該地区における配水管の最小動水圧や建物の使用水量及び最大給水高さ等を勘案し、末端給水栓までの直圧給水が可能であること。

特に水圧を必要とする器具を設置する場合は、当該配水管の最小動水圧に留意すること。

（４）配管構造等については、本施工基準の規定を満たすこと。



図Ⅳ-5-1　直結直圧式の形態

５．２　直結増圧式

１　適用要件

（１）対象建物

対象とする建物は、集合住宅及び事務所等を用途とし、増圧設備の口径が

75㎜以下とする。

建物の種類や使用目的に応じて、直圧式との併用で給水できるものとする。ただし、給水管分岐口径の範囲内とし、直圧式は２階までとする。(「三階以上建物直結直圧式給水調査報告書」（施工基準第８号様式）により企業長が認めた場合は、当該階建物への直結直圧給水を可とする。)

（２）適用除外

建物の使用用途によっては、適用の除外となるものや貯水槽式が適するものがあるので、「3.3 給水方式選定上の注意点」を十分考慮すること。

２　給水管の分岐口径

（１）分岐する配水管の口径は、50㎜以上とする。

（２）配水管から分岐する給水管口径は、対象配水管の２口径以下とする。

３　水理計算

（１）配水管の設計最小動水圧は、0.2MPaとする。

（２）計画使用水量の決定に当たっては、「4.1 1(2)直結増圧式給水の計画使用水量」を参考に算定すること。

（３）瞬時最大使用水量については、「同時使用給水用具数」、「給水用具の標準使用水量」、「給水用具数と使用水量比」、「給水戸数と同時使用率」、「給水戸数と同時使用水量」、「給水用具給水負荷単位と同時使用水量」(「4給水管口径の決定」）等を用いて算定する。これらに該当しない場合は、それぞれの施設に適合した算定式を採用する。

（４）増圧設備の流入側給水管の管内流速は、2.0m/s以下とすること。

４　事前協議

直結増圧式給水の申請を行う者は、給水装置工事の申込みを行う前に、「直結増圧式給水事前協議申請書」（施工基準第９号様式）を企業長に提出し、事前協議を行うこと。企業長は、事前協議に基づき調査を行い、可否について回答し、申請を行う者は、可否の結果に基づいて、給水装置の設計を行わなければならない。

なお、事前協議の内容に変更があった場合は、再度協議を行い、改めて可否について承認を得なければならない。

また、増圧設備を設置するに際しては、給水装置工事申請時に「直結増圧式給水調査報告書」（施工基準第10号様式）の写し、「直結増圧式給水装置設置申請書」（施工基準第11号様式)、「直結増圧式給水装置調書」（施行基準第12号様式)、「直結増圧式給水に関する承諾書（新設・既設)」（施工基準第13号様式）を企業長に提出すること。

５　配管構造等

（１）給水形態

ポンプ直送給水（増圧ポンプから直接各戸まで給水するもの 図Ⅳ-5-2）と、自然流下給水（高置水槽式）がある。

（２）共用栓の設置

停電や故障により増圧ポンプが停止したとき、又は水圧低下により給水不良が発生した場合に使用可能な直結直圧給水栓を設置する。

（３）増圧給水設備

① 増圧給水設備の最大口径は、75mm とする。

② 増圧給水設備の設置位置は、１階以下で点検が容易にできる場所とし、必要に応じて防音処置等を施すものとする。また、事故発生時等における連絡先を表記した掲示板を設置する。

③ 増圧給水設備は、増圧ポンプ及び逆流防止用機器で構成されるもので、日本水道協会規格水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B130）及び同規格水道用減圧式逆流防止器(JWWA B134)の適合品から構成されたものを使用する。

④ 増圧給水設備の呼び径は、メーター口径と同等以下とする。

増圧給水設備の設置位置は、保守点検及び修繕を容易に行える場所とし これらに必要なスペースを確保する。

また、維持管理の際の排水処理を施す。

⑤ 逆流防止用機器には、減圧式逆流防止器を使用し、配水管側から止水弁、ストレーナ、逆流防止器、止水弁の順で構成されるものとする。

⑥ 減圧式逆流防止器を設置する場合は、その吐水口からの排水等により、増圧給水設備が水没することなどないよう、排水処理を施す。

⑦ 流入水圧が通常の範囲より低下した場合は、自動停止し、水圧が回復した場合には、自動復帰すること。

自動停止の設定水圧は、配水管水圧(P0)－（増圧設備の高低差(P1)＋増圧設備上流側の損失水頭(P2)＋0.05MPa）とし、復帰水圧は、停止水圧＋0.03MPa とする。(P0～P2 は、Ⅸ-2-34「2.3 計算例」を参照。)

（４） 増圧給水設備以下の配管

① 停滞空気が生じない構造とすること。

② 衝撃防止及び凍結防止のための必要な措置を講ずること。

③ 立上り管の最頂部に、吸排気弁等を設置すること。

なお、必要に応じて、配管上で空気の溜まりやすい位置にも、吸排気弁等を設置すること。

④ 各階への分岐部付近で維持管理が容易な場所に、止水器具及び逆止弁を設置すること。

⑤　各戸にメーターが設置される場合は、メーターに近接して上流側に止水器具を設置し、下流側には逆止弁を設置すること。また、配管スペースに設置する場合は、メーターユニットを使用すること。

⑥　圧力が高くなる部分には、その圧力に応じた最高使用圧力を考慮した材料を使用すること。

⑦　低層階などで給水圧が過大になる場合は、必要に応じ減圧すること。

（５）共用の直圧給水栓の設置

給水制限時や事故、停電時に備えて、増圧給水設備使用者が使用できる直圧給水栓を設置すること。

６　増圧給水設備以下の給水装置のメーター設置

①　メーター設置基準

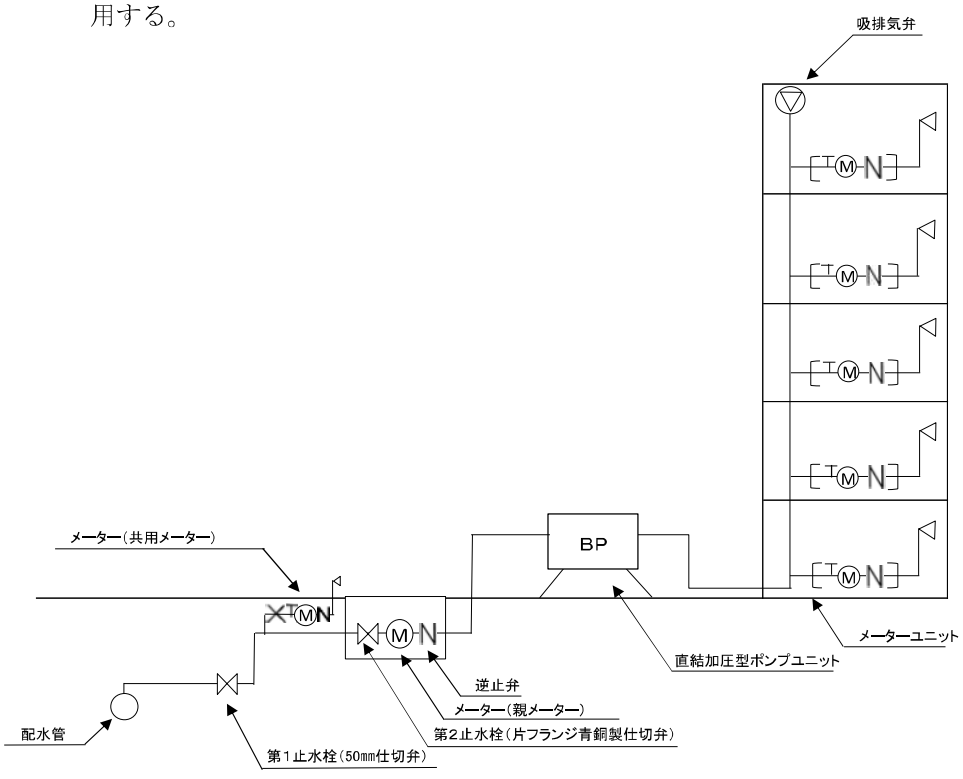
「10.3 増圧給水設備以下給水装置のメーター設置基準」を適用する。

②　各戸メーターの設置位置

「10.5 メーターボックス」を適用する。

③　メーター設置の規則性

「第Ⅴ章　6.4 集合住宅等におけるメーター設置の規則性の確保」を適用する。



図Ⅳ-5-2 直結増圧式（ポンプ直送式）の形態

６　貯水槽式給水方式

配水管圧力を直接利用して給水することが困難である高所への給水、又は一時に多量の水を使用する場合は、受水槽を設置することが必要である。

貯水槽式は、ポンプ直送式（図Ⅳ-6-1）と高置水槽式（図Ⅳ-6-2）の形態がある。

６．１　受水槽の設置位置

１　受水槽

（１）周囲にごみ置場、汚物置場、汚水槽などのない衛生的なところ。

（２）わき水、たまり水、雨水などによる影響を受けないところ。

（３）下水、排水などがその上を通らないところ。

（４）ボイラその他の機械類や給湯管が近くにないところ。

（５）点検、修理が容易なところ。

２　高置水槽

（１）土砂、ほこり、雨水、汚水などの影響を受けないところ。

（２）風通しが良く湿気の少ない衛生的なところ。

（３）点検、修理が容易なところ。

６．２　受水槽の材質

１　ＦＲＰ製又はステンレス製など堅牢なもので水質に悪影響を及ぼさない材質とする。

２　塗料及び仕上剤は、公的試験機関で安全が確認されているものを使用する。

６．３　受水槽の構造

１　外部から受水槽の天井、底及び周壁の点検を容易かつ安全に行うことができる構造とする。

２　受水槽の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しない。

※　上記１及び２により、受水槽すべての面の表面と建築物の他の部分との間に空間があり、６面点検が容易にできる構造でなければならない。

３　受水槽の上にポンプ等を設置する場合は、受水槽の水を汚染することのないように必要な措置を講じる。

４　耐震構造とし、防水処理を施す。

５　水が滞留しない構造とする。

（１）受水槽の有効容量は、１日当たりの使用水量の 4/10～6/10 を標準とし、高置水槽方式の場合の高置水槽の有効容量は、１日当たりの使用水量の 1/10 を標準とし、滞留水の生じない構造とする。

（２）消防用水等と飲料水とは、原則として別に貯水する。

6　外部から汚水等が流入しない構造とする。

（1）開口部の防水及び水密性に留意する。

①　マンホールなどの開口部は、周囲より 10 ㎝以上高くする。

②　開口部の蓋は、二重蓋など外部からの影響を受けない構造とし、かつ飲料水であることを明示する。また、施錠すること。

（2）越流管（オーバーフロー管）等の設置

①　越流管及び排水管の先端は、排水設備に接触しないようその間に適当な間隔（排水口空間）をとる。

②　越流管、通気管等付属配管設備の末端は、防虫網などにより、虫類等の潜入を防止する。

③　水槽内部には、飲料水以外の配管設備の設置や、配管を貫通させてはならない。

7　警報装置等の設置

満水位及び減水位に異常が生じた場合、管理人又は使用者が察知できる、異常警報装置等を適切な位置に設置するほか、自動的に止水する電磁弁などを設置する。

6．4　ボールタップ設置上の注意

水圧の高いところなどで受水槽へ給水する場合、満水になるとボールタップの急激な閉止や、満水面が波立つことにより浮球が上下し、ボールタップが間断なく開閉してウォーターハンマーが生じ、メーターなどの器具又は管路の屈曲部に作用して不測の事故を引き起こすことがあるので、ウォーターハンマーの防止措置を講じる（「12.3 破壊防止」参照）。

6．5　受水槽以下設備等の配管

1　安全な管種の選定

水質に影響を与えないもので、かつ、使用箇所に適した強度を持つ材質の水道管を選定する。

なお、鋼管を使用する場合、内面の腐食を防止するため、硬質塩化ビニルライニング鋼管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管又はステンレス鋼管等を使用する。

2　止水栓の設置

給水立て主管からの各階への分岐管等重要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、操作を容易に行うことができる部分に止水栓を設置する。

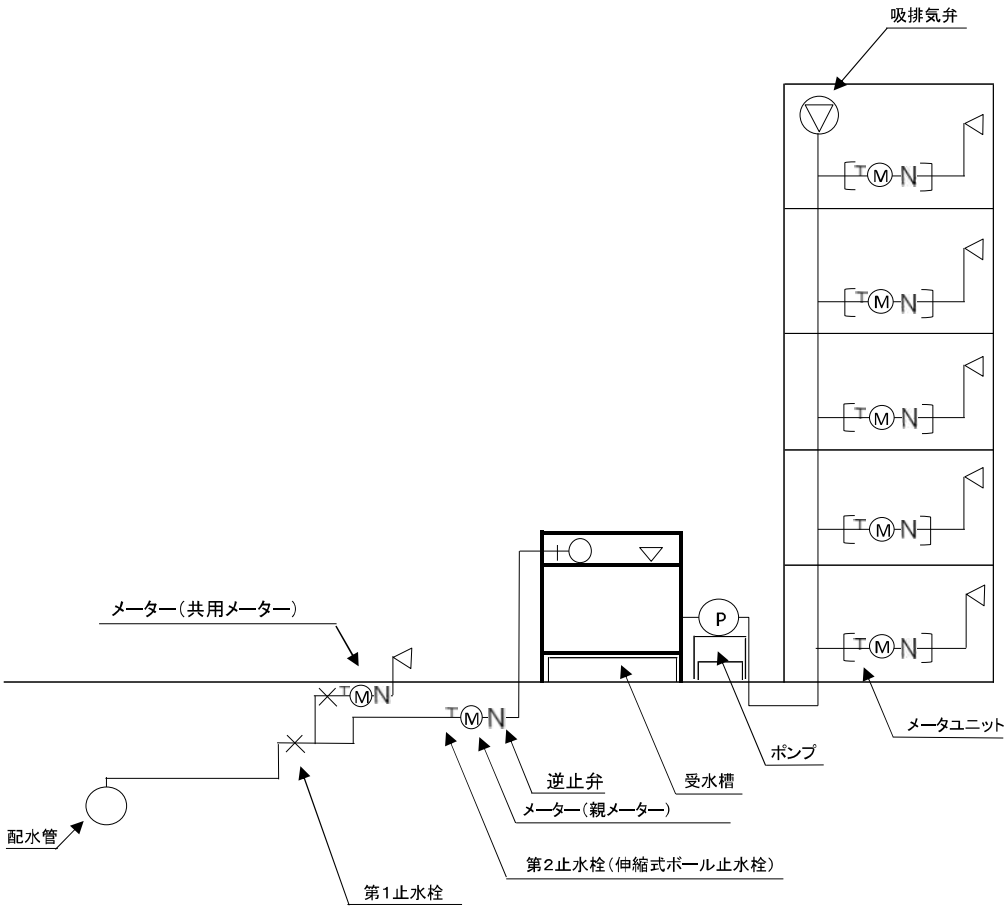
3　特殊用途配管の分離

①　消火用設備を設置する系統と分離する。

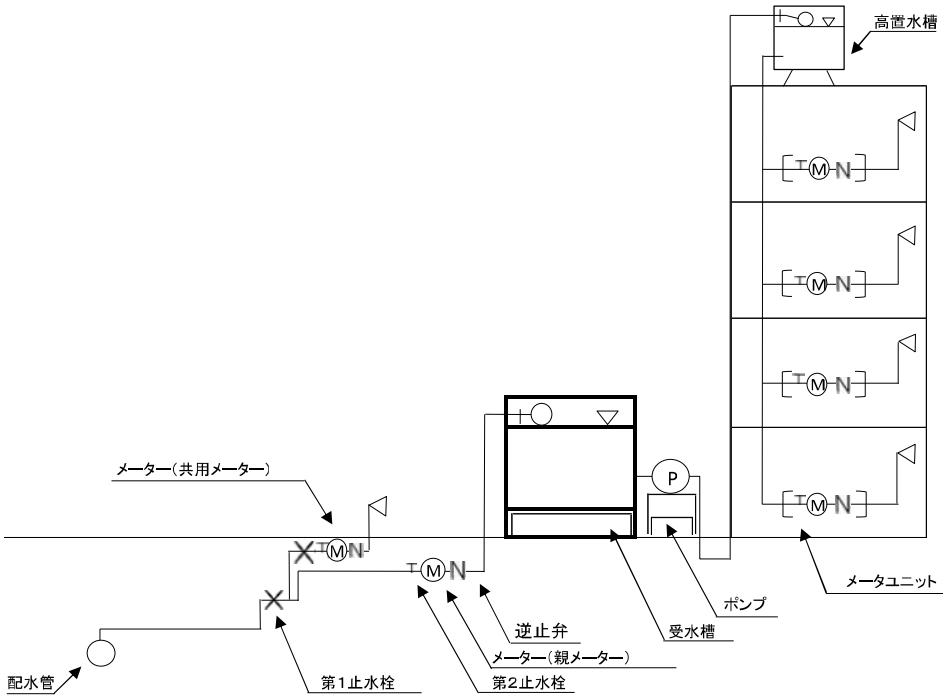
② 薬品類、その他が逆流するおそれのある器具を設置する系統と分離する。

4 共用栓の設置

停電や故障によりポンプが停止したときに使用可能な直結共用給水栓を設置する。



図Ⅳ-6-1 貯水槽式（ポンプ直送式）の形態



図Ⅳ-6-2 貯水槽式（高置水槽式）の形態

7　給水管の分岐

7．1　分岐の原則

1　１敷地内への取出しは１箇所とする。ただし、企業長が認めた場合は、この限りではない。(例：使用者が異なる場合や、建物が構造的・機能的に独立している場合には１専用給水装置につき１分岐とすることも可能とする。)

2　水道以外の管又は他の水管（井水管及び配水管からの取出し位置を異にする給水装置等）との接続を行ってはならない。

7．2　分岐口径

1　分岐管の口径は、当該給水装置による使用量に比べ、著しく過大でないものとする。

2　分岐管の口径は、被分岐管（配水管を除く）口径の１口径以下とする。ただし、配水管の水圧等給水能力に著しく支障を及ぼすおそれがないと判断されるときは、被分岐管※の口径と同等以下にすることができる。

被分岐管が配水管の場合は、１口径以下とするが、行き止まり管など配水管の布設状況等により２口径以下とする場合があり、その際は、企業長の指示に従う。

なお、直結増圧式給水の場合の分岐口径は、「5.2 2給水管の分岐口径」による。

3　50㎜ 以下の給水管から分岐する場合の最大分岐口径は、原則として表Ⅳ-7-1 による。

表Ⅳ-7-1　最大分岐口径　　単位（㎜）

被分岐管※口径	最大分岐口径
13	13
20・25	20
40	25
50	40

※「被分岐管」とは、給水管を分岐する配水管又は他の給水管をいう。

4　道路内における給水管の分岐、配管口径は、原則として20㎜以上とする。

7．3　分岐間隔等

1　配水管から分岐する場合、その位置は、配水管の継手それぞれの端面から原則30cm以上離す。

2　給水管から分岐する場合も前項に準ずる。

3　異形管等直管以外の管から分岐してはならない。

7．4　分岐方法

給水管の分岐方法は表Ⅳ-7-2のとおりとする。

表中の被分岐管に対する給水管の種類以外の分岐方法については、別途協議とする。

なお、被分岐管の布設状況等により、企業長が別に分岐方法を指示する場合がある。

表Ⅳ-7-2　分岐方法

給水管（管種、口径）／被分岐管（管種、口径）		水道用ポリエチレン二層管					水道配水用ポリエチレン管		ダクタイル鋳鉄管GX形
		20㎜	25㎜	30	40	50	50㎜	75㎜	75㎜以上
鋳鉄管※1	75㎜以上	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管 サドル付分水栓	不断水割T字管	不断水割T字管※8 二受T字管※9
水道配水用ポリエチレン管	50㎜	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	チーズ※7	不断水割T字管	不断水割T字管	ー	ー
	75㎜以上	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管 サドル付分水栓 EFサドル	不断水割T字管	不断水割T字管
水道用ポリエチレン二層管	25㎜・30㎜	チーズ※4	チーズ※4	チーズ※4	―	―	―	―	―
	40	サドル付分水栓	チ―ズ※4	チ―ズ※4	チ―ズ※4	ー	ー	ー	
	50㎜	サドル付分水栓	サドル付分水栓	チーズ※4	チーズ※4	チーズ※4	ー	ー	ー
ビニル管※2	25㎜・30㎜	チーズ※5	チーズ※5	チーズ※5	ー	ー	ー	ー	ー
	40㎜	サドル付分水栓	サドル付分水栓	チーズ※5	チーズ※5	―	―	―	―
	50㎜	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管	チーズ※5	不断水割T字管	不断水割T字管	ー	ー
	75㎜以上	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管 サドル付分水栓	不断水割T字管	不断水割T字管※10
鋼管※3	25㎜・30㎜	チーズ※6	チーズ※6	チーズ※6	ー	ー	ー	ー	ー
	40㎜	サドル付分水栓	サドル付分水栓	チーズ※6	チーズ※6	ー	ー	ー	ー
	50㎜	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管	チーズ※6	不断水割T字管	不断水割T字管	ー	ー
	75㎜以上	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管 サドル付分水栓	不断水割T字管	不断水割T字管
石綿セメント管	75㎜以上	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管	不断水割T字管	不断水割T字管	不断水割T字管 サドル付分水栓	不断水割T字管	不断水割T字管

※１ DIP 及び CIP

※２ VP,HIVP

※３ SP,VLP,SGP 等

※４ 分岐はポリエチレン管用金属継手（チーズ）を使用し、既存直管部との接続は、PP 単管とメカニカルソケットを使用（メカニカルソケットは、離脱防止機能を有するものとする。）

※５ 分岐はビニル管用メカニカルチーズを使用し、既存直管部との接続は、HIVP 単管とメカニカルソケットを使用（メカニカル継手は、離脱防止機能を有するものとする。）

※６ 分岐は鋼管用メカニカルチーズを使用し、既存直管部との接続は、SGP 単管とメカニカルソケットを使用（メカニカル継手は、離脱防止機能を有するものとする。）

※７ 分岐は水道配水用ポリエチレン管用メカニカルチーズを使用し、既存直管部との接続は、HPPE 単管とメカニカルソケットを使用（メカニカル継手は、離脱防止機能を有するものとする。）

※８ 被分岐管が耐震管（NS 形等）の場合に使用する割Ｔ字管は耐震形とし、給水管の接続部も一体的に耐震性能を有するものとする。

※９ 二受Ｔ字管は、被分岐管の新設時等で使用する。

※10 被分岐管口径が 150㎜ 以上

７．５　分岐部の撤去

１　費用負担

（１）配水管（公道部分に埋設されている給水管を含む。）から分岐した給水装置を廃止する場合は、申請者の負担により申請者が施工するものとする。

（２）公道以外に埋設されている給水管から分岐した給水装置を廃止する場合は、申請者の負担により申請者が施工するものとする。

（３）取出し変更を伴う改造工事により行う既設給水装置の分岐部の撤去は、申請者の負担により申請者が施工するものとする。

2　撤去時の使用材料

給水装置を分岐部から撤去する場合、分岐形態に応じ表Ⅳ-7-3 の材料を使用する。

表Ⅳ-7-3　分岐形態と撤去材料

分岐形態	撤去材料
サドル付分水栓	サドル分水栓用閉栓キャップ
割Ｔ字管	フランジ蓋 注 1) 閉栓キャップ、閉栓プラグ注 2)
耐震形割Ｔ字管	耐震形割Ｔ字管用栓 注 3)
鋳鉄管用二受Ｔ字管	A、K、SⅡ形用栓（要断水） NS 形の場合は、切管・継ぎ輪（要断水）
VP チーズ	HIVP、HIVP ソケット、メカニカル継手等を使用しチーズを撤去する注 4)

注 1）分岐部がフランジの場合であり、フランジ蓋の取付けには、適合するパッキンを使用する。

注 2）分岐部がフランジ以外の場合

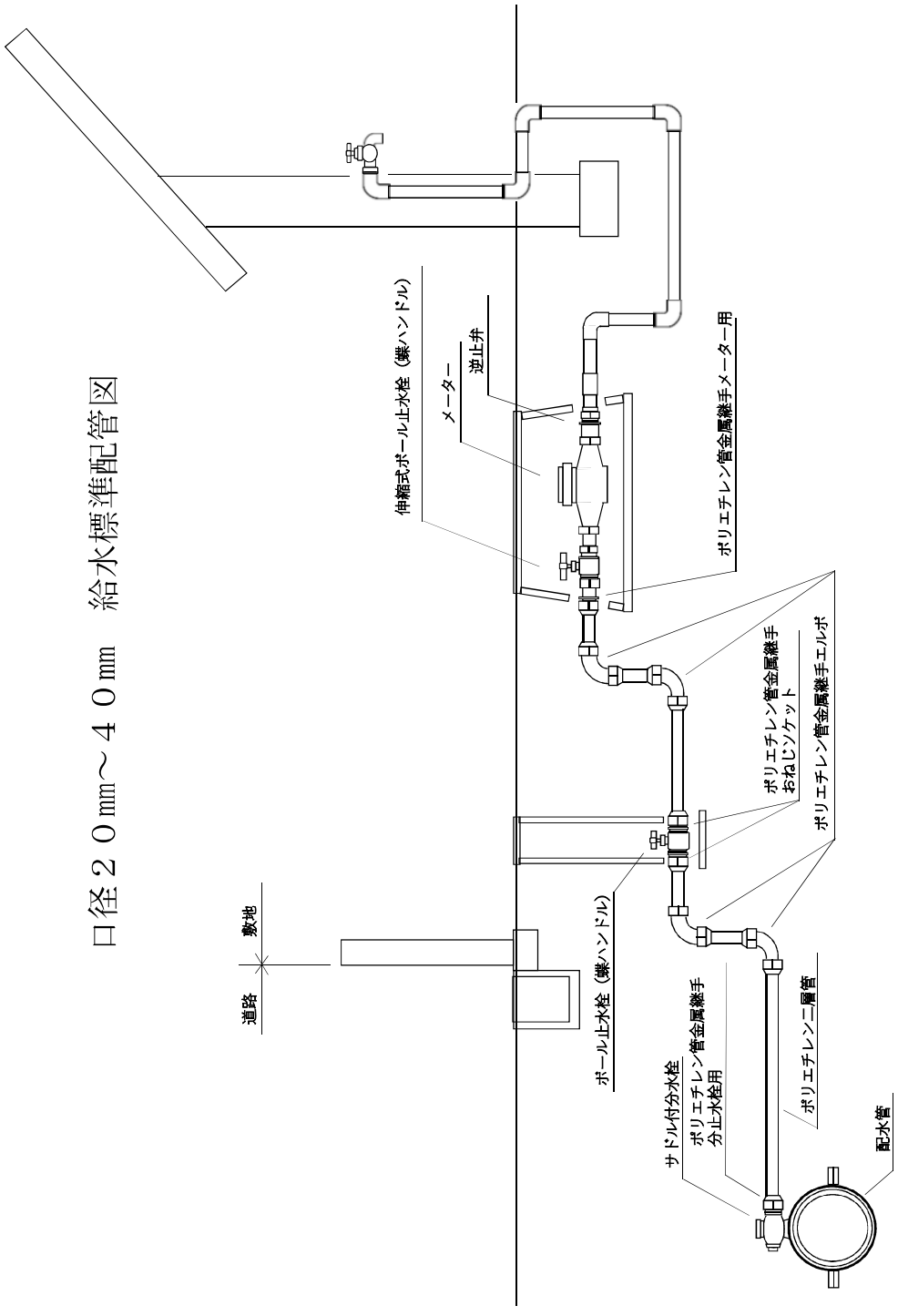
注 3）メーカーにより使用する栓が異なることに注意する。

注 4）撤去に際し、被分岐管を圧着止水した場合は、金属補修継手等を使用して圧着部を保護すること。

７．６　分岐標準図

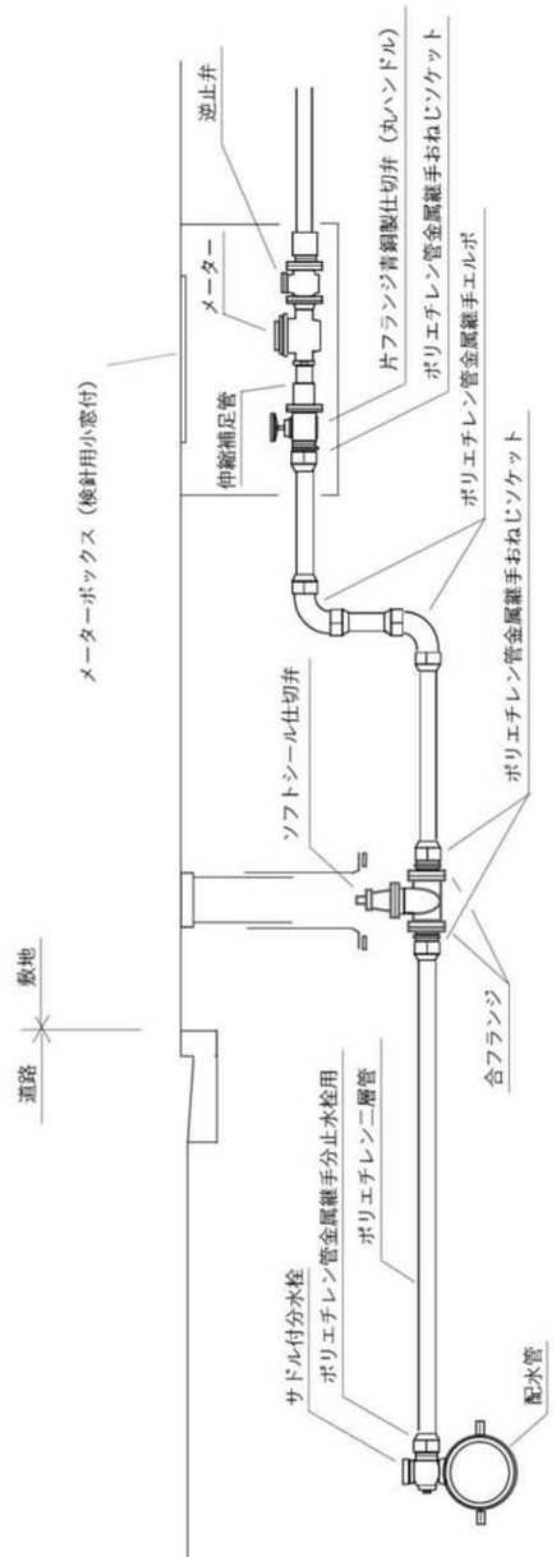
１　サドル付分水栓による分岐

（１）口径 20㎜ ～ 40㎜ 分岐の場合



（２）口径 50㎜ 分岐の場合

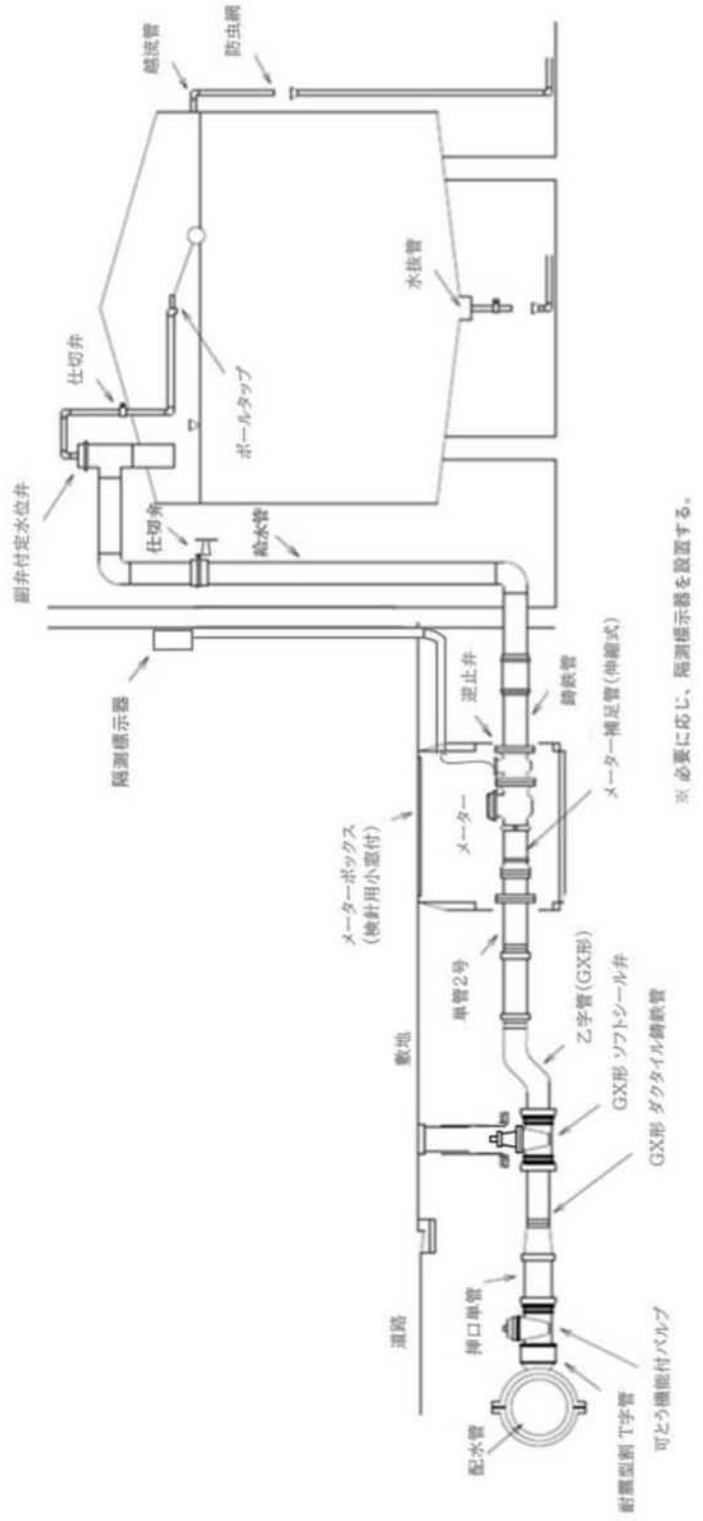
口径５０㎜　給水標準配管図



2　不断水割Ｔ字管による分岐

口径 75㎜ 以上分岐の場合

口径７５mm以上　給水標準配管図



８　給水管の配管

８．１　配管の原則

１　公道内の給水管は、最小口径を20㎜とする。

２　公道内における給水管は、原則として縦断方向に布設してはならない。

３　給水管分岐部から第１止水栓までの配管は、原則として同口径とする。

４　ポリエチレン管及びビニル管等の樹脂製の管は、有機溶剤等に侵されやすいので、鉱油・有機溶剤等油類が浸透するおそれがある箇所に配管しないこと。これらの箇所には、金属管（ステンレス鋼管等）を使用すること。

ただし、やむを得ず配管する場合は、さや管等の適切な防護措置を講ずること。

なお、「鉱油類（ガソリン等）・有機溶剤（塗料・シンナー等）が浸透するおそれのある箇所」とは、ガソリンスタンド、自動車整備工場、有機溶剤取扱事業所（倉庫）等である。

８．２　給水管の選定

１　道路下等に使用する給水管

（１）道路下等に使用する給水管

配水管又は道路等に布設された他の給水装置（被分岐管）の分岐部から、当該分岐部に最も近い止水栓までの給水管（取出し部）及び一般住宅等におけるメーターまでの給水管については、その口径に応じて次の材料を使用しなければならない。

①　20㎜～50㎜の給水管　（被分岐管分岐部からメーターまで）

…JIS K6762 水道用ポリエチレン二層管

なお、被分岐管が配水用ポリエチレン管の場合、上記水道用ポリエチレン二層管に加え50㎜の給水管（被分岐管分岐部からメーターまで）

…JWWA K144 水道配水用ポリエチレン管

②　75㎜以上の給水管　（被分岐管分岐部からメーターまで）

…JWWA G120 GX形ダクタイル鋳鉄管

…JWWA K144 水道配水用ポリエチレン管

なお、被分岐管が配水用ポリエチレン管の場合

75㎜以上の給水管　（被分岐管分岐部からメーターまで）

…JWWA K144 水道配水用ポリエチレン管

③　集合住宅及び貯水槽式給水又は直結増圧式給水の建物において、宅地内に設置する第１止水栓からメーターまでの給水管は、上記①及び②の給水管を含め、構造と材質基準の適合給水管とする。

（２）配管に使用する継手

①　水道用ポリエチレン二層管

水道用ポリエチレン二層管の継手は、コア打込み型（JWWA B 116）及びコア打

込み型と同等の対引抜性強度を有するコア一体型の金属継手（耐震性能強化型WSA規格を推奨）、メカニカル継手（耐震性能を有するもの）とする。

水道配水用ポリエチレン管の継手は、EF継手（JWWA K145）、メカニカル継手（耐震性能を有するもの）とする。

なお、同等以上の他の継手を使用する場合は、企業長と協議するものとする。

② ダクタイル鋳鉄管（GX形）の配管には、GX形の異形管を使用する。

2 宅地内に使用する給水管

宅地内（メーター以降で屋内含む。以下同じ。）に使用する給水管は、「給水管の種類及び特徴」（表Ⅳ-8-1）及び「宅地内における給水管の配管上の注意点」（表Ⅳ-8-2）を参考に選定する。

表Ⅳ-8-1 給水管の種類及び特徴

（厚生省令第14号に適合している管）

管　種	口　径	長　所	短　所
ダクタイル鋳鉄管	75mm～	・強度が大で外力、凍結等に強い。 ・穿孔に適している。	・重量が大である。 ・電食を受けやすい。
ステンレス鋼管（SUS304,316）	8mm～300mm	・腐食のおそれが少ない。 ・管内にスケールが発生しにくい。 ・強度が大で、外傷やつぶれのおそれが少ない。 ・軽量である。	・電食を受けやすい ・熱膨張率が大きく伸びやすい。
波状ステンレス鋼管（SUS304,316）	13mm～50mm		
硬質塩化ビニルライニング鋼管	13mm～150mm フランジ付20mm～350mm	・外力に対する強度が大きい。 ・管内にサビ、スケールが発生しにくい。	・ライニングされた部分が剥離しやすいので、施工時の取扱いに注意を要する。 ・施工性が悪い。 ・電食を受けやすい。
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	13mm～100mm		
耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	15mm～100mm		
銅　管	（非被覆銅管）13mm～50mm （被覆銅管）13mm～25mm	・軽量である。 ・耐アルカリ性でコンクリート、モルタル内の布設に適する。 ・管内にスケールが発生しにくい。	・外傷を受けやすい。 ・電食を受けやすい。 ・原水に遊離炭酸が多いときは、銅が溶解して白布などに着色することがある。

硬質ポリ塩化ビニル管	13mm～150mm	・耐酸、耐アルカリ性に富み電食のおそれがない。 ・スケールが発生しにくい。 ・施工が容易である。 ・軽量である。	・衝撃に弱く外傷を受けると強度が低下する。 ・耐熱性が低い。 ・温度に対する膨張率が大きく温度変化の激しい場所に布設する場合は伸縮継手等が必要である。 ・シンナーなどの溶剤に侵される。
耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管			
耐熱性硬質塩化ビニル管	13mm～50mm	・耐酸、耐アルカリ性に富み電食のおそれがない。 ・スケールが発生しにくい。 ・施工が容易である。 ・軽量である。	・衝撃に弱く外傷を受けると強度が低下する。 ・温度に対する膨張率が大きく温度変化の激しい場所に布設する場合は伸縮継手等が必要である。 ・シンナーなどの溶剤に侵される。

水道用ポリエチレン二層管	13mm～50mm	・長尺物のため少ない継手で施工できる。 ・軽量で柔軟性に富んでいる。 ・耐寒性、耐衝撃性に優れている。 ・耐酸性、耐アルカリ性に優れている。	・有機溶剤などに侵されるおそれがある。 ・傷付き易いので取扱い、保管には注意が必要
ポリエチレン複合鉛管	13mm～50mm	・柔軟性に富み、加工修繕が容易である。	・ライニングが有機溶剤などに侵されるおそれがある。 ・ライニングは傷付き易いので取扱い、保管には注意が必要
水道用架橋ポリエチレン管	M種 10mm～50mm E種 10mm～20mm	・耐寒性､耐食性に優れている。 ・軽量である。 ・柔軟性に富んでいる。 ・長尺物のため少ない継手で施工できる。	・有機溶剤などに侵されるおそれがある。
水道用ポリブテン管	10mm～50mm		
水道配水用ポリエチレン管	50mm～150mm	・軽量で柔軟性に富んでいる。 ・耐寒性､耐衝撃強さに優れる。 ・耐酸性、耐アルカリ性に優れている。	・傷つき易いので取扱、保管には注意が必要。 ・直射日光を避けて保管する。 ・可燃性である。

水道給水用ポリエチレン管	13㎜～40㎜	・軽量で柔軟性に富んでいる。 ・耐寒性､耐衝撃強さに優れる。 ・耐酸性、耐アルカリ性に優れている。	・傷つき易いので取扱、保管には注意が必要。 ・直射日光を避けて保管する。 ・可燃性である。
架橋ポリエチレン管	PN10 16㎜～50㎜	・耐熱、耐寒性耐食性に優れている。 ・軽量である。 ・柔軟性に富んでいる。 ・長尺物のため、少ない継手で施工できる。	・熱による膨張破裂のおそれがあるため、使用圧力には注意が必要。 ・有機溶剤、殺虫剤などに侵されるおそれがある。
	PN15 5㎜～50㎜		
ポリブテン管	7㎜～100㎜		

注）この表に記載のある管以外の管種についても厚生省令第14号に適合する証明があれば使用可能

表Ⅳ-8-2　宅地内における給水管の配管上の注意点

管　種	種　別	表示記号	口径(m)	規格	配管上の注意点	
ステンレス鋼管	SUS 304 SUS 316	SSP	13㎜～150㎜	JWWA G-115		
			8㎜ ～300㎜	JIS G-3448	・飲用に用いるには浸出性能試験を行う必要がある。	
波状ステンレス鋼管	SUS 304 SUS 316	CSSP	13㎜～50㎜	JWWA G-119		
ダクタイル鋳鉄管	GX 形	DIP	75㎜～350㎜	JWWA G-120		
	S Ⅱ型 NS 型 A 型 T 型 K 型 フランジ型	DIP	75㎜～350㎜	JWWA G-113		
硬質塩化ビニルライニング鋼管	外面一次防錆（VA）	VLP -A	13㎜～150㎜	JWWA K-116	・地中埋設及び野外露出配管は禁止。 ・管外面に塗装による防食処理を施す。	・接合に際しては管端部に防食のためのコアを装着する。 ・給湯管への使用禁止。
	外面亜鉛めっき(VB)	VLP-B			・地中埋設禁止。	

	外面硬化塩化ビニル被覆(VD)	VLP -D			・地中埋設する場合は接続部の外面を保護する。	
フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	外面一次防錆（FVA）	VLPF -A	20mm～350mm		・地中埋設及び野外露出配管は禁止。 ・管外面に防錆塗装を施す。	・給湯管への使用禁止。
	外面亜鉛めっき(FVB)	VLPF -B			・地中埋設禁止。	
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	外面一次防錆（ＰＡ）	PSP -A	13mm～100mm	JWWA K-123	・地中埋設及び野外露出配管は禁止。 ・管外面に塗装による防食処理を施す。	・管端部及びねじ部に防食処置を施す。 ・給湯室への使用禁止。
	外面亜鉛めっき(PB)	PSP -B			・地中埋設禁止。	
	外面一層被覆(PD)	PSP -D			・地中埋設する場合は接続部の外面を保護する。	
硬質ポリ塩化ビニル管	A形	VP	13mm～150mm	JIS K-6742	・軟弱地盤又は化学薬品が浸透した土壌での使用禁止。 ・給湯管への使用禁止。 ① A形：射出成形機により製造。 B形：押出成形機により製造。 ② Ⅰ形とⅡ形は、接合部（受口）の形状が異なる。 ③ VPは灰色、HIVPは暗い青灰色	
	B形					
	ゴム輪形 Ⅰ形		50mm～150mm	JWWA K-127		
	ゴム輪形 Ⅱ形					
耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	A形	HIVP	13mm～150mm	JIS K-6742		
	B形					
	ゴム輪形 Ⅰ形		50mm～150mm	JWWA K-129		
	ゴム輪形 Ⅱ形					
耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管		HTVP	13mm～50mm	JIS K6776	・90℃以下の給湯配管に使用可能（瞬間湯沸器のように90℃を超える危険のある給湯には使用できない。） ・使用圧力は0.196MPa（2.0kgf/cm^2）以下とする。 ・軟弱地盤又は化学薬品が浸透した土壌での使用禁止。	

銅管	銅管（非被覆銅管）	素管	被覆材	CP~2	13mm～150mm	JWWA H-101	・酸性土壌へ埋設する場合は被覆鋼管が望ましい。 ・厨房、浴室、ベランダの床や壁面のコンクリートのように水が浸透する箇所に敷設するときには被覆銅管が望ましい。
		軟質	—				
		硬質	—				
	被覆銅管	硬質	ポリエチレン	PCP	13mm～25mm		
		軟質					
		硬質	塩化ビニル	VCP			
		軟質					
耐熱性硬塩化ビニルライニング鋼管		外面一次防錆		SGP -HVA	13mm～100mm	JWWA K-140	・85℃以下の給水に使用可能（瞬間湯沸器のように85℃を超える危険のある給湯には使用できない。） ・使用圧力は1.0MPa（10.2kgf/cm²）以下とする。 ・地中埋設及び野外露出配管は禁止。 ・管外面には塗装による防錆処置を施す。 ・接合には管端防食処置を施す。
水道用ポリエチレン二層管		一種		PP~1	13mm～50mm	JIS K6762	・給湯管への使用は禁止。 ・二層管は一層管に比較して対塩素水性に優れているので、二層管のほうが望ましい。
		二種		PP~2			
水道用架橋ポリエチレン管		M種	XM	XPEP	10mm～50mm	JIS K6787	・この管は、主に水道水の屋内配管として使用する。 ・屋外露出配管の場合には、管に直射日光が当たらないように外面被覆を施す。 ・M種管は乳白色、E種管はライトグリーンである。 ・E種管の継手は、JISK6788（水道用架橋ポリエチレン継手）のE種の継手以外のものを使用しないこと。 ・管は傷付き易いので、投げたり引きずったりするようなことは避けること。
		E種	XE		10mm～20mm		

水道用ポリブテン管		PBP	10mm～50mm	JIS K6792	・この管は、主に水道水の屋内配管として使用する。 ・屋外露出配管の場合には、管に直射日光が当たらないように外面被覆する。 ・管の色は明るい灰黄（ベージュ）色である。 ・管は傷付き易いので、投げたり引きずったりするようなことは避けること。

水道配水用ポリエチレン管		HPPE	50mm～150mm	JWWA K-144	・使用温度範囲は、0～40℃である。 ・管は傷つきやすいので、投げたり、引きずったりするようなことは避けること。 ・基本的に埋設配管に使用し、紫外線が当たる場所での使用は避けること。 ・専用の継手を使用すること。
水道給水用ポリエチレン管		HPPE	13mm～40mm	JP K-001	・使用温度範囲は、0～40℃である。 ・管は傷つきやすいので、投げたり、引きずったりするようなことは避けること。 ・基本的に埋設配管に使用し、紫外線が当たる場所での使用は避けること。 ・専用の継手を使用すること。
架橋ポリエチレン管	一種 (PN10・N15) 二種 (PN10・N15)	XPEP	PN10 16mm～50mm PN15 5mm～50mm	JIS K6769	・屋外露出配管の場合には、管に直射日光が当たらないように外面被覆を施す。 ・一般の給水配管、給湯配管、温水配管に使用できる。
ポリブテン管		PBP	7mm～100mm	JIS K6778	・屋外露出配管の場合には、管に直射日光が当たらないように外面被覆を施す。 ・一般の給水配管、給湯配管、温水配管に使用できる。

８．３　配管口径等配管上の注意

１　配管口径

（１）給水管の口径は、原則として分岐口径と同等又はそれ以下でなければならない。

なお、給水管の口径を一旦減径した場合、原則としてその下流側では再度増径することはできない。

ただし、配管延長が長くなる場合、あるいは集合住宅で２階以上に配管する場合、世帯員の構成変更により改造等で減径となる場合等、必要に応じて可能とする。

（２）道路下で使用する給水管の最小口径は20mmとする。

２　２階等に配管する場合の止水栓の設置

給水管を２階以上又は地階に配管する場合は、その途中の容易に操作できる箇所に、止水栓を設置する。

ただし、２階以上への立上り配管が１箇所のみで、かつ２階以上における水栓等の器具が１個しかない場合、又は分岐管が短い場合などについては、省略することがで

きる。

3　その他配管上の注意

（1）鋳鉄管の配管で、勾配をつけて配管する必要がある場合は、原則として、受口を上り勾配に向けて施工する。

（2）管の切断

①　異形管は切断してはならない。

②　管の切断は、管軸に対して直角に行う。

（3）クロスコネクション等を防止するため、給水管と他の管との交差は極力避ける。

（4）給水管は、破損等による汚水の流出が考えられるため、下水、汚水タンク等から遠ざけて配管する。

8．4　給水管の埋設深さ

1　一般事項

給水管を地中に埋設する場合は、自動車等の走行による荷重や衝撃、道路管理者が行う道路改修工事等による影響を防止するため、障害物があるなど技術上やむを得ない場合を除き、表Ⅳ-8-3に定める深さを保つように配管する。

なお、設計に際しては、事前に当該道路管理者に確認すること。

表Ⅳ-8-3　給水管の埋設深さ

埋設場所	深さ(m)	備考
車道	0.6以上※	国、県道においては、別途協議とする。
歩道	0.6以上※	国、県道においては、別途協議とする。
私道	0.6以上※	ー
宅地内	0.3以上	ー

※この深さは、最小値であり、当該布設道路の舗装厚（路盤を含む）に0.3mを加えた深さとする。

2　浅層埋設

浅層埋設の適用対象となる管種及び口径の使用にあっては、埋設深さ等について道路管理者に確認の上、埋設深さを可能な限り浅くする。浅層深さは表Ⅳ-8-4 による。

表Ⅳ-8-4　給水管の浅層埋設深さ

配水管の埋設種別	給水管の埋設深さ	備　考
車道（市・町道及び私道）	0.6m 以上	道路の形態や既設等の埋設状況により異なる場合があるので、事前に道路管理者及び企業長の指示を受けること。
歩道	0.6m 以上	
国道及び県道	0.6m 以上	

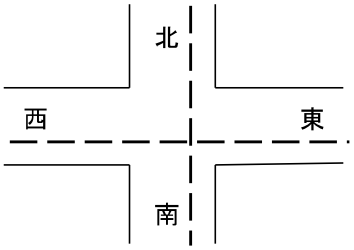
８．５　給水管の占用位置

道路は一般交通の用に供することを前提とした施設であるが、その下に水道管をはじめガス管、下水管など種々の管路施設が布設されている。

公共施設である道路を適切に管理するため道路法で道路管理者は、各企業別に布設する施設の埋設位置を原則的に定めており、給水管埋設位置は次のとおりとする。（図Ⅳ-8-1～3）

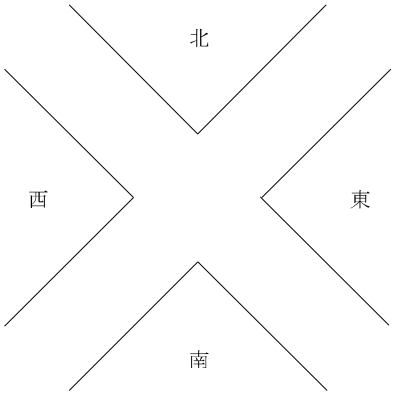
なお、道路管理者から、特に指示がある場合はその指示によるものとする。

1　歩車道の区別のない道路の占用位置は、南北の路線にあたっては東側、東西の路線にあっては南側を基準とする。



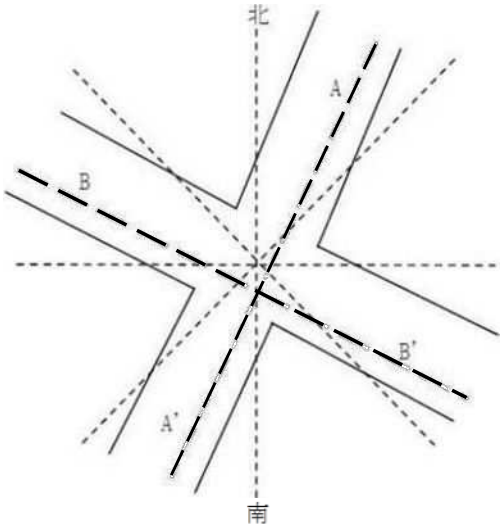
図Ⅳ-8-1

2　次のような路線の場合は、既設管があるときは既設管側へ、既設管がないときは両側いずれでもよい。



図Ⅳ-8-2

3　次のような路線にあってはAA’の路線は南北の路線に沿って東側に、BB’の路線は東西の路線に沿って南側に布設する。



図Ⅳ-8-3

９　止水栓設置の取扱い

配水管等から分岐して宅地へ給水管を引き込み、道路との境界線からの近接距離に第１止水栓を設置する。公道、私道へ引き込む場合も同様に第１止水栓を設置する。

また、メーターの一次側には、水道使用者等が操作できる第２止水栓を設置する。

９．１　止水栓

１　口径40㎜以下の場合

（１）第１止水栓としては、ボール止水栓を設置しなければならない。蝶ハンドルを原則とするが、従前の指定ハンドルの設置も可とする。

なお、口径40㎜の場合は、ゲート式バルブ（青銅製）の設置を可とする。

（２）次のような場合は、維持管理に支障となるおそれがあるため、前号のほかに止水栓としてボール止水栓を設置しなければならない。

①　共用給水装置を設置する場合

②　垂直距離2.0m以上の高低差がある法面及び直壁に配管する場合

③　水路等を横断（伏せ越し及び上越し）する場合

④　配水管等分岐部から宅地内までの距離が離れている等必要と判断した場合

（３）メーターの上流側でメーターに直結し、第２止水栓として伸縮式ボール止水栓を設置しなければならない。ハンドルは、口径25㎜以下は蝶ハンドル、口径30㎜及び40㎜は丸ハンドルとする。

（４）メーター下流側に逆止弁を設置する。

（５）メーターユニットの使用も可とするが、止水栓及び逆止弁は、指定仕様とする。

２　口径50㎜以上の場合

（１）第１止水栓としては、ソフトシール仕切弁を設置しなければならない。

（２）次のような場合は、維持管理に支障となるおそれがあるため、前号のほかに止水栓として、ソフトシール仕切弁等を設置しなければならない。

①　共用給水装置を設置する場合

②　垂直距離2.0m以上の高低差がある法面及び直壁に配管する場合

③　水路等を横断（伏せ越し又は上越し）する場合

（３）メーターの上流側に第１止水栓とは別に止水栓を設置する場合もソフトシール仕切弁を設置する。

なお、口径50㎜でメーターボックス内に設置する場合は、片フランジ青銅製仕切弁とし、開閉方向がわかる標示板を取付ける。

（４）メーター交換時の戻り水等で維持管理に支障となるおそれがあるため、メーター下流側に逆止弁等の逆止機能を有する器具を設置するものとする。

３　集合住宅の場合

（１）集合住宅で地中にメーターを設置する場合、止水栓は上記のとおり設置する。

なお、アパート等で、敷地内引込み給水管に設置した第１止水栓と各戸のメータ

一位置が近接しており、各戸メーターを地中に並んで配置する場合は、各戸の第１止水栓を設置しないことができる。

（２）集合住宅等でメーターを建築物内に設置する場合においては、止水栓は上記のとおり設置するが、配管スペースに設置する場合は、メーターユニットを使用すること。

９．２　止水栓の設置位置

１　口径40㎜以下の場合

第１止水栓の設置は、原則として、道路との境界線より1.0m以内で維持管理に支障がない場所に設置する。

２　口径50㎜以上の場合

原則として、道路との境界線より1.5m以内で維持管理に支障がない場所に設置する。

３　道路上に設置する場合

公道及び私道に設置する場合、隅切り部を外すなど、通過車両の荷重による影響が少ない箇所に設置する。

９．３　止水栓ボックス

１　第１止水栓は、ボックス（筐）内に設置しなければならない。

（１）20㎜、25㎜のボール止水栓には、宅地内で荷重の影響がない場合、樹脂製蓋の止水栓ボックス（100型）を設置する。（参考図Ⅳ-9-1）

（２）30㎜、40㎜のボール止水栓には、宅地内で荷重の影響がない場合、樹脂製蓋の止水栓ボックス（125型）を設置する。（参考図Ⅳ-9-2）

（３）40㎜以下の止水栓について、道路内（歩道）の設置及び車両等の荷重の影響を受ける宅地内には、鋳鉄製蓋の止水栓ボックスを設置し、底部には、沈下防止のための承板（底板）等を設置する。

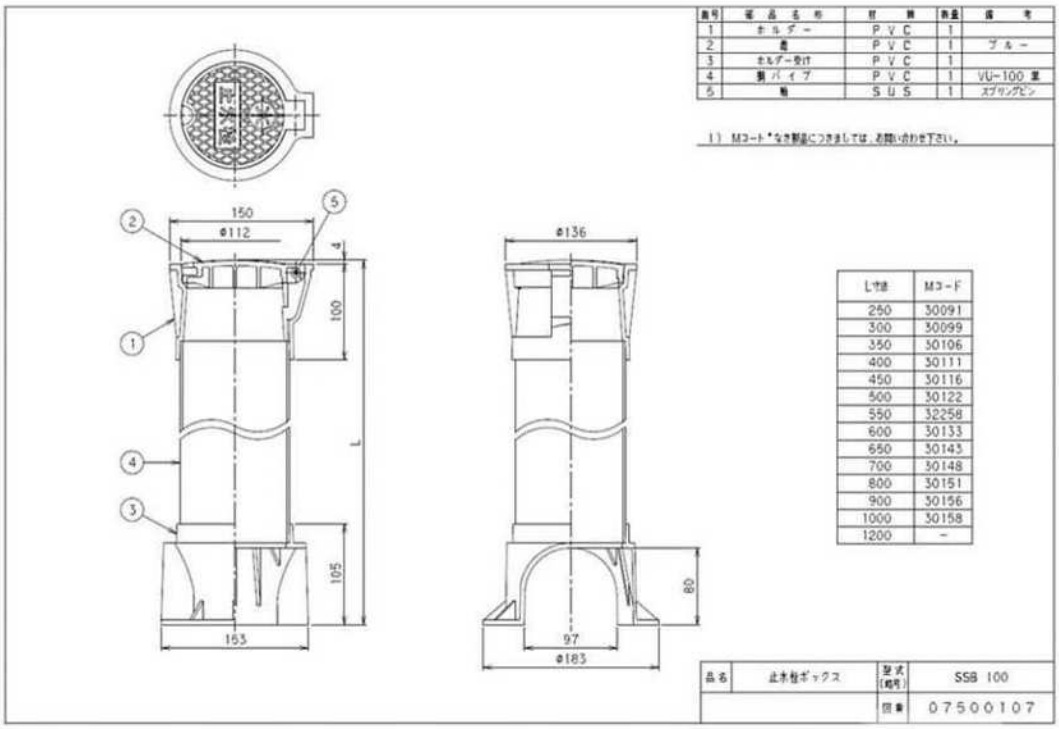
なお、使用する止水栓ボックスは、蓋と胴の一体型鋳鉄製又は積み上げレジンコンクリートブロック等に鋳鉄製鉄蓋（蓋受け含む）を設置するものとし、上記樹脂製蓋と同程度以上の大きさの鉄蓋とする。

（４）50㎜以上のソフトシール仕切弁及び道路内（車道）には、鋳鉄製の仕切弁ボックス又は円形１号（250型・T-25　レジンコンクリート桝）を設置する。

２　メーターに直結して設置する第２止水栓は、メーターボックス内に設置する。

ただし、50㎜以上のソフトシール仕切弁を第２止水栓としてメーターボックス外に設置する場合は、鋳鉄製の仕切弁ボックス又は円形１号（250型・T-25　レジンコンクリート桝）を設置する。

３　その他設置する止水栓には、防護及び操作のためのボックスを設置する。



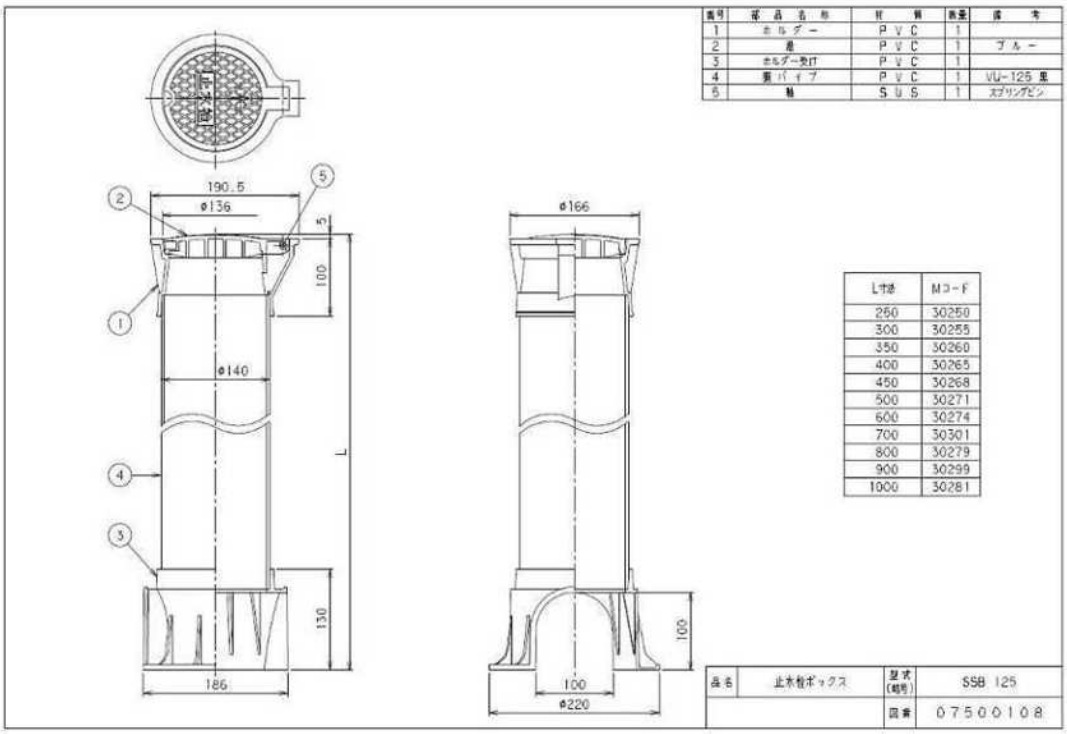
番号	品名	材質	数量	備考
1	ホルダー	PVC	1	
2	蓋	PVC	1	ブルー
3	ホルダー受け	PVC	1	
4	胴パイプ	PVC	1	VU-100 黒
5	軸	SUS	1	スプリングピン

1) Mコード*なき製品につきましては、お問い合わせ下さい。

Lサイズ	Mコード
250	30091
300	30099
350	30106
400	30111
450	30116
500	30122
550	32258
600	30133
650	30143
700	30148
800	30151
900	30156
1000	30158
1200	−

品名	止水栓ボックス	型式(略号)	SSB 100
		図番	07500107

図Ⅳ-9-1 参考 20mm、25mm 用（100 型）止水栓ボックス（樹脂製蓋）



番号	品名	材質	数量	備考
1	ホルダー	PVC	1	
2	蓋	PVC	1	ブルー
3	ホルダー受け	PVC	1	
4	胴パイプ	PVC	1	VU-125 黒
5	軸	SUS	1	スプリングピン

Lサイズ	Mコード
250	30250
300	30255
350	30260
400	30265
450	30268
500	30271
600	30274
700	30301
800	30279
900	30299
1000	30281

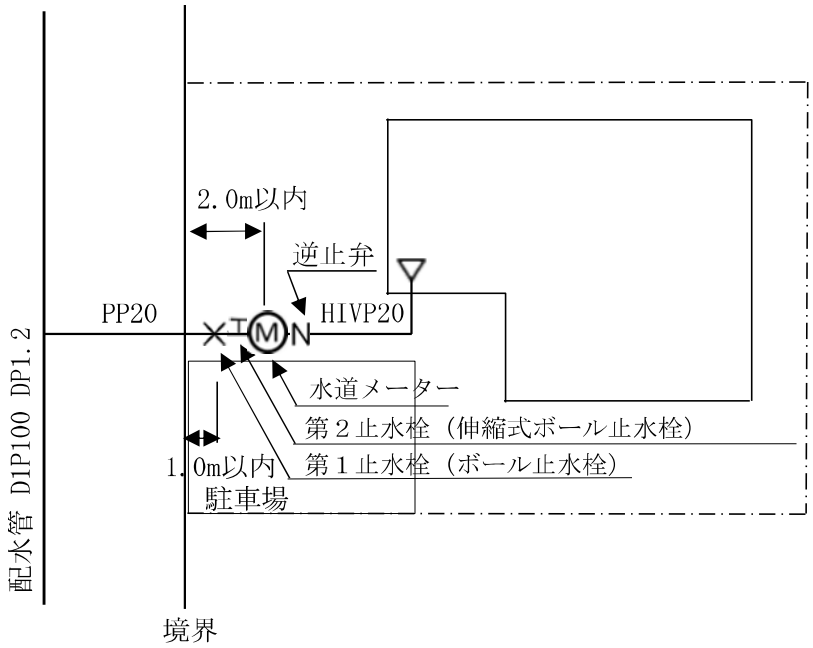
品名	止水栓ボックス	型式(略号)	SSB 125
		図番	07500108

図Ⅳ-9-2 参考 30mm、40mm 用（125 型）止水栓ボックス（樹脂製蓋）

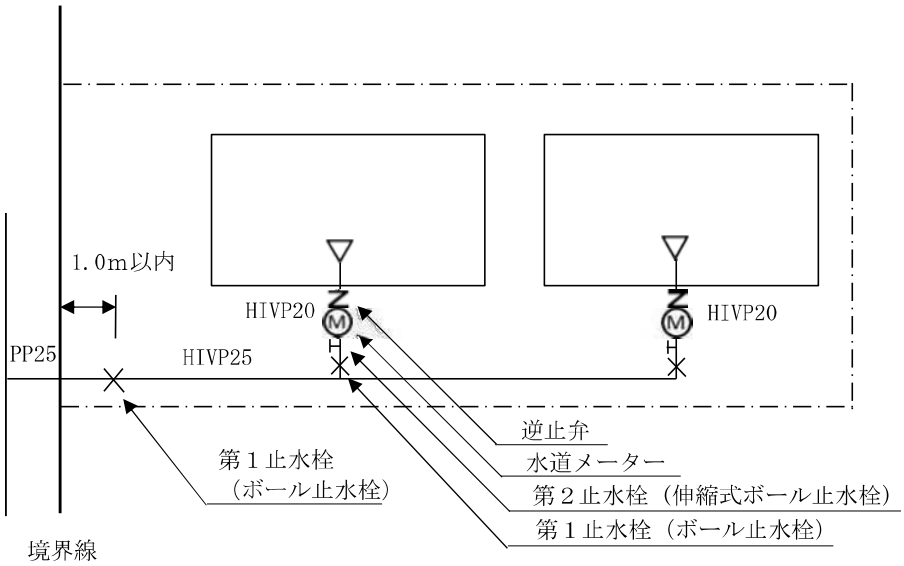
９．４　設置標準図

１　一般的な場合

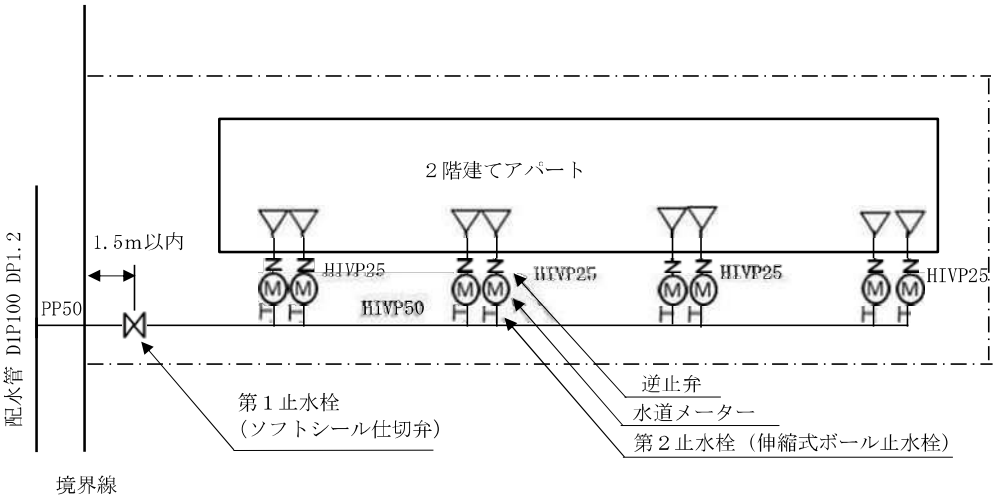
原則として、維持管理及び検針業務に支障となる場所には、止水栓及びメーターを設置してはならない。



２　共用給水装置



3　集合住宅（アパート等敷地内止水栓と各戸メーターが近接し、各戸メーターが並んで設置される場合）

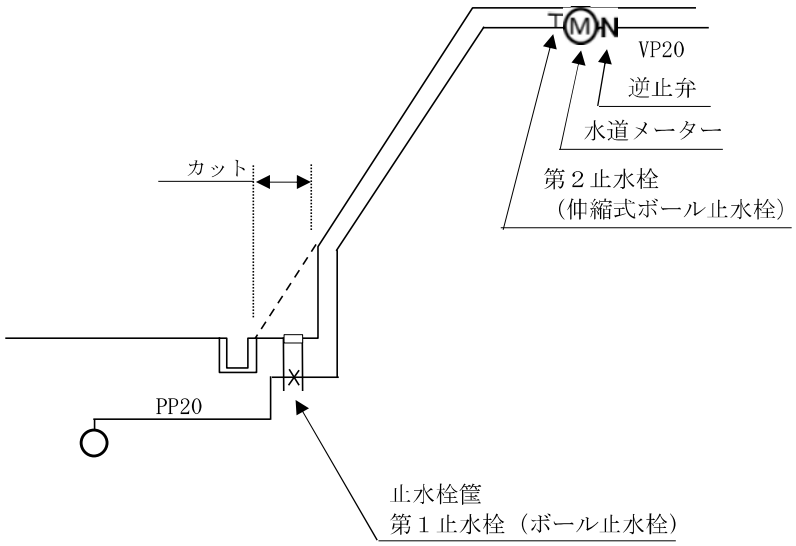


4　法面配管の場合

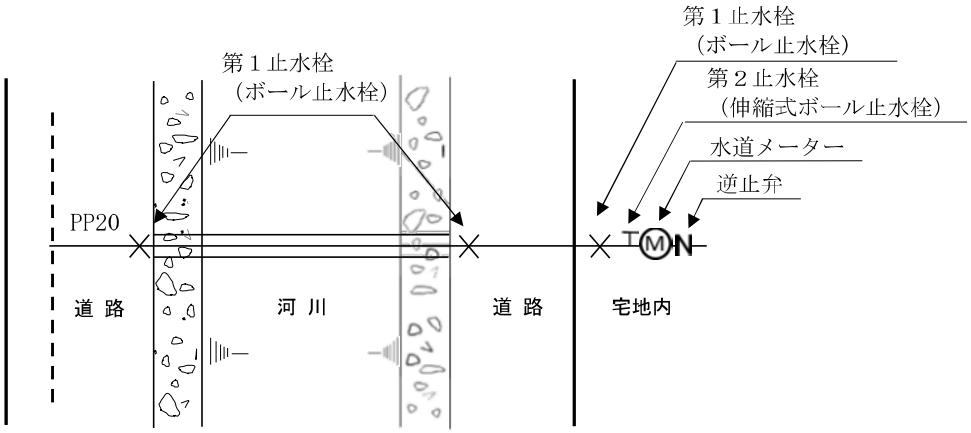
（1）垂直距離H＝2.0m以上の場合

①　U字溝の宅地側、法尻に設置すること。

②　下り法面及び直壁もこれに準じること。



５　水路等横断の場合


第１止水栓
（ボール止水栓）
第１止水栓
（ボール止水栓）
第２止水栓
（伸縮式ボール止水栓）
水道メーター
逆止弁
PP20
道 路
河 川
道 路
宅地内

10　メーター設置の取扱い（企業長が貸与するメーターに適用）

メーターは、水道料金の徴収に必要な使用水量を計量するために設置するものであり、水道使用者の負担する料金額を決定するための基本となるものである。

メーター設置の取扱いについては、申請者が負担するメーターにも適用する。

10.１　メーターの設置位置等

メーターは以下に定める基準に基づき設置する。

１　メーターの設置位置は、原則として口径40㎜以下では道路との境界線から2.0m以内、口径50㎜以上では第１止水栓より2.0m以内の当該給水装置所有者（使用者）の敷地内に設置する。

２　メーターの検針及び取替え作業が容易に行える場所に設置する。

３　常に乾燥しており衛生的で、メーターの損傷、凍結等のおそれがない場所に設置する。

４　建物内にメーターを設置する場合は、凍結防止、取替え作業スペースの確保、取付け高さ等について考慮すること。

５　メーターは水平に取り付けられる場所に設置する。

10.２　メーターの設置基準

１　原則

給水装置に設置するメーターは、１建築物に１個とする。

なお、増圧給水設備以下の給水装置各戸にメーターを設置する場合は、「10.3 増圧給水設備以下給水装置のメーター設置基準」による。

２　例外

次のような場合は、１建築物について２個以上のメーターを設置することができる。

（１）１建築物が、機能的に独立した事業用と住宅専用に分割されているもので、各々の使用者が異なるもの。

（２）１建築物が、機能的に独立した２戸以上の住宅又は店舗、事務所等に分割されているもので各戸の使用者が異なるもの。

（３）建物又は装置の構造上、一括計量するメーターの設置が不適当（水質保全上）あるいは困難（技術上、経費上）と企業長が認めたもの。

３　隔測標示器

やむを得ず定期な検針が困難な位置にメーターを設置する場合は、隔測標示器を設置する。

この場合、事前に企業長と協議を行い、設置場所及び費用負担等については、企業長の指示に従うこと。

10.３　増圧給水設備以下給水装置のメーター設置基準

給水装置にメーターを設置する基準は、原則として１建築物に１個のメーターを設置するものであるが、増圧給水設備以下の給水装置各戸について、一定の要件に適合する場合は、給水条例第20条第３項の規定に基づき、使用者等からの申請により、メーターを設置する。

１　メーターの設置要件

メーターを設置する増圧給水設備以下の給水装置は、次の条件を満たしているものでなければならない。

（１）メーターを設置する増圧給水設備以下の給水装置に、次のすべてに適合する住宅部分があること。

①　住宅部分と非住宅部分が使用上区分されていること。

②　住宅部分の水道が主に家事の用に使用されていること。

③　住宅部分各戸の水道使用者が異なること。

（２）増圧給水設備以下の給水装置の配管構造及び維持管理に関し、企業長が定めた条件について申請者等が承諾すること。（直結増圧式給水に関する承諾書（新設・既設）（施工基準第13号様式）の提出）

２　メーターの設置基準

給水装置のメーター設置基準では、メーターは１建築物に１個設置するとなっている。

しかし、この取扱いではマンション等の中高層住宅に居住し水を使用する者と、直結直圧方式により給水を受ける者との間に格差が生じる結果となるので、一定の要件に適合する場合は、増圧給水設備以下の給水装置に複数のメーターを設置することができる。

配管スペース内にメーターを設置する場合は、メーターユニットを使用する。

ただし、上記設置要件及び「第Ⅴ章 6メーターの取付け」を満たすものとする。

10.４　受水槽以下設備メーター設置基準

給水条例第20条第３項の規定に基づき、給水量を計量するためのメーターを設置することができる。

メーターの設置基準は、「10.3 増圧給水設備以下給水装置のメーター設置基準」に準ずるものとする。

10.５　メーターボックス

１　地中に設置する場合

メーターを地中に設置する場合は、企業長が指定するメーターボックスの中に入れ、埋没や外部からの衝撃から防護するとともに、図面へのオフセット記入等でその位置を明らかにしておくこと。

メーターボックスは、メーターの検針が容易にできる構造とし、かつ、メーター取替え作業が容易にできる大きさとする。また、車両が載る場所には、設置しないこと。メーターボックス内に逆止弁を設置する場合、維持管理ができるよう適切な大きさのメーターボックスを設置する。

凍結のおそれがある場合は、防寒蓋の使用など凍結防止の措置を行うこと。参考として、メーターの種別（型式）及び寸法は、表Ⅳ-10-1のとおりとする。

（１）口径13㎜～40㎜

樹脂製の各メーターサイズ用を使用する。ただし、車両が載る可能性がある場合は、鋳鉄製蓋を使用し、40㎜メーター用は小窓付きとする。

メーターボックスの寸法は、表Ⅳ-10-2、図Ⅳ-10-1に示す内部寸法以上を有するものであり、構造等は、図Ⅳ-10-2～10-4を参考とする。

（２）口径50㎜以上

鋳鉄製蓋のメーターボックスを使用し、小窓付きの蓋とする。（参考図Ⅳ-10-5～10-6）

また、植込みなど車両が載る可能性がない場合は、樹脂製蓋のメーターボックスを設置できる。

なお、コンクリート製によるメーター室を築造する場合、構造及び蓋の寸法は、図Ⅳ-10-7を参考とするが、詳細は、企業長と協議すること。

（３）メーターボックスの蓋

メーターボックスの蓋には、メーターであることの表示と水道企業団の団章を表示し、金属探知機が容易に反応を示すこと。凍結の恐れがある場合は、防寒蓋を使用すること。

２　集合住宅の配管スペースに設置する場合

メーターを集合住宅の配管スペースなど、外気の影響を受けやすい場所へ設置する場合は、凍結するおそれがあるのでメーターに発泡ポリエチレンなどでカバーを施す等の防寒対策が必要である。また、他の配管設備と隣接している場合は、点検及び取替え作業の支障にならないよう必要なスペースを確保すること。また、メーター取外し時の戻り水などによる被害を防止するため、防水処理または排水処理などの措置を講じること。

配管スペースにメーターを設置する場合は、メーターユニットを使用する。

３　地上に設置する場合

地上に設置する必要がある場合、事前に協議を要することとする。

表Ⅳ-10-1　メーターの種別及び寸法　　単位（mm）

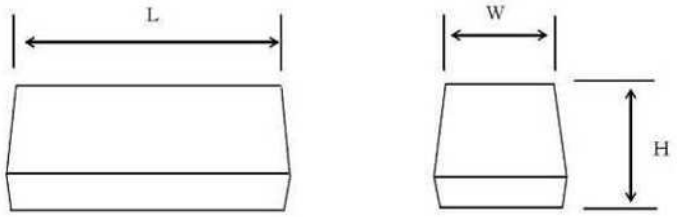
種　別	口径（取付部）	長さ
接線流羽根車式	13	100（165※1）
	20	190
	25	225
	30※2	230
	40	245
電子式たて型ウォルトマン	50	560×605
	75	630×675
	100	750×775
	伸縮補足管付き	

※1　ロングタイプのメーター長さで、地域により設置されている場合がある。
※2　水道事務所により採用していない場合がある。

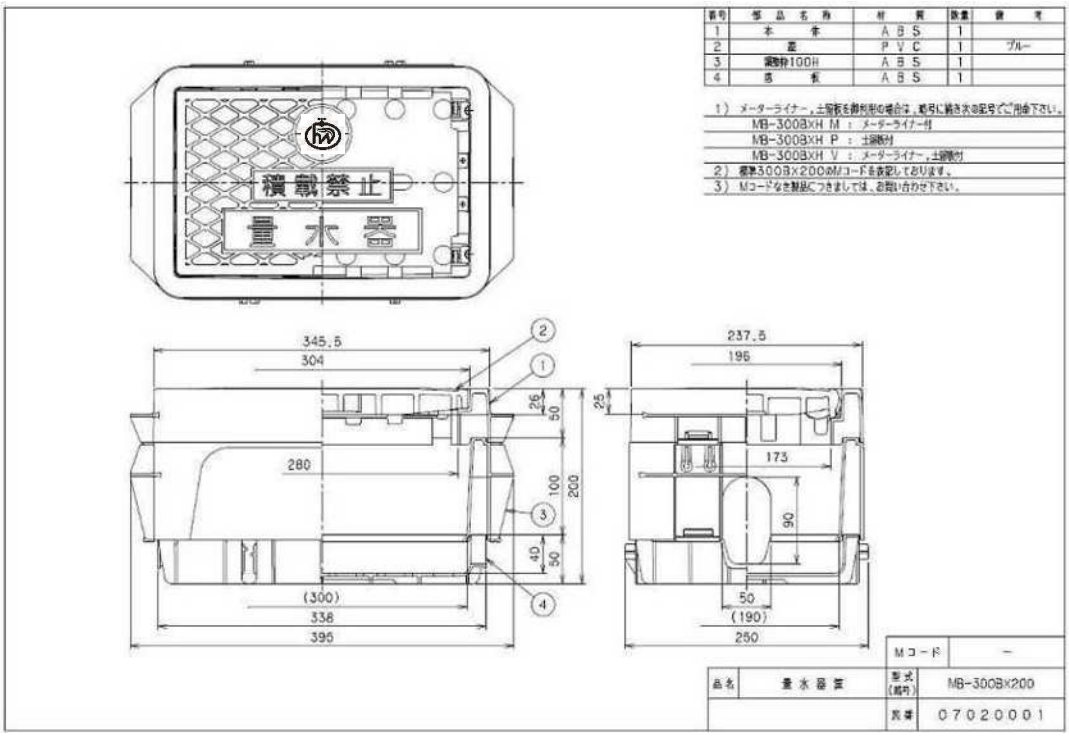
表Ⅳ10-2　メーターボックスの寸法（樹脂製及び鋳鉄製）

メーターボックスの種類	内部寸法（mm）※		
	長さ（L）	幅（W）	高さ（H）
13mm用	296	190	200
20・25mm用	430	219	200
30・40mm用	520	270	225
50mm用	850	600	370
75・100mm用	1100	650	600
150mm用以上	企業長と協議すること		

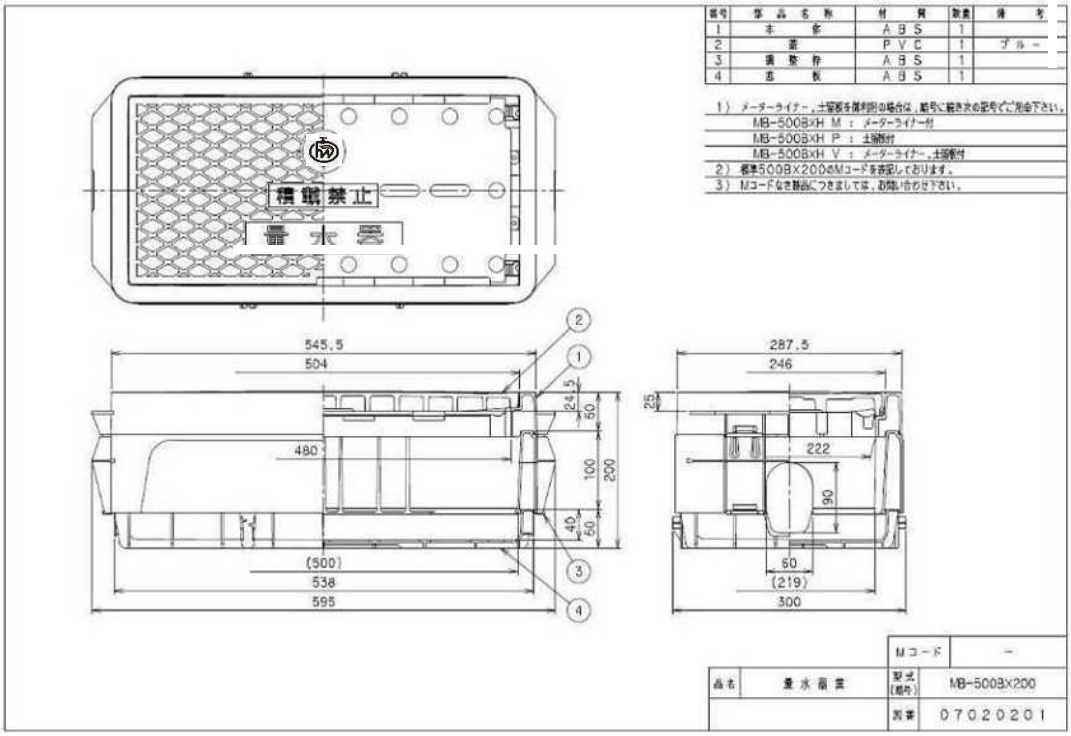
※ 内部寸法は、図Ⅳ10-1に示す箇所の延長で、内寸とし、設置できるメーターボックスの最小寸法とするが、選定に当たっては、極端に過大とならないこと。



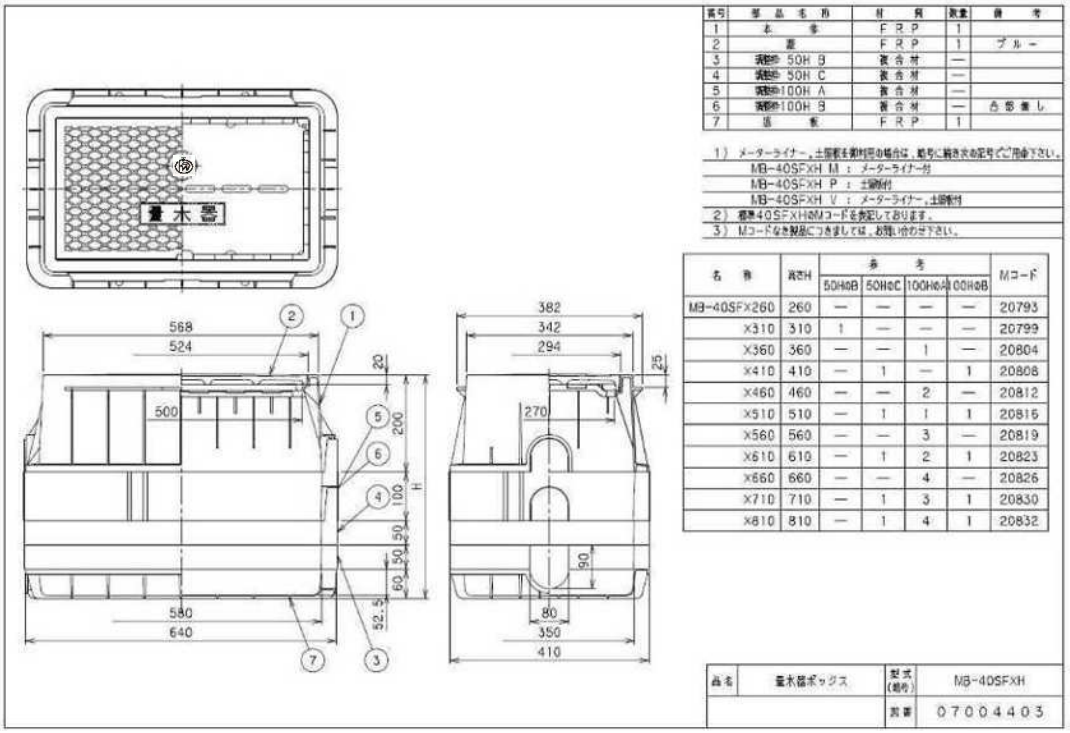
図Ⅳ-10-1　メーターボックス寸法



図Ⅳ-10-2　〈参考〉メーターボックス構造例（13㎜用樹脂製）



図Ⅳ-10-3　〈参考〉メーターボックス構造例（20～25㎜用樹脂製）



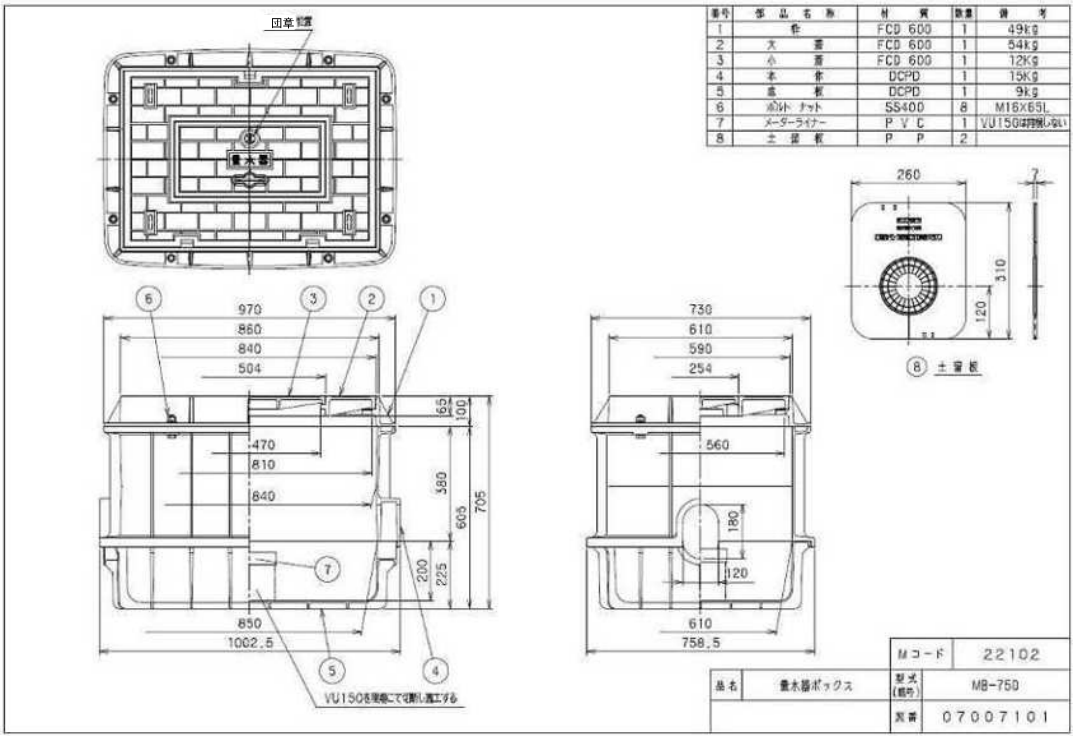
番号	部品名称	材質	数量	備考
1	本体	FRP	1	
2	蓋	FRP	1	ブルー
3	調整枠 50H B	複合材	—	
4	調整枠 50H C	複合材	—	
5	調整枠100H A	複合材	—	
6	調整枠100H B	複合材	—	台形直し
7	底板	FRP	1	

1) メーターライナー，土留板を別材質の場合は，品号に続き次の記号でご用命下さい。
MB-40SFXH M : メーターライナー付
MB-40SFXH P : 土留板付
MB-40SFXH V : メーターライナー，土留板付
2) 標準40SFXHはMコードを設定しております。
3) Mコードなき製品につきましては，お問い合わせ下さい。

名称	適合H	参考 50H0B	50H0C	100H0A	100H0B	Mコード
MB-40SFX260	260	—	—	—	—	20793
X310	310	1	—	—	—	20799
X360	360	—	—	1	—	20804
X410	410	—	1	—	1	20808
X460	460	—	—	2	—	20812
X510	510	—	1	1	1	20816
X560	560	—	—	3	—	20819
X610	610	—	1	2	1	20823
X660	660	—	—	4	—	20826
X710	710	—	1	3	1	20830
X810	810	—	1	4	1	20832

品名	量水器ボックス	型式(品号)	MB-40SFXH
		図番	07004403

図Ⅳ-10-4　〈参考〉メーターボックス構造例（30㎜・40㎜用樹脂製）

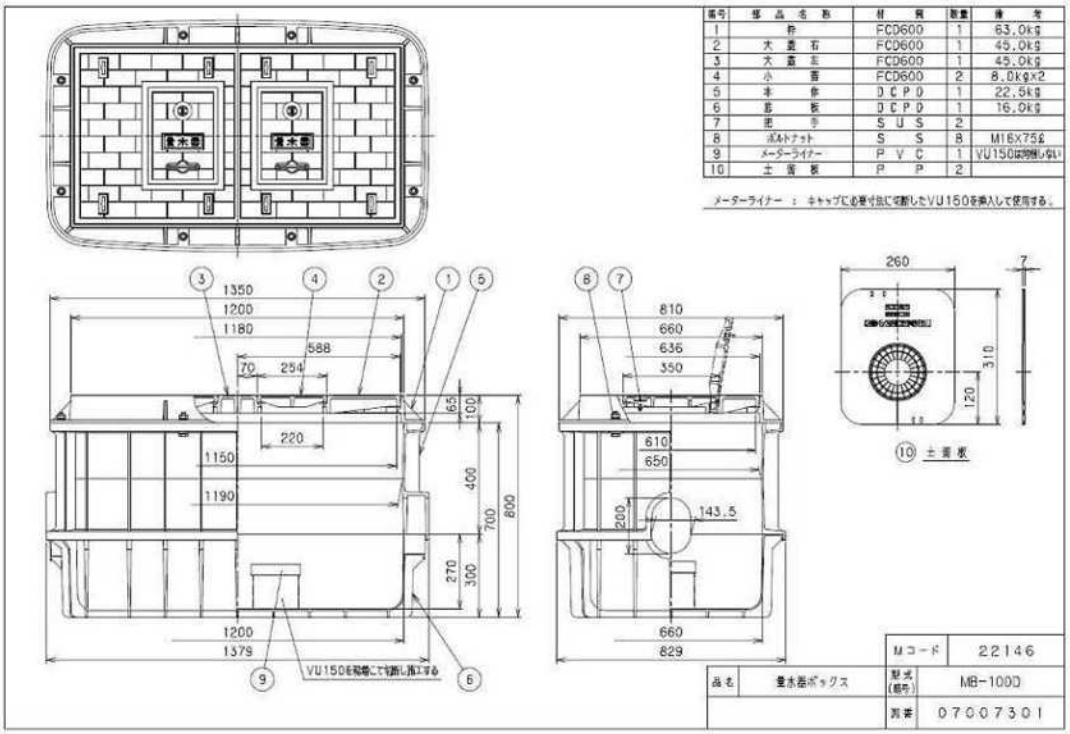


番号	部品名称	材質	数量	備考
1	枠	FCD 600	1	49kg
2	大蓋	FCD 600	1	54kg
3	小蓋	FCD 600	1	12Kg
4	本体	DCPD	1	15Kg
5	底板	DCPD	1	9kg
6	ボルト ナット	SS400	8	M16X65L
7	メーターライナー	PVC	1	VU150は別売しない
8	土留板	PP	2	

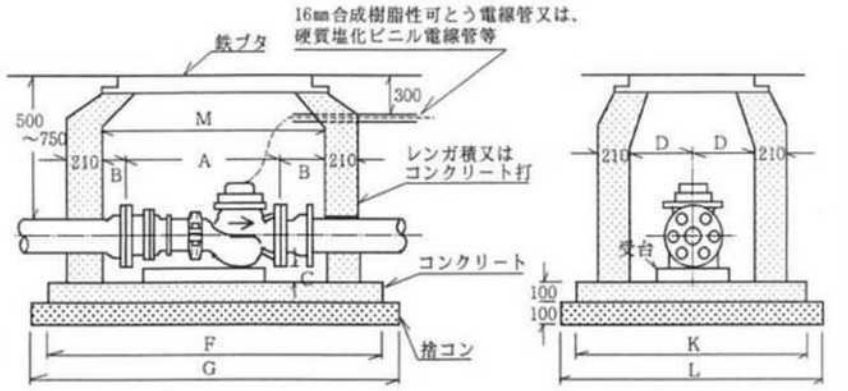
Mコード	22102

品名	量水器ボックス	型式(品号)	MB-750
		図番	07007101

図Ⅳ-10-5　〈参考〉メーターボックス構造例（50㎜用鋳鉄蓋小窓付き）



図Ⅳ-10-6　〈参考〉メーターボックス構造例（75㎜・100㎜用鋳鉄蓋 小蓋付き）



※上記電線管等は、電子式メーターで、隔測標示器を設置する場合

メーター室蓋寸法（㎜）

蓋の種類	開口部有効寸法	
	L	W
50㎜ 用	720	520
75㎜～ 用	980	600

メーター室寸法（㎜）

口径	75	100	150
A	630	750	1,000
B	175	175	200
C	70	70	100
D	350	350	400
F	1,540	1,660	1,960
G	1,660	1,780	2,080
K	1,240	1,240	1,340
L	1,360	1,360	1,460
M	980	980	1,400

図Ⅳ-10-7　〈参考〉鉄蓋使用のメーター室構造例（50㎜ 以上）

11　私設消火栓の設置

消火栓には、水道企業団が配水管に設置する公設消火栓と使用者等が給水装置に設置する私設消火栓がある。

私設消火栓の設置及び使用に当たっては、給水条例第23条及び「広島県水道広域連合企業団水道事業給水規程」（以下「給水条例給水規程」という。）に基づく。

私設消火栓に関する取扱いは次のとおりである。

11.１　私設消火栓の種類等

私設消火栓は、設置する場所によって屋外消火栓と屋内消火栓とに分けられる。

屋外消火栓には地上式と地下式とがあり、いずれも消火用ホース接続口が２箇所（双口）のものと１箇所（単口）のものがある。

屋内消火栓は、建物内に設置するもので消火用ホース及びノズルとともに、同一の箱内に収納する小形のものである。

11.２　私設消火栓の設置方法等

１　屋外消火栓の設置方法

（１）設置位置等は、原則として消防法施行令、同施行規則等に基づくこととし、消防活動に有効なところとする。

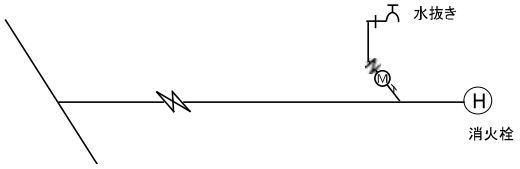
（２）消火栓の口径及び形状は、原則として公設消火栓と同様のものとする。

（３）消火栓用給水管口径は、原則として100㎜以上とする。ただし、配水管の水圧条件がよく、短距離配管の場合で、単口消火栓１基のみ設置するときは、75㎜とすることができる。

（４）消火栓は、水圧と水量とが十分でないとその機能が発揮できないことから、設置位置周辺の水圧状況を考慮し、場合によっては受水槽以下設備に設置する。

（５）消火栓専用のメーターは、原則として設置しない。

ただし、消火栓専用の給水装置を設置する場合は、給水管内に停滞水が生じないよう水抜き栓を設け当該水抜き栓専用のメーターを設置する。



（６）設置用材料

屋外消火栓の設置に必要な主な材料は次のとおりである。

①　消火栓……単口又は双口

②　フランジ付Ｔ字管（消火栓用）

③　フランジ短管（消火栓用）

（７）保護ボックス（消火栓ボックス）

消火栓用鉄蓋、消火栓用ボックス等を用いて築造する。

２　屋内消火栓の設置方法

屋内消火栓は、器具の構造その他の事由から、給水装置に設置することは好ましくないので、受水槽以下設備に設置するよう指導する。

３　私設消火栓を設置するときは給水条例第23条及び関連規定に基づくものとする。

12　水の安全性・衛生対策

12.１　他の水管及びポンプ（増圧給水設備を除く）の直結禁止

給水装置には、自家用水道及び工業用水道など当該給水装置以外の水管やその他の設備、配水管の水圧に影響を与えるポンプを直接連結してはならない。

12.２　水の汚染防止

１　飲用に供する水を供給する給水管及び給水用具は、浸出に関する基準に適合するものを用いること。（構造・材質基準 第２条第１項）

２　行き止まり配管等で水が停滞する構造としないこと。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構を設置すること。（構造・材質基準 第２条第２項）

３　シアン、六価クロム、その他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置しないこと。（構造・材質基準 第２条第３項）

４　鉱油類（ガソリン等）や有機溶剤（塗料、シンナー等）、その他の油類が浸透するおそれのある場所[注1]にあっては、当該油類が浸透するおそれのない材質[注2]の給水装置を設置すること。又はさや管等により適切な防護のための措置を講じること。（構造・材質基準 第２条第４項）

注1）鉱油類、有機溶剤、その他の油類が浸透するおそれのある場所とは、ガソリンスタンド、自動車整備工場、有機溶剤取扱事業所（倉庫）等である。

注2）当該油類が浸透するおそれのない材質とは、金属管である。

12.３　破壊防止

水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いること。又は、その上流側に近接して水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置を講じること。（構造・材質基準 第３条）

１　次に示すような開閉時間が短い給水栓等は、過大な水撃作用を生じるおそれがある。

（１）バーハンドル式（ワンタッチ）給水栓

（２）ボールタップ

（３）電磁弁（電磁弁内蔵の給水用具も含む）

（４）洗浄弁

（５）元止め式瞬間湯沸器

２　次のような場所においては、水撃圧が増幅されるおそれがあるので、特に注意が必要である。

（１）管内の常用圧力が著しく高い所

（２）水温が高いところ

（３）曲折が多い配管部分

（４）管内流速が大きいところ

3　水撃作用を生じるおそれのある場合は、発生防止や吸収措置を施すこと。

（１）直結給水の場合

①　給水圧が高水圧となる場合は、減圧弁、定流量弁等を設置し給水圧又は流速を下げる

②　水撃作用発生のおそれのある箇所には、その手前に近接して水撃防止器具を設置する。（図Ⅳ-12-1）

③　水撃作用の増幅を防ぐため、空気の停滞が生じるおそれのある鳥居配管等は避けること。

④　水路の上越し等でやむを得ず空気の停滞が生じるおそれのある配管となる場合は、これを排除するため、空気弁、又は排気装置を設置すること。

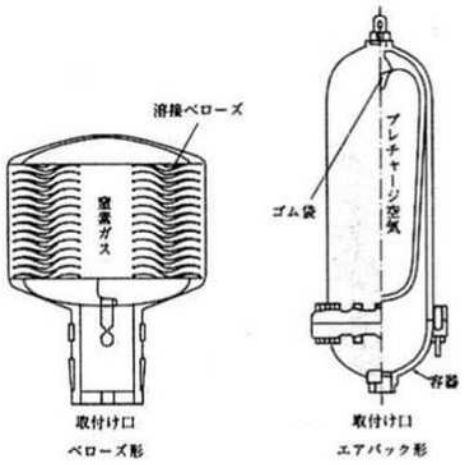
（２）受水槽に給水する場合

①　管内流速を考慮した適正な流入給水管口径とするとともに、受水槽手前に流量調整が可能なバルブや定流量弁又は水撃防止器具を設置する。

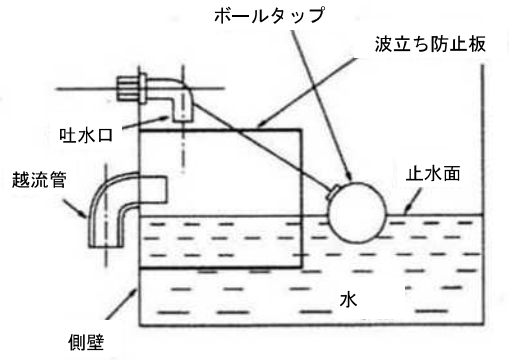
②　一般型ボールタップを設置している場合は、弁の開閉が緩やかな副弁付定水位弁へ切替えるか波立ち防止用板を取り付ける。

③　受水槽を地下に設置し、管内流速が著しく速くなるおそれのある場合は、副受水槽を設置する。

④　満水面の波たち防止の措置を行う。（図Ⅳ-12-2）



図Ⅳ-12-1　水撃防止器具



図Ⅳ-12-2　受水槽の波立ち防止板

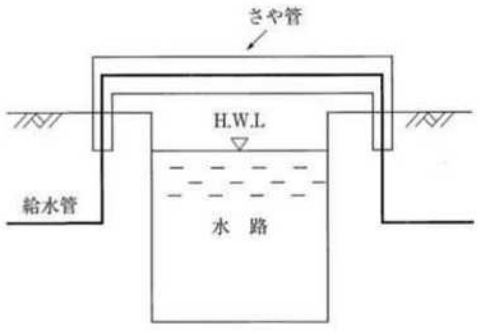
４　給水管の防護

（１）地盤沈下、振動等により破壊が生じるおそれがある場所にあっては、伸縮性又は可とう性を有する継手や管を使用すること。

（２）壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で支持金具等を用い固定すること。

（３）水路等を横断する場所にあっては、原則として水路等の下に給水装置を設置すること。やむを得ず水路等の上に設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管等による防護措置を講じること。（図Ⅳ-12-3）

また、河川管理者と十分協議を行うこと。



図Ⅳ-12-3　上越しの場合

12.４　侵食防止

１　酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあっては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置を講じること。（構造・材質基準 第４条第１項）

２　漏えい電流により侵食されるおそれのある場所にあっては、非金属性の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じること。（構造・材質基準 第４条第２項）

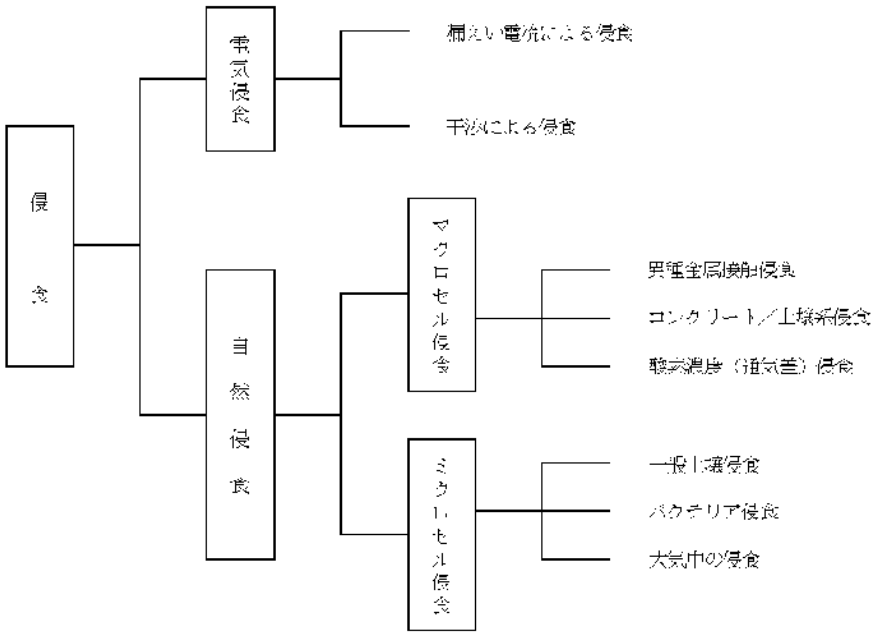
３　サドル付分水栓などの分岐部及び被覆されていない金属製の給水装置は、ポリエチ

レンシートによって被覆すること等により適切な侵食防止のための措置を講じること。

4　侵食の種類

侵食（腐食）は、金属が環境により化学的に侵食される現象であり、漏えい電流等による電食（電気侵食）と、漏えい電流等の影響は存在しないが、腐食電池が形成される自然侵食がある。

金属管の侵食を分類すると、次のとおりである。（図Ⅳ-12-4）

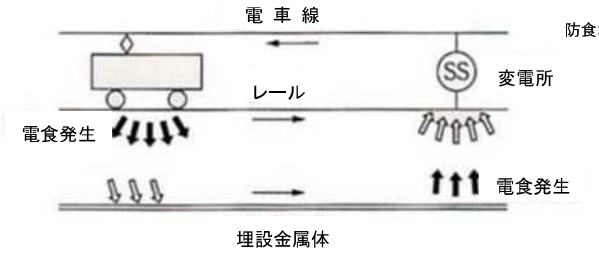


図Ⅳ-12-4　侵食の種類

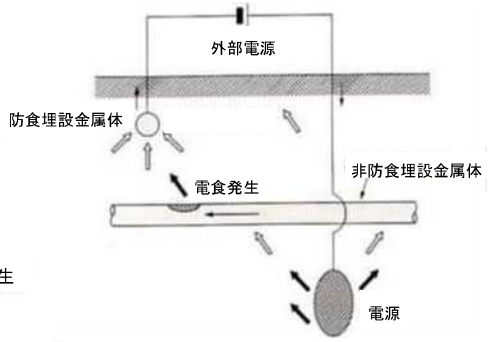
（1）電食（電気侵食）

金属管が鉄道、変電所等に接近して埋設されている場合に、漏えい電流による電気分解作用により侵食を受ける。このとき、電流が金属管から流出する部分に侵食が起きる。これを漏えい電流による電食という。（図Ⅳ-12-5）

また、他の埋設金属体に外部電源装置、排流器による電気防食を実施したとき、これに近接する他の埋設金属体に防食電流の一部が流入し、流出するところで侵食を引き起こすことがある。これを干渉による電食という。（図Ⅳ-12-6）



図Ⅳ-12-5　漏えい電流による電食



図Ⅳ-12-6　干渉による電食

（２）自然侵食

埋設配管の多くの侵食事例は、マクロセルを原因としている。マクロセル侵食とは、埋設状態にある金属材質、土壌、乾湿、通気性、pH、溶解成分の違い等の異種環境での電池作用による侵食である。

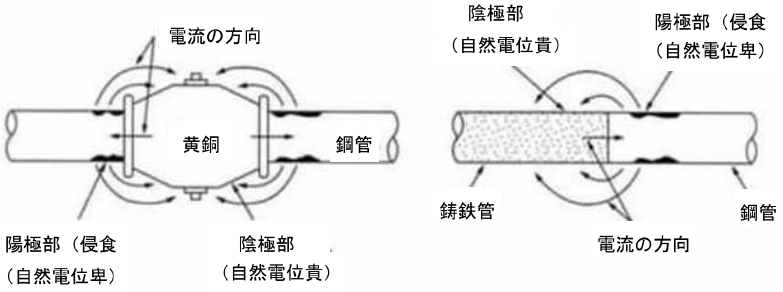
代表的なマクロセル侵食には、異種金属接触侵食、コンクリート／土壌系侵食、通気差侵食等がある。

また、腐食性の高い土壌、バクテリアによるミクロセル侵食がある。

①　異種金属接触侵食

埋設された金属管が異なった金属の管や継手、ボルト等と接触されていると、卑の金属（自然電位の低い金属）と貴の金属（自然電位の高い金属）との間に電池が形成され、卑の金属が侵食する。

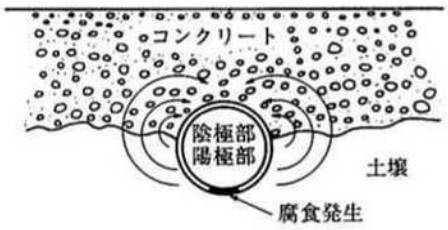
異なった二つの金属の電位差が大きいほど、又は卑の金属に比べ貴の金属の表面積が非常に大きいほど侵食が促進される。（図Ⅳ-12-6）



図Ⅳ-12-6　異種金属接触による侵食

②　コンクリート／土壌系侵食

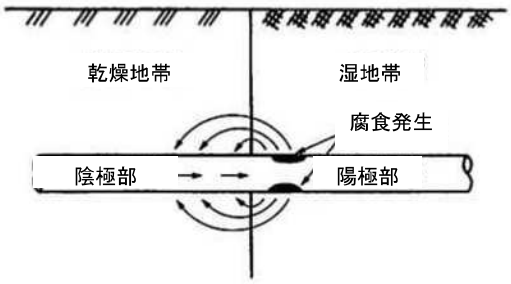
地中に埋設した鋼管が部分的にコンクリートと接触している場合、アルカリ性のコンクリートに接している部分の電位が、そうでない部分より高くなって腐食電池が形成され後者（土壌部分）が侵食される。（図Ⅳ-12-7）



図Ⅳ-12-7　コンクリート／土壌系による侵食

③　通気差侵食

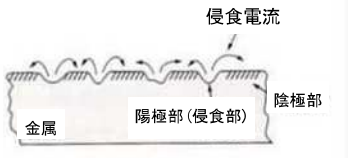
空気の通りやすい土壌と、通りにくい土壌とにまたがって配管されている場合、環境の違いによる腐食電池が形成され電位の低いほうが侵食する。通気差侵食には、このほか埋設深さの差、湿潤状態の差、地表の遮断物による通気差に起因するもの等がある。（図Ⅳ-12-8）



図Ⅳ-12-8　通気差による侵食

④　ミクロセル侵食（図Ⅳ-12-9）

土壌と接している金属は、表面の状態、構成、環境等のわずかな違いにより、微視的な電位差が多数形成され、比較的穏やかで均一的な腐食を引き起こす。



図Ⅳ-12-9　ミクロセル侵食

5　腐食の形態

（1）全面腐食

全面が一様に表面的に腐食する形で、管の肉厚を全面的に減少させて、その寿命を短縮させる。

（２）局部腐食

腐食が局部に集中するため、漏水等の事故を発生させる。また、管の内面腐食によって発生する鉄錆のこぶは、流水断面を縮小するとともに摩擦抵抗を増大し、給水不良を招く。

6　腐食の起こりやすい土壌の埋設管

（１）腐食の起こりやすい土壌

①　酸性又はアルカリ性の工場廃液等が地下浸透している土壌。

②　海浜地帯で地下水に多量の塩分を含む土壌。

③　埋立地の土壌（硫黄分を含んだ土壌、泥炭地等）

（２）腐食の防止対策

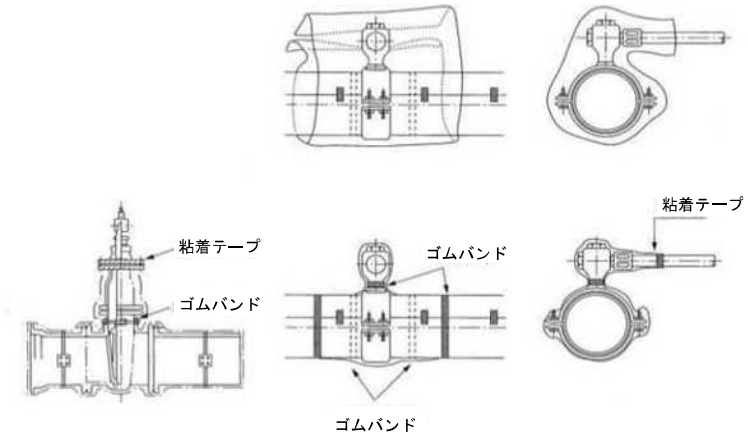
①　非金属管を使用する。

②　金属管を使用する場合は、適切な腐食防止措置を講じること。

7　防食工

（１）サドル付分水栓等給水用具の外面防食

ポリエチレンシートを使用してサドル付分水栓等全体を覆うようにして包み込み、粘着テープ等で確実に密着及び固定し、腐食の防止を図る方法である。（図Ⅳ-12-10）



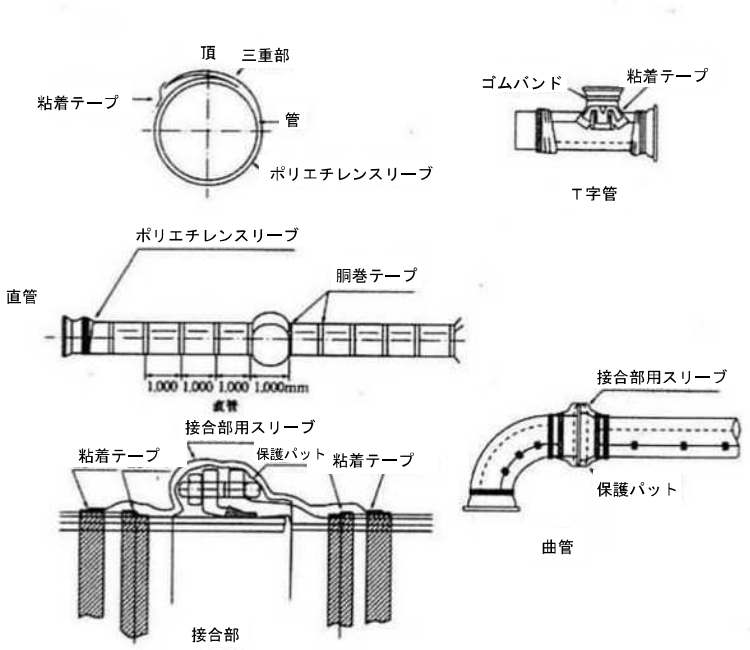
図Ⅳ-12-10　サドル付分水栓等外面防食

（２）管外面の防食工

管の外面の防食方法は次による。

①　ポリエチレンスリーブによる被覆

管の外面をポリエチレンスリーブで被覆し粘着テープ等で確実に密着及び固定し、腐食の防止を図る方法である。（図Ⅳ-12-11）



図Ⅳ-12-11　ポリエチレンスリーブによる被覆

ア　スリーブの折り曲げは、管頂部に重ね部分（三重部）がくるようにし、土砂の埋戻し時の影響を避けること。

イ　管継手部の凹凸にスリーブがなじむように十分なたるみを持たせ、埋戻し時に継手の形状に無理なく密着するよう施工すること。

ウ　管軸方向のスリーブのつなぎ部分は、確実に重ね合わせること。

②　防食テープ巻きによる方法

金属管に、防食テープ、粘着テープ等を巻付け腐食の防止を図る方法は、次による。

ア　管外面の清掃。

イ　継ぎ手部との段差をマスチック（下地処理）で埋めた後、プライマーを塗布する。

ウ　防食テープを管軸に直角に１回巻き、次にテープの幅1/2以上を重ね、螺旋状に反対側まで巻く。そこで直角に１回巻き続けて同じ要領で巻きながら、巻き始めの位置まで戻る、そして最後に直角に１回巻いて完了。

③　防食塗料の塗付

地上配管で鋼管等の金属管を使用し、配管する場合は、管外面に防食塗料を塗付する。施工方法は、上記②と同様プライマー塗布し、防食塗料（防錆材等）を２回以上塗布する。

④　外面被覆管の使用

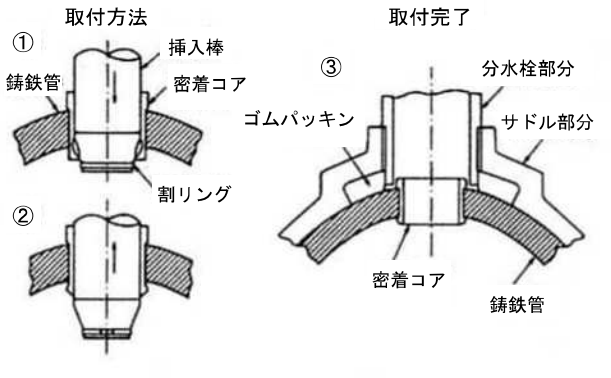
金属管の外面に被覆を施した管を使用する。（例：外面硬質塩化ビニル被覆の

硬質塩化ビニルライニング鋼管、外面ポリエチレン被覆のポリエチレン粉体ライニング鋼管）

（３）管内面の防食工

管の内面の防食方法は次による。

①　鋳鉄管及び鋼管からの取出しでサドル付分水栓等により分岐、穿孔した通水口には、密着コアを挿入するなど適切な防錆措置を施すこと。（図Ⅳ-12-12）



図Ⅳ-12-12　管の内面の防食

②　鋳鉄管の切管については、切口面にダクタイル管補修用塗料を施すこと。

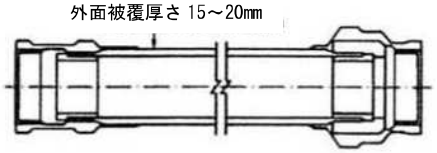
③　内面ライニング管の使用

④　鋼管継手部の防食継手部には、管端防食継手を使用する。（第Ⅴ章図Ⅴ-4-1）

（４）電食防止措置

①　電気的絶縁物による管の被覆（図Ⅳ-12-13）

アスファルト系又はコールタール系等の塗覆装で、管の外周を完全に被覆して、漏えい電流の流出入を防ぐ方法。



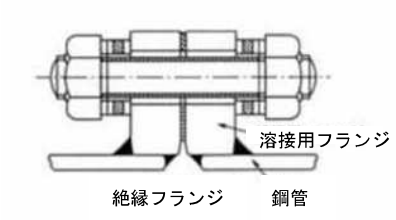
図Ⅳ-12-13　電気的絶縁物による管の被覆

②　絶縁物による遮へい

軌条と管との間にアスファルトコンクリート板又はその他の絶縁物を介在させ、軌条からの漏えい電流の通路を遮へいし、漏えい電流の流出入を防ぐ方法。

③　絶縁接続法

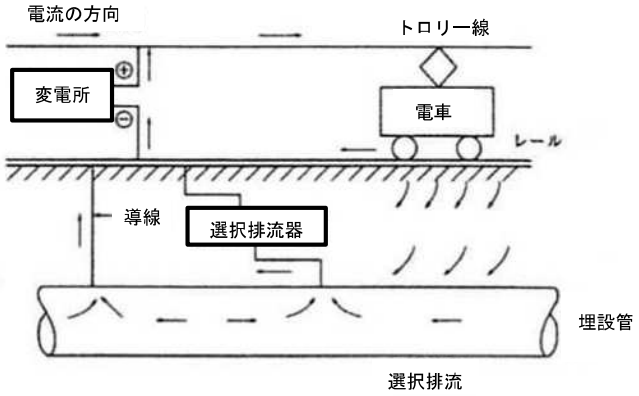
管路に電気的絶縁継手を挿入して、管の電気的抵抗を大きくし、管に流出入する漏えい電流を減少させる方法。（図Ⅳ-12-14）



図Ⅳ-12-14　電気的絶縁継手

④　選択排流法（直接排流法）

管と軌条とを、低抵抗の導線で電気的に接続し、その間に選択排流器を挿入して、管を流れる電流が直接大地に流出するのを防ぎ、これを一括して軌条等に帰流させる方法。（図Ⅳ-12-15）



図Ⅳ-12-15　選択排流法

⑤　外部電源法

管と陽極設置体との間に直流電源を設け、電源→排流線→陽極設置体→大地→管→排流線→電源となる電気回路を形成し、管より流出する電流を打ち消す流入電流を作って、電食を防止する方法。

⑥　低電位金属体の接続埋設法

管に直接又は絶縁導線をもって、低い標準単極電位を有する金属（亜鉛、マグネシウム、アルミニウム等）を接続して、両者間の固有電位差を利用し、連続して管に大地を通じて外部から電流を供給する一種の外部電源法。

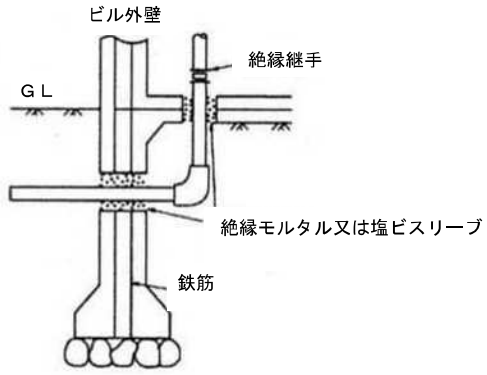
（５）その他の防食工

①　異種金属管との接続

異種金属管との接続には、異種金属管用絶縁継手等を使用し腐食を防止すること。

②　金属管と他の構造物と接触するおそれのある場合

他の構造物等を貫通する場合は、ポリエチレンスリーブ、防食テープ等を使用し管が直接構造物（コンクリート、鉄筋等）に接触しないよう施工すること。（図Ⅳ-12-16）



図Ⅳ-12-16　ビルに入る配管の絶縁概要図

12.５　逆流防止

１　水が逆流するおそれのある場所においては、吐水口空間を確保すること、又は、逆流防止性能又は負圧破壊性能を有する給水用具を水の逆流を防止することができる適切な位置（バキュームブレーカにあっては、水受け容器の越流面の上方150㎜以上の位置）に設置すること。（構造・材質基準 第５条第１項第１号）

（１）吐水口空間

吐水口空間は、逆流防止のもっとも一般的で確実な手段である。

受水槽、流し、洗面器、浴槽等に給水する場合は、給水栓の吐水口と水受け容器の越流面との間に必要な吐水口空間を確保する。この吐水口空間は、ボールタップ付きロータンクのように給水用具の内部で確保されていてもよい。

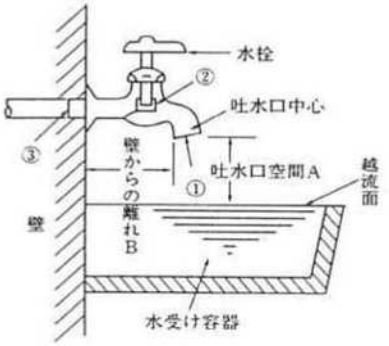
①　吐水口空間とは給水装置の吐水口の中心（25㎜を越えるものは吐水口の最下端）から越流面までの垂直距離及び近接壁から吐水口の中心（25㎜を越えるものは吐水口の最下端）までの水平距離をいう。（表Ⅳ-12-1）

②　越流面とは洗面器等の場合は当該水受け容器の上端をいう。

また、水槽等の場合は立て取出しにおいては越流管の上端、横取出しにおいては越流管の中心をいう。（図Ⅳ-12-17）

表Ⅳ-12-1　吐水口空間

吐水口から越流面まで（吐水口空間）Aの設定		
25㎜以下の場合		吐水口の中心から越流面までの垂直距離
25㎜を越える場合		吐水口の最下端から越流面までの垂直距離
壁からの離れBの設定		
25㎜以下の場合	B1	近接壁から吐水口の中心
25㎜を越える場合	B2	近接壁から吐水口の最下端の壁側の外表面



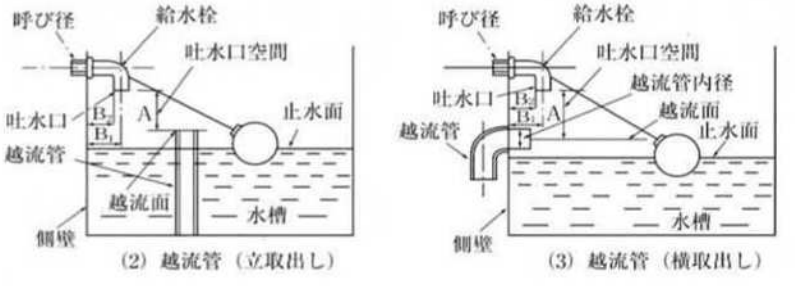
① 吐水口の内径 d

② こま押え部分の内径

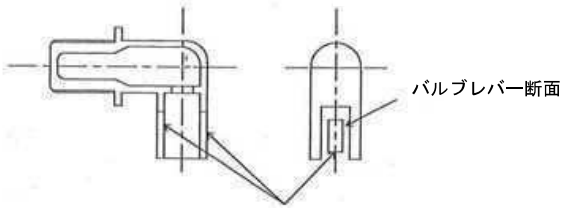
③ 給水栓の接続管の内径

以上３つの内径のうち、最小内径を有効開口の内径 d’ として表す。

図Ⅳ-12-17　洗面器等の場合

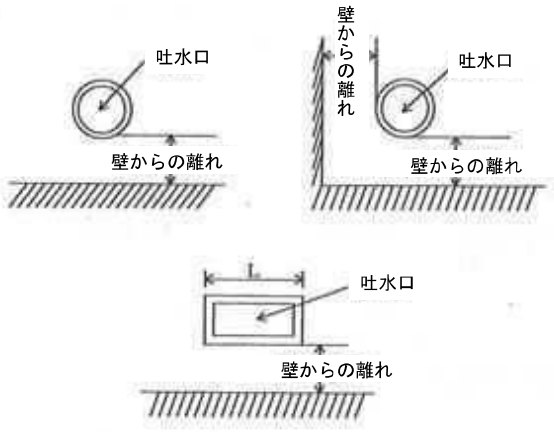


ボールタップの吐水口の切込み部分の断面



図Ⅳ-12-17　水槽等の場合(1)

壁からの離れ



図Ⅳ-12-17　水槽等の場合(2)

③　ボールタップの吐水口の切込み部分の断面積（バルブレバーの断面積を除く。）がシート断面積より大きい場合には、切込み部分の上端を吐水口の位置とする。

④　吐水口空間としては、「吐水口空間の基準」（表Ⅳ-12-2）を確保すること。

表Ⅳ-12-2　吐水口空間の基準

ア　呼び径が25㎜以下の場合

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離B1	越流面から吐水口の中心までの垂直距離A
13㎜以下	25㎜以上	25㎜以上
13㎜を超え20㎜以下	40㎜以上	40㎜以上
20㎜を超え25㎜以下	50㎜以上	50㎜以上

備考

1　浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「25㎜」とあり、又は「40㎜」とあるのは、「50㎜」とする。

2　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「25㎜」とあり、「40㎜」とあり、又は「50㎜」とあるのは、「200㎜」とする。

イ　呼び径が25㎜を超える場合

区分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合			(1.7d+5) ㎜以上
近接壁の影響がある場合	近接壁１面の場合	壁からの離れが(3D)㎜以下のもの	(3d)㎜以上
		壁からの離れが(3D)㎜を超え(5D)㎜以下のもの	(2d+5)㎜以上
		壁からの離れが(5D)㎜を超えるもの	(1.7d+5)㎜以上
	近接壁２面の場合	壁からの離れが(4D)㎜以下のもの	(3.5d)㎜以上
		壁からの離れが(4D)㎜を超え(6D)㎜以下のもの	(3.0d)㎜以上
		壁からの離れが(6D)㎜を超え、(7D)以下のもの	(2d+5)㎜以上
		壁からの離れが(7D)を超えるもの	(1.7d+5)㎜以上

備考
1　D：吐水口の内径（単位 mm）
　d：有効開口の内径　（単位 mm）
2　吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。
3　越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
4　浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50mm未満の場合にあっては、当該距離は50mm以上とする。
5　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの水徳距離が200mm未満の場合にあっては、当該距離は200mm以上とする。

（２）逆流防止措置

吐水口空間の確保が困難な場合又は給水栓などにホースを取り付ける場合は、断水、漏水等により給水管内に負圧が発生し、吐水口において逆サイホン作用が生じた際などに逆流が生じることがあるため、逆流を生じるおそれのある吐水口ごとに逆止弁、バキュームブレーカ又はこれらを内部に有する給水用具を設置すること。

自動給湯する給湯器及び給湯付き風呂釜（自動湯張り型強制循環式風呂釜等）は、浴槽に直結する配管構造となっており、浴槽が２階に設置されるような場合は逆流を特に注意する必要がある。具体的には逆流防止機能と負圧破壊機能とを併せ持つ減圧式逆流防止器を風呂釜の上流側に設置することや、定期的に逆止弁本体の点検を実施すること等が挙げられる。

なお、吐水口を有していても、消火用スプリンクラーのように逆流のおそれのない場合には、特段の措置を講じる必要はない。

（３）逆止弁

逆圧による水の逆流を弁体により防止する給水用具。

①　逆止弁の設置

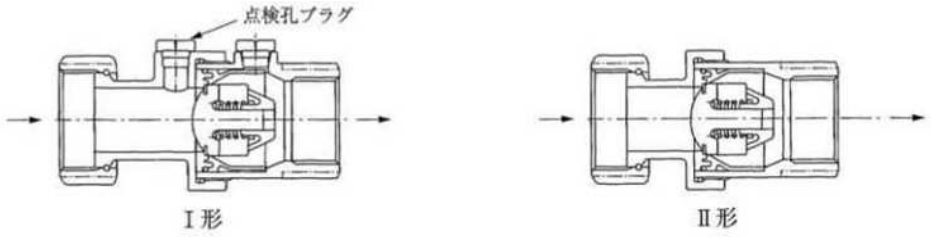
ア　逆止弁は、設置箇所により、水平取付けのみのもの（リフト逆止弁）、水平及び立て取付け可能なもの（スイングリフト逆止弁、ばね式逆止弁等）があり、構造的に損失水頭が大きいものもあることから、適切なものを選定し設置すること。

イ　維持管理に容易な箇所に設置すること。

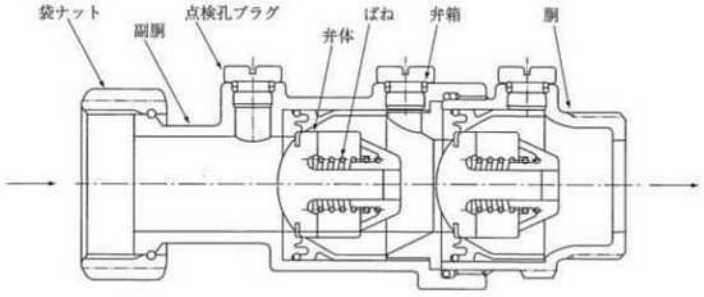
②　逆止弁の種類

ア　ばね式

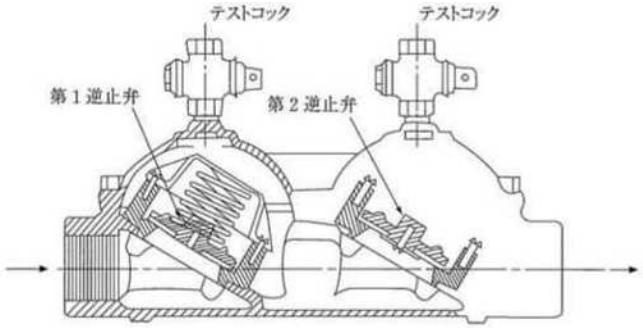
弁体がばねによって弁座を押しつけ、逆止機能を高めた構造である。(図Ⅳ-12-18～22)



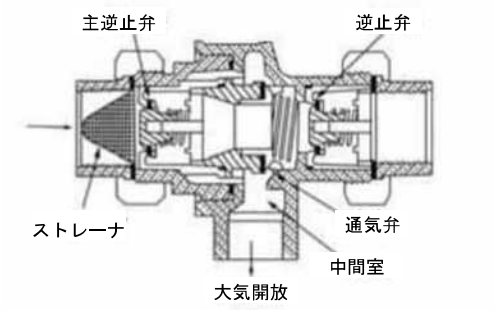
図Ⅳ-12-18　単式逆流防止弁



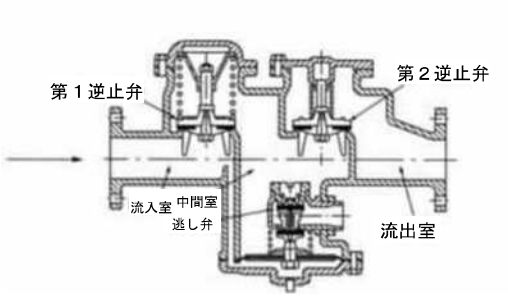
図Ⅳ-12-19　複式逆流防止弁



図Ⅳ-12-20　二重式逆流防止器



図Ⅳ-12-21　中間室大気開放式逆流防止器



注）流入室、中間室、流出室には、機能をテストするコックが設けられている。

図Ⅳ-12-22　減圧式逆流防止器

（ア）単式逆止弁

１個の弁体をばねによって弁座に押しつける構造のもので、給水管に取り付けて使用する。ほとんどのものが、弁体、弁座、バネ等がカートリッジ化され、弁箱と分離できるので、交換、保守が容易である。

給水管との接続部は、ユニオン形、ユニオン平行雄ねじ形、テーパ雌ねじ形、テーパ雄ねじ形、平行雄ねじ形がある。

（イ）複式逆止弁

個々に独立して作動する二つの逆止弁が組み込まれ、その弁体は、それぞればねによって弁座に押しつけられているので、二重の安全構造となっているもの。単式逆止弁と同様に、ほとんどの製品が、カートリッジ化されている。

給水管との接続部は、ユニオン形がある。

（ウ）二重式逆流防止器

複式逆止弁と同じ構造であるが、各逆止弁のテストコックによる性能チエック及び作動不良時の逆止弁の交換が、配管に取り付けたままできる構造である。

（エ）中間室大気開放式逆流防止器

独立して作動する２つの逆止弁があり、その中間には、大気に開放される中間室及び通気弁が設けられている構造である。

加圧停水状態では２つの逆止弁及び通気弁がともに閉止している。流入側水圧が流出側水圧を上回るとばねが押され、２つの逆止弁が開き通水状態となる。

この状態では、中間室の通気弁はそのまま閉止する。逆サイホン作用が生じると２つの逆止弁は、閉止し通気弁が開となり、中間室は大気開放となるため、バキュームブレーカとなる。この状態では、逆止弁から仮に漏れなどが発生しても、水は中間室を通じ通気弁から外部に排水され、流入側に水が

漏れる（逆流）ことはない。特に、負圧時においては、逆流を遮断するだけではなく、中間室に空気が流入することにより、管路の一部が大気に開放される構造になっていることが大きな特徴といえる。しかし、通気口は完全に管理され、汚染物が内部に絶対入らないようにしなければならない。

（オ）減圧式逆流防止器

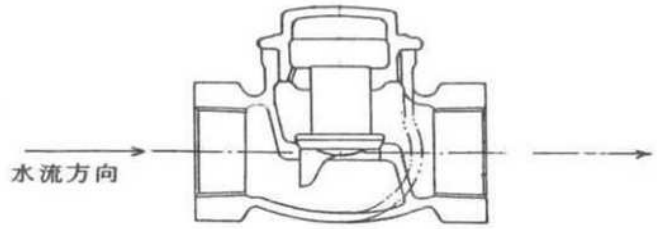
独立して働く第１逆止弁（ばねの力で通常は「閉」）と第２逆止弁（ばねの力で通常は「閉」）及び漏れ水を自動的に排水する逃し弁をもつ中間室を組み合わせた構造である。

また、逆流防止だけでなく、逆流圧力が一次側圧力より高くなるような場合は、ダイヤフラムの働きで逃し弁が開き、中間室内の設定圧力に低下するまで排水される。なお第１、第２の両逆止弁が故障しても、逆流防止ができる構造になっている。しかし、構造が複雑であり、機能を良好な状態に確保するための管理が必要である。なお、通気口は完全に管理され、汚染物が内部に絶対入らないようにしなければならない。

イ　リフト式

弁体が弁箱又は蓋に設けられたガイドによって弁座に対し垂直に作動し、弁体の自重で閉止の位置に戻る構造である。また、弁部にばねを組み込んだものや球体の弁体のものもある。

損失水頭が比較的大きいことや水平に設置しなければならないという制約を受けるが、故障などを生じる割合が少ないので湯沸器の上流側に設置する逆止弁として用いられる。（図Ⅳ-12-23）

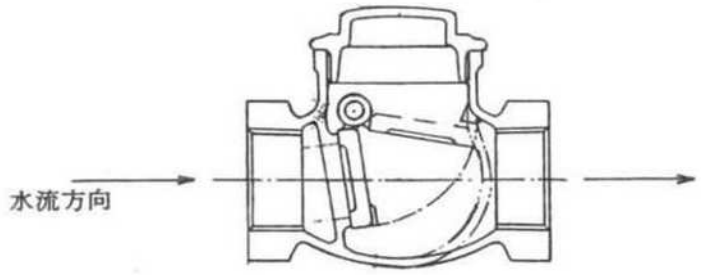


図Ⅳ-12-23　リフト逆止弁

ウ　スイング式

弁体がヒンジピンを支点として自重で弁座面に圧着し、通水時に弁体が押し開かれ、逆圧によって自動的に閉止する構造である。

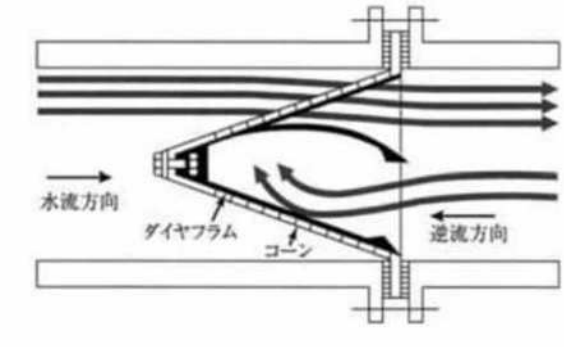
リフト式に比べ損失水頭が小さく、立て方向の取付けが可能であることから使用範囲が広い。しかし、長期間使用するとスケールなどによる機能低下、及び水撃圧等による異常音の発生があることに留意する必要がある。（図Ⅳ-12-24）



図Ⅳ-12-24　スイング逆止弁

エ　ダイヤフラム式

ゴム製のダイヤフラムが流れの方向によりコーンの内側に収縮したとき通水し、密着したとき閉止となる構造である。逆流防止を目的として使用される他、給水装置に生じる水撃作用や給水栓の異常音などの緩和に有効な給水用具としても用いられる。（図Ⅳ-12-25）



図Ⅳ-12-25　ダイヤフラム式

（４）バキュームブレーカ

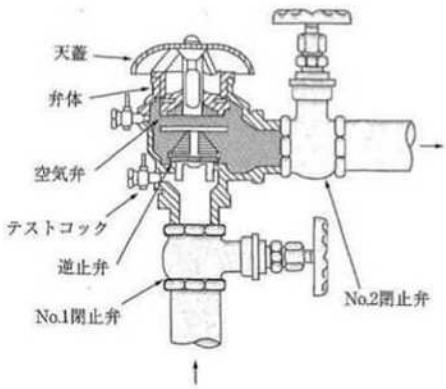
給水栓等にホースを取り付けた場合等は、断水、漏水等により給水管内に負圧が発生し、吐水口において逆サイホン作用が生じた際に負圧部分へ自動的に空気を取り入れる機能を持つ給水用具である。

①　種類

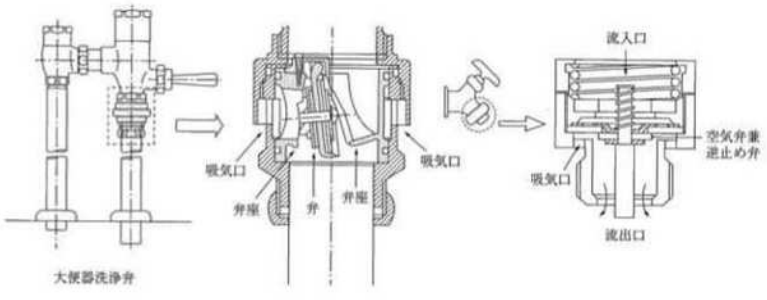
バキュームブレーカは次の種類がある。

ア　圧力式（図Ⅳ-12-26）

イ　大気圧式（図Ⅳ-12-27）



図Ⅳ-12-26　圧力式



図Ⅳ-12-27　大気圧式

②　負圧を生じるおそれのあるもの

ア　洗浄弁等

大便器用洗浄弁を直結して使用する場合、便器が閉塞し、汚水が便器の洗浄孔以上に溜まり、給水管内に負圧が生じた際に、便器内の汚水が逆流するおそれがある。

イ　ホースを接続使用する水栓等

機能上又は使用方法により逆流の生じるおそれがある給水用具には、ビデ、ハンドシャワー付水栓（バキュームブレーカ付きのものを除く）、ホースを接続して使用するカップリング付水栓、散水栓等がある。特に給水栓をホースに接続して使う洗車、池、プールへの給水などは、給水管内に負圧が生じた際に、使用済みの水、洗剤等が逆流するおそれがある。

その対策とは、アについてはバキュームブレーカ付きのものを使用しなければならない。イについては適切な箇所にバキュームブレーカを設置して逆流を防止しなければならない。

③　設置場所

圧力式は給水用具の上流側（常時圧力のかかる配管部分）に、大気圧式は給水用具の最終の止水機構の下流側（常時圧力のかからない配管部分）とし、水受け容器の越流面から150㎜以上高い位置に取り付ける。

２　事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある有害物質等を取り扱う場所に給水する給水装置にあっては、貯水槽式とすること等により適切な逆流防止のための措置を講じること。（省令第５条第２項）

（１）水道水を汚染するおそれのある有害物質等を取り扱う場所

化学薬品工場、クリーニング店、写真現像所、めっき工場等水を汚染するおそれのある有毒物等を取り扱う場所に給水する給水装置にあっては、一般家庭等よりも厳しい逆流防止措置を講じる必要がある。

このため、最も確実な逆流防止措置として貯水槽式とすることを原則とする。なお、確実な逆流防止機能を有する減圧式逆流防止器を設置することも考えられるが、この場合、ごみ等により機能が損なわれないように維持管理を確実に行う必要がある。

12.６　凍結防止

屋外で気温が著しく低下しやすい場所、その他凍結のおそれがある場所にあっては耐寒性能を有する給水装置を設置するか断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じていること。

１　凍結のおそれがある場所とは、次のとおり。

（１）家屋の北西面に位置する立上り露出管

（２）屋外給水栓等外部露出管（受水槽周り、給湯器周りを含む）

（３）水路等を横断する上越し管

（４）やむを得ず凍結深度より浅く布設する場合

２　給水装置の凍結防止

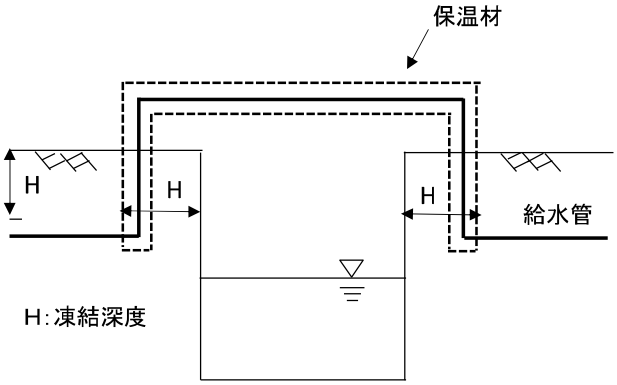
（１）凍結のおそれがある場所の屋外配管は、原則として、土中に埋設し、かつ埋設深度は凍結深度より深くすること。

（２）凍結のおそれがある場所の屋内配管は、必要に応じ管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置すること。

（３）結露のおそれがある給水装置には、適切な防寒措置を講じること。

３　施工方法

（１）凍結深度は、地中温度が0℃になるまでの地表からの深さとして定義され、気象条件のほか、土質や含水率によって支配される。屋外配管は、凍結深度より深く布設しなければならないが、下水管等の地下埋設物の関係で、やむを得ず凍結深度より浅く布設する場合、又は擁壁、側溝、水路等の側壁からの離隔が十分にとれない場合は、保温材（発泡スチロール等）で適切な防寒措置を講じること。（図Ⅳ-12-28）



図Ⅳ-12-28　水路横断管の防寒措置

（２）屋外給水栓等の外部露出管は、保温材（発泡スチロール、加温式凍結防止器等）で適切な防寒措置を講じるか水抜き用の給水用具を設置すること。

（３）屋内配管にあっては、管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置するか保温材で適切な防寒措置を講じること。

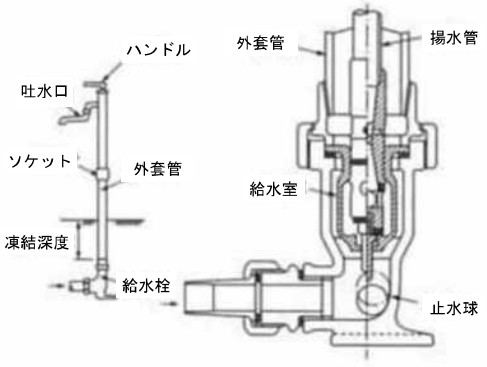
（４）水抜き用の給水用具の種類

①　内部貯留式不凍給水栓

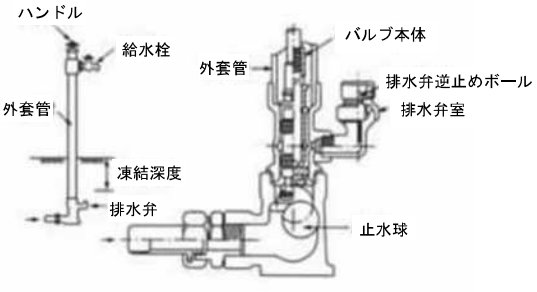
閉止時（水抜き操作）にその都度、揚水管内（立上り管）の水を凍結深度より深いところにある貯留部に流下させて、凍結を防止する構造のものである。水圧が0.098MPa以下のところでは、栓の中に水が溜まって上から溢れ出たり、凍結したりするので使用の場所が限定される。（図Ⅳ-12-29）

②　外部排水式不凍給水栓

閉止時（水抜き操作）に外套管内の水を、排水弁から凍結深度より深い地中に排水する構造のものである。排水弁から逆流するおそれもあるので、逆止弁を取り付け、さらに排水口に砂利などを施して排出水が浸透しやすい構造とする必要がある。（図Ⅳ-12-30）



図Ⅳ-12-29　内部貯留式不凍給水栓



図Ⅳ-12-30　外部排水式不凍給水栓

③　水抜き栓

ア　外部排水式不凍給水栓と同様の機能をもつが、外套管が揚水管を兼ねておらず、ハンドルのねじ部が水に触れないため、凍って重くなることがない。万一凍結しても、その解氷や修理については、外部排水式不凍給水栓より容易である。

イ　水抜栓の設置、操作方法

（ア）屋外操作型水抜き栓

水抜き栓本体を屋外に設置し、屋外のハンドルで水抜き操作を行うもの。

（イ）屋内操作型水抜き栓

水抜き栓本体を屋外に設置し、屋内のハンドルで水抜き操作を行うもの。

（ウ）屋内設置式水抜き栓

水抜き栓本体を屋内に設置して、直接水抜き操作を行うもの。

特に、積雪の多い地域では、水抜き栓本体の維持管理上、あるいは、立上り管の損傷防止のため原則として、この方式によること。

（エ）電動式水抜き栓

ハンドルに変わり電動式の駆動部（モーター）を取り付け、操作盤により水抜き操作を行うもの。水抜き栓本体は、屋外に設置する場合と屋内に設置する場合とがある。

配管途中に水温センサーを組み込み、水温を感知し自動で水抜き操作を行うものもある。

④　水抜きバルブ

水抜きバルブは、地下室又はピット内等で水抜き栓を設置できない場合に取り付け、水抜き操作をするバルブである。排水は器具本体の排水口に配管を接続して、浸透ます等に放流する。

（５）水抜き用の給水用具の設置

①　水抜き用の給水用具は、給水装置の構造、使用状況及び維持管理を踏まえ選定すること。

②　水抜き用の給水用具は、操作、修繕等容易な場所に設置すること。

③　水抜き用の給水用具は、メーター下流側で屋内立上り管の間に設置すること。

④　水抜き用の給水用具は、汚水ます等に直接接続せず、間接排水とすること。

⑤　水抜き用の給水用具の排水口は、凍結深度より深くすること。

⑥　水抜き用の給水用具の排水口付近には、水抜き用浸透ますの設置又は切込砂利等により埋め戻し、排水を容易にすること。

⑦　水抜き用の給水用具以降の配管は、管内水の排出が容易な構造とすること。

ア　給水用具への配管は、できるだけ鳥居配管やU字形の配管を避け、水抜き栓から先上がり勾配の配管とすること。

イ　先上がり配管、埋設配管は1/300以上の勾配とし、露出の横走り配管は1/100以上の勾配をつけること。

ウ　末端給水栓に至る配管がやむを得ず先下がりとなる場合には、水抜き操作をしても給水栓弁座部に水が残るので注意して配管すること。

エ　配管が長い場合には、万一凍結した際に、解氷作業の便を図るため、取り外し可能なユニオン、フランジ等を適切な箇所に設置すること。

オ　配管途中に設ける止水栓類は、排水に支障のない構造とすること。

カ　給水栓はハンドル操作で吸気をする構造（固定こま、吊りこま等）とするか吸気弁を設置すること。

キ　やむを得ず水の抜けない配管となる場合には、適正な位置に空気流入用又は排水用の栓類を取り付けて、凍結防止に対処すること。

ク　水抜きバルブ等を設置する場合は、屋内又はピット内に露出で設置すること。

（６）防寒措置

①　防寒措置は、配管の露出部分に発泡プラスチック保温材（ポリエチレンフォーム等）を施すものとする。また、その巻厚は、保温材の厚さ等を参考とすること。（表Ⅳ-12-3）

表Ⅳ-12-3　保温材の厚さ等　　単位（㎜）

<table>
<tr><th rowspan="2">給水管の管径
（㎜）</th><th colspan="3">保温材の種類</th></tr>
<tr><th>ロックウール</th><th>グラスウール</th><th>ポリエチレンフォーム</th></tr>
<tr><td>13</td><td colspan="3" rowspan="7">20</td></tr>
<tr><td>20</td></tr>
<tr><td>25</td></tr>
<tr><td>30</td></tr>
<tr><td>40</td></tr>
<tr><td>50</td></tr>
<tr><td>75</td></tr>
<tr><td>100</td><td colspan="3" rowspan="2">25</td></tr>
<tr><td>150</td></tr>
<tr><td>200</td><td colspan="2" rowspan="3">40</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>250</td></tr>
<tr><td>300</td></tr>
</table>

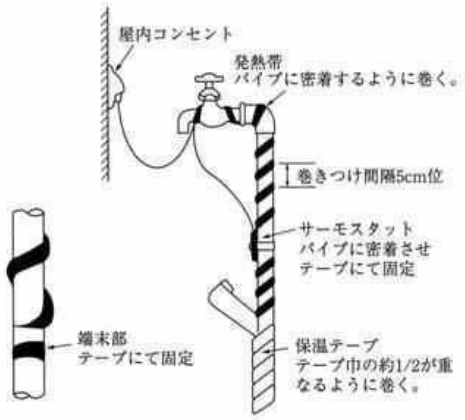
※公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年度　国土交通省

②　メーターが凍結するおそれがある場合は、耐寒性のメーターボックスを使用するか又はメーターボックス内外に保温材等を設置する等凍結防止の処置を講ずること。

（７）加温式凍結防止器の使用

給水管の露出部分の凍結防止のため、加温式凍結防止器を使用する方法もある。

（図Ⅳ-12-31）防露工は配管の露出部分にロックウール、グラスウール等を施すものとする。



図Ⅳ-12-31　加温式凍結防止器

12.7　クロスコネクション防止

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。（政令第６条第１項第６号）

給水装置と接続されやすい配管を例示すると次のとおりである。

１　井戸水、工業用水、再生利用水の配管
２　受水槽以下の配管
３　プール、浴場等の循環用の配管
４　水道水以外の給湯配管
５　水道水以外のスプリンクラー配管
６　ポンプの呼び水配管
７　雨水管
８　冷凍機の冷却水配管
９　その他排水管等

13　特殊器具装置に関する取扱い

13.1　給湯器等特殊器具の設置

給湯器、ウォータークーラー、太陽熱温水器等の特殊器具を設置する場合の取扱いは次による。

1　ウォータークーラー

ウォータークーラーは冷却槽で給水管路内の水を任意の一定温度に冷却し、押ボタン式又は足踏式の開閉弁を操作して、冷水を射出するものである。

2　給湯器

（1）給湯器の分類

湯沸器とは、ガス、電気及び石油系統の燃料又は太陽熱を熱源として水を加熱し、これを湯として供給する器具の総称であって、瞬間湯沸器、貯蔵湯沸器、貯湯湯沸器、太陽熱温水器に分類される。

①　瞬間湯沸器

器内の給水管路の一部にあたる吸熱コイル管で熱交換を行い、通過水を加熱給湯する湯沸器で、給湯配管をして使用する先止式と、湯沸器から直接使用する元止式とがある。

瞬間湯沸器は、給湯側を開にした場合に生じる一次側と二次側との水圧差により作動する。

②　貯蔵湯沸器（従来は、貯湯湯沸器開放形と呼称されていた）

ボールタップを備えた器内の容器に貯水した水を、一定温度に加熱して給湯する器具である。

③　貯湯湯沸器

水道に直結された器内の水を加熱給湯する湯沸器である。この器具は「ボイラ及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）の規制を受けるため、減圧弁、安全弁を備え、器体内に0.098MPa以上の圧力が生じない構造にするほか、一定湯温以上の上昇をおさえるサーモスタット、湯温及び器体の過熱防止装置などの安全機構を内蔵しているか、又は配管時にそれらの安全機構を取り付けなければ使用出来ない。

また、暖房機能と給湯機能を合わせもつものもあるが、暖房部分については、水道と分離するため、器体と一体となったボールタップ付小型貯水槽以下に接続した構造となっている。

④　太陽熱温水器

太陽熱温水器は、太陽熱を主たる熱源にして水を加熱する器具である。この温水器は一般に、集熱部、貯湯部及びこれらを連絡する循環装置等で構成されている。

（2）給湯器の配管等

①　先止式瞬間湯沸器及び貯湯湯沸器を除き、特殊器具の下流側に特殊器具を経由

しない当該給水装置の給水管（器具）を連結してはならない。

② 給湯配管と給水配管の連結は、湯水混合水栓又はミキシングバルブを使用して行う。

③ 止水器具（又は減圧弁、逆止弁）から湯沸器までの給水管及び湯沸器から 給水栓までの給湯管は、耐熱、耐食などを考慮して選定する。

なお、ステンレス鋼管は熱膨張による伸縮が大きいので、壁、ハンガーなどに固定せずに軽く保持する。

④ 温度変化の大きい場所に長距離にわたって露出配管をする場合は、伸縮性のある継手を使用して配管する。

⑤ 給湯暖房併用の湯沸器には、暖房配管用のシスターンが内蔵されていないものがある。この製品には、製品本体又はその梱包箱等に取付け上の注意書（「暖房用補給水は、シスターン以下とすること。」）が表示されているので、この表示内容を厳守して取り付ける。

⑥ 安全弁に設けるオーバーフロー管は逆流を防止する構造とし、かつ、安全弁の故障による漏水を容易に発見できる位置に配管する。

⑦ 減圧弁以下で給水管を支分する場合は、給水管分岐点の下流側に逆止弁を設置する。

⑧ 貯湯湯沸器の下流側の湯圧が不足して、２階で給湯施設が満足に使用できない場合に、給湯用加圧装置を貯湯湯沸器の下流側に設置することができる。

３ 太陽熱温水器

（１）太陽熱温水器の種類及び設置上の取扱いは次のとおりである。

太陽熱温水器の種類	設置上の取扱い
① 間接加熱式（強制循環式） ② 直接加熱式（自然流下式） ③ 直接加熱式（強制循環式）	１ 集熱器、貯湯タンクは、各々が給水装置用材料に該当するため、性能基準適合品を使用すること。 なお、③直接加熱式（強制循環式）の循環装置は集熱器又は水タンクとセットで指定されている。 ２ 貯湯湯沸器と同様に減圧弁、逆止弁、安全弁を設置する。
④ 汲置式 ⑤ 自然循環式 ⑥ 受水タンク付（強制循環式）	１ この方式は、温水器に貯水槽以下装置によって給水する方式であることから、給水装置用材料に指定していない。 （貯水槽内のボールタップまで給水装置の適用） したがって、貯水槽におけるボールタップの取付け位置等が基準（図Ⅳ-12-17）に適合したものでなければならない。なお⑤自然循環式の場合、貯水槽と貯湯タンクが同一であることからボールタップのフロートの材質はこれに適したものとする。 ２ この温水器の給湯と直結水との器具による混合は原則認めない。

（２）太陽熱温水器設置上の注意

太陽熱温水器は、その性質上屋上等高所に設置することが多いため、設置に当たっては次のことに注意しなければならない。

①　水圧等給水能力の確保が可能なところに設置する。

②　立上り配管の下部に凍結防止等のための止水栓及び水抜き用の水栓等を設置する。

③　防寒措置を十分に講じる。

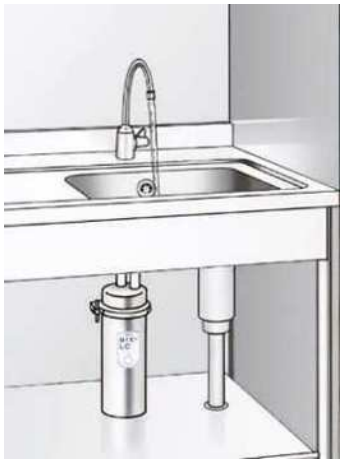
④　停滞空気発生防止のための措置を講じる。

４　浄水器

活性炭などのろ材を用いて、水道水中の残留塩素や濁り等を除去又は減少させることを目的とした器具で、種類にはⅠ形、Ⅱ形があり、構造・材質の基準に適合しなくてはならない。

（１）Ⅰ形は、給水管又は給水栓の流入側に取り付けて常時圧力が作用する構造のもの。

なお、設置については、浄水器の上流側に止水用器具を取り付ける。また、製品に逆止弁が同一梱包されているものについては、製品に近接して上流側に逆止弁を設置する。



※「給水用具の維持管理指針（2019）」（日本水道協会）より

写真Ⅳ-13-1　浄水器（Ⅰ形）

（２）Ⅱ形は、給水栓の流出側に取り付けて常時圧力が作用しない構造のもの。



写真Ⅳ-13-2　浄水器（Ⅱ形）

5　活水器

活水器の設置上の取扱いは、次のとおりとする。

（1）活水器は、メーターの下流側に設置する。

また、メーターの機能及び維持管理に支障がないよう、メーターとの間隔を 50cm 以上確保すること。

（2）水質検査のため、活水器の上流側に水栓を設置すること。

（3）逆流防止性能基準を有しない活水器には、その上流側に逆止弁を設置すること。

（4）給水装置の設置に当たっては、活水器の損失水頭を含めた流量計算を行うこと。

6　給水補助加圧装置

給水補助加圧装置の設置条件は、次のとおりとする。

（1）日本水道協会の認証に係る附帯条件とする。

（2）設置された給水用具すべてを対象とせず、特定の給水用具の加圧に使用する。

（3）給水補助加圧装置の一次側に止水栓を設置する。

（4）原則として単独給水装置（給水管）に設置し、連合給水装置（給水管）には設置しない。

〈日本水道協会の認証附帯条件〉

1　給水補助加圧装置の使用は、戸建て住宅（2，3階建て）に限定するとともに、2，3階設定の一部給水器具に使用する。

2　製造者又は販売者は、この装置を設置しようとする者又は工事を行う者に、設置に当たっては、当該水道事業者への工事施行に必要な申請等を行わせる。

3　製造者又は販売者は、この装置の使用者あるいは使用希望者には、当該装置についての情報が適切に伝わるようにするとともに、維持管理についての適切な情報を提供する。

7　直結型非常用貯水槽（管）

直結型非常用貯水槽（管）の設置上の取扱いは、次のとおりとする。

（1）設置箇所の上流側に止水用具及び逆止弁を近接して設置すること。ただし、逆流防止性基準を有している場合は、逆止弁の設置は不要とする。

（2）この装置において水の滞留を生じさせないよう、設置箇所以降の使用水量が十分な水量であること

8　住宅用スプリンクラー

住宅用スプリンクラーの設置に当たっては、次の点に注意すること。

（1）スプリンクラーヘッドは、精密器具なので取扱いに注意すること。

（2）スプリンクラー設備の配管は、初期火災時の熱により機能に支障を生じない措置を講じること。

（3）スプリンクラーの継手には、専用の継手等を使用すること。

（4）スプリンクラーヘッドの設置されている配管の端末に、停滞水が生じないよう通

常使用する給水栓等を設置すること。

（５）乾式スプリンクラーを設置する場合、給水管分岐部から電動弁までの配管に停滞水が発生するため、給水管分岐部に逆止弁を設置する。

（６）スプリンクラー設備が結露により、周囲（天井等）に影響を与えるおそれがある場合は、防露措置を行うこと。

（７）直結直圧給水方式により、３階部分にスプリンクラー設備を設置する場合は、水理計算により、当該設備が適正に作動する必要動水圧が確保できる場合に限り、設置できる。ただし、給水補助加圧装置を設置する場合は、この限りではない。

（８）特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合（小規模社会福祉施設）は、消防法の規定により必要な事項については、消防設備士の指導の下に設置するとともに、必要に応じて所管消防署等と打合せを行うこと。

９　冷凍機又は冷房機

使用形態上、断水による損害が発生しやすい冷凍機又は冷房機への給水は、受水タンク以下設備により給水するよう配慮することが必要であるが、直結で使用する場合は、次の取扱いにより設置する。

（１）水栓又は止水栓を逆止弁以下に設置する。

（２）冷凍機又は冷房機の構造は、給水装置への逆流のおそれがないものでなければならない。

（３）圧縮機用電動機の出力数が 3.7kW 以上のものは、冷却塔（クーリングタワー）を設置する。

10　洗米機、ボイラ

洗米機、ボイラは、受水槽以下の設備にして設置する。

13.２　最低作動水圧の確認

瞬間湯沸器等一定以上の水圧を必要とする給水器具は、最低作動水圧を確認し、設置場所での給水圧や同時使用率等を十分考慮して、設置しなければならない。

13.３　逆流防止装置等の取付け

１　特殊器具の取付け箇所の上流側には、止水用器具を近接して取り付ける。

２　特殊器具に逆流防止装置がない場合は、器具に近接してその上流側に逆止弁（12.5 1（3）逆止弁参照）を取り付ける。

３　先止式湯沸器の本体に安全弁（過圧防止安全装置）が取り付けられていないものは、下流側に安全弁を別途取り付けるか、又は上流側に甲止水栓（落としこま式）又は甲止水栓タイプの逆止弁を水平に取り付ける。（このタイプ以外のものを設置してはならない。）

４　バス用吐水口及び固定式シャワーヘッドには逆流防止機能を持つ止水器具（ミキシングバルブ等）を取り付ける。

5　ふろ追い炊き循環回路に直結する構造の場合、湯沸器内のバキュームブレーカの位置が浴槽のあふれ縁より上方 30cm 以上になるようにする。（製品の説明書に 30cm 以上になる取付け位置が記載されている。）

13.4　減圧弁、安全弁の設置

貯湯湯沸器には、減圧弁、安全弁などの安全機構が内蔵されていないものがある。これらの製品には製品本体又はその梱包箱等に取付け上の注意書（「本体に接続して減圧弁、安全弁を必ず取り付けること」）が表示されているので、この表示内容を厳守して取り付ける。

1　減圧弁

減圧弁は、一次側の水圧を受けて弁が作動し、二次側の水圧を一定以下に下げる機能を持った弁で、高層建築物等の下層部導水装置に必要以上の圧力がかからないようにする場合、あるいは貯湯湯沸器にかかる水圧を一定以下に押さえる場合などに設置する。

2　安全弁

安全弁は、弁体にかかる水圧が一定以上になった場合、弁が作動してその水圧を自動的に下げる機能を持った弁である。

貯湯湯沸器や瞬間湯沸器（先止式）の水温上昇による内圧上昇を防止する場合などに設置する。

3　ミキシングバルブ

ミキシングバルブは、器内に内蔵している給水側及び給湯側の止水部を１個のハンドル操作でかみ合わせ作動を行い、湯及び水を混合し、所要温度の湯を吐出する弁である。

構造として、ハンドル式とサーモスタット式がある。

（1）ハンドル式は給湯圧力と給水圧力に変化がない場合に適している。

（2）サーモスタット式は、給湯圧力と給水圧力に変化がある場合に適している。

14　貯水槽式及び井水給水設備の給水装置への切替えに関する取扱い

貯水槽式給水設備又は井水給水設備の給水装置への切替えを申し込む者（指定事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、当該給水設備の構造・材質基準への適合を確認しなければならない。

構造・材質基準への適合が確認できない場合は、給水装置として使用できない。

当該給水設備の給水装置への切替えに関する構造・材質基準への確認項目及び方法、給水装置工事申込みに必要な図書類などは、「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項」（平成17年９月 厚生労働省通知）に基づくものとする。

第Ⅴ章　給水装置工事の施工

１　施工

１．１　施工一般

１　工事の施工

（１）給水装置工事は、定められた設計に基づき正確、かつ、丁寧に施工し、工事完成後は直ちに企業長の検査を受けなければならない。

（２）施工に当たっては、関係法令を遵守するとともに常に工事の安全に留意し、適切な現場管理を行い、事故防止に努めること。

２　関係官公署への手続き

（１）道路を掘削、占用する場合は、道路管理者（河川の場合は河川管理者）に対し、工事着手前に所定の手続きを迅速、かつ、確実に行いその許可に基づき施工すること。

（２）道路を使用する場合は、所轄警察署長に対し、工事着手前に所定の手続きを迅速、かつ、確実に行いその許可を得ること。

３　事前協議

（１）施工に当たっては、他の埋設物（井水管、電気・電話線、ガス管、下水道管等）に関し、十分な調査を行うこと。

（２）調査により、埋設物がある場合は、速やかに当該埋設物の管理者と協議を行い、必要に応じ立会いを求めること。

（３）工事施工中に、不明確な埋設物が発見された場合は、速やかに当該埋設物管理者を確認の上十分協議し、その指示に従うこと。

４　保安施設の設置

（１）給水装置工事の施工により、交通の妨害となるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼすような行為がないよう、交通及び保安上十分な措置を講じること。

（２）道路管理者及び所轄警察署長の指示及び条件を遵守し、十分注意して施工すること。

（３）通行止め又は交通制限を要するときは、所轄警察署長等の指示により、必要な箇所に指定の表示をするとともに、防止柵及び注意灯等を設置し、万全を期すこと。

（４）車両及び歩行者の安全で円滑な通行を図るため、必要、かつ、十分な施設を設けるとともに、必要に応じ保安要員及び習熟した交通整理員を配備すること。

（５）保安施設の設置方法は、広島県道路工事等に係る「保安施設設置基準」を参考として、所轄警察署長と十分協議すること。

５　事故対策

（１）施工中は、事故防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合を想定し、常に万全の措置が講じられるよう準備すること。

（２）事故発生その他の緊急時に備え、人員召集方法及び関係連絡先との連絡方法を十分確認しておくこと。

（３）万一事故が発生した場合は、迅速、かつ、適切な処理を講じ、直ちに所轄警察署長及び道路管理者等に通報するとともに、企業長に連絡し、その指示に従うこと。

また、事故の原因、現在までの経過、被害の内容等を究明し、類似の事故が再び発生しないよう遅滞なく処理すること。

２　土工事

２．１　掘削工事

１　事前調査

（１）掘削に当たっては、設計図等に基づき掘削位置の確認を行い、掘削現場における他の埋設管等の状況を確認する。

（２）掘削断面は、道路管理者等が指示する場合を除き、予定地における道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境及び埋設後の給水管の土被り等を総合的に検討し、最小で安全かつ確実な施工ができるような断面及び土留法を決定すること。

２　掘削工

（１）機械掘削と人力掘削の選定に当たっては、次の事項に留意すること。

①　下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の輻輳状態、作業環境等及び周辺の建築物の状況

②　地形（道路の屈曲及び傾斜等）及び地質（岩、転石、軟弱地盤等）による作業性

③　道路管理者及び所轄警察署長による工事許可条件

④　工事現場への機械輸送の可否

⑤　機械掘削と人力掘削の経済比較

（２）掘削深さが 1.5m を超える場合は、切取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き土留工を施すこと。

（３）掘削深さが 1.5m 以内であっても自立性に乏しい地山の場合は、施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか、土留工を施すものとすること。

２．２　道路掘削

１　掘削に当たっては、道路管理者及び所轄警察署長等の許可条件及び指示事項を遵守すること。

２　工事着手前に、周辺住民に対し工事内容の説明を行い、十分な協力が得られるよう努めること。

３　掘削面積は、特に指示された場合を除き、当日中に復旧可能な範囲とする。

４　舗装道路の掘削は、隣接する既設舗装部分への影響がないようカッター等を使用し、周りは方形に、切り口は垂直になるように丁寧に切断した後、埋設物に注意し所定の深さ等に掘削すること。

５　掘削は、布掘り又は壺掘りとし、えぐり掘りは行わないこと。

６　降雨時の施工は避けること。

７　掘削土砂は、側溝等の排水を阻害しないよう適切な管理をすること。

８　掘削土砂は、砕石と土砂、水分を含んだ土砂と乾いた土砂等は分離しておくこと。

９　現場の状況に応じて、土留等の安全対策を施すこと。

10　家屋の軒先に近接して掘削する場合は、居住者の通行を妨げないよう必要な措置を

講ずること。

11　埋設物の近くを掘削する場合は、必要により埋設物の管理者の立合いを求めること。

２．３　道路埋戻し工事

１　埋戻しに当たっては、道路管理者及び所轄警察署長の許可条件及び指示事項を遵守すること。

２　埋戻しは、企業長の指示に従い、砂及び良質土、ダスト、スクリーニングスを用いること。

３　埋戻しは、片埋めにならないように注意し、一層仕上り厚 20cm ごとに機械により締固めを行うこと。

４　埋戻しに当たっては、水道管及び他企業地下埋設物に損傷その他影響を及ぼさないよう十分注意すること。

５　配水管又は給水管の下端部と側部及び他の埋設物との交差箇所の埋戻しに当たっては、締固めを特に入念に行い、地盤沈下が生じないようにすること。

６　土留め等を取り外す場合は、その時期及び方法を十分考慮し、配水管及び給水管に影響を与えないよう埋め戻すこと。

２．４　道路復旧工事

１　舗装道路の本復旧は、道路管理者の指示に従い、埋戻し完了後速やかに行うこと。

２　速やかに本復旧工事を行うことが困難なときは、道路管理者の承諾を得た上で仮復旧工事を行うこと。

３　非舗装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い直ちに行うこと。

４　復旧路面は、現路面と同一の高さとなるよう施工すること。

５　残土及び泥土は、当日運搬、当日除去とし、現場の清掃に努めること。

６　本復旧までの期間は常時巡視し、舗装面に剥離又は陥没等が発生したときは、直ちに手直しを行うこと。

２．５　現場管理

工事の施工に当たっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。

１　工事の施工は、次の技術指針、基準等を参照すること。

（１）土木工事安全施工技術指針

（国土交通省大臣官房技術調査課 ― 令和６年３月改正）

（２）建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

（建設省大臣官房技術参事官通達 ― 昭和 62 年３月改正）

（３）建設工事公衆災害防止対策要綱

（国土交通省大臣官房技術調査課 ― 令和元年９月改正）

（４）道路工事現場における表示施設等の設置基準

（国土交通省道路局長通達 ― 平成 18 年３月改正）

（５）道路工事保安施設設置基準

（国土交通省地方整備局）

２　道路工事に当たっては、交通の安全等について道路管理者及び所轄警察署長と事前に相談しておくこと。

３　工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の規定に基づき、責任をもって適正かつ速やかに処理すること。

４　工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに所轄警察署長、道路管理者に通報するとともに、企業長に連絡しなければならない。工事に際しては、あらかじめこれらの連絡先を確認し、周知徹底をさせておくこと。

５　他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。

６　掘削に当たっては、工事場所の交通の安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員（交通整理員等）を配置すること。また、その工事の作業員の安全についても十分留意すること。

７　本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、ただちに修復をしなければならない。

３　分岐工事

給水管の分岐に当たっては、「第Ⅳ章７給水管の分岐」に従い、以下のとおり工事を施工する。

３．１　サドル付分水栓による分岐

１　サドル付分水栓の種類及び給水管との接続継手

（１）サドル付分水栓の種類

水道用サドル付分水栓（鋳鉄管用及び硬質塩化ビニル管用、鋼管用）JWWA B117、（水道配水用ポリエチレン管用）PTC B20 を使用する。

サドル付分水栓は、被分岐管（配水管及び道路下の給水管）口径が 40mm 以上で引込み口径が 50mm 以下の給水管分岐に使用する。

なお、被分岐管の布設状況により、サドル付分水栓が使用可能である給水管分岐口径を指示する場合がある。

（２）サドル付分水栓とポリエチレン二層管との接続には、ポリエチレン管用金属継手を使用する。また、水道配水用ポリエチレン管（口径 50mm）との接続は、専用の金属継手を使用できるものとする。

２　分岐方法

（１）サドル付分水栓の据付け

①　サドル付分水栓は、配水管等の管種、口径及び分岐口径に適合したものを使用する。

②　分岐箇所の配水管等表面を十分清掃する。

③　配水管にポリエチレンスリーブが被覆してある場合は、サドル付分水栓取付け位置の中心線（管軸に対して直角の線）より 20cm 程度離れた両位置をポリエチレンスリーブ固定用ゴムバンド（以下「ゴムバンド」という。）で固定してから、中心線に沿ってスリーブを切り開き、ゴムバンドの位置まで折り返し管を露出させ、サドル付分水栓取付け、水圧試験、穿孔後に、折り返していたスリーブを元に戻してからサドル付分水栓用防食シートを取り付け、防食用ビニル粘着テープを使用してスリーブ及びシートを密封する。

④　サドル付分水栓は、配水管等の管軸頂部にその中心がくるように据え付ける。ただし、障害物等によりやむを得ない場合は、中心より 45° 以内の範囲に限って据え付けることができる。

なお、据え付けの際、パッキンの離脱を防止するためサドルを配水管等に沿って前後に移動させてはならない。

⑤　サドル部分のボルトは、全体に均一になるよう、標準閉め付けトルクまで締め付ける。

なお、ビニル管からのサドル付分水栓による取出しの場合は、ビニル管専用のトルクレンチを使用して締め付ける。

（２）穿孔

① サドル付分水栓の頂部のキャップを取り外し、ボール弁を開く。

② 分岐口径に応じたカッター又はドリルを穿孔機のスピンドルに取り付ける。

ア 穿孔機は、切り粉、切断塗膜を確実に排出する必要があることから、原則として電動式穿孔機を使用する。（内面エポキシ樹脂粉体塗装管の場合は,使用必須）

イ ドリルは、内面エポキシ樹脂粉体塗装管の場合、粉体塗装管対応ドリル（先端角 90°～100°）を使用する。

また、ビニル管又はポリエチレン管を穿孔するときは、専用のカッターを使用する。

ウ キャップを取り外したサドル付分水栓頂部に、穿孔機取付け用アダプタを取り付けた後、アダプタの上に穿孔機を静かに載せ、袋ナットを締め付けてサドル付分水栓と一体となるように固定する。

エ サドル付分水栓の吐水部へ排水用ホースを連結させ、ホース先端はバケツ等で受ける。（下水溝等へ直接排水してはならない）。

オ 刃先が管面に接するまで手動送りハンドルを静かに回転し、到達した時点でハンドルを半回転戻しておく。

カ 穿孔機とエンジンをフレキシブルシャフトにより連結したら、エンジンを始動し、手動送りハンドルを静かに回転しながら穿孔を開始する。

キ 穴が開き始めると、穿孔に伴う切りくずが排水用ホースを通して水と一緒に排出されるが、このまま穿孔を続ける。

ク 穿孔中はハンドルの回転が重く感じられ、穿孔が終了するとハンドルの回転は軽くなる。このため、ハンドルの重さに注意しながら穿孔を行なう。

ケ 穿孔が終了したらエンジンを止め、ハンドルを逆回転して刃先をボール弁の上部まで確実に戻す。このときスピンドルは最上部まで引き上げる。

コ ボール弁を閉め、穿孔機及び排水用ホースを取り外す。

サ 吐水部雄ねじに、止水キャップを仮取り付けする。

【穿孔のポイント】

粉体塗装管の穿孔は、樹脂塗膜を細かく切り取ることが重要なポイントになることから、ドリルが鉄部を貫通した後は、ドリルの回転を低下させないよう、ゆっくりした送り負荷で切削することがきれいに塗膜部を切削するポイントになる。

また、密着コアの挿入は、穿孔穴のずれ、ブレ等がある場合確実に装着できないので、工器具の手入れを十分に行う。

（3）密着コアの取付け

鋳鉄管から分岐した場合には、穿孔部に密着コアを取り付ける。

なお、コアは穿孔口径に適したものを使用する。

① サドル付分水栓の吐水部に止水プラグ又は止水キャップが取り付けられている

ことを確認する。

② スピンドル先端にコア取付け用のストレッチャーヘッドを取り付ける。(スパナを使用し、しっかり締め付ける。)

③ コア挿入機にアタッチメント又はアダプタを取り付ける。

④ ストレッチャーヘッドに該当口径のコアを挿し込み、ストレッチャーヘッド先端のストッパー(コア脱落防止)で止める。なお、コアは変形しやすいので注意しながら装着する。

⑤ スピンドルを最上部に引き上げた状態で挿入機及びアタッチメントをサドル分水栓に装着する。

⑥ ボール弁を開く。

⑦ 各製造業者(メーカー)の取扱説明書に基づき、コアを取り付ける。

(4) サドル付分水栓用雌ねじソケット等の取付け

給水管の口径に応じた雌ねじソケット(ポリエチレン二層管には、ポリエチレン管用金属継手分止水栓用を使用し、水道配水用及び給水用ポリエチレン管には専用の継手を使用)をサドル付分水栓の給水管取出し部(吐水部)に取り付ける。

3.2 EF サドルによる分岐

1 EF サドルの種類及び給水管との接続継手

(1) EF サドルの種類

EF サドルの種類は、分水 EF サドルと分水栓付 EF サドルがあるが、既設の水道配水用ポリエチレンからの分岐は、分水栓付 EF サドル(PTC K13)を使用する。

(2) 分水栓付 EF サドルの接合

① 管に傷がないことを点検した上で、管に付着している土や汚れをウエス等で清掃する。

② 管の融着する箇所にサドルの長さより1回り大きく標線を記入し、標線間範囲の管表面に専用スクレーパーを用いて切削する。

③ 管の切削面とサドルの内面全体をエタノール又はアセトンをしみ込ませたペーパータオルで清掃する。

④ 専用クランプ又は付属クランプを用いてサドルを固定する。

⑤ コントローラの電源スイッチを入れ、サドルの端子に出力ケーブルを接続し、コントローラに付属のバーコードリーダで融着データを読み込みコントローラのスタートボタンを押し通電を開始する。

⑥ 通電終了後(自動で終了)、サドル表面からインジケータが隆起していることを確認し、コントローラの表示が正常終了を示していることを確認した上で出力ケーブル外してキャップする。

⑦ 融着終了後、規定の時間放置・冷却する。冷却時間は、サドルタイプⅢ形で 5 分、Ⅳ形で 10 分である。

⑧　冷却終了後、クランプを取り外す。

（３）穿孔

①　サドルの頂部のキャップを取り外し、ボール弁を開く。

②　分岐口径に応じた穿孔用ホルソー（HPPE 用）を穿孔機のスピンドルに取り付ける。（塩ビ用のカッター、ドリルは禁止）

なお、穿孔機の種類（M形、TB 形）に応じ、EF サドル用シャンク（青ラベル付き）、又は専用の穿孔用ホルソー（青色ラベル）を使用すること。

ア　分水栓が完全に開いていることを確認し、アダプタを取付け、穿孔機を取り付ける（TB 形はアダプタなし）。

イ　穿孔機取付けは、穿孔機を静かに載せ、袋ナットを締め付けてサドル付分水栓と一体となるように固定する。

ウ　分水栓の吐水部へ排水用ホースを連結させ、ホース先端はバケツ等で受ける。（下水溝等へ直接排水してはならない）。

エ　穿孔は、送りハンドルだけを無理に回転させず、目安として送りハンドルを 1/4 回転以下でホルソーを１回転する。

オ　穴が開き始めると、穿孔に伴う切りくずが排水用ホースを通して水と一緒に排出されるが、このまま穿孔を続ける。

カ　穿孔が終了したら送りをいっぱいに戻して穿孔用ホルソーを引き上げる。

キ　排水用バルブを閉め、分水栓を閉め、穿孔機とアダプタを取り外す。

ク　給水管取出し口のキャップを外し、穿孔機取付け口に取付け施工を完了する。

３．３　チーズによる分岐

口径 30㎜ 以下の鋼管及びビニル管から分岐する場合は、メカニカルチーズを使用し、被分岐管には、同管種単管とメカニカルソケットで接合する。

ポリエチレン二層管との接合は、おねじ金属継手（ソケット）を使用する。

なお、被分岐管が口径 40㎜ 以上には、サドル付分水栓等を使用する。

３．４　不断水割Ｔ字管による分岐

１　分岐給水管の口径が 75㎜ 以上の場合、原則として不断水割Ｔ字管により分岐する。割Ｔ字管は二つ割と三つ割があり、止水弁が組み込まれた構造になっている。

配水管への穿孔は、割Ｔ字管の穿孔機を使用して行う。

２　分岐工事

（１）配水管の口径に応じた割Ｔ字管を取り付ける。なお、配水管が耐震管（NS 形、GX 形等）の場合は、耐震型の割Ｔ字管を使用する。

（２）割Ｔ字管に付いている止水弁を開ける。

（３）分岐口径に応じたカッターを取り付ける。

（４）割Ｔ字管用の止水機構に穿孔用アダプタを取り付け、穿孔機を取り付ける。

（５）各製造業者（メーカー）の取扱説明書に基づき、穿孔する。
（６）穿孔時、切りくず排出用コックを開き、切りくずが排出されているか確認する。
（７）穿孔が完了（送りハンドルが軽くなる等）後、カッターが止水弁手前（元の位置）にあることを確認後、止水弁を閉め、穿孔機を取り外す。
（８）各製造業者（メーカー）の取扱説明書に基づき、密着コアを取り付ける。
（９）止水弁を閉め、コア挿入機を取り外す。
(10) 穿孔用アダプタを取り外す。
(11) 給水管を割Ｔ字管に接合する。
(12) 配水管にポリエチレンスリーブが被覆してある場合は、割Ｔ字管取付け位置の中心線からそれぞれ 40cm 程度離れた両位置をゴムバンドで固定し、割Ｔ字管取付け位置の中心線（管軸に対して直角の線）に沿ってスリーブを切り開き、ゴムバンドの位置まで折り返してから (1) ～ (7) の作業を行い、配管工事終了後「第Ⅳ章 12.4 侵食防止」に定める防食処理を行う。

３　取付け及び操作に当たっての注意事項

（１）割Ｔ字管を配水管に取り付ける際、割Ｔ字管のパッキンと配水管の水密性を保つため、配水管の表面を十分清掃する。
（２）掘削穴は、穿孔機の取付けや割Ｔ字管を取り付けるためのボルトナットの締付け作業が十分にできるよう掘削する。
（３）取付けは、配水管に対して水平に取り出すことを原則とするが、障害等があり水平に取り出せない場合でも 15° を限界として上向きに取り出すことができる。ただし、可とう部を曲げて配管してはならない。
（４）止水弁を閉めたまま穿孔したり、穿孔後、埋め戻しする際に開けるのを忘れないよう注意する。

３．５　分岐部の撤去

分岐部の撤去は、「第Ⅳ章 7.5　分岐部の撤去」に従い、指定された材料を使用し撤去する。

なお、撤去にあたっての注意事項は次のとおりである。

１　サドル付分水栓での撤去

サドル付分水栓用のキャップを使用して施工する。

２　割Ｔ字管での撤去

耐震形割Ｔ字管の場合は、止水弁を閉めて継手部（継手機構）を取り外し、耐震形割Ｔ字管用栓を取り付ける。

フランジ形割Ｔ字管の場合は、止水弁を閉めて分岐フランジに取り付けてある継手類を外し、専用のゴムパッキン及び止水板を取り付ける。

３　チーズでの取り出し

ビニル管の場合、HIVP の直管とメカニカルソケットを使用し、チーズを撤去する。

鋼管の場合、チーズ（めねじ）にプラグを使用する。

4　防食処理

サドル付分水栓、割Ｔ字管でポリエチレンスリーブ被覆の分岐箇所を撤去する場合、撤去工事施工後、防食テープ等を用いて防食処理（被覆部の補修等）を行う。

４　配管工事

４．１　基本事項（構造・材質基準に係る事項）

１　給水管及び給水用具は、最終の止水機構の流出側に設置される給水用具を除き、耐圧性能基準に適合したものを用いること。（構造・材質基準 第条１第１項）

２　減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁は、耐久性能基準に適合したものを用いること。（構造・材質基準 第７条）ただし、耐寒性能が求められるものは、耐寒性能基準に適合したものを用いること。（構造・材質基準 第６条）

３　給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われたものでなければならない。（構造・材質基準 第１条第２項）

４　家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。（構造・材質基準 第１条第３項）

４．２　詳細事項

１　管の下端は、凹凸その他不均衡な箇所が生じないようにならし、特に砂利、石塊等が多い地盤では管の周囲を良質土砂で埋め戻し、固形物が管に直接触れないように施工すること。

２　配管作業中、工器具等で管に外傷を与えないよう十分注意すること。

３　既設埋設物及び構造物に近接して配管しなければならない場合は、上下左右とも原則として 30cm 以上離すこと。

４　崖や石垣等に平行して配管する場合は、法肩及び法尻から可能な限り離れた位置を選定すること。

５　防護措置（防寒、防露、防食を含む。）は、適切に施工すること。

６　配管工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断時又は１日の工事終了後には、管端にプラグ等で栓をし、汚水等が流入しないようにすること。

７　給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続することにより行うこと。ただし、施工上やむを得ず曲げ加工を行う場合には、材質に応じた適正な加工を行うこと。

８　使用材料の保管は、原則として屋内とし、やむを得ず屋外に保管する場合は、ビニルシート等にて保護すること。

９　使用材料の保管場所は、平坦であり管の上には重量物等を載せないこと。

10　油等の汚れが付着しないように十分注意すること。

11　取扱いについては、管に損傷を与えないよう十分注意すること。

４．３　各管種の接合方法

接合方法は、使用する管種ごとに種々あるが、主なものは次のとおりである。なお、以下に示す接合方法はあくまでも例示であり、新しい技術等の採用を妨げるものでは

ない。

1　ライニング鋼管の接合

ライニング鋼管の接合は、ねじ接合が一般的である。

（1）ねじ接合については、次によること。（図Ⅴ-4-1）

①　この接合は、専用ねじ切り機等で管端にねじを立て、ねじ込む方法である。

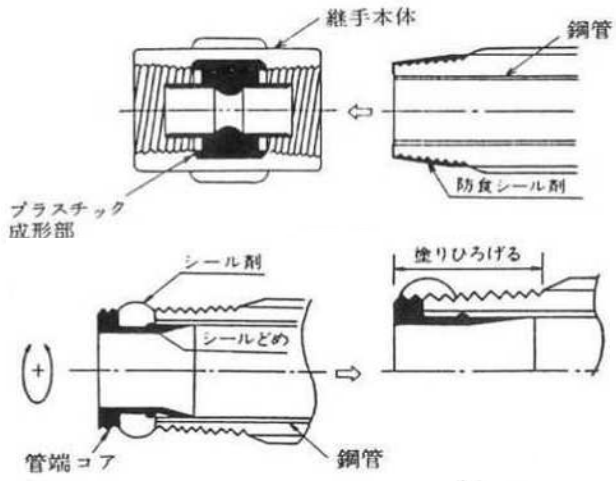
②　使用するねじの規格としては、JIS B0203「管用テーパねじ」が定められている。

③　ねじ切りに使用する切削油は、水道用の水溶性切削油でなければならない。

④　接合に際しては、錆の発生を防止するため、防食シール剤をねじ部及び管端面に塗布する等、管切断面及び接続部の防食処理を行い接合する。

⑤　継手の種類としては、管端防食継手、樹脂コーティング管継手、外面樹脂被覆継手等がある。

なお、シール剤の規格としては、日本水道協会規格 JWWAK137「水道用ねじ切り油剤及びシール剤」、JWWAK142「水道用耐熱性液状シール剤」、シールテープの規格としては、JIS K6885「シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ」が定められている。



図Ⅴ-4-1　ねじ接合（管端防食継手）

（2）接合作業上の注意事項は、次によること。

①　管の切断は、自動金のこ盤（帯のこ盤、弦のこ盤）、ねじ切り機に搭載された自動丸のこ機等を使用して、管軸に対して直角に切断する。管に悪影響を及ぼすパイプカッターやチップソーカッター、ガス切断、高速砥石は使用しないこと。

②　管の切断、ねじ加工等によって、管の切断面に生じたかえり、まくれをヤスリ等で取り除く。塩化ビニルライニング鋼管は、スクレーパー等を使用して管肉厚の1/2～2/3 程度を面取りする。

③　管内面又はねじ部に付着した切削油、切削粉等は、ウエスなどできれいに拭き取る。

④　埋設配管用外面被覆鋼管及び同継手をねじ込む場合、外面被覆層を傷つけないためにパイプレンチ及びバイスは、被覆鋼管用を使用すること。万一、管や継手の外面を損傷したときは、必ず防食テープ巻き等の防食処理を施しておくこと。

⑤　液状シール剤が硬化しないうちにねじ込む。また、硬化後にねじ戻しは行わないこと。

2　ポリエチレン二層管の接合

企業長が指定した箇所に使用するポリエチレン二層管の接合は、コア打ち込み型のポリエチレン管用金属継手又はコア一体型の金属継手を使用する。使用に当たっては、耐震型 WSA 規格の継手が望ましい。

（1）金属継手による接合（コア打ち込み型の場合）（写真Ⅴ-4-1 参照）

①　接続するポリエチレン管を専用のパイプカッターを使用し、管軸に直角に切断する。

②　ポリエチレン管外面に泥等の付着がないようにウエスできれいにふき取る。

③　袋ナット、リングの順で管に通す。

④　木ハンマー又はプラスチックハンマーを使用し、ポリエチレン管にインコアを根元まで十分に打ち込む。

⑤　管を継手本体（胴）内壁に当たるまで十分に挿し込む。

⑥　リング、袋ナットの順で継手本体に寄せ、袋ナットを本体に締め付ける。

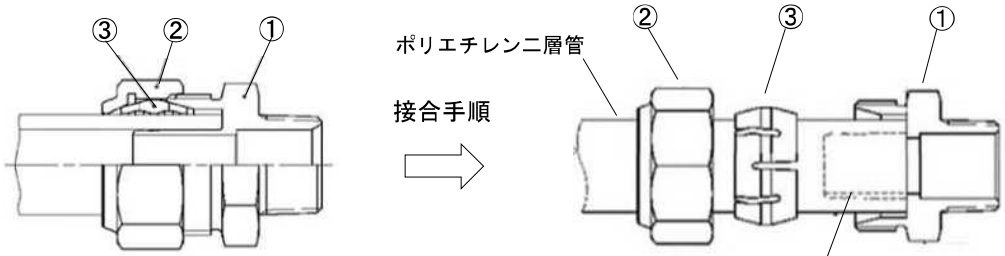


No.	部品	材質	備考
1	胴	CAC902	
2	袋ナット	CAC406C	
3	リング	POM	
4	インコア	SUS304	30～50 は CAC902

写真Ⅴ-4-1　コア打込み型金属継手（分止水栓用）

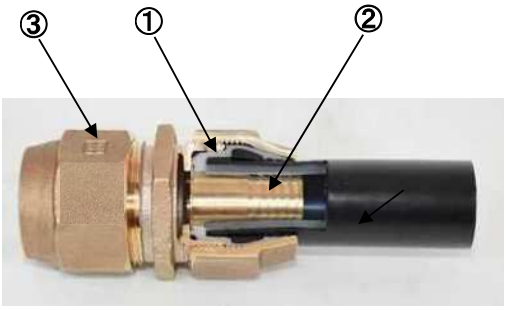
（2）金属継手による接合（コア一体型）（図Ⅴ-4-2、写真Ⅴ-4-2 参照）

接合は、上記（1）の④が省略される。



No.	部品	材質	備考
1	胴	CAC902	
2	袋ナット	CAC406C	
3	リング	POM	

図Ⅴ-4-2　コア一体型金属継手（分止水栓用）



番号	部材名
1	リング
2	インコア
3	袋ナット

写真Ⅴ-4-2　コアー体型継手の断面構造（耐震型 WSA 規格 ソケット）

（３）作業上の注意事項

①　異種管との接合もポリエチレン管用金属継手（塩ビ管用、銅管用等）を使用し、使用継手ごとの方法により確実に行うこと。

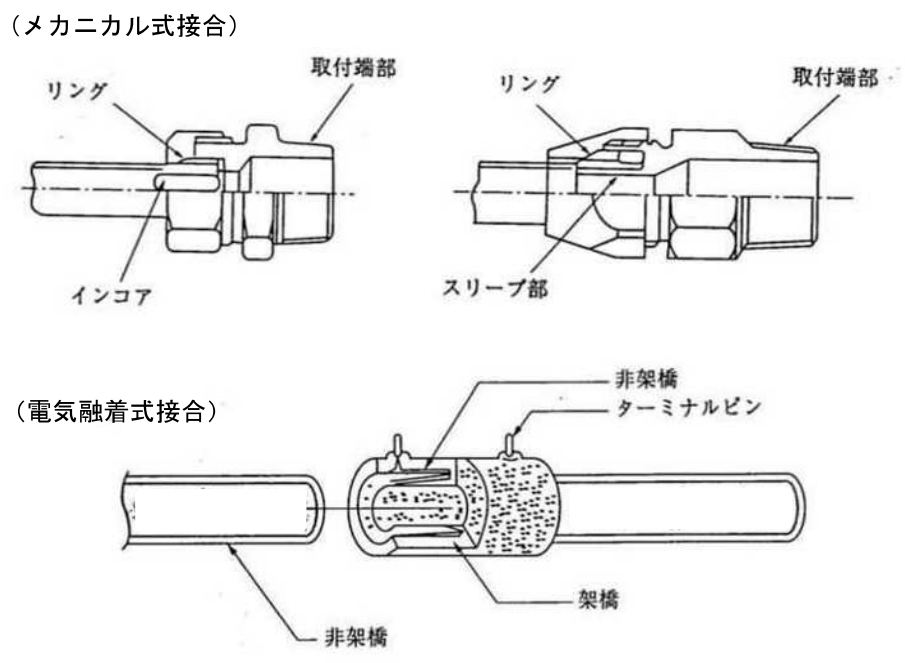
②　継手本体（胴）への挿し込み深さが浅いと漏水の原因になるため、挿し口には、挿込み長さを確認するための表示を行うこと。

３　架橋ポリエチレン管の接合（図Ⅴ-4-3）

（１）接合には、メカニカル式接合と継手の本体に電熱線等の発熱体を埋め込んだ電気融着接合がある。

（２）メカニカル式接合は、乳白色の単層管に使用する。

（３）電気融着式接合は、緑色の二層管を使用する。



図Ⅴ-4-3　架橋ポリエチレン管の接合

４　ポリブテン管の接合（図Ⅴ-4-4）

（１）接合には、電気融着式接合、メカニカル式接合、熱融着式接合がある。

（２）熱融着式接合は、温度管理等に熟練を要するが、接合面が完全に一体化し、信頼

性の高い方法である。

① 電気融着式接合

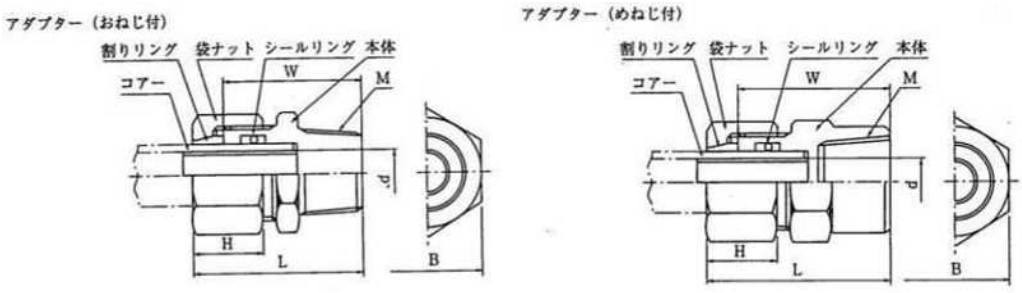
継手内部に埋めてあるニクロム線を電気により発熱させ、継手内面と管外面とを融着接合する。

② メカニカル式接合

管を継手に差し込み、ナット、バンド、スリーブ等を締め付ける接合やＯリングにより水密性を確保する接合方法である。

③ 熱融着式接合

ヒータで管の外面と継手の内面を加熱融着させて溶融した樹脂を接合する。



図Ｖ-4-4　ポリブテン管の継手（メカニカル式接合）

5　硬質ポリ塩化ビニル管、耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管の接合

ビニル管の接合は、接着剤を用いたTS継手、ゴム輪形継手、メカニカル継手を使用する。

（１）TS継手による接合（図Ｖ-4-5）

① 接着剤は、均一に薄く塗布する。

② 接着剤を塗布後、直ちに継手に挿し込み、管の戻りを防ぐため、口径50㎜以下は30秒以上、口径75㎜以上は60秒以上そのまま保持すること。

③ はみ出した接着剤は、直ちに拭きとる。

接着剤の規格としては、JWWAS101「水道用硬質ポリ塩化ビニル管用の接着剤」、「耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管用の接着剤」が定められている。

④ 切断標線は、管軸に対して直角に入れる。直径40㎜以上の場合は、管軸に直角になるようけがき用テープを巻いて、油性マーカーで全周にわたって線を入れること。

⑤ 目の細かい鋸で切断標線に沿って、斜めにならないように切断すること。

⑥ 切断面に生じたバリなどを平らに仕上げるとともに、内外周を面取りすること。

⑦ 継手受け口内面及び管挿し口外面を乾いた布などできれいに拭くこと。特に油分と水分は、注意して拭き取らなければならない。

⑧ 口径13㎜～40㎜の管の挿込み標線は、管端より表Ｖ-4-1の継手受け口長さを測り、管体に油性マーカー等で標線を記入すること。

表Ｖ-4-1　TS 継手の受け口標準長さ　　単位（㎜）

口　径	13	20	25	30	40
継手の受け口標準長さ	26	35	40	44	55

⑨　管外径と継手受け口寸法には許容差があり、ゼロポイントの位置が異なるため、継手に管を軽く挿し込んでみて、ゼロポイントを測定すること。

⑩　口径 50㎜～150㎜ の管の挿込み標線は、ゼロポイント長さに表Ｖ-4-2 の接着代長さを加えた位置とし、管体に油性マーカー等で標線を記入すること。

ただし、管端から標線までの長さが受け口長さより長い場合は、新たに継手受け口長さの標線として記入すること。

表Ｖ-4-2　接着代長さ　　単位（㎜）

口　径	50	75	100	150
接着代長さ	20	25	30	45

⑪　継手受け口内面（特に奥部）及び管挿し口外面に、速乾性接着剤を刷毛で、漏れのないよう薄く均一に塗るとともに、管には標線以上にはみ出して塗らないこと。

⑫　接着剤を塗り終ったら、直ちに管を継手に一気に挿し込み、そのまま、表Ｖ-4-3 を標準に押えつけること。

なお、挿し込みに際しては、管をひねらないこと。

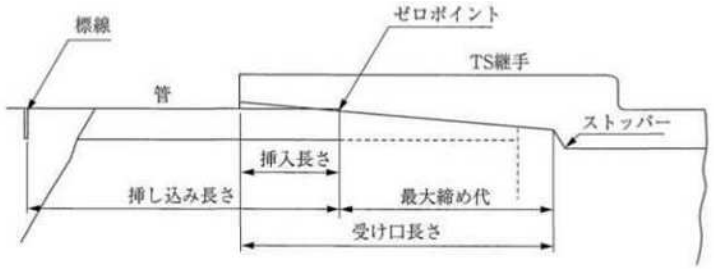
表Ｖ-4-3　TS 継手標準押え時間

口　径（㎜）	50以下	75以上
標準押え時間（s）	30以上	60以上

⑬　接合後、はみ出した接着剤を直ちにふき取り、接合部に無理な力を加えないこと。

⑭　接合後、口径 50㎜ 以下で 30 分以上、口径 75㎜ 以上で１時間以上経過してから通水洗浄すること。

⑮　TS 継手の原理を、図Ｖ-4-5 に示す。



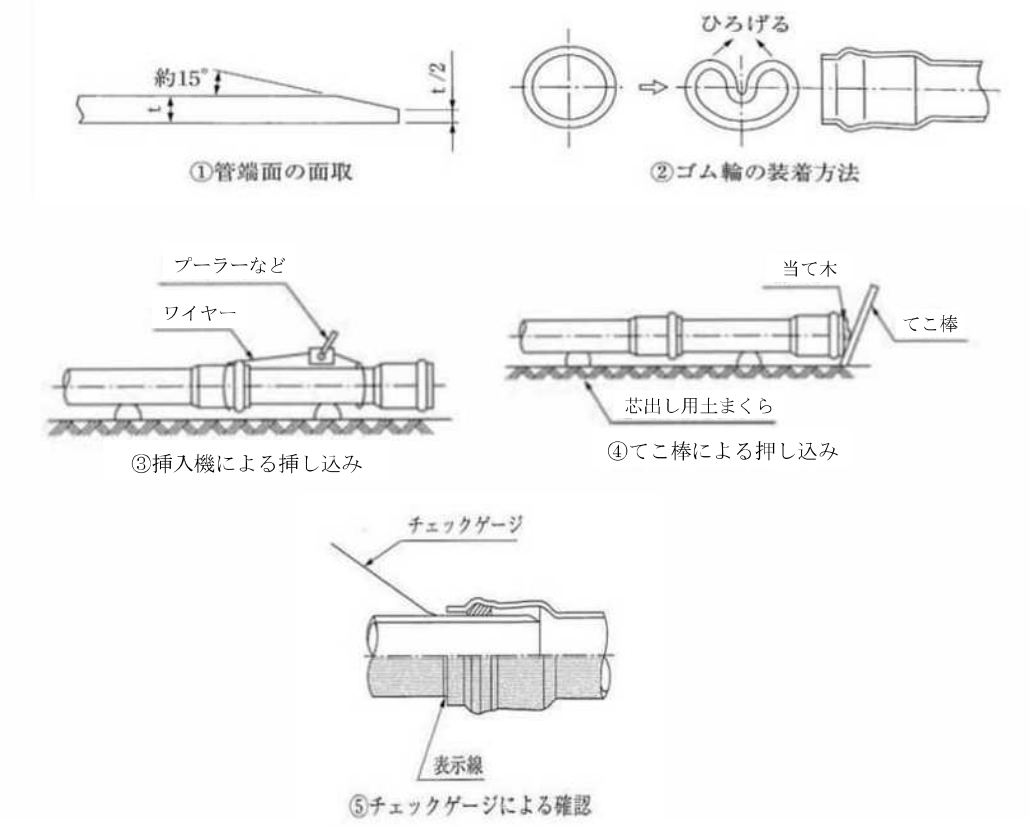
図Ｖ-4-5　TS 継手の接合

（２）メカニカル継手による接合（図Ｖ-4-6）

①　管種に適した継手を選定する。

②　継手を組み込む際、部品の装着順序に注意する。

③　継手は、適切な挿込み深さを確保し、確実に締め付ける。



図Ｖ-4-6　メカニカル継手（ゴム輪型）

（３）作業上の注意事項

①　TS 継手の場合、接合後の静置時間は十分に取り、この間は接合部分に引っ張り又は曲げの力を加えてはならない。

②　メカニカル継手の締付けは確実に行い、締戻しは漏水の原因になるので避けること。

③　管の切断は、管軸に対して必ず直角に行い、面取りを行うこと。

④　挿し口は挿込み長さを確認するための表示を行うこと。

６　ステンレス鋼管の接合

ステンレス鋼管及び波状ステンレス鋼管の接合は、伸縮可とう式継手、プレス式継手、圧縮式継手等を使用する。

（１）伸縮可とう式継手による接合（図Ｖ-4-7）

この継手は、埋設地盤の変動に対応できるように継手に伸縮可とう性を持たせたものであり、接合はワンタッチ方式が主である。なお、ワンタッチ方式には溝付け

する方式と溝付けしない方式がある。

① 管の切断及び管端の処理

ア 管の切断は、内バリ、外バリが生じない方法で、管軸に対して直角に切断する。切断には、パイプカッターを使用することが望ましいが、やむを得ず他の切断機を使用した場合、内バリや外バリは必ず取り除き、十分管外面の面取りを行う。

イ 管端部にだれ、バリがないことを確認し、切粉、ごみ等はウエスできれいに除去する。

② 溝付け用ワンタッチ方式

ア 溝付けは、表Ⅴ-4-4 に示す溝付け位置にマーキングし、専用工具を用いてマーキング位置に行う。

表Ⅴ-4-4 溝付け位置及び溝深さ 単位（mm）

口径（mm）	管端面からの距離	溝付け深さ
20、25	49	0.75
30、40、50	56	

イ 管の挿入は、適度に締付けナットを緩めたのち、管を手で引っ張り、ロック部材が管の溝にはまっていることを確認してから、締付けナットを手締めする。

ウ 締付けは、パイプレンチ、パイプバイス等を使用して、表Ⅴ-4-5 に示す標準締付けトルクで締付けナットを十分締め付ける。

表Ⅴ-4-5 標準締付けトルク 単位（N・m）

口径（mm）	標準締付けトルク
20、25	70
30、40、50	120

③ 溝無し用ワンタッチ方式

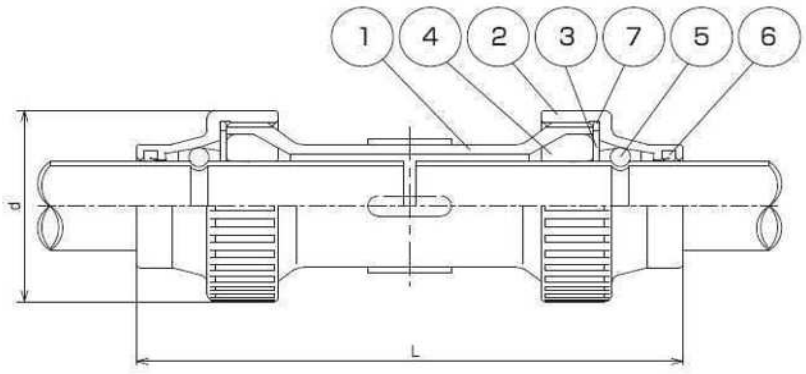
ア 挿込み深さのマーキングは表Ⅴ-4-6 に示す挿込み寸法位置に行う。

イ 管の挿入は、適度に締付けナットを緩め、締付けナットの端面に挿込み寸法のマーキングが位置するように、継手に管を挿し込み、締付けナットを手締めする。

ウ 締付けは、パイプレンチ、パイプバイス等を使用して、表Ⅴ-4-5 に示す標準締付けトルクで締付けナットを十分締め付ける。

表Ⅴ-4-6 挿込み寸法基準値 単位（mm）

口径（mm）	袋ナット方式	ブッシュ方式
20、25	81	
30	85	86
40、50		93



番号	名称	材質	数量	適用
1	胴	SCS14	1	
2	袋ナット	SCS14	2	二硫化モリブデン塗布
3	座金	SUS304	2	
4	ゴムパッキン	NBR	2	
5	ポールガイド	POM+SUSU440C	2	
6	ダストシール	NBR	2	
7	ゴム輪	NBR	2	

寸法（mm）

呼び径	L
20	131
25	131
30	141
40	141
50	143

図Ⅴ-4-7　伸縮可とう式継手（ソケット）の接合

（2）プレス式継手による接合（図Ⅴ-4-8）

この接合は、専用締付け工具（プレス工具）を使用するもので、短時間に接合ができ、高度の技術を必要としない方法である。

① 管を所定の長さに切断後、接合部を清掃し、バリ等を除去する。

② ラインゲージで表Ⅴ-4-7 に示す挿込み寸法位置をマーキングし、その位置に継手端部がくるまで挿入する。

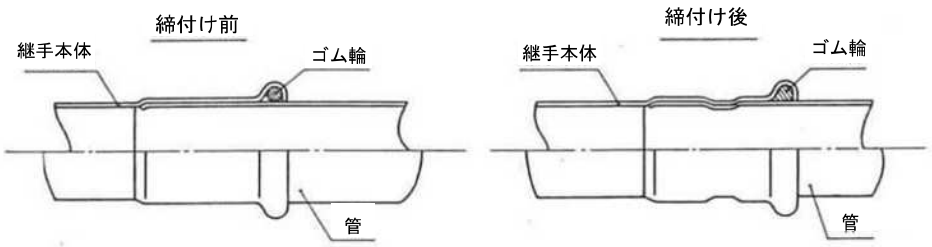
③ 専用締付け工具を継手に当て、管軸に直角に保持して、油圧によって締め付ける。

④ 継手に管を挿入する場合は、ゴム輪に傷を付けないように注意をする。

⑤ 専用締付け工具は、整備不良により不完全な接合となり易いので十分点検しておくこと。

表Ⅴ-4-7　挿込み寸法基準値　　単位（mm）

口径	管端面からの距離
13	21(L形継手は54)
20、25	24(L形継手は60)
30	39
40	47
50	52



図Ⅴ-4-8　プレス式継手

（３）圧縮式継手による接合

この接合は、スリーブをはめた管を継手本体に挿し込み、継手のナットを締め付けることによりスリーブと管を圧着させ接合するものである。

①　管を所定の長さに切断後、接合部を清掃し、バリ等を除去する。

②　管を継手のストッパーまで挿し込み、ナットを徐々に回し締め付ける。

③　締付けは、必ずスパナで行うこと。パイプレンチは変形の原因となるので使用してはならない。

7　銅管の接合

銅管の接合は、トーチランプ又は電気ヒータによるはんだ接合とプレス式接合がある。接合には、継手を使用する。しかし、25㎜以下の給水管の直管部は、胴継ぎとすることができる。

（１）はんだ接合（図Ⅴ-4-9）

①　切断によって生じた管内のまくれは、専用のリーマ又はバリ取り工具によって除去する。

②　管端修正工具を使用して、管端を真円にする。

③　接合部は、ナイロンたわし等を使用して研磨し、汚れや酸化膜を除去する。

④　フラックスは必要最小限とし、接合部の管端 3～5㎜ 離して銅管外面に塗布する。

⑤　フラックスを塗布した銅管へ、ストッパーに達するまで十分継手を挿し込む。

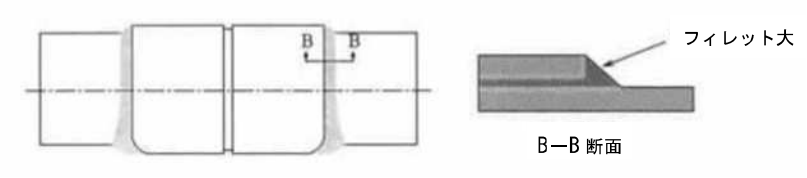
⑥　加熱はプロパンエアートーチ又は電気ろう付け器で行う。

⑦　はんだをさす適温は 270～320℃である。

⑧　濡れた布などでよく拭いて、外部に付着しているフラックスを除去すると同時に接合部を冷却し安定化させる。

（２）ろう接合（図Ⅴ-4-9）

ろう接合とは、管の挿込み部と継手受け口との隙間にろうを加熱溶解して、毛細管現象により吸い込ませて接合する方法で 40㎜ 以上の接合に用いられる。



図Ⅴ-4-9　はんだ接合及びろう接合

（３）プレス式接合

ステンレス鋼管のプレス式継手の接合に準ずる。

８　ダクタイル鋳鉄管の接合

ダクタイル鋳鉄管の接合は、Ｋ形、Ｔ形、NS 形、GX 形等がある。

（１）Ｋ形による接合（図Ⅴ-4-10）

①　挿し口の端部から白線（約 40㎝）までの外面を清掃する。

②　押輪又は特殊押輪をきれいに清掃して挿し口に挿入する。

③　挿し口外面及び受け口内面に滑剤を十分塗布する。

④　ゴム輪の全面に継手用滑剤を塗り、押し口から 20㎝ 程度の位置まで挿入する。

⑤　挿し口を受け口に確実に挿入する。

⑥　管のセンターを合わせ、受け口内面と挿し口外面との隙間を上下左右できるだけ均一にし、ゴム輪を受け口内の所定の位置に押し込む。

⑦　押輪又は特殊押輪を受け口に寄せ、セットする。この場合、押輪端面に鋳出してある口径及び年号の表示を管と同様に上側にくるようにする。

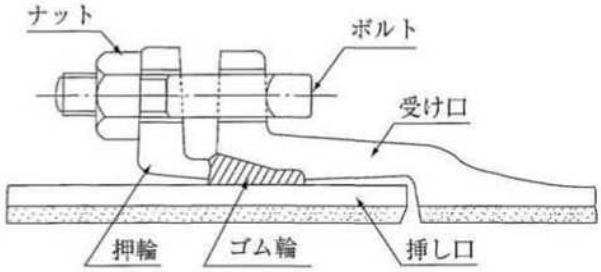
⑧　Ｔ頭ボルトを受け口から挿入し、平均に締め付けていくようにし、受け口と押輪間隔が均一に確保されるようにする。

なお、標準締付けトルクは表Ⅴ-4-8 のとおりである。

表Ⅴ-4-8　締付けトルク

Ｔ頭ボルト径 （㎜）	トルク （N･m）	使用管径 （㎜）	次の柄の長さのレンチを使用すれば大体初期の締め付けができる
M20	100	100～600	25 ㎝
M16	60	75	25 ㎝

⑨　特殊押輪はＴ頭ボルトを均一に締め付けた後、特殊押輪の押しねじを上下、左右等の順に一対の方向で徐々に数回にわたって締め付けるようにしなければならない。押しねじの締付けトルクは、100㎜ 以上の管では 100N･m を標準とする。



図Ⅴ-4-10　K形の接合

（2）T形による接合（図Ⅴ-4-11）

① 端部から白線まで挿し口端外面の清掃を行う。

② ゴム輪の装着はヒール部を手前にし、ゴム輪の受け口内面の突起部に完全にはまり込むよう正確に行う。

③ 挿し口端面から白線までの部分及びゴム輪の挿し口接触部分に、滑剤をむらなく塗布する。

④ 接合に当たっては、口径に応じてフォーク、ジャッキ、レバーブロック等の接合用具を使用する。

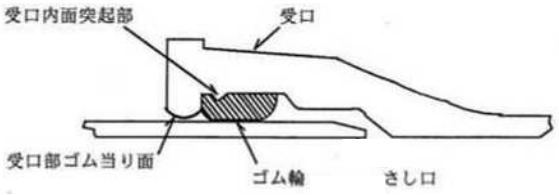
⑤ 管挿入後、挿し口が規定どおり入っているか、ゴム輪が正常な状態かを十分確認する。

⑥ T形継手用離脱防止金具は、異形管と切り管の前後及び他の管との接合部に使用しなければならない。ただし、取付け方法については各製造業者（メーカー）の指導要領に基づいて行う。

なお、ボルトの締付けトルクは、表Ⅴ-4-9 のとおりである。

表Ⅴ-4-9　締付けトルク　　単位（N･m）

T形異形管用離脱防止金具（Aメーカー）	120	
T形異形管用離脱防止金具（Bメーカー）	押しねじ	100～120
	つめの部分	50～120



図Ⅴ-4-11　T形の接合

（3）NS 形、GX 形継手による接合（図Ⅴ-4-12、Ⅴ-4-13）

この継手は、大地震でしかも地盤が悪い場合を想定して大きな伸縮余裕、曲げ余裕をとっているため、管体に無理な力がかかることなく継手の動きで地盤の変動に適応

することができる。(口径 75㎜～250㎜)

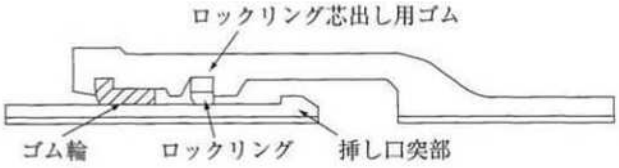
① 受け口溝及び挿し口外面の清掃を行う。

② ロックリングとロックリング芯出し用ゴム（ロックリングホルダ）の確認を行い、正しくセットする。

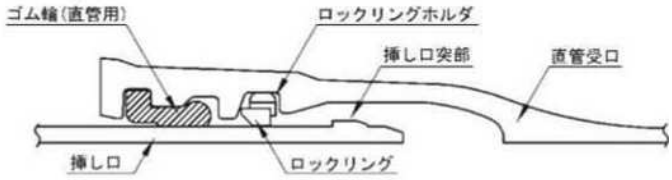
③ ゴム輪の内面及び挿し口外面テーパ部から白線までに滑剤をむらなく塗布する。

④ 挿し口の挿入は、管をクレーン等で吊った状態で、管芯が一直線になるようにセットし、レバーロックで所定の位置まで挿入する。

⑤ 挿し口が所定位置に入っているかの確認を薄板ゲージにより測定する。



図Ⅴ-4-12　NS 形の接合（口径 75㎜～250㎜）



図Ⅴ-4-13　GX 形の接合（口径 75㎜～250㎜）

（４）作業上の注意点

① 管の接合は、挿し口部外面及び受口部内面等に付着している油、砂、その他の異物を完全に取り除くこと。

② 締付けは、ラチェットレンチ、トルクレンチ、スパナ等の工具とダクタイル管継手用滑剤を使用し、確実かつ、丁寧に施工する。

③ 滑剤は、継手用滑剤に適合するものを使用し、グリース等の油剤類は絶対使用しないこと。

9　フランジ継手の接合

フランジ接合は次による。

（１）フランジ接合面は、錆、油、塗装、その他の異物を丁寧に取り除き、ガスケット溝の凹部をきれいに清掃する。

（２）布入りゴム板を使用する場合は、手持ち部を除き、フランジ部外周に合わせて切断し、ボルト穴部分及び管内径部をフランジ面に合わせて正確に穴開けする。

（３）布入りゴム板又はゴムパッキンを両フランジに正確に合わせ、所定のボルトを同一方向より挿入し、ナット締付けを行うようにする。締付けは、左右一対の方向で徐々に数回に分けて締め、片締めにならないよう十分注意する。

10　溶接接合

（１）溶接接合は次による。

①　溶接作業は、高度の技術が要求されるので、溶接士の資格を有する者が行う。

②　鋼管溶接の溶接棒は、軟鋼用被覆アーク溶接棒（JIS Z3211）に適合するものを使用し、また、ステンレス鋼管溶接の盛り増し用溶加材は、溶接用ステンレス鋼棒及びワイヤー（JIS Z3321）の適合品を使用することが望ましい。

③　溶接部は、溶接に先立って十分に乾燥させ、錆、ごみ等の不純物をグラインダー、ワイヤーブラシ、布などを用いて完全に除去、清掃する。

④　溶接は、板厚、継手形状に応じて適正な電流、電圧を用いて十分に裏面へ溶かし込みを与え、各層ごとにスラッグを除去し、かつピンホール、スラッグ巻き込み、アンダーカット等が生じないよう注意する。

（２）作業上の注意点

①　現場開先加工は、管切断後、開先面をグラインダーで滑らかに研磨し、正しい開先形状となるように仕上げること。

②　開先形状は、管口径、管厚等の条件を考慮し現場に適した形状とするが、小口径管は、Ｖ型開先が適当である。

③　開先面に、油脂、水分、錆、土砂などが付着していると、溶接に欠陥が生じる原因となるおそれがあるので十分に清掃すること。

④　芯出し、肌合わせに当たっては適切な治具等を使用して、目違いなどを円周上に分布させること。

⑤　両端の突合わせ時には、それぞれの鋼管の長手継手は管厚の５倍以上離して溶接部が１箇所に集中しないようにすること。

⑥　収縮応力や溶接のひずみが少なくなるような溶接順序とすること。

⑦　雨天、風雪、又は厳寒時は原則として溶接をしないこと。

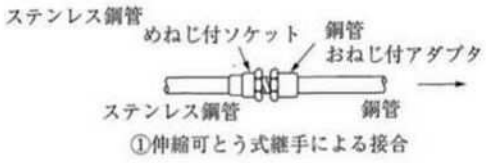
⑧　ビートの余盛りは、なるべく低くし、最大２㎜を標準とすること。

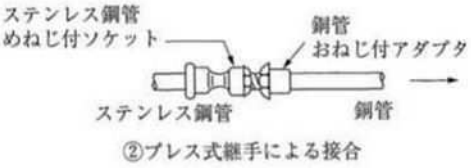
⑨　ステンレス鋼管の溶接は、母材を溶かすナメ付け溶接を行うため、万一管の接合面に隙間があると溶け落ちによる穴あきの原因となる。また、管の肉厚が薄いので手動溶接は、特に高度の技術と熟練を要する。

11　異なる給水管の接合

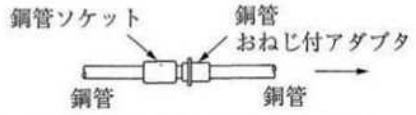
材質が異なる給水管の接合は、図Ｖ-4-14 による。

（１）ステンレス鋼管と銅管



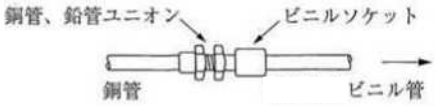


（２）鋼管と銅管



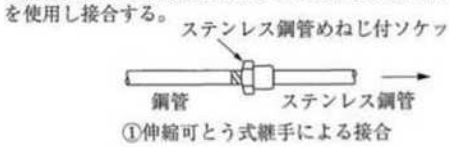
銅管は鋼管の下流側に取り付けること。

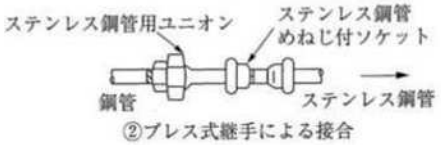
（３）銅管とビニル管



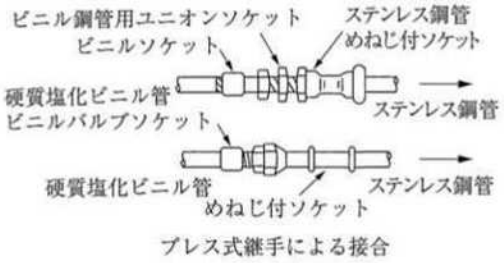
（４）鋼管とステンレス鋼管

金属電位差による腐食を防止するため、必ず次の継手を使用し接合する。

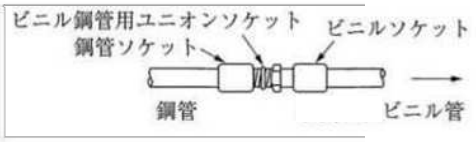




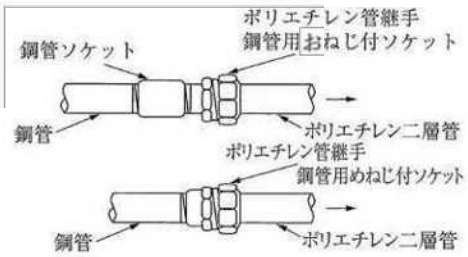
（５）ビニル管とステンレス鋼管



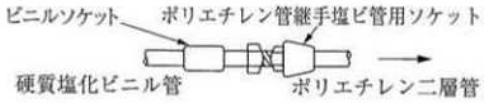
（６）鋼管とビニル管



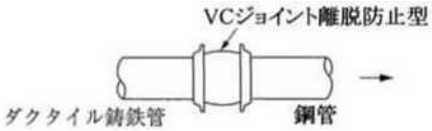
（７）鋼管とポリエチレン二層管



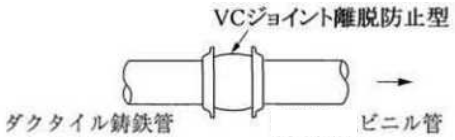
（８）ビニル管とポリエチレン二層管



（９）ダクタイル鋳鉄管と鋼管



（10）ダクタイル鋳鉄管とビニル管



図Ⅴ-4-14　給水管の接合

４．４　配管の留意事項

配管に当たっての留意事項は、次のとおりである。

１　設置場所の荷重条件に応じ、土圧、輪荷重その他の荷重に対し、十分な耐力を有する構造及び材質の給水装置を選定するほか、地震時の変位に対応できるよう伸縮可とう性に富んだ構造及び材質について考慮する。

地震力に対応するため、次のことを考慮する。

（１）給水管は伸縮可とう性に富んだ材質のものを使用するほか、剛性の高い材質のものを使用する場合は、管路の適切な箇所に伸縮可とう性のある継手を使用する。(「第Ⅳ章 12.3 破壊防止」を参照)

（２）分岐部や埋設深度の変化する部分及び地中埋設配管から建物内の配管との接続部等にも、伸縮可とう性のある管や継手を使用することが望ましい。

（３）地震、災害時等における給水の早期復旧を図ることからも、給水装置には道路境界付近に止水栓を設置することが望ましい。

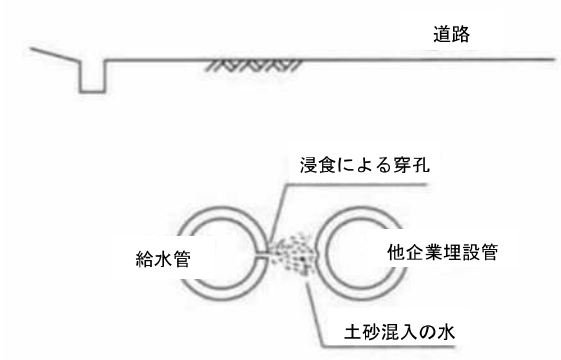
（４）使用材料は、規格品又はこれと同等以上のものを設置条件に応じ使用することが望ましい。

（５）分岐工事に際しては、配水管の強度を低下させるような分岐工法はさける。

（６）給水管の布設については、耐震性を十分考慮して入念に施工する。

２　配管材料は、配管場所に応じた管種及び将来の維持管理等を考慮して選定すること。

なお、配水管の取付口からメーターまでの使用材料については、「第Ⅱ章 2.4 給水装置材料の指定」により使用すること。他の埋設物に近接して布設すると、接触点付近の集中荷重や給水管の漏水によるサンドブラスト現象等によって、管に損傷を与えるおそれがある。(図Ⅴ-4-15)



図Ⅴ-4-15　サンドブラスト現象

３　事故防止のため、他の埋設物との間隔を原則として 30cm 以上確保すること。

４　給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続することにより行うこと。施工上やむを得ず曲げ加工を行う場合には、管材質に応じた適正な加工を行うこと。

なお、曲げ配管の施工においては、次の点に留意すること。

（１）ステンレス鋼管の曲げ配管

① 管の曲げ加工は、ベンダーにより行い、加熱による焼曲げ加工等は行ってはならない。

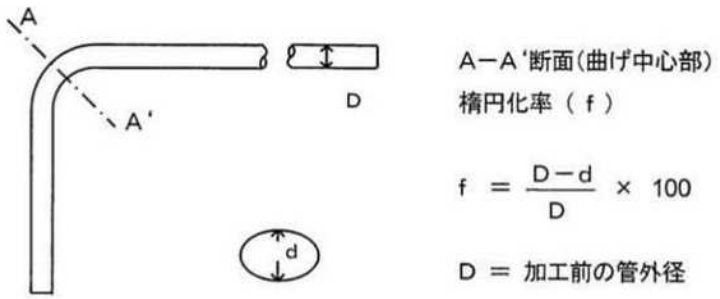
② 曲げ加工に当たっては、管面に曲げ寸法を示すけがき線を表示してから行う。

③ 曲げの最大角度は、原則として 90° （補角）とし、曲げ部分にしわ、ねじれ等がないようにする。

④ 継手の挿込み寸法等を考慮して、曲がりの始点又は終点からそれぞれ 10cm 以上の直管部分を確保する。

⑤ 曲げの曲率半径は、管軸線上において、口径の４倍以上でなければならない。

⑥ 曲げ加工部の楕円化率は、図Ｖ-4-16 に示す計算式で算出した数値が、５％以下でなければならない。

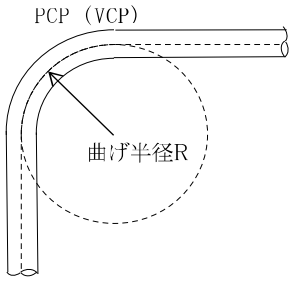


図Ｖ-4-16　曲げ加工部の楕円化率

（２）銅管の曲げ配管

① 硬質銅管の曲げ加工は行わない。

② 被覆銅管（軟質コイル管）の曲げ加工は、専用パイプベンダーを用いて行う。曲げ半径は、図Ｖ-4-17 による。

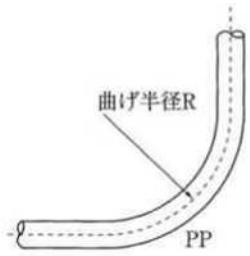


口径（mm）	曲げ半径Ｒ（mm）
10	55 以上
13	80 以上
20	150 以上
25	250 以上

図Ｖ-4-17　被覆銅管の曲げ配管

（３）ポリエチレン管の曲げ配管

ポリエチレン管の曲げ半径は、図Ⅴ-4-18 のとおり。



口径（mm）	曲げ半径Ｒ（cm）
13	43 以上
20	54 以上
25	68 以上
30	84 以上
40	96 以上
50	120 以上

図Ⅴ-4-18　ポリエチレン管の曲げ配管

５　止水栓の取付け

止水栓の設置位置等は、「第Ⅳ章９ 止水栓設置の取扱い」による。

止水栓は、接続する管の種類、設置位置等によって取付け方法が異なっており、施工に当たっては十分注意することが必要である。

口径 40㎜以下で設置する第１止水栓は、ボール止水栓（原則蝶ハンドル）を取り付け（40㎜の場合ゲート式バルブも可）、道路上設置はロングスピンドルとする。口径 50㎜以上はソフトシール弁を第１止水栓として設置しなければならない。

口径 40㎜以下の第２止水栓は、伸縮式ボール止水栓（口径 25㎜以下は蝶ハンドル、口径 30㎜、40㎜は丸ハンドル）をメーターボックスの中にメーターに直結して取り付ける。

なお止水栓のハンドルは、従前の指定のものも取付け可とする。

５．１　取付けの基本

１　取付けの埋設深さは、給水管埋設深さと同一とすること。

２　止水栓の開閉ハンドルは、垂直となるようにすること。

３　伸縮止水栓については、伸縮部を完全に伸ばした状態で取り付けること。

５．２　第１止水栓（ボール止水栓）の取付け（口径 20㎜～40㎜）

１　ポリエチレン二層管に接続する場合

（１）第１止水栓一次側

第１止水栓（内ねじ）の一次側は、ポリエチレン管用金属継手（おねじソケット）を使用しポリエチレン二層管に接続する。配水管等への深さ調整は、ポリエチレン管金属継手（エルボ）を使用する。



写真Ⅴ-5-1　ポリエチレン二層管接合（エルボ、おねじソケット）

（２）第１止水栓二次側

第１止水栓（内ねじ）の二次側は、ポリエチレン管用金属継手（おねじソケッット）を使用しポリ　エチレン二層管に接続する。



写真Ⅴ-5-2　ポリエチレン二層管接合（おねじソケット）

５．３　ソフトシール仕切弁（口径 50㎜ 以上）の取付け

１　GX 形ダクタイル鋳鉄管に接続する場合（口径 75㎜ 以上）

（１）GX 形ソフトシール仕切弁（受口・挿し口、両受口）に、直接 GX 形ダクタイル鋳鉄管を接続する。

２　ポリエチレン二層管に接続する場合（口径 50㎜）

（１）フランジ形ソフトシール仕切弁に合フランジを接続し、ポリエチレン管用金属継手（おねじソケット）を使用しポリエチレン二層管)を接続する。

３　ダクタイル鋳鉄管（GX 形以外）に接続する場合

（１）NS 形には、NS 形ソフトシール仕切弁を設置し、その他のダクタイル鋳鉄管には、フランジ形ソフトシール仕切弁を設置する。NS 形ソフトシール仕切弁（受口・挿し口、両受口）には、直接 NS 形ダクタイル鋳鉄管を接続し、フランジ形ソフトシールには、単管１号又は単管２号を使用し、ダクタイル鋳鉄管を接続する。

（２）耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）には、塩ビ管用ソフトシール仕切弁又はフランジ型ソフトシール仕切弁を設置する。なおフランジ形ソフトシール仕切弁と HIVP の接続には、離脱防止型継手を使用すること。

５．４　第２止水栓の取付け

１　口径 20㎜～40㎜

メーター一次側がポリエチレン二層管の場合は、ポリエチレン管用金属継手（メーター用ソケット）を使用し、伸縮式ボール止水栓に接続する。口径 25㎜ 以下は、蝶ハンドルとし、口径 30㎜、口径 40㎜ は丸ハンドルとする。



写真Ｖ-5-3 伸縮式ボール止水栓（蝶ハンドル）

２　口径 50㎜ 以上

口径 50㎜ 以上に第２止水栓を設置する場合は、第１止水栓と同様にソフトシール仕切弁を第２止水栓とし、メーターボックス外に設置する。なお、口径 50㎜ でメーターボックス内に設置する場合は、片フランジ青銅製仕切弁とする。

５．５　止水栓（仕切弁）ボックスの設置

止水栓（仕切弁）ボックスは、その設置及び止水栓（仕切弁）の口径に適した所定のものを次により設置する。

１　止水栓（仕切弁）ボックスの使用区分

ボックスの仕様は、表Ｖ-5-1 による。

表Ⅴ-5-1　止水栓（仕切弁）ボックスの種類

口径（mm）	種　類	適　用
13～25	樹脂製蓋止水栓ボックス100型	道路等荷重がかかる場合はFCD製蓋
30・40	樹脂製蓋止水栓ボックス125型	道路等荷重がかかる場合はFCD製蓋
50 以上	FCD製仕切弁ボックス・円形1号（250型・T-25　レジンコンクリート桝）	ソフトシール仕切弁用

口径40mm以下で道路等車両重量の影響が考えられる場所では、FCD製蓋のボックスを設置し、底には承板（底板）を設置する。この場合の蓋寸法は、樹脂製の場合と同程度以上とし、道路（歩道）の場合は、蓋と胴の一体型鋳鉄製又は積み上げレジンコンクリートブロック等に鋳鉄製鉄蓋（蓋受け含む）を設置し、道路（車道）の場合は、FCD製仕切弁ボックス又は円形１号（250型・T-25　レジンコンクリート桝）を設置するものとする。

２　止水栓（仕切弁）の開閉操作に支障のないよう、開閉ハンドル（スピンドル）が止水栓（仕切弁）ボックスの中心位置にあるように設置する。

３　ずれ、沈下等が生じないよう止水栓（仕切弁）ボックスの周囲を十分突き固める

４　止水栓（仕切弁）ボックスの頭部が地表面と同じレベルになるよう垂直に設置する。

６　メーターの取付け

メーターの設置位置及び設置基準等は、「第Ⅳ章 10 メーター設置の取扱い」に従い、取付け施工に当たっては、次のとおりとする。

６．１　メーター取付けの基本

１　メーターの運搬中は、振動を与えないよう注意すること。

２　取付け対象の家屋、水栓番号とメーター番号を照合するとともに、メーター検定満了期限の確認を行い、指針を正確に記録すること。

３　メーターは、取り付ける給水管内に泥土その他のものが混入していないことを確認し、上流側については、メーターを取り付ける前に給水管に通水し、管内を十分洗浄すること。

４　水流の方向とメーターに表示してある矢印を同方向にし、水平に設置するとともに、メーターパッキンは定位置からずれないように取り付けること。

５　取付け後、しばらく通水し、パイロットの回転状況を確認するとともに、水栓をいったん閉めて漏水の有無を確認すること。

６．２　口径 40㎜ 以下の取付け

１　メーターの一次側には、第２止水栓として伸縮式ボール止水栓を設置すること。

２　第２止水栓は、伸縮構造となっているので伸縮機能を適正に確保して取り付けること。

６．３　口径 50㎜ 以上の場合

１　メーター補足管（伸縮式）の取付け時期

補足管の取付け時期は、新設工事及び口径を変更する改造工事の施工時であり、指定事業者が施工し、補足管は原則、企業団負担とする。

２　施工方法等

（１）メーター補足管のフランジ接合部は、所定のゴムパッキン及びボルトナットを使用する。

（２）ずれ、沈下等が生じないよう施工すること。

（３）屋内（地下室など）に取り付ける場合、メーター補足管とメーター本体の両端フランジ部は、とくにずれ等が生じないよう、通しボルト等で堅固に固定する。

６．４　集合住宅等におけるメーター設置の規則性の確保（参考）

１　直結給水装置等屋外に設置する場合

１～２階建てアパート等屋外に複数のメーターを設置する場合、原則として各メーターの並びは、各部屋との相関性を損なわない並びとする。ただし、上、下の関係は次による。

（１）上階、下階のメーターを横並びに配置する場合は、原則として向かって左側のメ

ーターを最上階とし、以下順次下層階へ配管する。

2　増圧給水設備等屋内の配管スペースに設置する場合

屋内の配管スペースにメーターを設置する場合は、メーターユニットを使用し、各メーターと部屋との関係は次のとおりとする。

なお、受水槽以下の設備であってもメーターを屋内配管スペースに設置する場合も同様とする。

（1）２個のメーターを前後に配置する場合は、原則として向かって手前のメーターを左側の部屋、奥のメーターを右側の部屋へ配管する。

（2）２個のメーターを上下に配置する場合は、原則として下のメーターを向かって左側の部屋、上のメーターを右側の部屋へ配管する。

（3）２個のメーターを横並びに配置する場合は、向かって左側のメーターを左側の部屋、右側のメーターを右側の部屋へ配管する。

（4）３個以上のメーターを設置する場合は、上記（1）～（3）を参考とし、原則として当該建物内で規則性を持たせる。

６．５　メーターボックスの設置

1　メーターボックスは次の点に注意し、給水装置の維持管理及び計量に支障のないように設置する。

（1）メーターの口径に適合した所定のメーターボックスを使用する。

（2）ずれ、沈下等が生じないよう、ますの周囲を十分に突き固める。

（3）特に通路等に設置する場合は、コンクリート等で周囲を保護する。

（4）メーターボックスの上部が地表面と同レベルになるように設置し、ますの中に雨水等が流入しないように考慮する。

（5）50㎜以上のメーターボックスの設置に当たっては、事前にメーターの取付け位置を確認し、将来の取替え等に困難を来たすことのないように十分留意すること。

2　メーターボックスの種類、要件等

（1）口径 13㎜～40㎜ のメーターボックス

①　水道企業団指定のメーターボックスを使用し、蓋の表面に水道企業団の団章を入れること。

②　樹脂製のメーターボックスとする。車両の荷重が想定される場合は、鋳鉄製蓋のボックスを設置し、口径 40㎜ の場合は、小窓付きとする。

③　表Ｖ-6-1 に示す内部寸法以上を有するものであること。

④　強度は、静荷重試験で最大荷重が 17kN（1,700kgf）以上有すること。（T-2 相当）

試験方法は、蓋の上部中心に良質の板ゴム（200㎜×125㎜×6㎜）を敷き、その上に鉄製載荷板（200㎜×100㎜×25㎜）を載せ、鉛直方向に 30㎜/min の速さで載荷板の中心に荷重を加える。メーターボックスに異常が発生する荷重を最

大荷重とする。

⑤　メーター凍結のおそれがある場合、凍結を防止するため、蓋の裏面に保温材を使用するなどの凍結防止策が講じられていること。

⑥　蓋の表面に、水道用メーターボックスであることが容易に確認できる文字が明記されていること。

⑦　蓋には、蓋を開けるときに用いる検針棒が入る程度の穴、又は切欠きがあること。

⑧　金属探知機が容易に反応を示すこと。

表Ⅴ-6-1　メーターボックスの種類及び寸法　　単位（㎜）

メーターボックス種類	内部寸法		
	長さ	幅	高さ
13㎜用	296	190	200
20・25㎜用	430	219	200
30・40㎜用	520	270	225

（2）口径50㎜～100㎜のメーターボックス

①　水道企業団指定のメーターボックスを使用し、蓋の表面に企業団の団章を入れること。

②　鋳鉄製蓋のメーターボックスとし、検針用の小窓付きとする。
植込み等荷重がかからない場所には、樹脂製ボックスを可とする。

③　表Ⅴ-6-2に示す内部寸法以上を有するものであること。

④　強度は、静荷重試験で最大荷重が17kN（1,700kgf）以上有すること。（T-2相当）

⑤　蓋の表面に、水道用メーターボックスであることが容易に確認できる文字が明記されていること。

⑥　口径150㎜以上のメーターボックスについては、企業長と別途協議する。また、コンクリート等でメーター室を構築する場合に使用する蓋についても別途途協議すること。

表Ⅴ-6-2　メーターボックスの種類及び寸法　　単位：㎜

メーターボックス種類	内部寸法		
	長さ	幅	高さ
50㎜用	850	600	370
75・100㎜用	1100	650	600

7　給水管の明示

道路を掘削する各種工事に伴い、各企業の施設の損傷やこれに関連して発生する事故等を防止するため、昭和46年3月29日付建設省令第6号及び昭和51年11月12日付東国管第362号により、道路内の埋設物を管理者別、埋設年次別に明示することになっている。これに基づき、給水装置工事においても、次のとおり明示する。

7．1　明示テープの標示

1　対象工事

（1）道路部分に埋設する口径75㎜以上の給水管。

2　明示テープの種類

（1）色、形状

地色は青、文字は白で幅30㎜のリサイクルポリエチレン製のテープ（「水道管」の文字及び年号入り）。

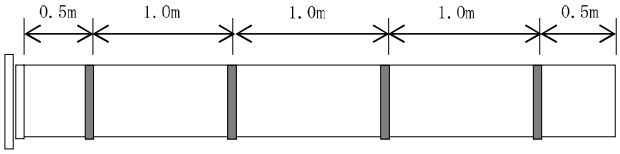
（2）標示方法

①　鋳鉄管の場合は、ポリエチレンスリーブの上に貼付すること。

②　管類への貼付方法は、テープを胴巻きする。

③　胴巻きは、管の端（挿し口端）から0.5ｍのところより1ｍ間隔に1.5巻きとし、管上半円部で重ね合わせること。（図Ⅴ-7-1）

④　異形管は、受口部に胴巻きする。



図Ⅴ-7-1　明示テープ貼り付け標準（4ｍ管）

※参考（他企業の明示色）

企業	明示色（地色）
工業用水	白色
下水	茶色
電話	赤色
電気	ダイダイ色
ガス	緑色

７．２　明示シートの標示（図Ｖ-7-2）

１　対象工事

（１）道路部分に埋設するすべての給水管。

（２）給水管分岐及び撤去工事の際、露出した明示標示のない配水管。

２　明示シートの種類

（１）色、形状

地色は青、文字は白で幅 150㎜ の原則としてリサイクルポリエチレン製の折込型シート。なお、ロケーテイングワイヤーが一体化したシートも使用可とする。

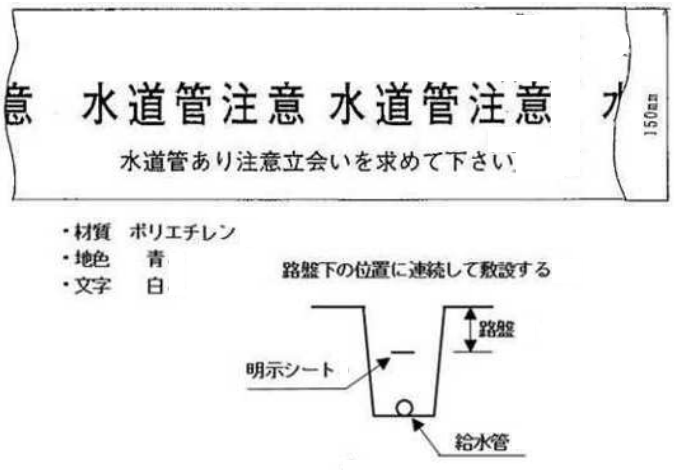
（２）標示方法

①　給水管及び配水管上部の路床上（路盤下）の位置に連続して敷設すること。

②　埋戻しにあたっては、明示シートに損傷を与えないよう十分注意して施工すること。



写真Ｖ-7-2　明示シート



図Ｖ-7-2 明示シート文字例及び標準施工図

第Ⅵ章　図面作成

１　設計図

設計図は、企業長が行う設計審査に必要な図書であるとともに、工事施行の際の基礎となるものであるため、明確かつ容易に理解できるものであること。

１．１　図面の種類

給水装置工事の計画、施工に際しては、１　位置図、２ 平面図を作成し、必要に応じて以下の３、４、５、６の図面を作成すること。

１　位置図　：　給水（申込）家屋、付近の状況等の位置を図示したもの。

２　平面図　：　道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を平面的に図示したもの。

３　詳細図　：　平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの。

４　立面図　：　建物や給水管の配管状況等を立体的に図示したもの。

５　断面図　：　給水管の配管状況等を断面的に図示したもの。

６　配置図　：　宅地分譲等での当該区画の配置等を図示したもの。

１．２　作図の条件

１　水道企業団指定の様式で作図すること。（施工基準第４号様式）

２　正確、かつ、簡単明瞭であること。

３　文字は明確に書き、漢字は楷書とする。

４　文章は左横書きとする。

５　縮尺は図面ごとに記入すること。

６　単位は、長さをｍ、口径をｍｍ（呼び径）とし、単位記号は付けない。

なお、延長は小数第１位（小数第２位を四捨五入）までとする。

７　作図に当たっては必ず方位を記入し、北を上にすることを原則とする。

８　作図に当たり、設計図は、ペン書き又は青写真（コピー）でよいが、完成図については、ペン書きとする。なお、CAD を用いての作成も可とする。

９　配管については、次の色で記入する。

新設給水管	赤色	新設井水管	緑色
新設給湯管	紫色（青色）	既設井水管	緑色（破線）
既設給水管	黒色	配水管・撤去給水管	黒色
既設給湯管	黒色	ー	ー

10　設計図に用いる図記号は、指定された図記号表によること。（表Ⅵ-1-1～5）

11　設計図は、平面図とその右側に立面図の配置を原則とし、これらの向きは同一方向とすること。

なお、書ききれない場合は、複数枚に分けて作図する。

１．３　作図

１　位置図

（１）方位は、原則として、北を図面上方とすること。

（２）位置図の縮尺は現地状況が把握できる縮尺（例：1/2500）とし、目安となる建築物等（官公庁、学校、公園又は大きな建物、橋梁名、道路線名、河川名等）を図示すること。

（３）位置図は作図を原則とするが、鮮明かつ正確な図を添付しても差し支えない。

２　平面図

（１）平面図は、縮尺 1/100 を基本とし、1/50～1/600 の範囲で例図（図Ⅵ-1-2 及び 1-3）を参照に作成すること。

（２）給水栓等給水用具の取付け位置を図示すること。

（３）布設する管の管種、口径、延長及び位置を図示すること。（管種、口径、延長は、立面図での図示を可とする。）

（４）公私有地、隣接敷地の境界線を図示すること。

（５）分岐する配水管及び既設給水管等の管種・口径を図示すること。

（６）配水管及び給水管分岐部、第１止水栓のオフセットを図示すること。

（７）集合住宅の場合、部屋番号を記入すること。

（８）その他工事施工上必要とする事項（障害物の表示等）を図示すること。

（９）施工基準第４号様式に従い、「水栓番号」、「工事場所」、「指定工事業者」及び「主任技術者」の名称等、「作成年月日」を記入すること。

３　詳細図

平面図で表すことのできない部分に関して、縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

４　立面図

（１）給、配水管の配管状況（管種、口径、延長）及び給水器具等の名称・構造材質基準認証番号等を図示すること。

（２）布設延長は、公道内と宅地内とが判別できるように、例図（図Ⅵ-1-2 及び 1-4）を参考に図示すること。

（３）局部的に説明を加える必要がある場合には、拡大詳細図を付記すること。

（４）立面図は、例図（図Ⅵ-1-2 及び 1-4）を参考に配管を明瞭に図示すること。

（５）立面図は縮尺に関係なく、通常 45° の角度で図示し、配水管（又は給水管）と同方向の給水管は、すべて配水管（又は給水管）と平行になるように図示すること。

また、給水管取出し方向と同方向の給水管は、すべて取出し給水管と平行になるように図示すること。

（６）水路、下水管渠、暗渠等を横断して配管する箇所は、配管詳細図を付記すること。

（７）公道部分が口径 75㎜ 以上の給水管は、配水管分岐箇所からメーターまでの配管

詳細図（管割図）を付記すること。

（８）コピー等の設計図面を添付する場合においても建築物の外形及び屋外の主要配管を記載すること。

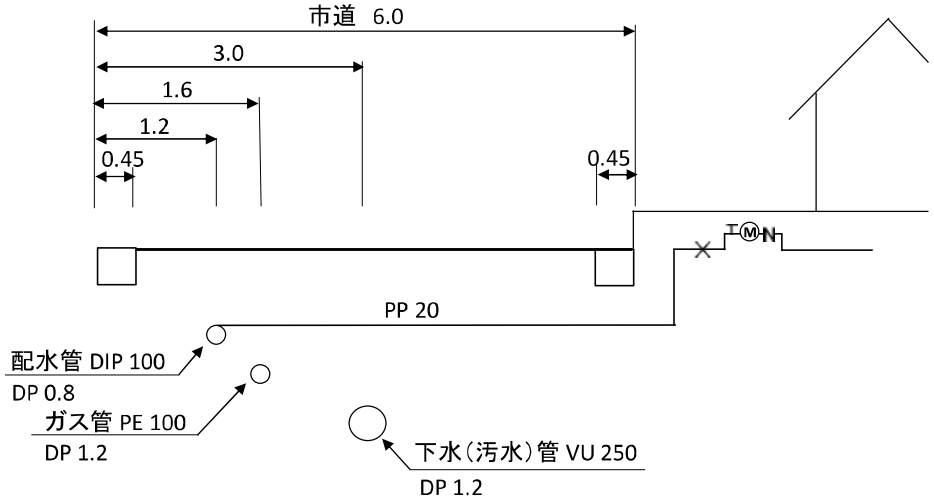
５　断面図（図Ⅵ-1-1）

（１）他企業埋設管が輻輳する場合、配水管分岐部からメーターまでについて図示すること。

（２）道路区分（国、県、市、町及び私道の別）、道路幅員及び種別を図示すること。

（３）給、配水管の埋設状況（管種、口径の記載を含む。）を図示すること。

（４）灌漑用排水管及びその他の地下埋設物（電気・電話線、ガス管、下水道管等）の位置を明記すること。



図Ⅵ-1-1　道路埋設断面図

６　その他

（１）コピー等の設計図面を添付する場合、JIS 規格の A3 判を標準とするが、大規模施設等で A3 判に納まらない場合は、A2 判を可とし、明瞭なものであること。

（２）受水槽以下設備の設計図面としては、平面図及び配管系統図（コピー可）等とする。

７　表示記号

（１）管種表示記号

給水管及び配水管の管種表示記号は、表Ⅵ-1-1 による。

表Ⅵ-1-1　給水管及び配水管の管種表示記号

管種	表示記号	管種	表示記号	管種	表示記号
普通鋳鉄管	CIP	耐震性硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP	塗覆装鋼管	STWP
Ａ形ダクタイル鋳鉄管	DIP	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管	HTVP	内外面ナイロン粉体塗装鋼管	NCP

K形ダクタイル鋳鉄管	DIP	ポリエチレン二層管	PP	ステンレス鋼管	SSP
NS形ダクタイル鋳鉄管	DIP	配水用ポリエチレン管 給水用ポリエチレン管	HPPE	波状ステンレス鋼管	CSSP
GX形ダクタイル鋳鉄管	DIP	鋼管	SP	銅管	CP
SⅡ形ダクタイル鋳鉄管	DIP	亜鉛メッキ鋼管	GP	架橋ポリエチレン管	XPEP
S50形ダクタイル鋳鉄管	DIP	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB SGP-VD	ポリブテン管	PBP
石綿セメント管（※）	ACP	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HV	鉛管※	LP
硬質ポリ塩化ビニル管	VP	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB SGP-PD		

（※）修繕を含め、新規での使用及び再使用は認めない。

（２）工事別給水管等表示記号

工事別給水管等の表示記号は、表Ⅵ-1-2 による。

表Ⅵ-1-2　工事別給水管表示記号

名　称	新　設	既　設	撤　去
線　種	太い実線	太い破線	実線を斜線で消す
線　色	赤色（給湯管は紫(青)色）	黒　色	黒　色
記入例	――――――	- - - - - - - - - -	／／／／／／／／／／

（３）その他配管等の表示記号

その他配管等の表示記号は、表Ⅵ-1-3 による。

表Ⅵ-1-3　その他配管等の表示記号

名　称	配水管	井水管	家屋等	境界線
線　種	実　線	実　線	細い実線	細い一点鎖線
線　色	黒　色	緑　色	黒　色	黒　色
記入例	――――――	――――――	――――――	―・―・―

（４）受水槽その他の表示記号

受水槽等の表示記号は、表Ⅵ-1-4 による。

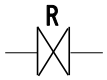
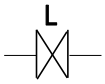
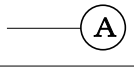
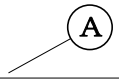
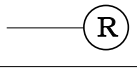
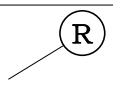
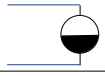
表Ⅵ-1-4　受水槽その他の表示記号

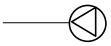
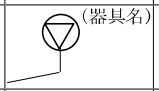
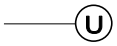
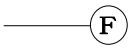
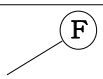
名称	受水槽	高置水槽	ポンプ	増圧ポンプ
標示記号			P	BP

（５）弁栓類その他の表示記号

弁栓類等の表示記号は、表Ⅵ-1-5 による。

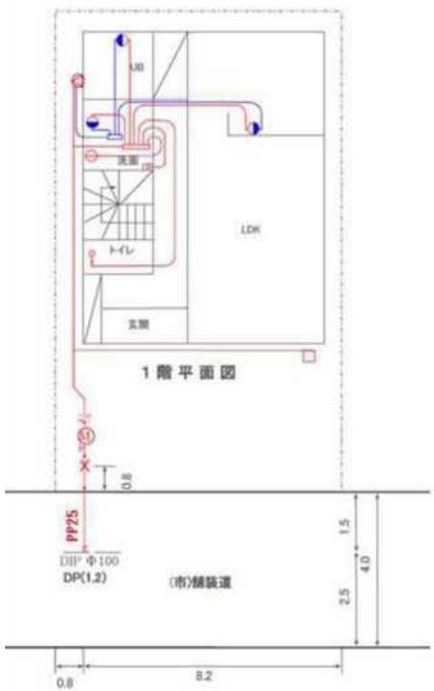
表Ⅵ-1-5　弁栓類その他の表示記号

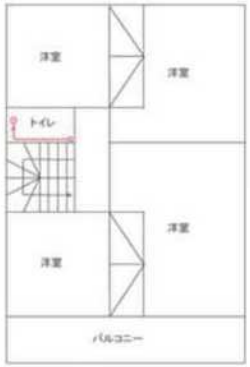
No	品　名	シンボル		備　考
		平面図	立面図	
1	メーター			
2	仕切弁（右閉め）			閉め方向を表示
	仕切弁（左閉め）			閉め方向を表示
3	止水栓			
4	その他止水栓類			口径 40 ㎜以下第２止水栓は伸縮式ボール止水栓
5	スリースバルブ等			
6	サドル付分水栓			分岐部表示
7	割Ｔ字管			分岐部表示
8	逆止弁			
9	定水位弁			
10	空気弁			
11	減圧弁			
12	横水栓・胴長水栓			
13	混合水栓			
14	衛生水栓			

15	水栓柱			
16	散水栓			
17	ボールタップ			
18	アングルフラッシュ			
19	特殊器具			
20	器具ユニット			
21	ヘッダー			
22	立上り			
23	メーターユニット			
24	ブッシング			
25	キャップ			
26	不凍栓			

設計図

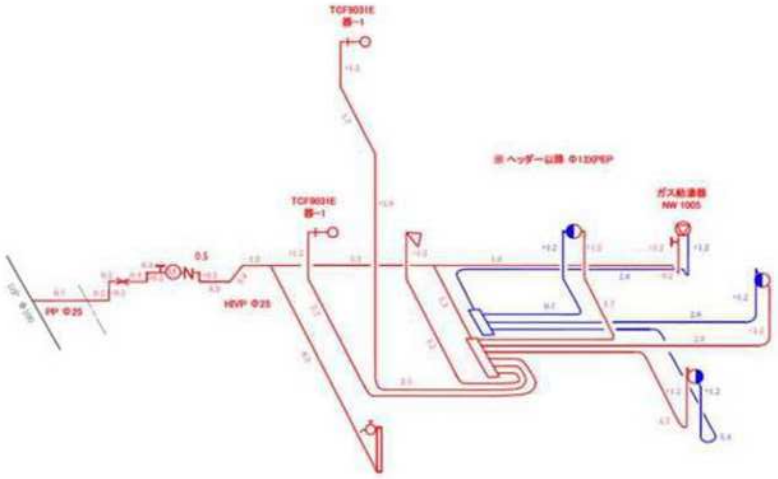
平面図





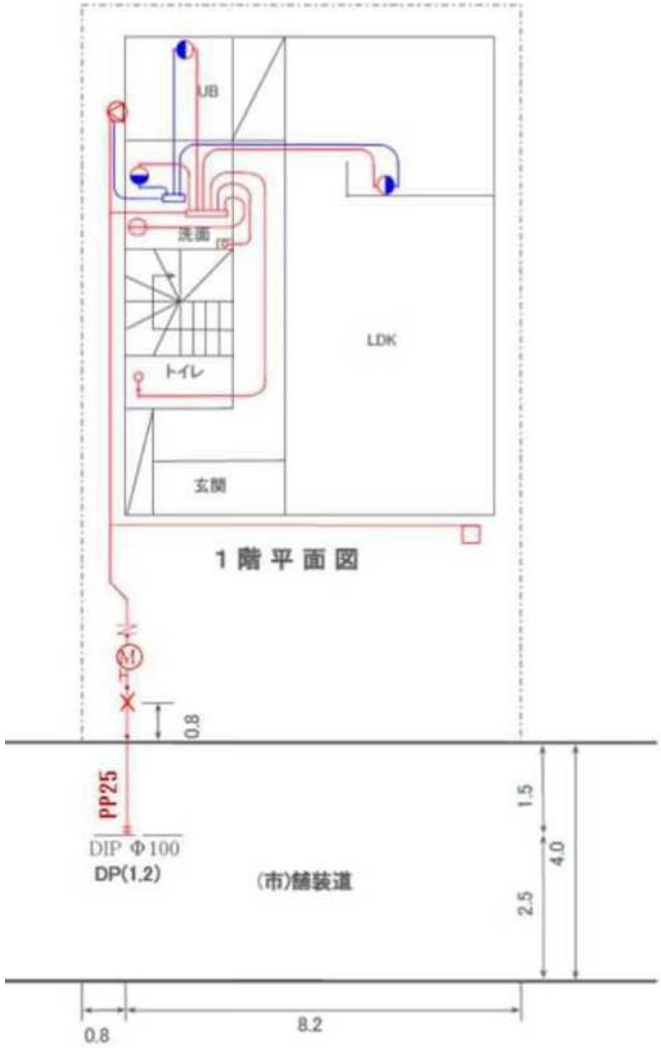


立面図

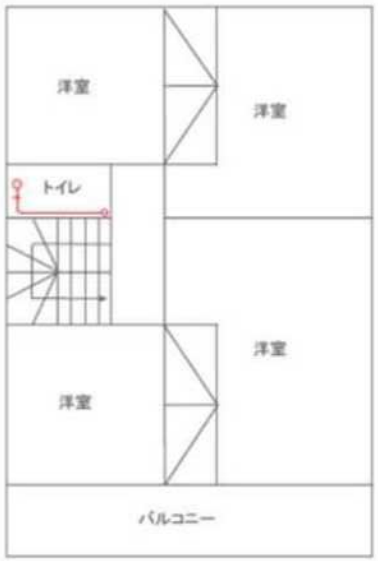


水栓番号		申込者		指定給水装置工事業者		主任技術者	
		工事場/所				作成年月日	年　月　日

図VI-1-2
VI-1-7



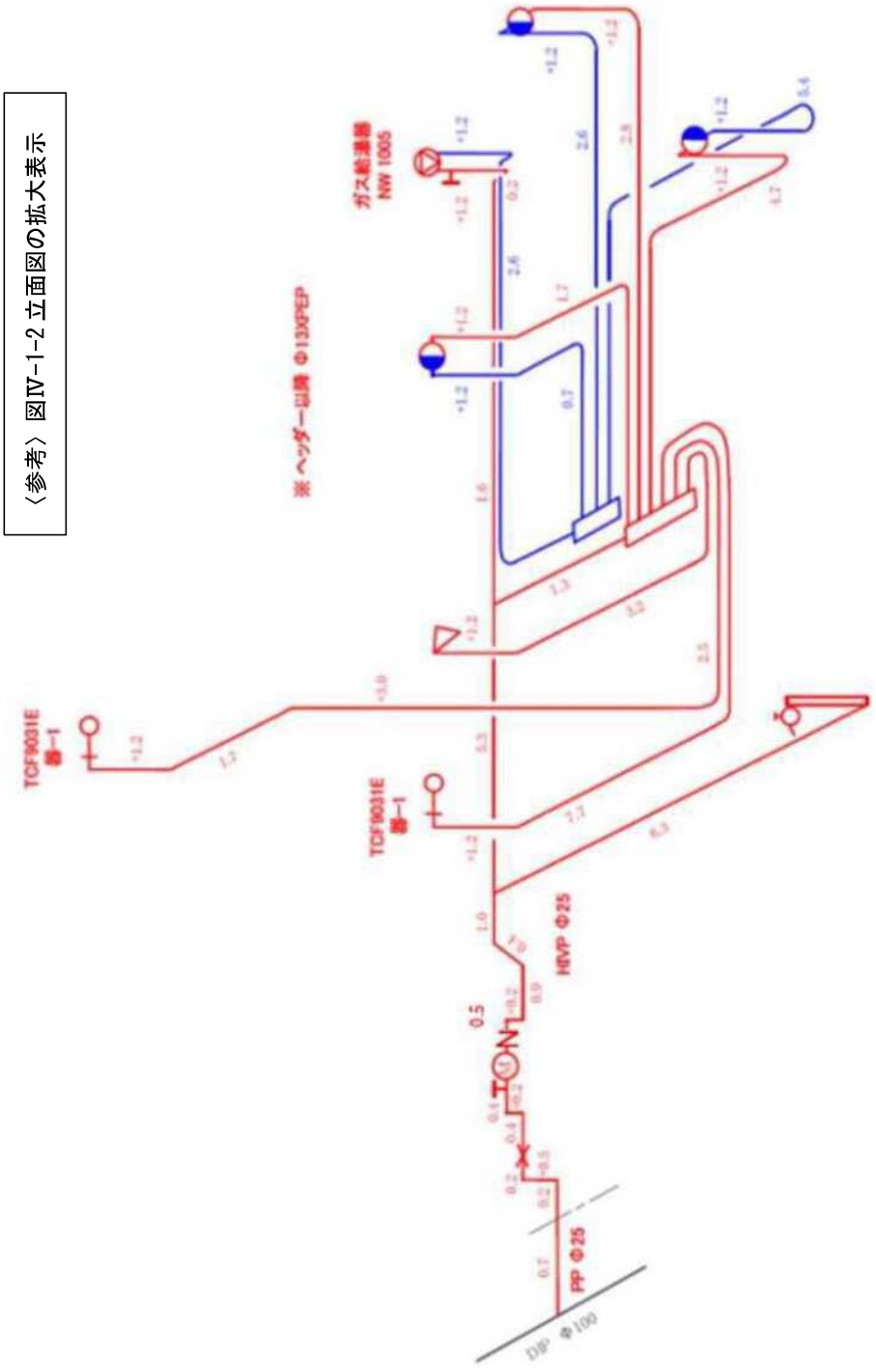
図Ⅵ-1-3





〈参考〉図Ⅳ-1-2 平面図の拡大表示

〈参考〉図Ⅳ-1-2 立面図の拡大表示



図Ⅵ -1-4

２　完成図

完成図は、企業長が行う工事検査に必要な図書であるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須の資料であるため、明確かつ容易に理解できるものであること。

２．１　作図

１　作図の条件

「1 設計図」の作成方法に従い、水道企業団指定の様式で作成すること。

用紙は、「完成図」（施工基準第５号様式）に作図する。施工基準第５号様式は、製図用和紙とするが、繰り返し折りたたんでも破けず、経年劣化が製図用和紙と同等と認められる用紙も可とする。

なお、設計図においては、この限りではない。

２　設計図との照合確認

完成図は、給水装置工事完成後、速やかに設計図と現地との照合確認を行い、訂正等を行い作成すること。

第Ⅶ章　設計審査及び工事検査

給水装置の新設、改造及び撤去工事を指定事業者が施行する場合は、給水条例第７条第２項の規定により、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に企業長の工事検査を受けなければならない。

１　設計審査

１．１　設計審査

設計審査は、指定事業者が行う給水装置工事の適正な施行を確保するため、当該工事の設計図等によって、設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法が政令第６条に規定する基準及び本施工基準に適合していることを確認するために行うものである。

１．２　設計審査の受付

企業長は、次の提出書類により受け付け、記載内容を確認する。

１　「給水装置工事申込書」（施工基準第１号様式）

企業長は、指定事業者が次の事項について記入していることを確認する。

（１）水栓番号

改造等工事の場合は、当該給水装置の水栓番号が記入されていること。

（２）申込者（施工主）

当該工事の申込者の住所、氏名、電話番号が記入されていること。

（３）指定給水装置工事事業者

住所、指定番号、事業者名及び代表者名、電話番号、給水装置工事主任技術者名及び主任技術者証交付番号が記入されていること。

（４）工事場所

当該給水装置の工事場所が特定できる住所が記入されていること。

（５）工事種別

工事種別に✓（チェック）していること。

（６）給水方式

給水方式に✓（チェック）していること。

（７）建物概要

階層（階高）が記入され、用途に✓（チェック）していること。

（８）同意承諾関係

家屋、土地、給水装置に関する同意書について添付の有無に✓（チェック）されていること。　また、誓約書の有に✓（チェック）されていること。

（９）完工予定日

完工予定日が記入されていること。

(10) 摘要

特筆すべき事項が記入されている場合、その内容を確認すること。（例としては、「井水使用」、「内部工事は別事業者が施工」、「道路占用許可番号」など。）

２　「給水装置工事施行に係る利害関係人の同意書・誓約書」（施工基準第２号様式）

「利害関係人の同意書」については、同意内容に✓（チェック）されていることを確認し、「誓約書」については、申込者（給水装置所有者）の照合を行うこと。

３　「使用材料基準適合確認書」（施工基準第３号様式）

（１）申請者名、工事場所

申請者名及び工事場所が記入されていること。

（２）使用材料

該当する材料（「分岐部からメーターまでの材料」、「その他材料」、「特殊器具」）に材料名及び口径等が記入されていること。

なお、「分岐部からメーターまでの材料」欄には、給水条例で指定している使用材料、「その他材料」欄には、メーター下流側の水栓類を含めた使用材料を記入（特殊器具は除く）する。「特殊器具」欄には、メーター二次側に設置する給湯器等特殊器具を記入する。

（３）基準適合

記入された材料には、基準適合欄のどれか（「団体規格」、「第三者認証」、「自己認証」、「指定仕様」）に✓（チェック）されていること。なお、特殊器具については、「第三者認証」又は「自己認証」となり、「第三者認証」欄には、認証番号又は型番を記入し、「自己認証」欄には✓（チェック）する（「自己認証」の場合、別に試験成績書が必要）。

（４）設計年月日

設計年月日に提出された年月日等が記入されていること。

（５）指定事業者名等

指定事業者名、主任技術者名、連絡先（電話番号）が記入されていること。

４　設計図（施工基準第４号様式）

（１）水栓番号

水栓番号が記入されていること。

（２）申請者

申請者名が記入されていること。

（３）工事場所

工事場所の住所が記入されていること。

（４）指定給水装置工事業者

指定事業者名が記入されていること。

（５）主任技術者

当該工事に指定された給水装置工事主任技術者名が記入されていること。

（６）作成年月日

設計図を作成した年月日が記入されていること。

5　三階以上建物直結直圧式給水の扱い

三階以上建物への直結直圧式給水は、事前に「三階以上建物直結直圧式給水事前協議申請書」（施工基準第７号様式）により企業長に申請し、「三階以上建物直結直圧式給水調査報告書」（施工基準第８号様式）にて可否の通知を受ける。

事前協議で直結直圧式給水が可能な場合、設計審査の受付（1.2 1～3）に「三階以上建物直結直圧式給水調査報告書」（施工基準第８号様式）の写しが添付されていることを確認する。

6　直結増圧式給水の扱い

直結増圧式給水については、事前に「直結増圧式給水事前協議申請書」（施工基準第９号様式）により協議を行い、企業長から給水可の回答があったものに限り設計審査を受付ける。

設計審査に当たっては、直結直圧式給水の場合（1.2 1～3）に加え、「直結増圧式給水調査報告書」（施工基準第 10 号様式）の写し、「直結増圧式給水装置設置申請書」（施工基準第 11 号様式）、「直結増圧式給水装置調書」（施工基準第 12 号様式）、「直結増圧式給水装置に関する承諾書（新設・既設）」（施工基準第 13 号様式）が添付されていることを確認する。

7　貯水槽式給水の扱い

受水槽の設置を伴う給水装置工事の場合、直結直圧式給水の場合（1.2 1～3）に加え、「貯水槽水道（設置・変更・撤去）届」（施工基準第 14 号様式）が提出されていること。

8　設計図

図面の記入方法は、原則として「第Ⅵ章図面作成」の設計図作成方法による。

設計図は、「第Ⅵ章 1.2 作図の条件」に従い作図されていること。

直結増圧式給水の場合は、増圧給水設備以下の給水装置を含めた設計図であること。

受水槽の設置を伴う給水装置工事は、受水槽以下設備の設計図を添付すること。なお、受水槽以下設備の設計図は、青写真（コピー）でも構わない。

9　自己認証品使用報告書

自己認証品を使用する場合は、「自己認証品使用報告書」（施工基準第 21 号様式）が提出されていること。

10　水理計算書

必要に応じ、当該給水装置工事に係る水理計算書の提出を求めて確認する。

11　その他

その他本施工基準で定めた様式で必要なもの、企業長が必要と認めたものについて確認すること。

１．３　設計審査の内容

１　次の項目について、給水装置の構造、材質が政令第６条及び本施工基準に適合していることを審査し、同時に設計に必要な事項の調査がなされていることを確認する。

なお、書類の記載内容及び設計内容に不備がある場合は、その訂正及び改善方法を指示し、修正させる。

（１）分岐箇所

分岐箇所の適否、配水管の位置、管種、口径、布設状況（布設年月日）、分岐位置（オフセット）、道路舗装種別等、指定工法の確認（分岐方法）

（２）使用水量

所要水量、使用形態等

（３）配管

「設計図」（施工基準第４号様式）及び「使用材料基準適合確認書」（施工基準第３号様式）等に基づいた、使用管種の適否、配管位置の適否、構造の適否、管防護の適否（防食、離脱防止、防寒等）、指定材料を確認（分岐部からメーターまで）する。

（４）逆流防止

逆流防止装置設置位置の適否、受水槽設置においては、吐水口と満水面との間隔の適否等

（５）取付け器具（用具）の適否

「設計図」（施工基準第４号様式）及び「使用材料基準適合確認書」（施工基準第３号様式）等に基づいた、器具名及び設置箇所の確認、認証番号等による構造・材質基準適合を確認する。

（６）給水管口径の適否（水理計算書等に基づく）

（７）直結増圧式給水については、企業長からの事前協議書における給水適否の確認及び「直結増圧式給水装置に関する承諾書（新設・既設）」（施工基準第 13 号様式）の確認。また、増圧給水設備については、政令第６条に定める基準に適合した製品であることの確認、使用形態に応じた逆流防止機器が組み込まれていることの確認。

（８）貯水槽式給水の場合、「貯水槽水道（設置・変更・撤去）届」（施工基準第 14 号様式）の確認、所要水量と受水槽有効容量との適正な関係を確認。

（９）止水栓及びメーターの設置位置等の確認

(10) 集合住宅におけるメーターについては、設置位置の規則性の確認。

(11) その他必要と思われる事項

２　逆流によって水質を汚染する可能性のある施設への給水については、水質事故を防

止するため次の点に留意する。

（１）一般用と工場用が併用となる給水装置については、工場用の給水装置はできるだけ受水槽以下の設備とするよう指導する。

（２）井水を併用する場所については、それぞれの配管状態（口径、材質、布設位置等）を調査し、上水と接続することのないよう厳重に注意する。

なお、工事検査の際慎重な確認を行うため、「給水装置工事中込書」（施工基準第１号様式）の摘要欄へ「井水使用」と明記させる。

（３）飲用水系統のほかに消火用水系統があるものについては、水質汚染が発生しない構造とするよう指導する。

３　設計審査において必要がある場合は、当該工事を担当する給水装置工事主任技術者に対し資料の提出や詳細についての説明を求める。

１．４　設計審査手数料及び加入金

１　徴収額

給水条例第 35 条及び第 36 条に定める額とする。なお、設計審査手数料の種別に定めている口径は、給水管の最大口径とする。

２　徴収方法

担当窓口において設計審査を受付けした後、発行する納付書で徴収する。なお、加入金は、設計審査承認通知に併せ発行する納付書をもって徴収する。

３　手数料及び加入金の還付等

設計審査手数料及び工事検査手数料、加入金は、還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。（給水条例第 35 条第２項及び第 36 条第４項）

４　手数料及び加入金の減免等

設計審査手数料及び工事検査手数料、加入金について、企業長は、公益上特別な理由があると認めるときは、その額を軽減し、又は免除することができる。（給水条例第 37 条）

１．５　設計審査後の事務

１　「給水装置工事申込書」（施工基準第１号様式）への記入

受付年月日及び受付番号、水栓番号（新設の場合）を記入する（設計審査日も受付日となる。）。設計審査後等に設置メーター口径及び個数（新設、改造の場合での予定）、手数料の納入確認後、納入金額及び徴収日を記入する。

また、特に記載すべき事項（井水使用等）がある場合は摘要欄にこれを記入する。

２　その他提出書類への記入

その他の申請書、届などに、受付年月日、水栓番号、受付番号などの必要事項を記入する。

3　工事記録簿の扱い（指定事業者の事務）

水道法施行規則第 36 条第６項により、指定事業者は施行した給水装置工事（施行規則第 13 条に規定する軽微な変更を除く。）ごとに、同条第１項により指名した給水装置工事主任技術者に工事に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から３年間保管することとなっている。

4　その他

設計審査完了後、工事内容に変更が生じた場合には、「第Ⅲ章 2 工事変更等の取扱い」による。

１．６　配水管からの分岐又は撤去工事を指定事業者が施行する場合の取扱い

配水管から給水管を取り出し又は撤去する工事を指定事業者が施行する場合は次による。

１　給水管分岐又は撤去工事の承認要件等

配水管からの分岐工事や道路下の配管は、適正な工事が行われなかった場合に水道施設への損傷や、道路の陥没事故等を生じさせるおそれがある。また、配水管に汚染物質等が混入した場合には広範囲な水質事故を生じることになる。このことから、適正な施工を確保するため、指定事業者が施行する配水管からの分岐又は撤去工事は、次の要件を満たすものを承認する。

（１）承認要件

①　給水管の分岐及び配管を行う者は、当該配水管及び他の埋設物に変形、損傷その他異常を生じさせることがないよう、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。（水道法施行規則第 36 条第２項）

②　道路の掘削及び復旧工事について実務経験を有すること。

③　上記資格又は実務経験の確認のため、必要な書類を提示又は提出すること。

④　不陸陥没等、緊急を要する場合は、直ちに出動し必要な措置を行うこと。

（２）指定事業者の誓約事項

指定事業者は次の誓約事項を厳守するものとする。

①　工事の施工に当たっては、関係法令、条例等を厳守すること。

②　工法、その他工事に必要な事項については、企業長が定める本施工基準に従うこと。

③　指定事業者は、給水装置工事（道路の掘削及び復旧を含む）に起因する損害賠償等は、施工主と連帯して責任を負うこと。

④　工事に起因して問題が生じた場合は、指定事業者及び施工主の責任において解決すること。

⑤　道路の復旧工事については、道路管理者が定める基準に基づき速やかに施工すること。

２　給水管の分岐及び撤去工事立会いの申込み

配水管からの給水管分岐工事又は撤去工事は、企業長が立ち会うため、事前に受付窓口で立会いの申込みを行うこと。

２　工事検査

給水装置の構造・材質基準は、政令第６条に基準が定められており、この基準に適合しない場合には、法第16条の規定により、水道事業者は給水の拒否又は停止をすることができる。

水道企業団においては、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合し、かつ、適正に施行されることを確保するため、その施行は、企業長が指定したもの（指定事業者）又は企業長が施行することとしている。（給水条例第７条）

また、指定事業者が施行する場合には、当該給水装置が政令に定める構造及び材質の基準に適合していることの確認や、工事に関する技術上の管理等の職務を誠実に行う義務は、給水装置工事主任技術者にあると水道法（第25条の４）に定められている。

したがって、企業長が行う工事検査は、水道施設の適正管理や水質の安全確保に関する責任を果たすことを主目的として、必要な範囲に限って検査を行うことになる。

２．１　指定事業者の自主検査

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事完了後、次により自主検査を行い工事の適否を確認しなければならない。

１　設計図に基づき次の事項を確認する。

（１）管の延長

（２）管の埋設深度

（３）管の接合方法

（４）分岐、屈曲、径落し工法

（５）逆流防止機器の設置状況、吐水口空間の確保及び器具の取付け方法

（６）メーター設置基準及びメーターボックスの設置状況

（７）クロスコネクションがないこと

（８）給水管防護方法

２　給水装置の構造及び材質が、政令第６条及び本施工基準に適合していることを確認する。

３　テストポンプにより耐圧検査を行い、漏水及び変形、破壊その他の異常がないことを確認する。テストポンプによる耐圧検査は次による。

（１）分岐箇所

サドル付分水栓、EFサドル、不断水割丁字管を使用し分岐する場合、被分岐管に取付けした状態で耐圧検査を行う。耐圧検査は、0.75MPa(7.65kgf/cm^2)の圧力を１分間以上保持することを基本とするが、被分岐管の劣化状況等による試験圧力値等は、企業長の指示に従うこととする。

（２）分岐部からメーターまでの給水装置

サドル付分水栓の規格では、構造上弁座漏れ試験を0.75MPa(7.65kgf/cm^2)としていることから、弁座の機能を損なうことのないよう、分岐部からメーターまでは、0.75MPaの圧力を１分間以上保持することで、給水装置の構造・材質基準の耐圧性

能を確認する。

（３）メーター下流側の給水装置

ウォーターハンマーによる水撃圧等を考慮し、給水装置に加わり得る最大水圧として1.75MPa(17.85kgf/cm²)の圧力を１分間以上保持することで、給水装置の構造・材質基準の耐圧性能を確認する。

（４）EF接合箇所耐圧検査の留意点

EF接合の場合の耐圧検査は、最後のEF接合冷却終了後、分岐部からメーターまでは、30分以上の放置時間後に行うこと。

分岐箇所及びメーター下流側の耐圧検査は、最後のEF接合冷却終了後、60分以上の放置時間後とする。

４　吐水状況及び残留塩素測定等による水質の確認を行う。確認項目は、表Ⅶ-3-1のとおり。

表Ⅶ-2-1 水質の確認項目

項目	判定基準
残留塩素(遊離)	0.1mg/ℓ以上
臭気	観察により異常でないこと。
味	〃
色	〃
濁り	〃

２．２　工事検査の受付

次の提出書類により受付け、記載内容を確認する。

１　「給水装置工事検査申請書」（施工基準第15号様式）

申請年月日、工事場所、水栓番号、指定事業者（申込者）、主任技術者（押印）、給水装置所有者（施工主）が記入され、検査年月日（予定）が記入されていること。

２　「給水装置工事申込書」（施工基準第１号様式）

設計審査手数料及び加入金の納入済を確認する。

検査日（検査受付日）を記入し、メーター個数等に変更がある場合は、修正する。

３　「使用材料基準適合確認書」（施工基準第３号様式）

工事申請時に提出した使用材料について、変更がある場合には、修正するか、新たに提出されていること。

４　「完成図」（施工基準第５号様式）

工事申請時の平面図と同様に、水栓番号、申請者、工事場所、指定給水装置工事業者、主任技術者、作成年月日が記入されていること。

完成図の記入方法は、原則として「第Ⅵ章図面作成」の設計図作成方法による。

完成図は、「第Ⅵ章1.2作図の条件」に従い作図されていること。

直結増圧式給水の場合は、増圧給水設備以下の給水装置を含めた完成図であるこ

と。

受水槽の設置を伴う給水装置工事は、受水槽以下設備の完成図を添付すること。なお、受水槽以下設備の完成図は、青写真（コピー）でも構わない。

２．３　工事検査手数料の徴収等

１　徴収額

給水条例第 35 条に定める額とする。

２　徴収方法

担当窓口において工事検査申請を受け付けした後、発行する納付書で徴収し、「給水装置工事申込書」（施工基準第１号様式）の工事検査手数料欄に記入する。なお、工事検査手数料については、設計審査時に徴収し、既に記入されている場合がある。

２．４　工事検査の実施（工事写真管理項目）

１　工事検査

検査申込み後、速やかに検査を実施する。

２　完成図審査

工事申請時に提出された「給水装置工事申込書」（施工基準第１号様式)及び「使用材料基準適合確認書」（施工基準第３号様式)、「設計図」（施工基準第４号様式）と完成時に提出された「給水装置工事検査申請書」（施工基準第 15 号様式）及び「完成図」（施工基準第５号様式)、「給水装置工事検査確認表」（施工基準第 16 号様式)、工事写真に基づき、主に設計図との相違箇所及び現地では確認できない埋設状況等の工事写真に重点を置き次の審査を行う。

（１）施工方法及び使用材料の適否

特に指定工法及び指定材料の適否を確認する。

（２）図面の記載方法の適否

特に管、水栓類等の表示記号、口径、延長に重点をおく。

（３）露出部分などの防護方法とその使用材料の適否

（４）新設及びメーター下流側を全面的に改造したものは、耐圧検査実施済の確認

（５）集合住宅に複数のメーターを設置した場合は、規則性及び通水確認実施日の確認

（６）増圧給水設備を設置した場合は、その設置位置の確認及び機種、型番の記載

（７）特殊器具等については、政令第６条の基準への適合を自己認証報告書又は第三者認証機関による認証番号等で確認する。

（８）「給水装置工事検査確認表」（施工基準第 16 号様式）の「給水装置工事主任技術者【確認欄】」に自主検査として実施していることを確認し、必要に応じ「検査立会者」欄の項目を確認する。

３　工事検査（現場検査）

（１）完成図審査時に指定事業者から提出された「給水装置工事検査確認表」（施工基準第 16 号様式）を基に、政令第６条の基準及び施行基準に適合していることを確認し、適合していないものは期日を定めて手直しを指示し、手直し後再検査する。

なお、給水管からの分岐部を撤去する工事（支分栓撤去）については、写真提出がある場合以外は必ず現場で撤去箇所を確認する。

（２）検査に当たっては、水質事故を防止するため次の点に留意する。

① 井水を併用している場所については、給水管との接続が無いことを慎重に確認する。

② 工場等の給水装置については、特殊な機器（政令第６条の基準に適合する製品以外のもの）に接続していないこと、危険な場所への配管が無いことなどを慎重に確認する。

③ 増圧給水設備を設置した場合は、機種及び型番を確認する。

④ 受水槽やその他貯水のためのタンクがある場合は、吐水口空間が規定どおり確保されていること、異常警報装置等の措置が十分であること等を確認する。

⑤ 工事申込者及び施行者等に対して、水道使用上の注意及び管理に当たっての必要事項を指導する。

４　再検査

上記３により、手直しを指示した再検査は、その部分を重点的に確認する。

５　現場検査の省略（工事写真管理項目）

適正な施工を証明できる写真を提出し、給水環境に悪影響がないと企業長が認めた場合は、現場検査を省略することができる。

提出する写真は、表Ⅶ-2-2「工事写真管理項目」を参考に必要な項目の写真とする。

６　工事検査の立会い

完成図審査及び工事検査には、当該工事を施工した（給水管分岐及び撤去工事検査の場合は、当該工事を施工する）指定事業者の給水装置工事主任技術者を立会わせる。

７　現場検査に当たっての注意事項

（１）現場検査で他人の土地、家屋等に立入る場合、所有者等の同意がなければ立ち入ることができないので、あらかじめ指定事業者を通じて工事申込者の了解を得る。

（２）検査の結果工事内容に不備があった場合、指定事業者に対し改善を指示する。この場合、工事申込者に立ち会ってもらうことが望ましい。

表Ⅶ-2-2　工事写真管理項目

【共通】

	工程・種別		写真管理項目			摘要
			撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
道路部	着手前		施工場所（全景）※	着手前	施工箇所毎	
	完成後		施工場所（全景）※	完成後	施工箇所毎	
	準備工	安全管理	・工事標示板等 ・交通誘導警備員 ※		全景１枚以上	
	管工事	被分岐管埋設位置	埋設位置 ※	掘削後	施工箇所毎	・管種・口径を明示し撮影すること。
		分岐材料取付工	・土被り ※ ・分岐位置	施工後	施工箇所毎	・基点を明確に撮影すること。（分岐部の拡大撮影を含む。） ・深度と構造物（水路等）からの寄りがわかるようスタッフをあて撮影すること。
			離隔状況	施工後	施工箇所毎	・分岐取付箇所付近に配水管の継手や他の者の給水装置の分岐がある場合は必要な離隔を確保し、スタッフやリボンテープをあて撮影する。
		穿孔前水圧試験	水圧状況	分岐材料取付後 ・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎	・水圧と時刻が判読できる写真とする。
		分岐穿孔	施工箇所	・穿孔後 ・コア挿入前 ・コア挿入状況 ・コア挿入後		・穿孔後、切片が分かるように撮影すること。 ・分水栓のバルブ開閉状況が確認できるように撮影すること。 ・他埋設管の誤穿孔の防止のため、必要に応じて残塩検定を行うこと。※
			給水圧力測定	分岐穿孔後	試験実施箇所毎	・水圧と時刻が判読できる写真とする。
		管据付工	配管状況 ※	据付完了後	全景１枚以上	・分岐以降の配管状況が分かる写真とする。
	舗装本復旧	舗装工	仮舗装状況 ※	仮舗装完了時	施工箇所毎	・「W1」標示がわかるように撮影する。
			本舗装状況 ※	本舗装完了時	施工箇所毎	・「W2」標示がわかるように撮影する。
			区画線標示 ※	完了後 ・仮復旧 ・本復旧	施工箇所毎	
敷地内	完成後		施工場所（全景）	完成後	１枚以上	分岐～第一止水栓までの水圧
	水圧試験	管路水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎	・試験実施日、水圧、時刻が判読できる写真とする。 ・実施個所（分岐部～第１止水栓、第２止水栓～下流部）の写真とする。

【条件】

	工程・種別		写真管理項目			摘要
			撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
道路部	管工事	伏越配管	取付状況 ※	施工後	１枚	・水路の下に配管する場合（伏越配管個所は全箇所） ・伏越箇所における給水管の深さがわかるようにスタッフをあて撮影する。また、他の埋設物と離隔（30cm以上）が分かるようにスタッフをあて撮影する。
		管防護	施工箇所 ※	施工後	１枚以上	給水管にさや管等を施す場合
				施工状況	１枚以上	モルタル充填を行う場合
				施工後	１枚以上	防護コンクリートを打設した場合
敷地内	管工事	既設管接続	取付状況	施工後	１枚以上	既設給水管と接続する場合
		管防護	施工箇所	施工後	１枚以上	給水管にさや管等を施す場合

【撤去時】

	工程・種別		写真管理項目			摘要
			撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
道路部	撤去工	分岐止め等	施工箇所（分岐部）※	施工後	１枚	不用となった分岐を止める又は撤去する場合
		既設管撤去	・施工箇所（撤去後）※ ・撤去した給水管	・撤去前 ・撤去後	１枚以上	・不用分岐撤去に際し、配水管を切り取り復旧する場合は配水管同士の接続箇所も撮影する。 ・不用となった給水管の撤去後及び撤去した管も撮影する。
敷地内	撤去工	既設管撤去	施工箇所（撤去後）	撤去後	１枚	・キャップ止めとする場合は施工前と施工後を撮影する。

※：各事務所の指示による

２．５　工事の完成

１　工事完成届

工事検査完了後、「給水装置工事完成届」（施工基準第 17 号様式）を提出する。

２．６　整理・保管

１　完成図

提出された「完成図」（施工基準第５号様式）は、「給水装置工事申込書」（施工基準第１号様式）などの関係図書と合わせて保管する。

２　完成図書等の保管

工事完成後は、完成図書などを一括して、水栓番号順等により保管する。

第Ⅷ章　維持管理

給水装置は需要者に直接水を供給する施設であり、その維持管理の適否は供給水の保全に重大な影響を与えることから水が汚染し、または漏れないように的確に管理を行うことが求められる。

１　漏水の点検

給水装置の所有者又は使用者は、給水管からの漏水、給水用具の故障の有無について随時又は定期的に点検を行う。

（表Ⅷ-1-1）

表Ⅷ-1-1　漏水の点検箇所

点検箇所	漏水の見つけ方	漏水の予防方法
メーター	全ての給水栓を閉め、使用していないのに回転指標（パイロット）が回転している。	定期的にメーターを見る習慣をつける。
水栓	蛇口等から、水がポタポタと落ちている（ポタポタ漏水）。	水栓が締まりにくいときは、無理に締めずにすぐ修理する。
水洗トイレ	使用していないのに水が流れている。（少量の場合、タンク内でポタポタ音がする。）	使用前に水が流れていないか、ポタポタ音がないか調べる習慣をつける。
受水槽	使用していないのに、ポンプのモータがたびたび動く。	ポンプ下流側配管に漏水がないかを点検する。
	受水槽の水があふれている。	受水槽内のボールタップや電磁弁の電極等（設置されている場合）、受水槽への流入管に設置されている定水位弁（設置されている場合）を点検する。
壁、天井（配管部分）	配管してある壁や天井が濡れている。	家の内外面を時々見回る。
地面（配管部分）	配管してある付近の地面が濡れている。	給水管の布設されているところには物を置かない。
下水のマンホール	いつもきれいな水が流れている。	マンホールの蓋を時々開けて調べる。

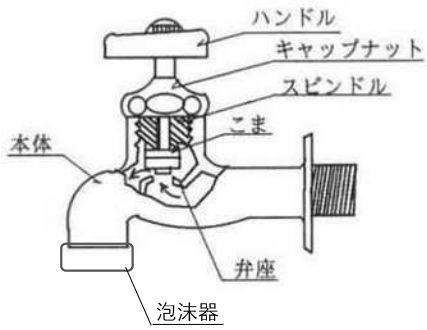
２　給水用具の故障と修理

一般的に使用されている器具の故障とその原因、修理方法は次のとおりである。

（１）給水栓の故障と修理

故　障	原　　因	修　　理
漏　水	こま、パッキンの摩耗損傷	こま、パッキンを取り替える。
	弁座の摩耗、損傷	パッキンを取り替える。（摩耗等の度合いによって、水栓を取り替える。）
ウォーターハンマー	こまとパッキンの外径の不揃い（ゴムが摩耗して拡がった場合など）	こま又はパッキンを取り替える。（正規のものに取り替える。）
	こまの裏側（パッキンとの接触面）の仕上げ不良	こまを取り替える。
	パッキンが軟らかすぎる	パッキンを取り替える。
	水圧が異常に高い	減圧弁を設置し、水圧を軽減する。
不快音	スピンドルとこまとのがたつき（こまの摩耗）	こまを取り替える。
キャップナット（軸受け部）からの漏水	三角パッキンの摩耗、損傷	三角パッキンを取り替える。
スピンドルのがたつき	スピンドルねじ山の摩耗	水栓を取り替える。
水の出が悪い	給水栓ストレーナにごみがつまる（泡沫器等ストレーナがある水栓）	泡沫器等を取り外し、ストレーナのごみを除去する。

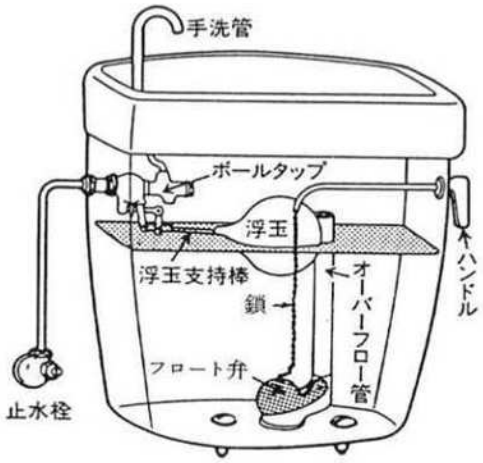
一般的な給水栓の構造

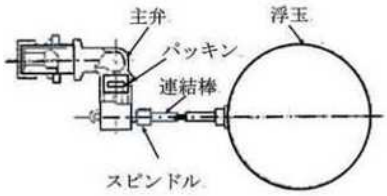


（２）トイレロータンクの故障と修理

故　障	原　　因	修　　理
水が止まらない	鎖のからまり	鎖が２環くらいたるむようにセットする。
	フロート弁の摩耗、損傷	新しいフロート弁に交換する。
	弁座（主弁）に異物がかんでいる。	分解して異物を取り除く。
	オーバーフロー管から水があふれている。	ボールタップの止水位置不良の場合は、水位調整弁で調整する。 ボールタップパッキン部にごみがかんだ場合は、ごみを取り除き、パッキンが損傷している場合は、新しいパッキンに取り替える。
水が出ない	ストレーナに異物がつまっている。	分解して清掃する。
	主弁のスピンドルの折損	ボールタップを交換する。

トイレロータンクの構造





３　異常現象と対策

異常現象は、水質によるもの（濁り、色、臭味等）と配管状態によるもの（水撃、異常音等）に大別される。

配管状態によるものは、配管構造及び材料の改善をすることにより解消されることも多い。水質によるものは、現象をよく見極めて原因を究明し、需要者に説明の上、水質検査等の措置を講じる必要がある。

３．１　水質の異常

水道水の濁り、着色、臭味などが発生した場合には、所管の事務所に連絡し水質検査を依頼する等、直ちに原因を究明するとともに適切な対策を講じなければならない。

１　異常な臭味

水道水は、消毒のため塩素を添加しているので消毒臭（塩素臭）がある。この消毒臭は、残留塩素があることを意味し、水道水の安全性を示す一つの証拠である。

なお、塩素以外の臭味が感じられたときは、水質検査を依頼する。臭味の発生原因としては次のような事項が考えられる。

（１）油臭・薬品臭のある場合

給水装置の配管で、ビニル管の接着剤、鋼管のねじ切り等に使用される切削油、シール剤の使用が適切でなく臭味が発生する場合や、漏れた油類が給水管（ビニル管、ポリエチレン管）を侵し臭味が発生する場合がある。また、クロスコネクションの可能性もある。

（２）シンナー臭のある場合

塗装に使用された塗料等が、なんらかの原因で土中に浸透して給水管（ビニル管、ポリエチレン管）を侵し、臭味が発生する場合がある。

（３）かび臭・墨汁臭のある場合

河川の水温上昇等の原因で藍藻類などの微生物の繁殖が活発となり、臭味が発生する場合がある。

（４）普段と異なる味がする場合

給水栓の水が普段と異なる味がする場合は、工場排水、下水、薬品などの混入が考えられる。塩辛い味、苦い味、渋い味、酸味、甘味等が感じられる場合は、クロスコネクションのおそれがあるので、直ちに飲用を中止する。

鉄、銅、亜鉛等の金属を多く含むと、金気味、渋味を感じる。給水管にこれらの材質を使用しているときは、滞留時間が長くなる時間帯の水に金気味、渋味を感じることがあるため、朝の使い始めの水は、なるべく雑用水等の飲用以外に使用する。

２　異常な色

水道水が着色する原因には次の事項がある。なお、汚染の疑いがある場合は水質検査を依頼する。

（１）白濁色の場合

水道水が白濁色に見え、数分間で清澄化する場合は、空気の混入によるもので一般に問題はない。

（２）赤褐色又は黒褐色の場合

水道水が赤色又は黒色になる場合は、流速の変化、流水の方向変化等により鋳鉄管や鋼管等の錆が流出したもので、一定時間排水すれば回復する。常時発生する場合は管種変更等の措置が必要である。

（３）白色の場合

亜鉛メッキ鋼管の亜鉛が溶解していることが考えられる。使用時には、管内の水をいったん排水して使用しなければならない。

（４）青色の場合

衛生陶器が青い色に染まるような場合には、銅管の腐食作用によることが考えられるので、管種変更等の措置が必要である。

３　異物の流失

（１）水道水に砂、鉄粉等が混入している場合

配水管又は給水装置等の工事の際に混入したものであることが多い。給水用具を損傷することがあるため、メーターを取り外して、管内から除去しなければならない。

（２）黒色の微細片がでる場合

止水栓や給水栓に使用されているパッキンのゴムが劣化し、開閉操作時に破片が流出することが原因であることが多い。

頻度が多い場合、給水装置の流出系統を特定し、そこで使用されているゴムパッキン又はゴム内蔵給水用具の交換を行う。

３．２　出水不良

出水不良の原因は種々あるが、その原因を調査し適切な措置をすること。

１　配水管の水圧が低い場合

周囲のほとんどが水の出が悪くなったような場合は、配水管の水圧低下が考えられる。

この場合は、配水管網の整備が必要である。

２　給水管の口径が小さい場合

一つの給水管から当初の使用予定を上回って数多く分岐されると、既設給水管の必要水量に比べ給水管の口径が小さくなり出水不良となる。このような場合には、適正な口径に改造する必要がある。

３　管内にスケールが付着した場合

既設給水管で亜鉛めっき鋼管等を使用していると内部にスケール（赤錆）が発生しやすく、年月を経るとともに給水管の口径が小さくなるので出水不良となる。

このような場合には管の布設替えが必要である。

４　配水管の工事等により断水したりすると、通水の際の水圧によりスケール等が水

道メーターのストレーナに付着し出水不良となることがある。このような場合はストレーナを清掃する。

5　給水管が途中でつぶれたり、地下漏水をしていることによる出水不良、又は各種給水用具の故障などによる出水不良もあるが、これらに対しては、現場調査を綿密に行ってその原因を除去する。

３．３　水撃

水撃が発生している場合は、その原因を十分調査し、原因となる給水用具の取替えや、給水装置の改造により発生を防止する。

給水装置内に発生原因がなく、外部からの原因により水撃が発生している場合もあるので注意する。

３．４　異常音

給水装置が異常音を発生する場合は、その原因を調査し発生源を排除する。

1　水栓のこまパッキンが摩耗して、こまの振動により異常音が発生する場合は、こまパッキンを取り替える。

2　水栓を開閉する際、立上り管等が振動して異常音を発生する場合は、立上り管等を固定させて管の振動を防止する。

3　上記１及び２以外の原因で異常音を発生する場合は、水撃に起因することが多い。

４　事故原因と対策

給水装置の事故によって汚染された水が配水管に逆流すると、他の需要者にまで衛生上の危害を及ぼすおそれがあり、安定した給水ができなくなる。そのため、給水装置に事故が発生した場合、その原因を究明し適切な対策を講じる必要がある。

４．１　汚染事故の原因

１　クロスコネクション

「第Ⅳ章 12.7 クロスコネクション防止」を参照すること。

２　逆流

既設給水装置において、下記のような不適正な状態が発見された場合、逆サイホン作用による水の逆流が生じるおそれがあるので、「第Ⅳ章 12.5 逆流防止」を参照して適切な対策を講じなければならない。

（１）給水栓にホース類が付けられ、そのホースが汚水内に浸かっている場合。

（２）浴槽等への給水で十分な吐水口空間が確保されていない場合。

（３）便器に直結した洗浄弁にバキュームブレーカが取り付けられていない場合。

（４）消火栓、散水栓が汚水の中に水没している場合。

（５）有効な逆流防止の構造を有しない外部排水式不凍給水栓、水抜き栓を使用している場合。

３　埋設管の汚水吸引（エジェクタ効果等）

埋設管が外力によって変形し、小さな孔が開いている場合、給水時にその部分を水が高速で通過し、流速の大きい水流が周囲の圧力を下げるためエジェクタ効果が生じ、外部から汚水や微生物を吸い込むことがある。

また、給水管が下水溝の中で切損している場合等に断水すると、その箇所から汚水が流入する。断水がなくても管内流速が極めて大きい場合には、下水を吸引する可能性がある。また、寒冷地で使用する内部貯留式不凍給水栓の貯留管に腐食等によって小孔があいている場合にも同様に汚染の危険性がある。

４．２　凍結事故

凍結事故は、寒冷期に発生し、その状況はその地方の気象条件等によって大きな差がある。

このため凍結事故対策は、その地域の気象条件に適合する適切な防寒方法と埋設深度を確保することが重要である。

既設給水装置が凍結被害にあった場合の解氷方法は、おおむね次のとおりである。

なお、トーチランプ等での直火による解氷は、火災等の危険があるので絶対に避けなければならない。

１　熱湯による簡便な解氷

簡単な立上りで露出配管の場合、凍結した管の外側を布等で覆い、ぬるま湯をかけて解氷する方法があるが、急激に熱湯をかけると給水用具類を破損させるので注意し

なければならない。

2　温水による解氷

温水を給水管内に耐熱ホースで噴射しながら送りこんで解氷する方法で、貯湯水槽、小型バッテリー、電動ポンプ等を組み合わせた小型の解氷器がある。

3　蒸気による解氷

トーチランプ又は電気ヒータ等を熱源とし、携帯用の小型ボイラに水又は湯を入れて加熱し、発生した蒸気を耐熱ホースで凍結管に注入し解氷する方法である。

4　電気による解氷

金属製の凍結した給水管に直接電流を通し、発生する熱によって解氷する方法である。

ただし、発熱による火災等の危険を伴うこと、合成樹脂管等が使用されている場合は絶縁状態となって通電されないこともあるので、事前に使用管種、配管状況を調査した上で解氷作業を行う必要がある。

異種の配管材料が混在しているユニット化装置、ステンレス鋼管、ステンレス型フレキシブル継手等においては、局部的に異常な加熱部が生じることもあり、使用方法を誤ると漏電や火災の事故を起こすおそれがあるため、電気による解氷は避けることが望ましい。

配管状態からやむを得ず電気による解氷を行う場合は、次のことを確認する必要がある。

（1）給水装置が露出配管であり、目視及び触手により安全が確認できる。

（2）給水管の直近に加熱性のものがない。

（3）給水管がガス管、その他金属管と接触していない。

すなわち、電気による解氷は、管路及び周囲の状況が火災等に対して安全であることを確認した場合にのみ用いることが望ましい。

第Ⅸ章　参考

1　管径均等数

給水装置において、幹栓（主管）より支分できる栓数や支栓数を知るには、給水装置の実情に応じた計算によって決定すべきであるが、大管に相当する小管数や支栓数を参考として推測する場合は、次の略計算式及び管径均等表を用いるのが便利である。

$$N = (D/d)^{5/2}$$

N：小管（支栓）の数 , D：大管（幹栓）の直径, d：小管（支栓）の直径

表Ⅸ-1-1　管径均等表

支栓径（mm） 主管径（mm）	13	20	25	30	40	50	75	100	150
13	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—
20	2.89	1.00	—	—	—	—	—	—	—
25	5.10	1.74	1.00		—	—	—	—	—
30	8.20	2.75	1.57	1.00	—	—	—	—	—
40	15.59	5.65	3.23	2.05	1.00	—	—	—	—
50	29.00	9.80	5.65	3.58	1.75	1.00	—	—	—
75	79.97	27.23	15.59	9.88	4.80	2.75	1.00	—	—
100	164.50	55.90	32.00	20.28	7.89	5.65	2.05	1.00	—
150	452.00	154.00	88.18	56.16	27.27	15.58	5.65	2.75	1.00

「給水装置ハンドブック」（東京都水道局給水装置技術研究会編）

※この式は長管の（流量計算の）ときに、流量Ｑは口径ｄの５分の２乗に正比例する。

※管長・水圧及び摩擦係数が同一のときに計算したものであり、給水装置の場合は、その実情に応じて適用する。

２　メーター口径別使用流量基準（参考）

メーターの新 JIS 化に伴い、旧基準のメーターと同程度の耐久性を有しているメーターを選択した場合、適正な計量を維持するためには以下の表に示す使用流量、使用量、月間使用量となる。この値を超える場合は、メーターの十分な管理が必要である。

表Ⅸ-2-1　使用流量及び使用量・月間使用量

口径 (mm)	適正使用流量範囲 (m^3/h)	一時的使用の許容流量 (m^3/h)		1日当たりの使用量 (m^3/日)			月間使用量 (m^3/月)
		1時間/日以内使用の場合	瞬時的使用の場合	1日使用時間の合計が5時間のとき	1日使用時間の合計が10時間のとき	1日24時間使用のとき	
13	0.1～0.8	1.0	1.5	3	5	10	85
20	0.2～1.6	2.0	3.0	6	10	20	170
25	0.23～1.8	2.3	3.4	7	11	22	190
30	0.4～3.2	4.0	6.0	12	19	38	340
40A(接線流)	0.5～4.0	5.0	7.5	15	24	48	420
40B(たて型)	0.4～6.5	8.0	12.0	24	39	78	700
50(たて型)	2.0～20	25.0	37.0	56	90	180	2,100
75(たて型)	4.0～40	50.0	75.0	112	180	360	4,200
100(たて型)	6.0～60	80.0	120.0	180	288	576	6,700
100(電磁式)	0.4～125	200.0	200.0	800	800	1,000	30,000

※「水道メーターの選定・使用に関するマニュアル」（日本水道メーター工業会　H13.6）

３　流量計算

３．１　基礎知識

１　水の重さ

1気圧のもとにおける水の密度は、3.98℃において最大である。温度と密度の関係は、表Ⅸ-3-1のとおりである。

表Ⅸ-3-1　水の密度と単位体積重量

状態	水					
温度（℃）	0	4	10	15	20	30
密度 ρ（kg/m³）	999.84	999.97	999.70	999.10	998.20	995.65
単位体積重量 W（kN/m³）	9.798	9.800	9.797	9.791	9.782	9.757

水の密度ρ（ロー）は、表Ⅸ-3-1のように温度によって異なるが、一般に、ρ＝1,000kg/m³（＝1g/cm³＝1t/m³）として計算する。

W ＝ρg

＝1,000kg/m³×9.8m/s²＝9,800N/m³＝9.8kN/m³（重力加速度g＝9.8m/s²とする。）

２　水圧

水圧の単位は、Pa（パスカル）で表されるが、これを長さと力の単位で表すと次のようになる。

1Pa＝1N/m²

つまり、1Paの水圧の大きさは、1m²の面積に1N（ニュートン）の力が作用した大きさである。

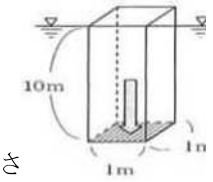
水深10mで1m²の面積にかかる水圧を考えると、水底には、水の重量がかかるので、水底の水圧は、（図Ⅸ-3-1）

水圧＝1m²×10m×9.8kN/m³÷1m²

＝98kN/m²

＝98kPa（＝0.098MPa）

すなわち、水圧98kPa（＝0.098MPa）ということは、10mの高さまで水を押し上げることができる圧力ということになる。



図Ⅸ-3-1

３　水頭

水圧がかかっている鉄管に穴をあければ、水が吹き出す。ここにガラス管を取り付けて、立ち昇る水柱の高さを測れば、その水圧の大きさを表わすことができる。このように、水が持つエネルギーを高さの単位で表現したものを「水頭」（Head、ヘッド）という。

すなわち水頭とは、単位体積重量の水の持つエネルギーであって長さの単位で表わす。

水の持つエネルギーには、高度エネルギー、速度エネルギー、圧力エネルギーの三種類あるので、水頭も高度水頭、速度水頭、圧力水頭の三種類がある。

それぞれの水頭を式で表わすと次のようになる。

（１）高度水頭（位置水頭）

位置エネルギー÷水の単位体積重量

$= （\rho \times g \times z） \div （\rho \times g）$

$= z \ (m)$

（２）速度水頭

速度エネルギー÷水の単位体積重量

$= （\rho \times \frac{v^2}{2} ） \div （\rho \times g）$

$= \frac{v^2}{2g} \ (m)$

（３）圧力水頭

圧力エネルギー÷水の単位体積重量

$= P \div （\rho \times g）$

$= \frac{P}{\rho g}$

ここにρは水の密度（kg/m^2）、zは高さ（m）、vは速度（m/s）、gは重力加速度（$9.8m/s^2$）、Pは水圧（Pa）。

〈水頭と水圧〉

水圧 0.1MPa（100kPa）での水の圧力水頭を求める。

圧力水頭＝この水の圧力÷水の単位体積重量

$=0.1MPa \div 9.8N/m^3$

$=0.1 \times 10^6 Pa \div 9.8 \times 10^3 N/m^3$

$\fallingdotseq 10.2m$

このことから、水圧 0.1MPa の水圧は水頭 10.2m であることが分かる。

水頭と水圧の関係を表Ⅸ-3-2 に示す。

表Ⅸ-3-2　水頭と水圧

水圧 MPa(kPa)	0.01（10）	0.05（50）	0.1（100）	0.2（200）	0.3（300）
水頭　m	1.02	5.10	10.2	20.4	30.6

管路において、ある点で管内の水の持つエネルギーの大きさは、その点にガラス管をたて、その水位が何ｍであるかを調べるか、その点の水圧を計ることにより知ることができる。

4　損失水頭

水が給水装置内を流れるとき、管壁の摩擦、メーター、水栓類、管継手類によるエネルギー消費、その他管の屈曲、分岐、断面変化等によるエネルギーの損失がある。これらの損失されたエネルギーを水の単位重量当たりに換算したものが、損失水頭である。

損失水頭のうち主なものは、管の摩擦損失水頭、メーター、水栓類、管継手類の損失水頭で、その他のものは計算上省略しても影響は少ない。

5　給水管の摩擦損失水頭

管路の摩擦損失水頭を求める式は種々あるが、ここでは、上水道の管路設計用として、広く用いられている式について述べる。

なお、実設計に当たっては、これらの式をいちいち計算するのは、大変な労力であるが、流量計算のため各種図や数表を用いて行うことができる。

（1）摩擦損失水頭式

①　口径 50㎜ 以下

口径 50 ㎜以下の給水管の摩擦損失水頭を計算する場合、一般にウエストン公式が使われている。

ウエストン公式

$$\mathrm{h}=\left(0.0126+\frac{0.01739-0.1087d}{\sqrt{v}}\right)\frac{L}{d}\cdot\frac{v^2}{2g}$$

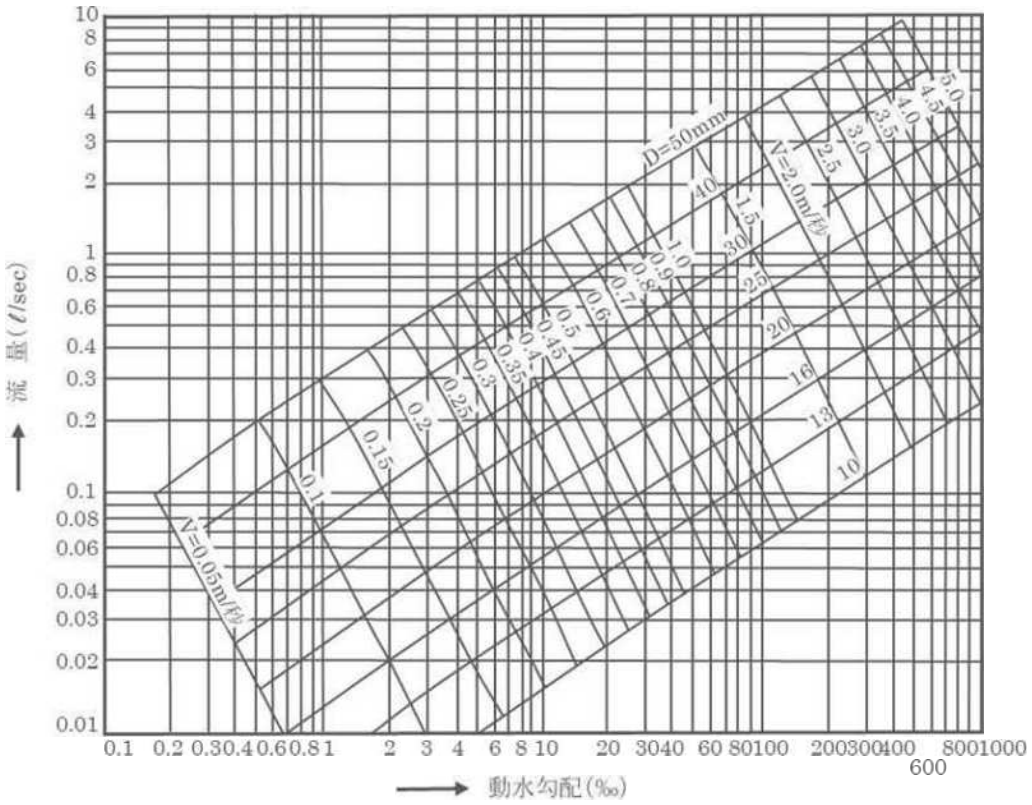
ここに、h は管の摩擦損失水頭（m）、v は管内平均流速（m/s）、L は管長（m）、d は管の実内径（m）、g は重力の加速度（9.8m/s^2）

管の摩擦損失水頭と、管口径、管延長、流量の関係は、次のとおりである。

ア　管口径が大きくなると、管の摩擦損失水頭は小さくなる。

イ　管延長が長くなると、管の摩擦損失水頭は大きくなる。

ウ　流量が大きくなると、管の摩擦損失水頭は大きくなる。



図Ⅸ-3-2　ウエストン公式の流量図

②　口径 75㎜ 以上

口径 75㎜ 以上の給水管の摩擦損失水頭はヘーゼン・ウイリアムスの公式を一般に使用している。

ヘーゼン・ウイリアムスの公式

$$h = 10.666 \times \frac{L \times Q^{1.85}}{C^{1.85} \times d^{4.87}}$$

ここに、h は管の摩擦損失水頭（m）、L は管長（m）、Q は流量（㎥/s）、d は管の実内径（m）、一般に、流速係数 C の値は、管内の粗度によって異なる。

種々の管種での C の値を表Ⅸ-3-3 に示す。

表Ⅸ-3-3

管（内面の状態）	流速係数 C		
	最大値	最小値	標準値
鋳鉄管　（塗装なし）	150	80	100
鋼管　（塗装なし）	150	90	100
水道用液状エポキシ塗装管　（鋼）注1）　Φ600㎜ ～ φ350㎜	―	―	110
〃　Φ300㎜以下	―	―	100

硬質ポリ塩化ビニル管 注2）	160	140	150
ポリエチレン管 注2）	170	130	150
強化プラスチック複合管 注2）	160	―	150

※令和３年 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」（農林水産省）

注１） JIS G 3443-4 によるエポキシ樹脂塗装が内面に施されているが、十分な経年変化後の水利データがないことから、タールエポキシ樹脂塗装として同様として扱い本表の値を適用して良い。

注２） 呼び径 150 ㎜以下の管路では、C=140 を標準とする。

一般に新管を使用する設計においては、屈曲部損失等を含んだ管路全体としてC=110、直線部の場合はC=130が適当とされている。一方で、既設管路の整備や改良時にそのC値を知ることも必要としていることから、管種ごとのC値が示されている表Ⅸ-3-3も参考とする。

（２）流量図とその使い方

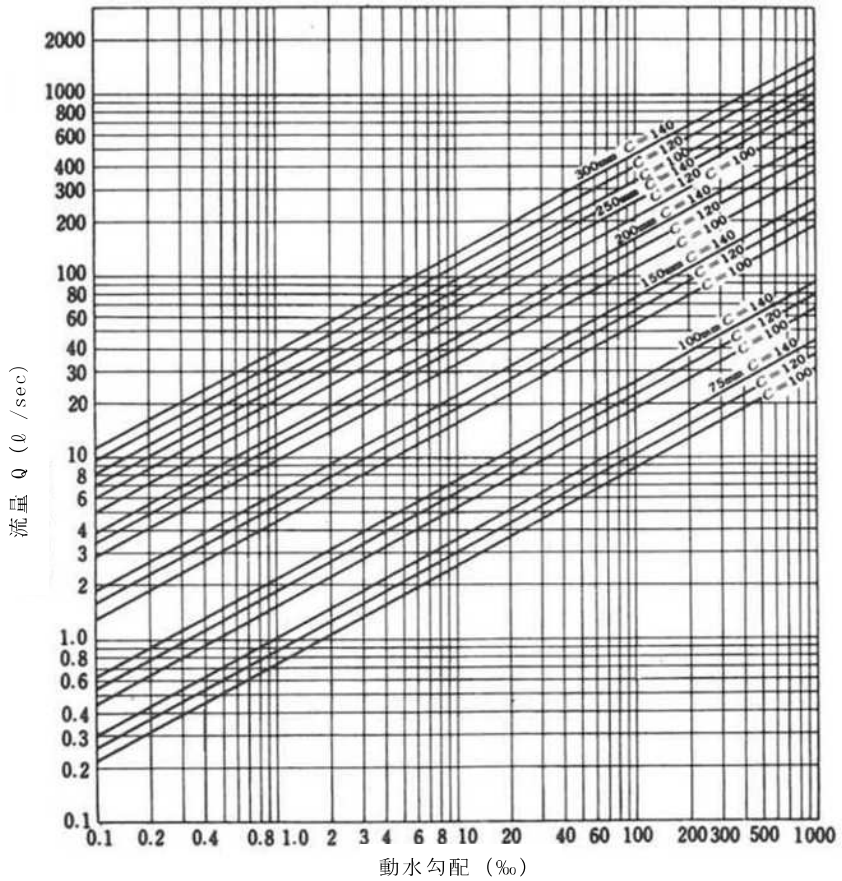
① ヘーゼン・ウイリアムス公式流量図

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$

ここに、Qは流量（m^3/s）、Cは流速係数、Dは管の実内径（m）、Iは動水勾配（‰）。

ア 動水勾配20（‰）、口径75㎜、C＝100の管を流れる流量は、図Ⅸ-3-3に示すように、動水勾配20（‰）のところを垂直にのばし、口径75㎜、C＝100の直線とまじわった点を横に移動して流量3.7ℓ/sを得る。

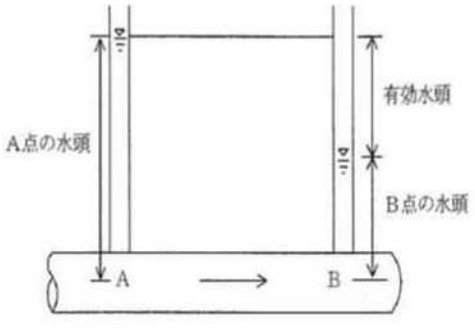
イ 口径150㎜、C＝100の管に20ℓ/sの流量を流したときの動水勾配は、図Ⅸ-3-3に示すように流量20ℓ/sのところを横にのばし、口径150㎜、C＝100の直線とまじわった点を下におろして、動水勾配15(‰)を得る。



図Ⅸ-3-3　ヘーゼン・ウイリアムス公式の流量図

6　有効水頭

図Ⅸ-3-4 において、A 点の水頭のうち、B 点から水を流すのに利用できる水頭のことを A、B 間の有効水頭という。

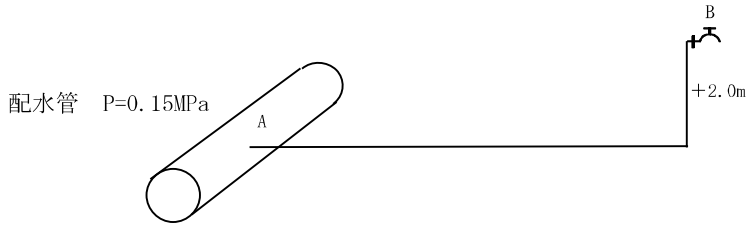


図Ⅸ-3-4

A・B 間の有効水頭＝A 点の水頭－B 点の水頭

（例）

図Ⅸ-3-5 の給水装置の有効水頭を求める。



図Ⅸ-3-5

A 点の水頭は水圧 0.15MPa なので 15.3m である。B 点の水頭はその位置では 0m であるが A 点の位置（高さ）を基準とすると、立上り高さ分の 2m である。したがって、この給水装置の有効水頭は、

15.3m － 2m

＝ 13.3m となる。

7　動水勾配

損失水頭とその距離との比を動水勾配といい、その単位は千分率（‰…パーミル）で表わす。

すなわち、

$$\text{動水勾配（I）} = \frac{\text{損失水頭（H）}}{\text{距離（L）}} \times 1{,}000\ (‰)$$

（例）

（１）管延長 10m の装置に水を流したとき損失水頭 3m であった。

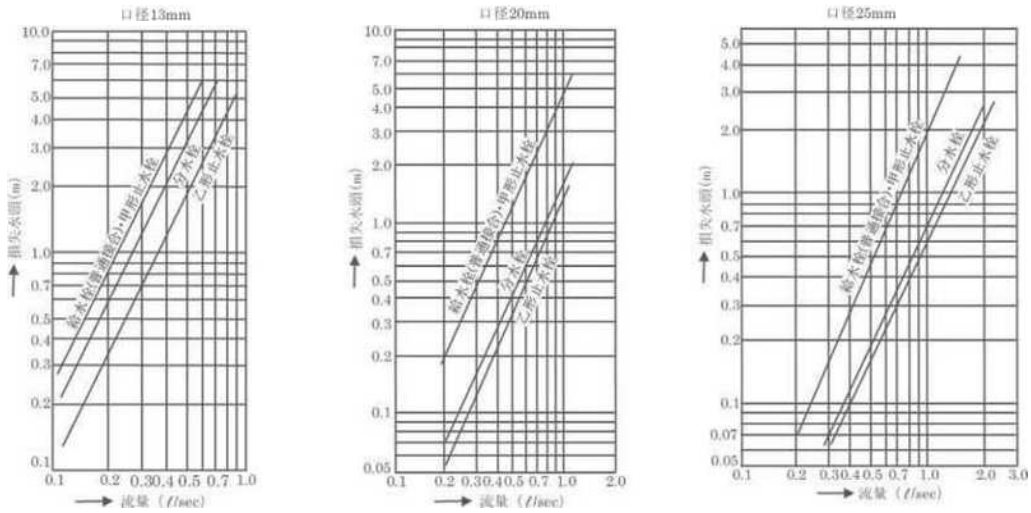
$$\text{動水勾配} = \frac{3\text{m}}{10\text{m}} \times 1{,}000 = 300\ (‰)$$

（２）管延長 30m の装置を動水勾配 200（‰）で水が流れたとき。

$$\text{損失水頭} = \frac{200}{1{,}000} \times 30 = 6\ (\text{m})$$

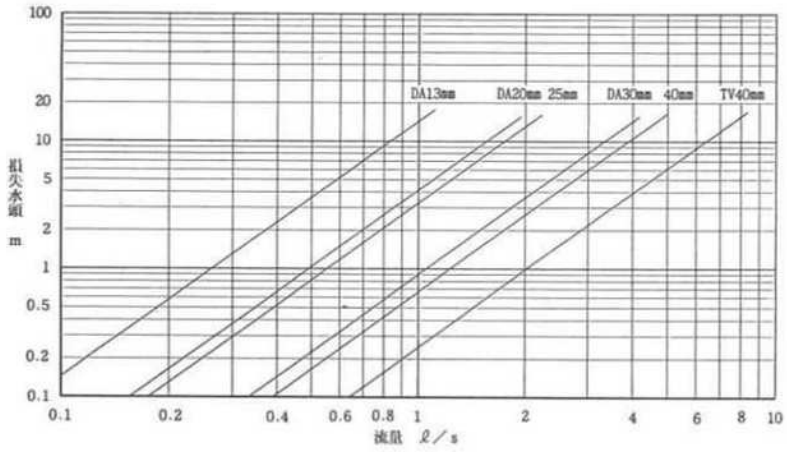
8　水栓類、メーター、管継手類による損失水頭

給水装置における損失水頭のうち、水栓類、メーター、管継手類による損失水頭の実験値を例示すれば図Ⅸ-3-6～8 のとおりである。



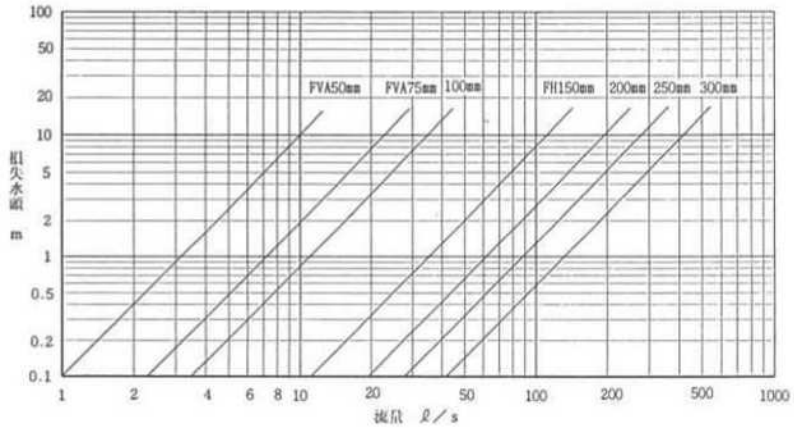
図Ⅸ-3-6　水栓類の損失水頭

小、中口径メーターの損失水頭

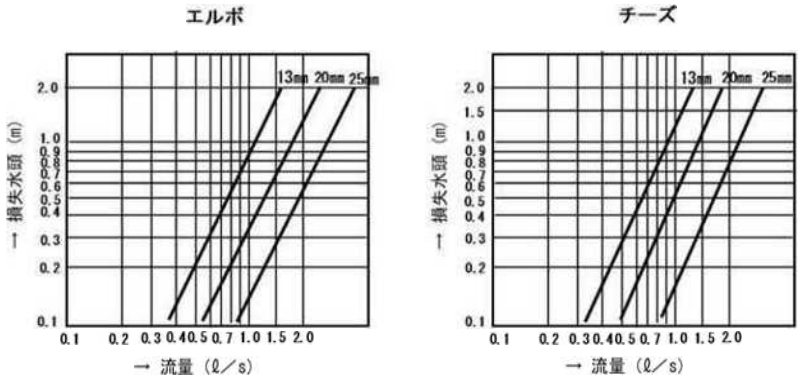


大口径メーターの損失水頭

（捕捉管、ストレーナー含む）



図Ⅸ-3-7　メーターの損失水頭



図Ⅸ-3-8　管継手類による損失水頭

※図Ⅸ-3-6～8 水道施設設計指針 2012（日本水道協会）

9　直管換算長

水栓類、メーター、管継手などによる損失水頭と同口径の直管の摩擦損失水頭を比べ、器具等の損失水頭と損失水頭が等しくなる直管の長さを、器具等の直管換算長という。

直管換算長がわかれば、各器具の損失水頭は、管の摩擦損失水頭を求める式から計算できる。

各器具の直管換算長の求め方は次のとおりである。

（1）使用流量（Q）に基づく各器具の損失水頭（h）を図Ⅸ-3-6より求める。

（2）ウエストン公式から、使用水量（Q）に基づく動水勾配（I）を求める。

（3）直管換算長　（L）　は、$\frac{h}{I} \times 1{,}000 = \frac{(1)}{(2)} \times 1{,}000$　で求める。

＜直管換算長算出例＞

口径13mmのメーターに0.2ℓ/sの流量を流したとき、損失水頭は図Ⅸ-3-7より、0.6mである。

次に図Ⅸ-3-2のウエストン公式流量図から流量が0.2ℓ/sのときのI＝230 ‰ を得る。この場合、直管換算長を求めると、

$$L = \frac{h}{I} \times 1{,}000 = \frac{0.6m}{230} \times 1{,}000 = 2.6m$$

となる。

なお、表Ⅸ-3-4は、定格流量においての各器具の直管換算長を示したものである。

表Ⅸ-3-4

口径 (mm)	サドル付分水栓 (m)	乙止水栓 (m)	接線流羽根車メーター (m)	たて型軸流羽根車メーター (m)	単式逆止弁 (m)	直管換算長算出流量 (ℓ/min)
13	2.1	1.0～2.0	DA 3.3	—	1.7～3.4	16
20	3.1	0.3～5.0	D A6.5	—	2.6～8.1	38
25	7.3	0.6～5.1	DA 21.1	—	4.2～8.0	60
30	3.2	0.8	DA 14.3	—	5.6～9.3	85
40	4.7	0.3～2.8	DA 39.5	TV 15.0	6.8～12.1	150
50	6.3	0.4～1.6	—	FVA 12.6	7.1～19.2	240

注）直管換算長算出流量は、JWWA B108 に規定する定格流量。2.0m/s を基準としている。
直管換算長は、東京都実験公式に基づいた算出例。
サドル付分水栓にはゴム製コア、シモク、S 字管を含む。
口径 13mm のサドル付分水栓及び止水栓の直管換算長は、口径 20mm のものに 16ℓ/min を流したときの損失をもとに算出した。

〔参考〕大口径メーター、水栓類、管屈曲の直管換算長を表Ⅸ-3-5、表Ⅸ-3-6、表Ⅸ-3-7 に示す。

表Ⅸ-3-5 大口径メーターの直管換算長

メーター種類	換算長 (m)	直管換算長算出流量 (m^3/h)
75	18.6	27.7
100	38.7	51.0
150	36.0	120.5
200	56.7	219.5
250	89.6	350.6
300	100.5	495.5

表Ⅸ-3-6　水栓類の直管換算長

種類	口径 (mm)	直管換算長 (m)
甲形止水栓	13	2.5～4.3
甲形止水栓	20	4.8～7.4
甲形止水栓	25	7.4～10.0
ストレート水栓	13	6.1～6.5
横水栓	13	6.9～12.4
横水栓	20	9.4～13.5
ボールタップ	13	17.8～52.5
スリース弁	13	0.6

スリース弁	20	0.9～1.2
スリース弁	25	0.4
スリース弁	30	0.7
スリース弁	40	0.7～1.4
アングル止水栓	13	3.5～5.9

表Ⅸ-3-7　管屈曲の換算長

種別	曲半径小なる場合		曲半径大なる場合	
口径（mm）	90° 曲管（m）	45° 曲管（m）	90° 曲管（m）	45° 曲管（m）
40	1.0	—	—	—
50	1.5	—	—	—
75	3.0	1.5	1.5	—
100	4.0	2.0	2.0	1.0
150	6.0	3.0	3.0	1.5
200	8.0	4.0	4.0	2.0
250	12.0	6.0	6.0	3.0

※表Ⅸ-3-5～7 「給水装置ハンドブック」（東京都水道局給水装置技術研究会編）等参考

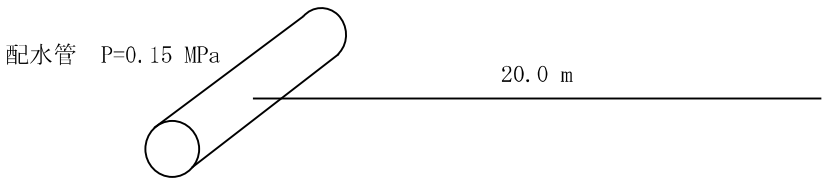
３．２　流量計算

管路を流れる流量は、管路の損失水頭が、有効水頭と等しくなるように、計算して求める。

以下単一管路における流量計算の例をあげる。

１　流量計算例

（１）配水管の水圧 0.15MPa、口径 20mm、延長 20.0m の管路を流れる流量を求める。（分岐における損失は省略する。）（図Ⅸ-3-9）



図Ⅸ-3-9

配水管の水頭 ＝ 0.15MPa ÷ 9.8kN/m^3 ＝ 0.15 ×10^6 Pa ÷ 9.8 × 10^3 N/m^3

＝ 15.3m

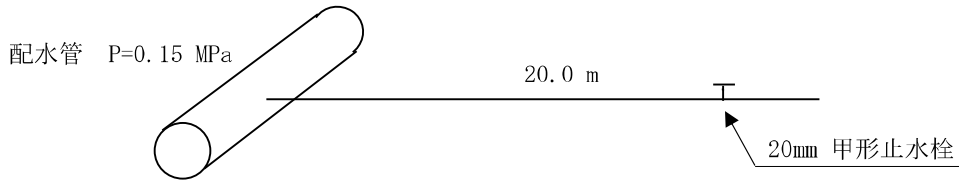
管路の有効水頭 ＝ 15.3m － 0m＝ 15.3m

管延長＝20m

動水勾配 ＝ $\frac{15.3\text{m}}{20.0\text{m}}$ × 1,000 ＝ 765 (‰)

管口径 20㎜で動水勾配 765 (‰) のときの流量は、図Ⅸ-3-2 より、1.2 ℓ/s すなわち 72.0ℓ/min である。

（２）配水管の水圧 0.15MPa、口径 20㎜、延長 20m の管を流れる流量を求める。（分岐における損失は省略する。）(図Ⅸ-3-10)



図Ⅸ-3-10

配水管の水頭 ＝ 0.15MPa ÷ 9.8kN/m^3 ＝ 0.15 ×10^6 Pa ÷ 9.8 × 10^3 N/m^3
＝ 15.3m

管路の有効水頭 ＝ 15.3m － 0m ＝ 15.3m

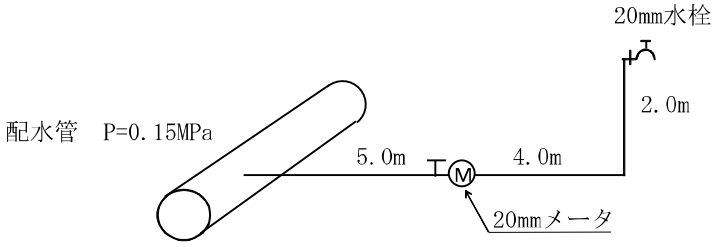
20㎜ 甲形止水栓の直管換算長は、表Ⅸ-3-6 より 7.4m、したがって計算上の管廷長は、

20m ＋ 7.4m ＝ 27.4m

動水勾配 ＝ $\frac{15.3\text{m}}{27.4\text{m}}$ × 1,000 ≒ 558 (‰)

管口径 20㎜で動水勾配 558 (‰)のときの流量は、図Ⅸ-3-2 より、1.01ℓ/s すなわち 60.6ℓ/min である。

（３）配水管の水圧 0.15MPa で、次の装置を流れる流量を求める。(分岐、止水栓及び曲りの損失は省略) (図Ⅸ-3-11)



図Ⅸ-3-11

配水管の水頭 ＝ 0.15MPa ÷ 9.8kN/m^3 ＝ 0.15 ×10^6 Pa ÷ 9.8 × 10^3 N/m^3
＝ 15.3m

管路の有効水頭 ＝ 15.3m － 2m ＝ 13.3m

表Ⅸ-3-4 及び表Ⅸ-3-6 より

20㎜ 水栓の直管換算長　 13.5m

20㎜ メーターの直管換算長　6.5m

したがって計算上の管延長は、

5m ＋ 4m ＋ 2m ＋ 13.5m ＋ 6.5m ＝ 31m

動水勾配 $=\frac{13.3\mathrm{m}}{31\mathrm{m}}$ × 1,000 ≒ 429 (‰)

管口径 20㎜ で、動水勾配 429 (‰)のときの流量は、図Ⅸ-3-2 より 0.87ℓ/s すなわち 52.2ℓ/min である。

2　口径決定の方法

管路において、所定の流量に必要な口径は、流量公式から計算して求めることもできるが、ここでは、流量図を利用して求める方法を述べる。

口径決定の手順は、まず口径を仮定し、次にその管径で次の要件が満たされているかを確かめ、満されている場合それを求める口径とする。

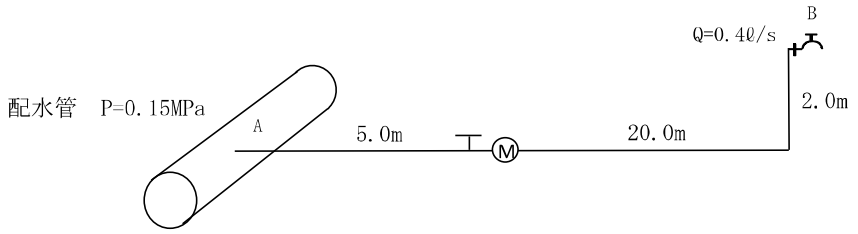
a　仮定した口径で、所定の流量が得られるか。

b　仮定した口径で、所定の流量を流したとき、損失水頭が有効水頭以下となるか。

a の方法は、支栓のない単一管路の場合に使用され、一般の給水装置のように支栓のある管路の場合は、b の方法又は a、b を併用した方法による。

（1）決定例Ⅰ

図Ⅸ-3-12 の給水装置の口径を求める。(分岐、止水栓及び曲りの損失は省略)



図Ⅸ-3-12

①　a の方法

ア　所要流量 0.40 ℓ/s

イ　口径 20㎜ と仮定する

ウ　AB 間の有効水頭 15.3m (配水管水頭) －2m (B 点の立上り) ＝13.3m

エ　直管換算長

管廷長　5m ＋ 20m ＋ 2m ＝ 27m

20㎜メーター　　6.5m

20㎜水栓　　13.5m

全直管換算長　27m ＋ 6.5m ＋ 13.5m ＝ 47m

オ　動水勾配　$\frac{13.3\text{m}}{47\text{m}}$ × 1,000 ≒ 283 (‰)

カ　流量

口径20㎜で動水勾配283（‰）のときの流量は、図Ⅸ-3-2より、0.70ℓ/sである。

求めた流量0.70ℓ/sは、所要流量0.40 ℓ/sより大きいので、仮定口径20㎜が求める口径である。

②　bの方法

ア　所要流量0.4ℓ/s

イ　口径20㎜と仮定する

ウ　直管換算長47m

エ　動水勾配

図Ⅸ-3-2より、口径20㎜で流量0.40ℓ/s流したときの動水勾配は、120（‰）である。

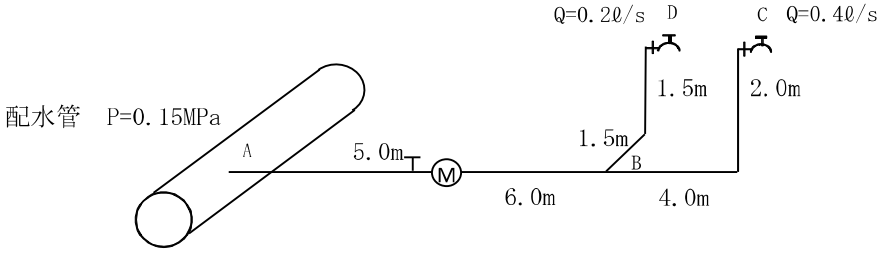
オ　所要水頭 $\frac{120}{1{,}000}$ × 47 ≒ 5.6m

カ　AB間の有効水頭 13.3m

求めた所要水頭5.6mは、有効水頭13.3mより小さいので、仮定口径20㎜が求める口径である。

（２）決定例Ⅱ

図Ⅸ-3-13の給水装置の口径を求める。（分岐、止水栓及び曲りの損失は省略）



図Ⅸ-3-13

①　a、b併用の方法

ア　幹栓AC間の設計

［BC間の設計］

（ア）C点の所要流量 0.4ℓ/s

（イ）口径 20㎜と仮定する

（ウ）直管換算長

管延長　　4m ＋ 2m ＝ 6m

20㎜水栓　　13.5m

全直管換算長　6m ＋ 13.5m ＝ 19.5m

（エ）動水勾配

図Ⅸ-3-2 より、管径 20㎜で流量 0.4 ℓ/s のときの動水勾配は、120（‰）である。

（オ）B 点の所要水頭

$\frac{120}{1,000}$ × 19.5m ＋ 2m（C 点の立上り） ≒ 4.3m

［AB 間の設計］

（ア）AB 間の所要流量

0.4ℓ/s（C 点の流量）＋ 0.2ℓ/s（D 点の流量）＝0.6ℓ/s

（イ）口径 20㎜と仮定する

（ウ）直管換算長

管延長　　5m ＋ 6m ＝ 11m

20㎜メーター　6.5m

全直管換算長　11m ＋ 6.5m ＝ 17.5m

（エ）動水勾配

図Ⅸ-3-2 より、口径 20㎜で流量 0.6ℓ/s のときの動水勾配は、230（‰）である。

（オ）A 点の所要水頭

$\frac{230}{1,000}$ × 17.5m ＋ 4.3m（B 点の水頭）≒8.3m

求めた A 点の所要水頭 8.3m は、配水管の水頭 15.3m（0.15MPa）より小さいので、BC 間、AB 間それぞれの仮定口径が求める口径である。

イ　支栓 BD 間の設計

（ア）D 点の所要流量 0.2 ℓ/s

（イ）口径 20㎜と仮定する

（ウ）直管換算長

管延長　　1.5m ＋ 1.5m ＝ 3m

20㎜水栓　　13.5m

全直管換算長　3m ＋ 13.5m ＝ 16.5m

（エ）BD 間の有効水頭

4.3m（B 点の水頭）－1.5m（D 点の立上り）＝2.8m

（オ）動水勾配

$\frac{2.8}{16.5} \times 1,000 \fallingdotseq 170$（‰）

（カ）流量

図Ⅸ-3-2 より、口径 20㎜、動水勾配 170（‰）のときの、流量は 0.52ℓ/s である。

求めた流量 0.52ℓ/s は、所要流量 0.2ℓ/s より大きいので、仮定口径 20㎜が求める口径である。

② b の方法

ア B 点の所要水頭

［BD 間の設計］

（ア）流量　　0.2 ℓ/s

（イ）仮定口径　　20㎜

（ウ）直管換算長　3m　＋　13.5m　＝　16.5m

（管延長）　（20㎜ 水栓）

（エ）動水勾配　流量 0.2ℓ/s、口径 20㎜ の場合、図Ⅸ-3-2 より 33（‰）

（オ）損失水頭　動水勾配 33（‰）、管延長 16.5m より $\frac{33}{1,000} \times 16.5 \fallingdotseq 0.6$m

（カ）立上り　　1.5m

（キ）区間所要水頭　0.6m　＋　1.5m ＝ 2.1m

（損失水頭）　（立上り）

（ク）B 点の所要水頭　2.1m　＋　0m　＝　2.1m

（区間所要水頭）（D 点の所要水頭）

［BC 間の設計］

（ア）流量　　0.4ℓ/s

（イ）仮定口径　　20㎜

（ウ）直管換算長　6m　＋　13.5m　＝　19.5m

（管延長）　（20㎜ 水栓）

（エ）動水勾配　流量 0.4ℓ/s、口径 20㎜ の場合、図Ⅸ-3-2 より 120（‰）

（オ）損失水頭　$\frac{120}{1,000} \times 19.5 \fallingdotseq 2.3$m

（カ）立上り　2.0m

（キ）区間所要水頭　2.3m ＋ 2.0m ＝ 4.3m

（ク）Ｂ点の所要水頭　4.3m ＋ 0m ＝ 4.3m

BD 間、BC 間の設計において計算された B 点の所要水頭を比較し、最大値が求める B 点の所要水頭となる。この場合、B 点の所要水頭は 4.3m である。

ウ A 点の所要水頭（AB 間の計算）

（ア）流量　　0.2ℓ/s　＋　0.4ℓ/s　＝0.6ℓ/s

（BD 間の流量）　（BC 間の流量）

（イ）仮定口径　20㎜

（ウ）直管換算長　11m　＋　6.5m　＝ 17.5m

（管延長）　（20㎜メーター）

（エ）動水勾配　流量 0.6ℓ/s、口径 20㎜の場合、図Ⅸ-3-2 より 230（‰）

（オ）損失水頭　$\frac{230}{1{,}000}$ × 17.5m ≒ 4.0m

（カ）立上り　0m

（キ）区間所要水頭　4.0m　＋　0m　＝4.0m

（損失水頭）　（立上り）

（ク）A 点の所要水頭　4.0m　＋　4.3m　＝8.3m

（区間所要水頭）　（B 点の所要水頭）

求めた A 点の所要水頭 8.3m は、配水管の水頭 15.3m（0.15MPa）より小さいので、BC 間、BD 間、AB 間のそれぞれの仮定口径が求める口径である。

３．３　計算例

1　管路計算のモデル化

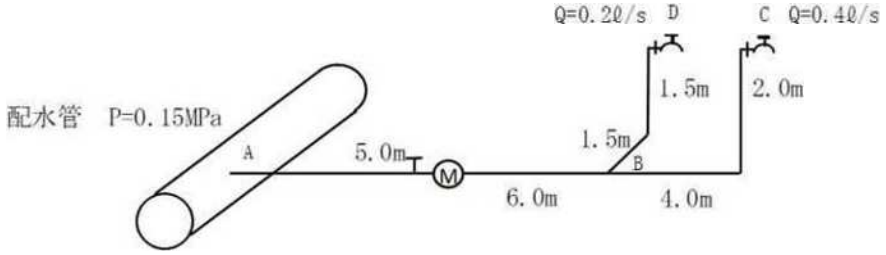
「2.2　2 口径決定の方法」の b の方法（所要水頭と損失水頭の関係から口径を決定する方法）において、管路計算をモデル化し、所定の数値を表に記入し順次計算していく方法を参考として述べる。

計算はそれぞれの区間の口径を仮定し、給水装置の末端からの各分岐点での所要水頭を求め、最終的にその装置の配水管（本管）からの分岐箇所での所要水頭が配水管の水頭以下となるよう、仮定口径を修正して口径を決定する。

なお、「2.2 流量計算」では、各器具の損失水頭を直管換算長から算出しているが、このモデル化では、各器具の損失水頭を図Ⅸ-3-6～8 より求める。（ただし、エルボ等の損失は無視している）

［参考例］

AC 間を口径 20 ㎜、BD 間を口径 13 ㎜と仮定



区間	流量 ℓ/min	仮定 口径mm	動水勾配 ‰ ①	延長 m ②	損失水頭 m ③＝①×②/1000	立上げ 高さm ④	所要水頭 m ⑤＝③＋④	備考
給水栓C	24	20	給水用具の損失水頭		0.8	—	0.8	図Ⅸ-3-6
給水管B～C間	24	20	120	6.0	0.72	2.0	2.72	図Ⅸ-3-2
※ 24ℓ/min ＝ 0.4ℓ/s						計	3.52	

区間	流量 ℓ/min	仮定 口径mm	動水勾配 ‰ ①	延長 m ②	損失水頭 m ③＝①×②/1000	立上げ 高さm ④	所要水頭 m ⑤＝③＋④	備考
給水栓D	12	13	給水用具の損失水頭		0.80	—	0.80	図Ⅸ-3-6
給水管D～B間	12	13	230	3.0	0.69	1.5	2.19	図Ⅸ-3-2
※ 12ℓ/min ＝ 0.2 ℓ/s						計	2.99	

B～C間の所要水頭3.52m＞ B～D間の所要水頭2.99m。よって、B点での所要水頭は3.52mとなる。

給水管A～B間	36	20	220	11.0	2.42		2.42	図Ⅸ-3-2
	36	20	逆止弁単式の損失水頭を0.8mとする。			—	※0.80	
	36	20	メーター		1.60	—	1.60	図Ⅸ-3-7
	36	20	止水栓		1.80	—	1.80	図Ⅸ-3-6
	36	20	分水栓		0.50	—	0.50	
※ 逆止弁（単式）の損失水頭は、製造会社による。 ※ 36ℓ/min ＝ 0.6ℓ/s						計	7.12	

全所要水頭 ＝3.52m＋7.12m＝10.64m

よって、1.064kgf/cm^2、1.064×0.098MPa＝0.105MPa ＜ 0.15MPa であるので、仮定口径どおりの口径で適当である。

2　直結式（一般住宅）の口径決定

（1）計算条件

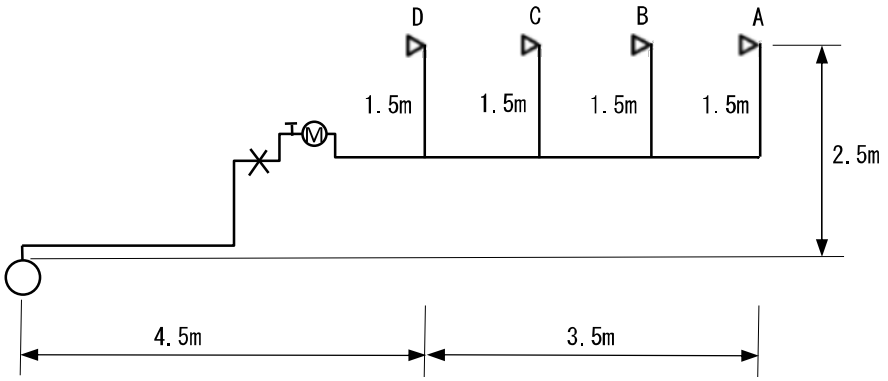
計算条件を次のとおりとする。

配水管の水圧　0.2MPa

給水栓数　　4栓

給水高さ　　2.5m

給水用具名
A台所流し
B洗面器
C大便器（洗浄水槽）
D浴槽（和式）



※横引き管等を省略した簡略管路としており、実際には横引き管等を含めた計算となる。

図Ⅸ-3-14

（２） 計算手順

① 計画使用水量を算出する。

② それぞれの区間の口径を仮定する。

③ 給水装置の末端から水理計算を行い、各分岐点での所要水頭を求める。

④ 同じ分岐点からの分岐管路において、それぞれの分岐点での所要水頭を求める。

その最大値が、その分岐点での所要水頭になる。

⑤ 最終的に、その給水装置が配水管から分岐する箇所での所要水頭が、配水管の水頭以下となるよう仮定口径を修正して口径を決定する。

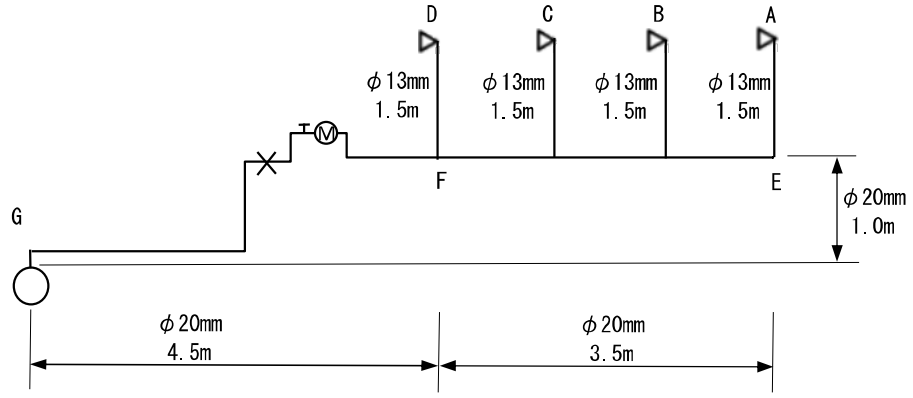
（３）計画使用水量の算出

計画使用水量は、「第Ⅳ章 表Ⅳ-4-1 同時使用率を考慮した給水用具数」と「第Ⅳ章 表Ⅳ-4-2 用途別吐水量と対応する給水用具の口径」より算出する。

給水用具名	給水栓口径	同時使用の有無	計画使用水量
A 台所流し	13mm	使用	12ℓ/min
B 洗面器	13mm	―	
C 大便器(洗浄水槽)	13mm	―	
D 浴槽(和式)	13mm	使用	20ℓ/min
		計	32ℓ/min

（４） 口径の決定

各区間の口径を図Ⅸ-3-15 のように仮定する。



図Ⅸ-3-15

（５）口径決定計算

区間	流量 ℓ/min	仮定口径 mm	動水勾配 ‰ ①	延長 m ②	損失水頭 m ③＝①×②/1000	立上げ高さ m ④	所要水頭 m ⑤＝③＋④	備考
給水栓 A	12	13	給水用具の損失水頭		0.80	—	0.80	図Ⅸ-3-6
給水管 A～E 間	12	13	230	1.5	0.35	1.5	1.85	図Ⅸ-3-2
給水管 E～F 間	12	20	34	3.5	0.12	—	0.12	
※ 12ℓ/min ＝ 0.2ℓ/s						計	2.77	

給水栓 D	20	13	給水用具の損失水頭		2.10	—	2.10	図Ⅸ-3-6
給水管 D～F 間	20	13	600	1.5	0.90	1.5	2.40	図Ⅸ-3-2
※ 20ℓ/min ＝ 0.33ℓ/s						計	4.50	

A～F間の所要水頭2.77m ＜ D～F間の所要水頭4.50m。よって、F点での所要水頭は4.50mとなる。

給水管 F～G 間	32	20	180	4.5	0.81	1.0	1.81	図Ⅸ-3-2
	32	20	メーター		1.20	—	1.20	図Ⅸ-3-7
	32	20	止水栓		1.38	—	1.38	図Ⅸ-3-6
	32	20	分水栓		0.50	—	0.50	
※ 32ℓ/min ＝ 0.53ℓ/s						計	5.64	

全所要水頭 ＝4.50m＋5.64m＝10.14m

よって、1.14kgf/cm^2、1.14×0.098MPa＝0.118MPa ＜ 0.2MPa であるので、仮定口径どおりの口径で適当である。

3　直結式（一般住宅３階建て）の口径決定

（１）計算条件

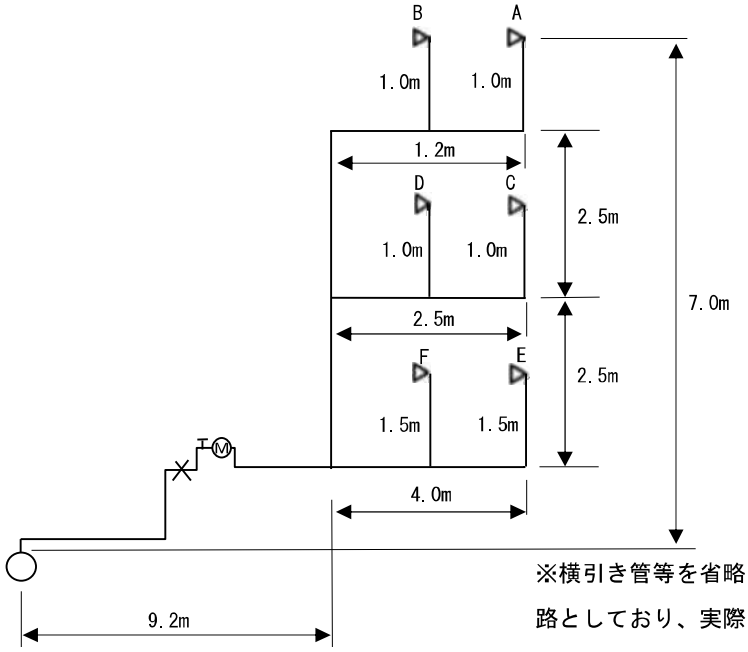
計算条件を次のとおりとする。

配水管の水圧　0.2MPa

給水栓　　6 栓

給水高さ　　7.0m

給水用具名	
A 大便器（洗浄水槽）	D 洗面器
B 洗面器	E 浴槽（和式）
C 台所流し	F 大便器(洗浄水槽)



※横引き管等を省略した簡略管路としており、実際には横引き管等を含めた計算となる。

図Ⅸ-3-16

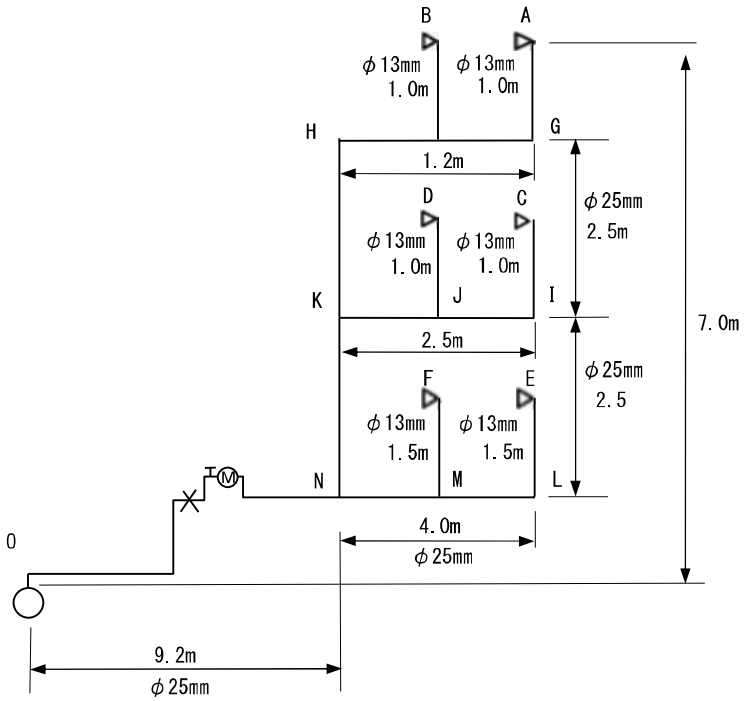
（２）計画使用水量の算出

計画使用水量は、表Ⅳ-4-1「同時使用を考慮した給水器具数」と表Ⅳ-4-2「用途別吐水量と対応する給水器具の口径」より算出する。

給水用具名	給水栓口径	同時使用の有無	計画使用水量
A 大便器（洗浄水槽）	13mm	使用	12ℓ/min
B 洗面器	13mm	—	
C 台所流し	13mm	使用	12ℓ/min
D 洗面器	13mm	—	
E 浴槽（和式	13mm	使用	20ℓ/min
F 大便器（洗浄水槽）	13mm	—	
		計	44ℓ/min

（３）口径の決定

各区間の口径を次図のように仮定する。（図Ⅸ-3-17）



図Ⅸ-3-17

（４）口径決定計算

区間	流量 ℓ/min	仮定口径 mm	動水勾配 ‰ ①	延長 m ②	損失水頭 m ③＝①×②/1000	立上げ高さ m ④	所要水頭 m ⑤＝③＋④	備考
給水栓 A	12	13	給水用具の損失水頭		0.80	—	0.80	図Ⅸ-3-6
給水管 A～G 間	12	13	230	1.0	0.23	1.0	1.23	図Ⅸ-3-2
給水管 G～H 間	12	25	13	1.2	0.02	—	0.02	
給水管 H～K 間	12	25	13	2.5	0.03	1.5	1.53	
※ 12ℓ/min ＝ 0.2ℓ/s						計	3.58	

給水栓 C	12	13	給水用具の損失水頭		0.80	—	0.80	図Ⅸ-3-6
給水管 C～I 間	12	13	230	1.0	0.23	1.0	1.23	図Ⅸ-3-2
給水管 I～K 間	12	25	13	2.5	0.03	—	0.03	
※ 20ℓ/min ＝ 0.33ℓ/s						計	2.06	

A～K 間の所要水頭 3.58m＞C～K 間の所要水頭 2.06m、よって、K 点での所要水頭は 4.58m となる。

区間	流量 ℓ/min	仮定口径 mm	動水勾配 ‰ ①	延長 m ②	損失水頭 m ③＝①×②/1000	立上げ高さ m ④	所要水頭 m ⑤＝③＋④	備考
給水管 K～N 間	24	25	48	2.5	0.12	2.5	2.62	図Ⅸ-3-2
※ 24ℓ/min ＝ 0.4ℓ/s						計	2.62	

給水栓 E	20	13	給水用具の損失水頭		2.10	—	2.10	図Ⅸ-3-6
給水管 E～L 間	20	13	600	1.5	0.90	1.5	2.40	図Ⅸ-3-2
給水管 L～N 間	20	25	33	4.0	0.13	—	0.13	
※ 20ℓ/min ＝ 0.33ℓ/s						計	4.63	

K～N 間の所要水頭 3.58m ＋ 2.62m ＝ 6.20m＞E～N 間の所要水頭 4.63m、よって、N 点での所要水頭は 6.20m となる。

給水管 N～O 間	44	25	120	9.2	1.10	1.0	2.10	図Ⅸ-3-2
	44	25	メーター		1.80	—	1.80	図Ⅸ-3-7
	44	25	止水栓		1.00	—	1.00	図Ⅸ-3-6
	44	25	分水栓		0.40	—	0.40	
※ 44ℓ/min ＝ 0.73ℓ/s						計	5.30	

全所要水頭 ＝ 6.20m ＋ 5.30m ＝ 11.50m

よって、11.50m ＝ 1.15 kgf/cm^2 、1.15× 0.098 MPa ＝ 0.113MPa ＜ 0.2 MPa であるので、仮定口径どおりの口径で適当である。

4　直結式（共同住宅）の口径決定

（1）計算条件

計算条件を次のとおりとする。

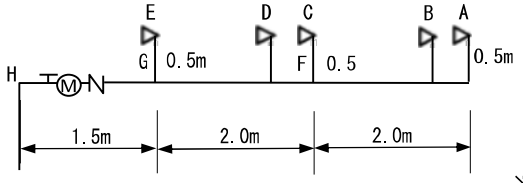
配水管の水圧　0.2MPa

間取り 3DK　6 戸

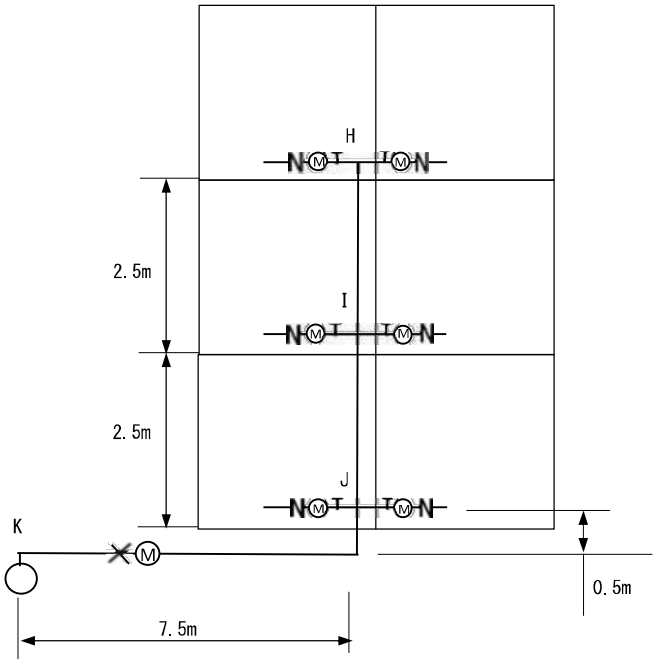
各戸の給水栓数 5 栓

給水高さ　6.0m

給水用具名	
A 給湯器	D 洗面器
B 台所流し	E 浴槽（和式）
C 大便器(洗浄水槽)	—



※横引き管等を省略した簡略管路としており、実際には横引き管等を含めた計算となる。



※親メーター設置、又は私設子メーター設置の場合

図Ⅸ-3-18

（２）計画使用水量の算出

三階末端での計画使用水量は、(1)直結式（一般住宅）と同様に行い、２戸目以降は、第Ⅳ章 4-1「計画使用水量の決定」1-(1)-②「戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法」により算出する。

①　三階末端での計画使用水量

給水用具名	給水栓口径	同時使用の有無	計画使用水量
A 給湯器	20mm	使用	※ 16ℓ/min
B 台所流し	13mm	―	
C 大便器（洗浄水槽）	13mm	使用	12ℓ/min
D 洗面器	13mm	―	
E 浴槽（和式	13mm	使用	20ℓ/min
※給湯器の計画使用水量については、製造会社の資料による。		計	48ℓ/min

②　２戸目以降

戸数から同時使用水量を予測する算定式

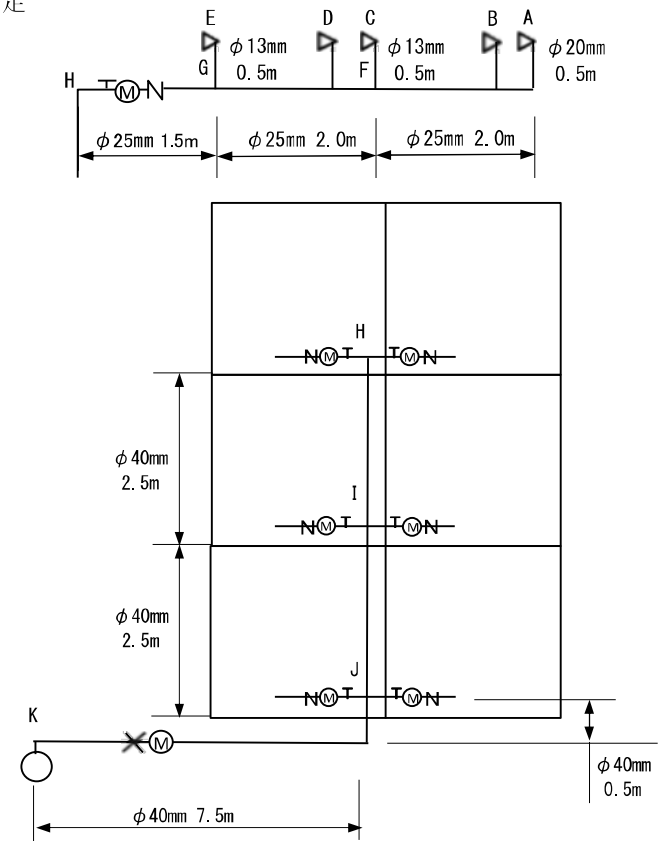
10 戸未満　　$Q = 42N^{0.33}$　　Q：同時使用水量　N：戸数

2 戸目　　$Q = 42 \times 2^{0.33} = 53\ell/分$

4 戸目　　$Q = 42 \times 4^{0.33} = 66\ell/分$

6 戸目　　$Q = 42 \times 6^{0.33} = 76\ell/分$

③　口径の決定



図Ⅸ-3-19

④　口径決定計算

区間	流量 ℓ/min	仮定口径 mm	動水勾配 ‰ ①	延長 m ②	損失水頭 m ③＝①×②/1000	立上げ高さ m ④	所要水頭 m ⑤＝③＋④	備考
給水栓 A	16	20	給水用具の損失水頭			—	※2.50	図Ⅸ-3-6
給水管 A～F 間	16	20	60	2.5	0.15	0.5	0.65	図Ⅸ-3-2
						計	3.15	

※ 給湯器の所要水量については、製造会社の資料による。

※ 16ℓ/min ＝ 0.27ℓ/s

給水栓 C	12	13	給水用具の損失水頭		0.80	—	0.80	図Ⅸ-3-6
給水管 C～F 間	12	13	230	0.5	0.12	0.5	0.62	図Ⅸ-3-2
						計	1.42	

※ 12ℓ/min ＝ 0.2ℓ/s

A～F 間の所要水頭 3.15＞C～F 間の所要水頭 1.42m、よって、F 点での所要水頭は 3.15m と

なる。

区間	流量 ℓ/min	仮定口径 mm	動水勾配 ‰ ①	延長 m ②	損失水頭 m ③=①×②/1000	立上げ高さ m ④	所要水頭 m ⑤=③+④	備考
給水管 F～G 間	28	25	55	2.0	0.11	—	0.11	図Ⅸ-3-2
※ 28ℓ/min ＝ 0.47ℓ/s						計	0.11	

給水栓 E	20	13	給水用具の損失水頭		2.10	—	2.10	図Ⅸ-3-6
給水管 E～G 間	20	13	600	0.5	0.30	0.5	0.80	図Ⅸ-3-2
※ 20ℓ/min ＝ 0.33ℓ/s						計	2.90	

F～G 間の所要水頭 3.15 + 0.11m = 3.26m＞E～G 間の所要水頭 2,90m、よって、G 点での所要水頭は 3.26m となる。

給水管 G～H 間	48	25	160	1.5	0.24	—	0.24	図Ⅸ-3-2
	48	25	逆止弁の損失水頭を 1.2m とする				※1.20	
	48	25	メーター		1.80	—	1.80	図Ⅸ-3-7
	48	25	止水栓		1.20	—	1.20	図Ⅸ-3-6
給水管 H～I 間	53	40	20	2.5	0.05	2.5	2.55	図Ⅸ-3-2
給水管 I～J 間	66	40	33	2.5	0.08	2.5	2.58	
給水管 J～K 間	76	40	40	8.0	0.32	0.5	0.82	
	76	40	メーター		0.80	—	0.80	図Ⅸ-3-7
	76	40	止水栓の損失水頭を 0.5m とする				※0.50	
	76	40	分水栓の損失水頭を 0.8m とする				※0.80	
※ 48ℓ/min＝0.8ℓ/s,53/min＝0.88ℓ/s,66ℓ/min＝1.1ℓ/s,76ℓ/min＝1.27ℓ/s						計	12.49	

※ 逆止弁、止水栓、分水栓の所要水頭は、製造会社の資料による。

全所要水頭 = 3.26m + 12.49m = 15.75m

よって、15.75m = 1.575 kgf/cm^2 、1.575 × 0.098 MPa = 0.154MPa ＜ 0.2 MPa

であるので、仮定口径どおりの口径で適当である。

5　直結式（多分岐給水装置）の口径決定

（1）計算条件

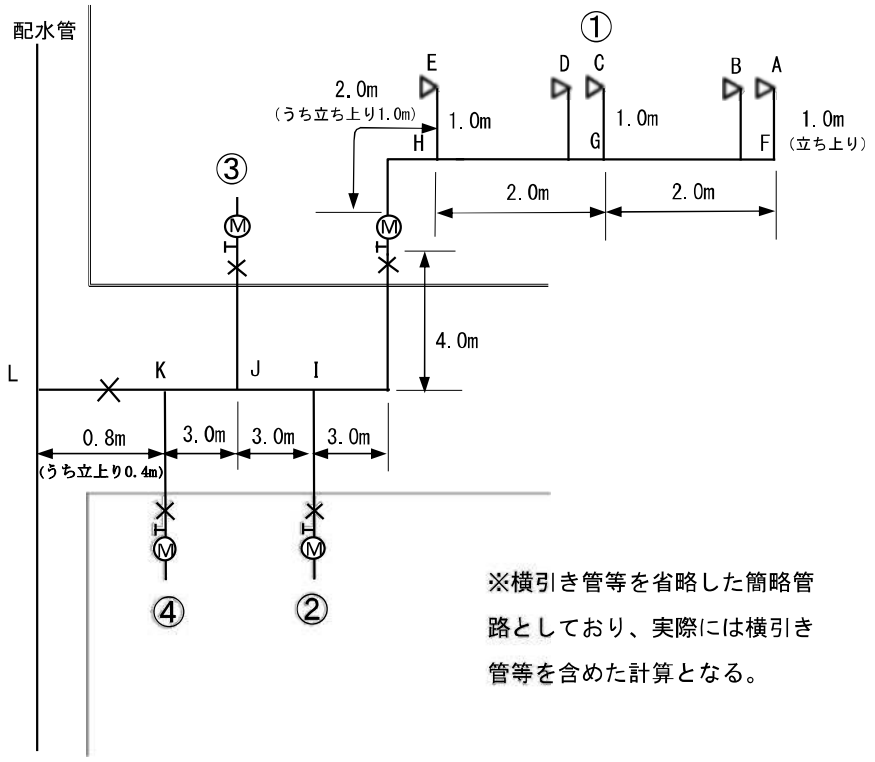
計算条件は次のとおりにする。

配水管の水圧　　0.2MPa

各戸の給水栓数　5 栓

給水高さ　　2.4m

給水用具名
A 大便器（洗浄水槽）
B 手洗器
C 浴槽（和式）
D 洗面器
E 台所流し



図Ⅸ-3-20

（２）計画使用水量の算出

１戸当たりの計画使用水量は、（1）直結式（一般住宅）と同様に行い、同時使用戸数は、「第Ⅳ章 表Ⅳ-4-5 給水戸数と同時使用率」により算出する。

給水用具名	給水栓口径	同時使用の有無	計画使用水量
A 大便器（洗浄水槽）	13mm	使用	12ℓ/min
B 手洗器	13mm	—	
C 浴槽（和式）	13mm	使用	20ℓ/min
D 洗面器	13mm	—	
E 台所流し	13mm	使用	12ℓ/min
		計	44ℓ/min

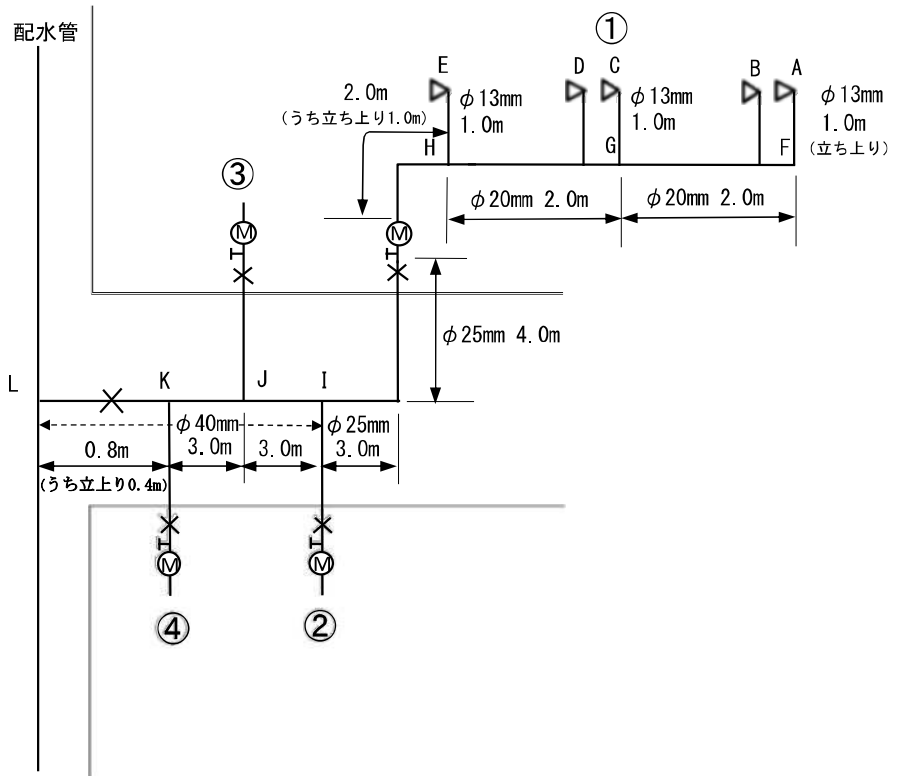
また、同時使用戸数は、

4 戸×90/100＝3.6 戸

よって、4 戸全部を同時に使用するものとする。

（３）口径の仮定

各区間の口径を次図のように仮定する。



図Ⅸ-3-21

（4）口径決定計算

区間	流量 ℓ/min	仮定口径 mm	動水勾配 ‰ ①	延長 m ②	損失水頭 m ③＝①×②/1000	立上げ高さm ④	所要水頭 m ⑤＝③＋④	備考
給水栓A	12	13	給水用具の損失水頭		0.80	—	0.80	図Ⅸ-3-6
給水管A～F間	12	13	230	1.0	0.23	1.0	1.23	図Ⅸ-3-2
給水管F～G間	12	20	36	2.0	0.07	—	0.07	
※ 12ℓ/min ＝ 0.2ℓ/s						計	2.10	

給水栓C	20	13	給水用具の損失水頭		2.10	—	2.10	図Ⅸ-3-6
給水管C～G間	20	13	600	1.0	0.60	1.0	1.60	図Ⅸ-3-2
※ 20ℓ/min ＝ 0.33ℓ/s						計	3.70	

A～G間の所要水頭2.10m＜C～G間の所要水頭3.70m。よってG点の所要水頭は、3.70mとなる。

区間	流量 ℓ/min	仮定口径 mm	動水勾配 ‰ ①	延長 m ②	損失水頭 m ③＝①×②/1000	立上げ高さm ④	所要水頭 m ⑤＝③＋④	備考
給水管G～H間	32	20	180	2.0	0.36	—	0.36	図Ⅸ-3-2

※ 32ℓ/min ＝ 0.53ℓ/s

給水栓E	12	13	給水用具の損失水頭		0.80	—	0.80	図Ⅸ-3-6
給水管E～H間	12	13	230	1.0	0.23	1.0	1.23	図Ⅸ-3-2
※ 20ℓ/min ＝ 0.33ℓ/s						計	2.03	

G～H 間の所要水頭 3.70m＋0.36m＝4.06m＞E～H 間の所要水頭 2.03m。よって H 点の所要水頭は、4.06m となる。

給水管H～I間	44	25	120	9.0	1.08	1.0	2.08	図Ⅸ-3-2
	44	25	メーター		1.80	—	1.80	図Ⅸ-3-7
	44	25	止水栓		1.00	—	1.00	図Ⅸ-3-6
給水管I～J間	88	40	45	3.0	0.14	—	0.14	図Ⅸ-3-2
給水管J～K間	132	40	100	3.0	0.30	—	0.30	
給水管K～L間	176	40	170	0.8	0.14	0.4	0.54	
	176	40	止水栓の損失水頭を0.5mとする				※0.50	
	176	40	分水栓の損失水頭を0.8mとする				※0.80	
※ 44ℓ/min ＝ 0.73ℓ/s 88ℓ/min ＝ 1.47ℓ/s						計	7.16	

132ℓ/min ＝ 2.2ℓ/s 176ℓ/min ＝ 2.93ℓ/s

※逆止弁、止水栓、分水栓の所要水頭は、製造会社の資料による。

全所要水頭 ＝4.06m＋7.16m＝11.22m

よって 11.22m＝1.122kgf/cm^2、1.122×0.098MPa＝0.110MPa＜0.2MPa であるので、仮定どおりの口径で適当である。

6　貯水槽式

（1）計算条件

計算条件は、次のとおりとする。（図Ⅸ-3-22）

集合住宅（マンション）

2LDK　20 戸

3LDK　30 戸

使用人員

2LDK 3.5 人

3LDK 4.0 人

使用水量

200ℓ/人/日

配水管の水圧 0.2MPa

給水高さ　　4.5m

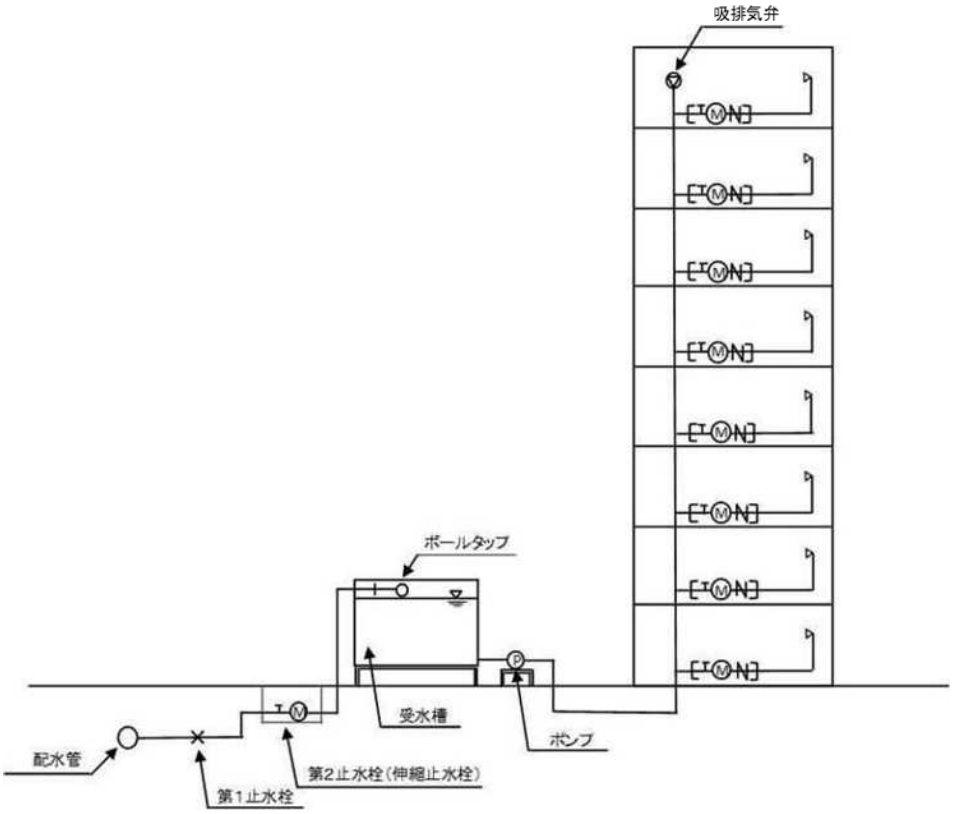
給水管延長　15m

損失水頭

止水栓（40mm）0.5m とする

ボールタップ（40mm）10m とする

割Ｔ字（40mm）0.8m とする



図Ⅸ-3-22

（２）口径決定計算

①　計画１日使用水量　　3.5 人×20 戸×200ℓ/人/日＝14,000ℓ/日

4.0 人×30 戸×200ℓ/人/日＝24,000ℓ/日

14,000ℓ/日 ＋ 24,000ℓ/日＝38,000ℓ/日

②　貯水槽容量　　計画１日使用水量の 1/2 とする。

38,000ℓ/日 ÷ 2 ＝19,000ℓ/日よって 19m^3

とする。

③　平均使用水量　　1日使用時間を10時間とする。
38,000ℓ/日 ÷ 10＝3,800ℓ/h＝1.1ℓ/s

④　仮定口径　　メーターの適正使用流量範囲等を考慮して40mmとする。

⑤　損失水頭　　メーター：0.8m（図Ⅸ-3-7より）
止水栓：0.5m
ボールタップ：10m
分水栓：0.8m
給水管：35‰×15m＝0.525m（図Ⅸ-3-2より）

⑥　給水高さ　　4.5m

⑦　所要水頭　　0.8＋0.5＋10＋0.8＋0.525＋4.5＝17.13m

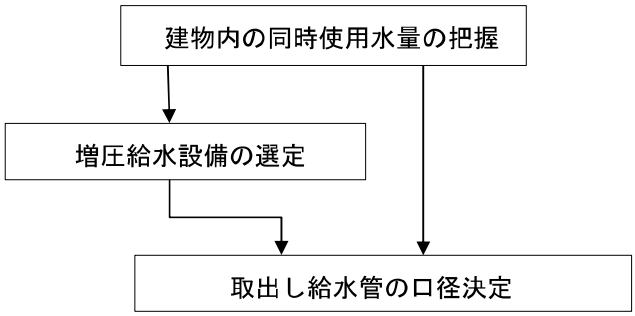
よって、17.13m＝1.713kgf/cm^2、1.713×0.098MPa＝0.168MPa＜0.2MPaであるので、仮定どおりの口径で適当である。

7　直結増圧式給水

（1）増圧給水方式における口径決定

直結増圧式給水の場合には、増圧給水設備や取出し給水管の給水能力が、建物内の使用水量の変動と直接的に影響し合うことから、口径の決定に当たっては、使用実態に沿った同時使用水量を的確に把握する必要がある。

直結増圧式給水における口径決定の手順は、始めに建物内の同時使用水量を把握し、その水量を給水できる性能を有する増圧給水設備を選定し、さらにその水量に応じた取出し給水管の口径を決定することとなる。（図Ⅸ-3-23）



図Ⅸ-3-23　直結増圧式給水における口径決定の手順

（2）瞬時最大使用水量の把握

瞬時最大使用水量を求めるには、「第Ⅳ章 4 給水管口径の決定」の表Ⅳ-4-1～表Ⅳ-4-5から算定する方法や表Ⅳ-4-7「建物種別単位給水量・使用水量・人数」を参考とする方法がある。

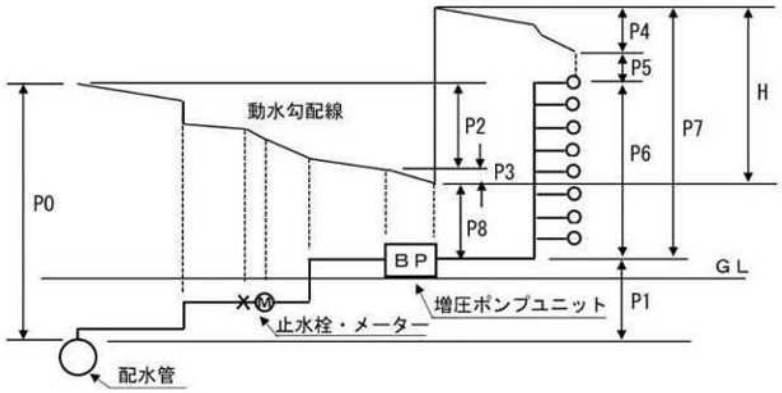
（3）増圧給水設備の吐水圧の設定

直結増圧式給水は、配水管の水圧では給水できない中高層建物において、末端最

高位の給水用具を使用するために必要な圧力を増圧給水設備により補い、これを使用できるようにするものである。

ここで、増圧給水設備の吐水圧は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。

すなわち、増圧給水設備の下流側の給水管及び給水用具の圧力損失、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力、及び増圧給水設備と末端最高位の給水用具との高低差の合計が、増圧給水設備の吐水圧の設定値である。



Ⅸ-3-24　直結増圧式給水における動水勾配図

P0：配水管の水圧

P1：配水管と直結加圧形ポンプユニットとの高低差

P2：直結加圧形ポンプユニットの上流側の給水管及び給水用具の圧力損失

P3：直結加圧形ポンプユニットの圧力損失

P4：直結加圧形ポンプユニットの下流側の給水管及び給水用具の圧力損失

P5：末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力

P6：直結加圧形ポンプユニットと末端最高位の給水用具との高低差

P7：直結加圧形ポンプユニットの吐水圧

P8：直結加圧形ポンプユニットの加圧ポンプの全揚程

ここで、直結加圧形ポンプユニットの吐水圧（P7）、加圧ポンプの全揚程（P8）次式により算出される。

P7＝P4＋P5＋P6

P8＝P7－{P0－(P1＋P2＋P3)}＝P1＋P2＋P3＋P4＋P5＋P6－P0

３．４　流量表

流量表は、それぞれの口径、水頭、管延長に応じる流量を示したもので、これにより、給水管の流量を容易に求めることができる。

次に示す流量表は、管径 50㎜ 以下についてはウエストン公式、管径 75㎜ 以上につい

てはヘーゼン・ウイリアムス公式により算出したものである。

なお、線で区切った左下は管内流速が 3.1m/s 以上となる。(水道管内平均流速の許容限度 3.0m/s を超える流速として設定)

1　管径 13mm～50mm の算出式

ウエストン公式

$$H = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{v}}\right) \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{v^2}{2g}$$　　(m－s 単位)

これは、内面が滑らかな給水管に適用される。

2　管径 75mm～150mm の算出式

ヘーゼン・ウイリアムス公式

$$H = 10.666 \times \frac{L \times Q^{1.85}}{C^{1.85} \times D^{4.87}}$$

＜表の使い方＞

管径 D＝13mm、水頭 H＝10m、管延長 L＝30m のとき流量 Q を求める。

なお、流速係数 C は 130 としているため、表の使用に当たっては、留意すること。

D＝13mm　　Q＝(ℓ/s)

H (m) \ L (m) / P (MPa)	・・・・・・・・・	30	・・・
1		0.065	
・		↓	
・			
・			
・			
10	→	0.249	
・			
・			
0.0098			
・			
・			
・			
・			
0.098			
・			
・			

図Ⅸ-3-25

図Ⅸ-3-25 に示すように、口径 D＝13mm の表を使用し、L＝30m、H＝10m の欄より流量 Q＝0.249ℓ/s を得る。

WESTON　　D＝１３　　Q＝（ℓ／S）

H(m)	L(m) / P(MPa)	5.	10.	15.	20.	25.	30.	35.	40.	50.	60.	70.	80.	90.	100.
1	0.0098	0.186	0.124	0.098	0.083	0.073	0.065	0.059	0.055	0.048	0.043	0.039	0.036	0.034	0.032
2	0.0196	0.276	0.186	0.147	0.124	0.109	0.098	0.090	0.083	0.073	0.065	0.059	0.055	0.051	0.048
3	0.0294	0.347	0.234	0.186	0.157	0.138	0.124	0.114	0.105	0.092	0.083	0.076	0.065	0.065	0.061
4	0.0392	0.407	0.276	0.219	0.186	0.163	0.147	0.134	0.124	0.109	0.098	0.090	0.077	0.077	0.073
5	0.0490	0.461	0.313	0.249	0.211	0.186	0.167	0.153	0.142	0.124	0.112	0.102	0.088	0.088	0.083
6	0.0588	0.510	0.347	0.276	0.234	0.206	0.186	0.170	0.157	0.138	0.124	0.114	0.098	0.098	0.092
7	0.0686	0.556	0.378	0.301	0.256	0.225	0.203	0.186	0.172	0.151	0.136	0.124	0.107	0.107	0.101
8	0.0785	0.598	0.407	0.324	0.276	0.243	0.219	0.200	0.186	0.163	0.147	0.134	0.116	0.116	0.109
9	0.0883	0.638	0.435	0.347	0.295	0.260	0.234	0.214	0.199	0.175	0.157	0.144	0.124	0.124	0.117
10	0.098	0.676	0.461	0.368	0.313	0.276	0.249	0.228	0.211	0.186	0.167	0.153	0.132	0.132	0.124
11	0.108	0.712	0.486	0.388	0.330	0.291	0.262	0.240	0.223	0.196	0.177	0.162	0.140	0.140	0.131
12	0.118	0.747	0.510	0.407	0.347	0.305	0.276	0.253	0.234	0.206	0.186	0.170	0.147	0.147	0.138
13	0.127	0.781	0.533	0.426	0.362	0.320	0.288	0.264	0.245	0.216	0.194	0.178	0.154	0.154	0.145
14	0.137	0.813	0.556	0.444	0.378	0.333	0.301	0.276	0.256	0.225	0.203	0.186	0.161	0.161	0.151
15	0.147	0.844	0.577	0.461	0.393	0.347	0.313	0.287	0.266	0.234	0.211	0.193	0.167	0.167	0.157
16	0.157	0.874	0.598	0.478	0.407	0.359	0.324	0.297	0.276	0.243	0.219	0.200	0.174	0.174	0.163
17	0.167	0.904	0.618	0.494	0.421	0.372	0.336	0.308	0.285	0.251	0.227	0.208	0.180	0.180	0.169
18	0.177	0.932	0.638	0.510	0.435	0.384	0.347	0.318	0.295	0.260	0.234	0.214	0.186	0.186	0.175
19	0.186	0.960	0.657	0.526	0.448	0.396	0.357	0.328	0.304	0.268	0.241	0.221	0.192	0.192	0.180
20	0.196	0.987	0.676	0.541	0.461	0.407	0.368	0.337	0.313	0.276	0.249	0.228	0.197	0.197	0.186
21	0.206	1.014	0.694	0.556	0.474	0.418	0.378	0.347	0.321	0.283	0.256	0.234	0.203	0.203	0.191
22	0.216	1.040	0.712	0.570	0.486	0.429	0.388	0.356	0.330	0.291	0.262	0.240	0.208	0.208	0.196
23	0.226	1.065	0.730	0.584	0.498	0.440	0.398	0.365	0.338	0.298	0.269	0.247	0.214	0.214	0.201
24	0.235	1.090	0.747	0.598	0.510	0.451	0.407	0.373	0.347	0.306	0.276	0.253	0.219	0.219	0.206
25	0.245	1.114	0.764	0.612	0.522	0.461	0.416	0.382	0.355	0.313	0.282	0.259	0.224	0.224	0.211
26	0.255	1.138	0.781	0.625	0.533	0.471	0.426	0.391	0.362	0.320	0.288	0.264	0.229	0.229	0.216
27	0.265	1.161	0.797	0.638	0.544	0.481	0.435	0.399	0.370	0.327	0.295	0.270	0.234	0.234	0.221
28	0.275	1.184	0.813	0.651	0.556	0.491	0.444	0.407	0.378	0.333	0.301	0.276	0.239	0.239	0.225
29	0.284	1.207	0.829	0.664	0.566	0.501	0.452	0.415	0.385	0.340	0.307	0.281	0.244	0.244	0.230
30	0.294	1.229	0.844	0.676	0.577	0.510	0.461	0.423	0.393	0.347	0.313	0.287	0.249	0.249	0.234

WESTON　　D＝２０　　Q＝（ℓ／S）

H (m)	L (m) / P (MPa)	5.	10.	15.	20.	25.	30.	35.	40.	50.	60.	70.	80.	90.	100.
1	0.0098	0.570	0.384	0.304	0.257	0.225	0.203	0.185	0.171	0.150	0.134	0.123	0.113	0.105	0.099
2	0.0196	0.842	0.570	0.452	0.384	0.337	0.304	0.278	0.257	0.225	0.203	0.185	0.171	0.159	0.150
3	0.0294	1.055	0.716	0.570	0.484	0.426	0.384	0.351	0.325	0.286	0.257	0.235	0.217	0.203	0.190
4	0.0392	1.237	0.842	0.670	0.570	0.502	0.452	0.414	0.384	0.337	0.304	0.278	0.257	0.240	0.225
5	0.0490	1.399	0.953	0.760	0.646	0.570	0.514	0.471	0.436	0.384	0.345	0.316	0.292	0.273	0.257
6	0.0588	1.546	1.055	0.842	0.716	0.632	0.570	0.522	0.484	0.426	0.384	0.351	0.325	0.304	0.286
7	0.0686	1.682	1.149	0.917	0.781	0.689	0.622	0.570	0.528	0.465	0.419	0.384	0.355	0.332	0.312
8	0.0785	1.810	1.237	0.988	0.842	0.743	0.670	0.615	0.570	0.502	0.452	0.414	0.384	0.358	0.337
9	0.0883	1.930	1.320	1.055	0.899	0.794	0.716	0.657	0.609	0.537	0.484	0.443	0.410	0.384	0.361
10	0.098	2.043	1.399	1.119	0.953	0.842	0.760	0.697	0.646	0.570	0.514	0.471	0.436	0.408	0.384
11	0.108	2.152	1.474	1.179	1.005	0.888	0.802	0.735	0.682	0.601	0.542	0.497	0.460	0.430	0.405
12	0.118	2.256	1.546	1.237	1.055	0.932	0.842	0.772	0.716	0.632	0.570	0.522	0.484	0.452	0.426
13	0.127	2.356	1.616	1.293	1.103	0.974	0.880	0.808	0.749	0.661	0.596	0.546	0.506	0.474	0.446
14	0.137	2.452	1.682	1.347	1.149	1.015	0.917	0.842	0.781	0.689	0.622	0.570	0.528	0.494	0.465
15	0.147	2.545	1.747	1.399	1.194	1.055	0.953	0.875	0.812	0.716	0.646	0.593	0.549	0.514	0.484
16	0.157	2.636	1.810	1.449	1.237	1.094	0.988	0.907	0.842	0.743	0.670	0.615	0.570	0.533	0.502
17	0.167	2.723	1.870	1.499	1.279	1.131	1.022	0.938	0.871	0.769	0.694	0.636	0.590	0.552	0.520
18	0.177	2.808	1.930	1.546	1.320	1.167	1.055	0.968	0.899	0.794	0.716	0.650	0.609	0.570	0.537
19	0.186	2.891	1.987	1.593	1.360	1.203	1.087	0.998	0.927	0.818	0.738	0.677	0.628	0.588	0.553
20	0.196	2.972	2.043	1.638	1.399	1.237	1.119	1.027	0.953	0.842	0.760	0.697	0.646	0.605	0.570
21	0.206	3.051	2.098	1.682	1.437	1.271	1.149	1.055	0.980	0.865	0.781	0.716	0.664	0.622	0.586
22	0.216	3.128	2.152	1.726	1.474	1.304	1.179	1.083	1.005	0.888	0.802	0.735	0.682	0.638	0.601
23	0.226	3.204	2.205	1.768	1.511	1.336	1.208	1.110	1.030	0.910	0.822	0.754	0.699	0.655	0.617
24	0.235	3.278	2.256	1.810	1.546	1.368	1.237	1.136	1.055	0.932	0.842	0.772	0.716	0.670	0.632
25	0.245	3.351	2.306	1.850	1.581	1.399	1.265	1.162	1.079	0.953	0.861	0.790	0.733	0.686	0.646
26	0.255	3.422	2.356	1.890	1.616	1.429	1.293	1.188	1.103	0.974	0.880	0.808	0.749	0.701	0.661
27	0.265	3.492	2.405	1.930	1.649	1.459	1.320	1.213	1.126	0.995	0.899	0.825	0.765	0.716	0.675
28	0.275	3.560	2.452	1.968	1.682	1.489	1.347	1.237	1.149	1.015	0.917	0.842	0.781	0.731	0.689
29	0.284	3.628	2.499	2.006	1.715	1.518	1.373	1.261	1.172	1.035	0.936	0.858	0.797	0.746	0.703
30	0.294	3.694	2.545	2.043	1.747	1.546	1.399	1.285	1.194	1.055	0.953	0.875	0.812	0.760	0.716

WESTON　D＝25　Q＝（ℓ／S）

H（m）	L（m） P（MPa）	5.	10.	15.	20.	25.	30.	35.	40.	50.	60.	70.	80.	90.	100.
1	0.0098	1.020	0.688	0.546	0.462	0.406	0.365	0.334	0.309	0.271	0.243	0.222	0.205	0.191	0.179
2	0.0196	1.502	1.020	0.811	0.688	0.606	0.546	0.499	0.462	0.406	0.365	0.334	0.309	0.288	0.271
3	0.0294	1.880	1.280	1.020	0.867	0.764	0.688	0.630	0.584	0.514	0.462	0.423	0.391	0.365	0.343
4	0.0392	2.202	1.502	1.198	1.020	0.899	0.811	0.743	0.688	0.606	0.546	0.499	0.462	0.432	0.406
5	0.0490	2.488	1.700	1.357	1.156	1.020	0.920	0.843	0.782	0.688	0.620	0.568	0.526	0.491	0.462
6	0.0588	2.748	1.880	1.502	1.280	1.129	1.020	0.935	0.867	0.764	0.688	0.630	0.584	0.546	0.514
7	0.0686	2.988	2.046	1.636	1.394	1.231	1.112	1.020	0.946	0.834	0.752	0.688	0.638	0.596	0.561
8	0.0785	3.213	2.202	1.761	1.502	1.327	1.198	1.099	1.020	0.899	0.811	0.743	0.688	0.644	0.606
9	0.0883	3.425	2.348	1.880	1.603	1.416	1.280	1.174	1.089	0.961	0.867	0.794	0.736	0.688	0.648
10	0.098	3.625	2.488	1.992	1.700	1.502	1.357	1.245	1.156	1.020	0.920	0.843	0.782	0.731	0.688
11	0.108	3.817	2.621	2.099	1.792	1.583	1.431	1.313	1.219	1.076	0.971	0.890	0.825	0.772	0.727
12	0.118	4.000	2.748	2.202	1.880	1.662	1.502	1.379	1.280	1.129	1.020	0.935	0.867	0.811	0.764
13	0.127	4.176	2.870	2.300	1.964	1.737	1.570	1.441	1.338	1.181	1.066	0.978	0.907	0.848	0.799
14	0.137	4.346	2.988	2.396	2.046	1.809	1.636	1.502	1.394	1.231	1.112	1.020	0.946	0.885	0.834
15	0.147	4.510	3.102	2.488	2.125	1.880	1.700	1.561	1.449	1.280	1.156	1.060	0.983	0.920	0.867
16	0.157	4.669	3.213	2.577	2.202	1.948	1.761	1.617	1.502	1.327	1.198	1.099	1.020	0.954	0.899
17	0.167	4.824	3.320	2.664	2.276	2.014	1.821	1.673	1.553	1.372	1.239	1.137	1.055	0.987	0.930
18	0.177	4.974	3.425	2.748	2.348	2.078	1.880	1.726	1.603	1.416	1.280	1.174	1.089	1.020	0.961
19	0.186	5.120	3.526	2.830	2.419	2.141	1.936	1.779	1.652	1.460	1.319	1.210	1.123	1.051	0.990
20	0.196	5.262	3.625	2.910	2.488	2.202	1.992	1.830	1.700	1.502	1.357	1.245	1.156	1.082	1.020
21	0.206	5.402	3.722	2.988	2.555	2.261	2.046	1.880	1.746	1.543	1.394	1.280	1.188	1.112	1.048
22	0.216	5.538	3.817	3.065	2.621	2.320	2.099	1.928	1.792	1.583	1.431	1.313	1.219	1.141	1.076
23	0.226	5.671	3.910	3.140	2.685	2.377	2.151	1.976	1.836	1.623	1.467	1.346	1.250	1.170	1.103
24	0.235	5.801	4.000	3.213	2.748	2.433	2.202	2.023	1.880	1.662	1.502	1.379	1.280	1.198	1.129
25	0.245	5.929	4.089	3.285	2.810	2.488	2.252	2.069	1.922	1.700	1.536	1.410	1.309	1.226	1.156
26	0.255	6.054	4.176	3.355	2.870	2.542	2.300	2.114	1.964	1.737	1.570	1.441	1.338	1.253	1.181
27	0.265	6.177	4.262	3.425	2.930	2.595	2.348	2.158	2.006	1.773	1.603	1.472	1.366	1.280	1.206
28	0.275	6.298	4.346	3.493	2.988	2.647	2.396	2.202	2.046	1.809	1.636	1.502	1.394	1.306	1.231
29	0.284	6.416	4.429	3.560	3.046	2.698	2.442	2.244	2.086	1.845	1.668	1.531	1.422	1.332	1.256
30	0.294	6.533	4.510	3.625	3.102	2.748	2.488	2.287	2.125	1.880	1.700	1.561	1.449	1.357	1.280

WESTON　D＝30　Q＝（ℓ／S）

H (m)	L (m) / P (MPa)	5.	10.	15.	20.	25.	30.	35.	40.	50.	60.	70.	80.	90.	100.
1	0.0098	1.64	1.11	0.88	0.75	0.66	0.59	0.54	0.50	0.44	0.40	0.36	0.33	0.31	0.29
2	0.0196	2.41	1.64	1.31	1.11	0.98	0.88	0.81	0.75	0.66	0.59	0.54	0.50	0.47	0.44
3	0.0294	3.01	2.06	1.64	1.40	1.23	1.11	1.02	0.94	0.83	0.75	0.68	0.63	0.59	0.56
4	0.0392	3.53	2.41	1.93	1.64	1.45	1.31	1.20	1.11	0.98	0.88	0.81	0.75	0.70	0.66
5	0.0490	3.98	2.73	2.18	1.86	1.64	1.48	1.36	1.26	1.11	1.00	0.92	0.85	0.79	0.75
6	0.0588	4.40	3.01	2.41	2.06	1.82	1.64	1.51	1.40	1.23	1.11	1.02	0.94	0.88	0.83
7	0.0686	4.78	3.28	2.63	2.24	1.98	1.79	1.64	1.52	1.34	1.21	1.11	1.03	0.96	0.91
8	0.0785	5.14	3.53	2.83	2.41	2.13	1.93	1.77	1.64	1.45	1.31	1.20	1.11	1.04	0.98
9	0.0883	5.47	3.76	3.01	2.57	2.28	2.06	1.89	1.75	1.55	1.40	1.28	1.19	1.11	1.05
10	0.098	5.79	3.98	3.19	2.73	2.41	2.18	2.00	1.86	1.64	1.48	1.36	1.26	1.18	1.11
11	0.108	6.10	4.20	3.36	2.87	2.54	2.30	2.11	1.96	1.73	1.56	1.43	1.33	1.24	1.17
12	0.118	6.39	4.40	3.53	3.01	2.67	2.41	2.22	2.06	1.82	1.64	1.51	1.40	1.31	1.23
13	0.127	6.67	4.59	3.69	3.15	2.79	2.52	2.32	2.15	1.90	1.72	1.57	1.46	1.37	1.29
14	0.137	6.94	4.78	3.84	3.28	2.90	2.63	2.41	2.24	1.98	1.79	1.64	1.52	1.43	1.34
15	0.147	7.20	4.96	3.98	3.41	3.01	2.73	2.51	2.33	2.06	1.86	1.71	1.58	1.48	1.40
16	0.157	7.45	5.14	4.13	3.53	3.12	2.83	2.60	2.41	2.13	1.93	1.77	1.64	1.54	1.45
17	0.167	7.70	5.31	4.26	3.65	3.23	2.92	2.68	2.49	2.20	1.99	1.83	1.70	1.59	1.50
18	0.177	7.94	5.47	4.40	3.76	3.33	3.01	2.77	2.57	2.28	2.06	1.89	1.75	1.64	1.55
19	0.186	8.17	5.64	4.53	3.87	3.43	3.11	2.85	2.65	2.34	2.12	1.95	1.81	1.69	1.59
20	0.196	8.40	5.79	4.66	3.98	3.53	3.19	2.93	2.73	2.41	2.18	2.00	1.86	1.74	1.64
21	0.206	8.62	5.95	4.78	4.09	3.62	3.28	3.01	2.80	2.48	2.24	2.06	1.91	1.79	1.69
22	0.216	8.83	6.10	4.90	4.20	3.72	3.36	3.09	2.87	2.54	2.30	2.11	1.96	1.84	1.73
23	0.226	9.04	6.25	5.02	4.30	3.81	3.45	3.17	2.94	2.61	2.36	2.16	2.01	1.88	1.77
24	0.235	9.25	6.39	5.14	4.40	3.90	3.53	3.24	3.01	2.67	2.41	2.22	2.06	1.93	1.82
25	0.245	9.45	6.53	5.25	4.50	3.98	3.61	3.32	3.08	2.73	2.47	2.27	2.10	1.97	1.86
26	0.255	9.65	6.67	5.36	4.59	4.07	3.69	3.39	3.15	2.79	2.52	2.32	2.15	2.01	1.90
27	0.265	9.85	6.81	5.47	4.69	4.15	3.76	3.46	3.22	2.85	2.57	2.36	2.20	2.06	1.94
28	0.275	10.04	6.94	5.58	4.78	4.24	3.84	3.53	3.28	2.90	2.63	2.41	2.24	2.10	1.98
29	0.284	10.23	7.07	5.69	4.87	4.32	3.91	3.60	3.34	2.96	2.68	2.46	2.28	2.14	2.02
30	0.294	10.41	7.20	5.79	4.96	4.40	3.98	3.66	3.41	3.01	2.73	2.51	2.33	2.18	2.06

WESTON　　D＝４０　　Q＝（ℓ／S）

H (m)	L (m) / P (MPa)	5.	10.	15.	20.	25.	30.	35.	40.	50.	60.	70.	80.	90.	100.
1	0.0098	3.49	2.37	1.89	1.60	1.41	1.27	1.17	1.08	0.95	0.85	0.78	0.72	0.67	0.63
2	0.0196	5.10	3.49	2.78	2.37	2.09	1.89	1.73	1.60	1.41	1.27	1.17	1.08	1.01	0.95
3	0.0294	6.36	4.36	3.49	2.97	2.62	2.37	2.17	2.02	1.78	1.60	1.47	1.36	1.27	1.20
4	0.0392	7.43	5.10	4.09	3.49	3.08	2.78	2.55	2.37	2.09	1.89	1.73	1.60	1.50	1.41
5	0.0490	8.38	5.76	4.62	3.94	3.49	3.15	2.89	2.69	2.37	2.14	1.96	1.82	1.70	1.60
6	0.0588	9.25	6.36	5.10	4.36	3.85	3.49	3.20	2.97	2.62	2.37	2.17	2.02	1.89	1.78
7	0.0686	10.04	6.92	5.55	4.74	4.20	3.80	3.49	3.24	2.86	2.58	2.37	2.20	2.06	1.94
8	0.0785	10.79	7.43	5.97	5.10	4.52	4.09	3.75	3.49	3.08	2.78	2.55	2.37	2.22	2.09
9	0.0883	11.49	7.92	6.36	5.44	4.82	4.36	4.00	3.72	3.29	2.97	2.73	2.53	2.37	2.23
10	0.098	12.15	8.38	6.74	5.76	5.10	4.62	4.24	3.94	3.49	3.15	2.89	2.69	2.51	2.37
11	0.108	12.79	8.82	7.09	6.07	5.37	4.86	4.47	4.15	3.67	3.32	3.05	2.83	2.65	2.50
12	0.118	13.39	9.25	7.43	6.36	5.63	5.10	4.69	4.36	3.85	3.49	3.20	2.97	2.78	2.62
13	0.127	13.97	9.65	7.76	6.64	5.89	5.33	4.90	4.55	4.03	3.64	3.35	3.11	2.91	2.74
14	0.137	14.54	10.04	8.08	6.92	6.13	5.55	5.10	4.74	4.20	3.80	3.49	3.24	3.03	2.86
15	0.147	15.08	10.42	8.38	7.18	6.36	5.76	5.30	4.92	4.36	3.94	3.62	3.36	3.15	2.97
16	0.157	15.60	10.79	8.68	7.43	6.59	5.97	5.49	5.10	4.52	4.09	3.75	3.49	3.27	3.08
17	0.167	16.11	11.14	8.97	7.68	6.81	6.17	5.67	5.27	4.67	4.22	3.88	3.60	3.38	3.19
18	0.177	16.61	11.49	9.25	7.92	7.02	6.36	5.85	5.44	4.82	4.36	4.00	3.72	3.49	3.29
19	0.186	17.09	11.83	9.52	8.16	7.23	6.55	6.02	5.60	4.96	4.49	4.13	3.83	3.59	3.39
20	0.196	17.56	12.15	9.78	8.38	7.43	6.74	6.20	5.76	5.10	4.62	4.24	3.94	3.69	3.49
21	0.206	18.02	12.47	10.04	8.61	7.63	6.92	6.36	5.92	5.24	4.74	4.36	4.05	3.80	3.58
22	0.216	18.46	12.79	10.30	8.82	7.83	7.09	6.52	6.07	5.37	4.86	4.47	4.15	3.89	3.67
23	0.226	18.90	13.09	10.55	9.04	8.02	7.26	6.68	6.22	5.51	4.98	4.58	4.26	3.99	3.77
24	0.235	19.33	13.39	10.79	9.25	8.20	7.43	6.84	6.36	5.63	5.10	4.69	4.36	4.09	3.85
25	0.245	19.75	13.69	11.03	9.45	8.38	7.60	6.99	6.50	5.76	5.22	4.80	4.46	4.18	3.94
26	0.255	20.16	13.97	11.26	9.65	8.56	7.76	7.14	6.64	5.89	5.33	4.90	4.55	4.27	4.03
27	0.265	20.57	14.26	11.49	9.85	8.74	7.92	7.29	6.78	6.01	5.44	5.00	4.65	4.36	4.11
28	0.275	20.97	14.54	11.71	10.04	8.91	8.08	7.43	6.92	6.13	5.55	5.10	4.74	4.45	4.20
29	0.284	21.36	14.81	11.94	10.23	9.08	8.23	7.58	7.05	6.25	5.66	5.20	4.83	4.53	4.28
30	0.294	21.74	15.08	12.15	10.42	9.25	8.38	7.72	7.18	6.36	5.76	5.30	4.92	4.62	4.36

WESTON　D＝５０　Q＝（ℓ／S）

H (m)	L (m) / P (MPa)	5.	10.	15.	20.	25.	30.	35.	40.	50.	60.	70.	80.	90.	100.
1	0.0098	6.27	4.28	3.42	2.91	2.56	2.31	2.12	1.97	1.73	1.56	1.43	1.32	1.23	1.16
2	0.0196	9.14	6.27	5.02	4.28	3.78	3.42	3.13	2.91	2.56	2.31	2.12	1.97	1.84	1.73
3	0.0294	11.37	7.82	6.27	5.35	4.73	4.28	3.93	3.65	3.22	2.91	2.67	2.47	2.31	2.18
4	0.0392	13.27	9.14	7.33	6.27	5.55	5.02	4.61	4.28	3.78	3.42	3.13	2.91	2.72	2.56
5	0.0490	14.95	10.31	8.28	7.08	6.27	5.67	5.21	4.84	4.28	3.87	3.55	3.29	3.08	2.91
6	0.0588	16.48	11.37	9.14	7.82	6.92	6.27	5.76	5.35	4.73	4.28	3.93	3.65	3.42	3.22
7	0.0686	17.89	12.35	9.93	8.50	7.53	6.82	6.27	5.82	5.15	4.66	4.28	3.97	3.72	3.51
8	0.0785	19.20	13.27	10.67	9.14	8.10	7.33	6.74	6.27	5.55	5.02	4.61	4.28	4.01	3.78
9	0.0883	20.44	14.13	11.37	9.74	8.63	7.82	7.19	6.68	5.92	5.35	4.92	4.57	4.28	4.04
10	0.098	21.61	14.95	12.03	10.31	9.14	8.28	7.61	7.08	6.27	5.67	5.21	4.84	4.54	4.28
11	0.108	22.73	15.73	12.67	10.85	9.62	8.72	8.02	7.46	6.60	5.98	5.49	5.10	4.78	4.51
12	0.118	23.80	16.48	13.27	11.37	10.08	9.14	8.41	7.82	6.92	6.27	5.76	5.35	5.02	4.73
13	0.127	24.83	17.20	13.85	11.87	10.53	9.54	8.78	8.17	7.23	6.55	6.02	5.59	5.24	4.95
14	0.137	25.82	17.89	14.41	12.35	10.96	9.93	9.14	8.50	7.53	6.82	6.27	5.82	5.46	5.15
15	0.147	26.77	18.56	14.95	12.82	11.37	10.31	9.49	8.82	7.82	7.08	6.51	6.05	5.67	5.35
16	0.157	27.70	19.20	15.48	13.27	11.77	10.67	9.82	9.14	8.10	7.33	6.74	6.27	5.88	5.55
17	0.167	28.60	19.83	15.98	13.71	12.16	11.03	10.15	9.44	8.37	7.58	6.97	6.48	6.07	5.73
18	0.177	29.47	20.44	16.48	14.13	12.54	11.37	10.47	9.74	8.63	7.82	7.19	6.68	6.27	5.92
19	0.186	30.32	21.03	16.96	14.55	12.91	11.71	10.78	10.03	8.89	8.05	7.40	6.88	6.45	6.09
20	0.196	31.15	21.61	17.43	14.95	13.27	12.03	11.08	10.31	9.14	8.28	7.61	7.08	6.64	6.27
21	0.206	31.95	22.18	17.89	15.35	13.62	12.35	11.37	10.58	9.38	8.50	7.82	7.27	6.82	6.44
22	0.216	32.74	22.73	18.34	15.73	13.96	12.67	11.66	10.85	9.62	8.72	8.02	7.46	6.99	6.60
23	0.226	33.52	23.27	18.77	16.11	14.30	12.97	11.94	11.11	9.85	8.93	8.21	7.64	7.16	6.76
24	0.235	34.27	23.80	19.20	16.48	14.63	13.27	12.22	11.37	10.08	9.14	8.41	7.82	7.33	6.92
25	0.245	35.01	24.32	19.62	16.84	14.95	13.56	12.49	11.62	10.31	9.34	8.59	7.99	7.50	7.08
26	0.255	35.74	24.83	20.04	17.20	15.27	13.85	12.75	11.87	10.53	9.54	8.78	8.17	7.66	7.23
27	0.265	36.45	25.33	20.44	17.55	15.58	14.13	13.01	12.11	10.74	9.74	8.96	8.33	7.82	7.38
28	0.275	37.15	25.82	20.84	17.89	15.88	14.41	13.27	12.35	10.96	9.93	9.14	8.50	7.97	7.53
29	0.284	37.84	26.30	21.23	18.22	16.18	14.68	13.52	12.59	11.17	10.12	9.31	8.66	8.13	7.67
30	0.294	38.52	26.77	21.61	18.56	16.48	14.95	13.77	12.82	11.37	10.31	9.49	8.82	8.28	7.82

HAZEN－WILLIAMS　D＝75　Q＝（ℓ／S）

H(m)	L(m) / P(MPa)	20.	40.	60.	80.	100.	120.	140.	160.	180.	200.	250.	300.
1	0.0098	7.83	5.38	4.32	3.70	3.28	2.97	2.73	2.54	2.39	2.25	2.00	1.81
2	0.0196	11.39	7.83	6.29	5.38	4.77	4.32	3.98	3.70	3.47	3.28	2.91	2.63
3	0.0294	14.18	9.75	7.83	6.70	5.94	5.38	4.95	4.61	4.32	4.08	3.62	3.28
4	0.0392	16.56	11.39	9.15	7.83	6.94	6.29	5.79	5.38	5.05	4.77	4.23	3.83
5	0.0490	18.69	12.85	10.32	8.83	7.83	7.09	6.53	6.07	5.70	5.38	4.77	4.32
6	0.0588	20.62	14.18	11.39	9.75	8.64	7.83	7.20	6.70	6.29	5.94	5.26	4.77
7	0.0686	22.41	15.41	12.38	10.59	9.39	8.51	7.83	7.28	6.83	6.46	5.72	5.19
8	0.0785	24.09	16.56	13.30	11.39	10.09	9.15	8.41	7.83	7.35	6.94	6.15	5.57
9	0.0883	25.67	17.65	14.18	12.14	10.76	9.75	8.97	8.34	7.83	7.40	6.55	5.94
10	0.098	27.18	18.69	15.01	12.85	11.39	10.32	9.49	8.83	8.29	7.83	6.94	6.29
11	0.108	28.62	19.67	15.80	13.53	11.99	10.86	10.00	9.30	8.73	8.24	7.31	6.62
12	0.118	29.99	20.62	16.56	14.18	12.57	11.39	10.48	9.75	9.15	8.64	7.66	6.94
13	0.127	31.32	21.53	17.29	14.80	13.12	11.89	10.94	10.18	9.55	9.02	8.00	7.25
14	0.137	32.60	22.41	18.00	15.41	13.66	12.38	11.39	10.59	9.94	9.39	8.32	7.54
15	0.147	33.84	23.26	18.69	15.99	14.18	12.85	11.82	11.00	10.32	9.75	8.64	7.83
16	0.157	35.04	24.09	19.35	16.56	14.68	13.30	12.24	11.39	10.68	10.09	8.95	8.11
17	0.167	36.21	24.89	19.99	17.11	15.17	13.75	12.65	11.77	11.04	10.43	9.24	8.38
18	0.177	37.34	25.67	20.62	17.65	15.65	14.18	13.04	12.14	11.39	10.76	9.53	8.64
19	0.186	38.45	26.43	21.23	18.17	16.11	14.60	13.43	12.50	11.72	11.08	9.82	8.90
20	0.196	39.53	27.18	21.83	18.69	16.56	15.01	13.81	12.85	12.05	11.39	10.09	9.15
21	0.206	40.59	27.90	22.41	19.18	17.00	15.41	14.18	13.19	12.38	11.69	10.36	9.39
22	0.216	41.62	28.62	22.98	19.67	17.44	15.80	14.54	13.53	12.69	11.99	10.63	9.63
23	0.226	42.63	29.31	23.54	20.15	17.86	16.19	14.89	13.85	13.00	12.28	10.88	9.86
24	0.235	43.63	29.99	24.09	20.62	18.28	16.56	15.24	14.18	13.30	12.57	11.14	10.09
25	0.245	44.60	30.66	24.63	21.08	18.69	16.93	15.58	14.49	13.60	12.85	11.39	10.32
26	0.255	45.55	31.32	25.16	21.53	19.09	17.29	15.91	14.80	13.89	13.12	11.63	10.54
27	0.265	46.49	31.96	25.67	21.98	19.48	17.65	16.24	15.11	14.18	13.39	11.87	10.76
28	0.275	47.42	32.60	26.18	22.41	19.87	18.00	16.56	15.41	14.46	13.66	12.11	10.97
29	0.284	48.32	33.22	26.68	22.84	20.25	18.35	16.88	15.70	14.74	13.92	12.34	11.18
30	0.294	49.22	33.84	27.18	23.26	20.62	18.69	17.19	15.99	15.01	14.18	12.57	11.39

HAZEN－WILLIAMS　D＝１００　Q＝（ℓ／S）

H(m)	L(m) / P(MPa)	20.	40.	60.	80.	100.	120.	140.	160.	180.	200.	250.	300.
1	0.0098	16.69	11.48	9.22	7.89	6.99	6.34	5.83	5.43	5.09	4.81	4.26	3.86
2	0.0196	24.28	16.69	13.41	11.48	10.17	9.22	8.48	7.89	7.40	6.99	6.20	5.62
3	0.0294	30.23	20.79	16.69	14.29	12.67	11.48	10.56	9.82	9.22	8.71	7.72	6.99
4	0.0392	35.32	24.28	19.50	16.69	14.80	13.41	12.34	11.48	10.77	10.17	9.02	8.17
5	0.0490	39.85	27.40	22.00	18.83	16.69	15.13	13.92	12.95	12.15	11.48	10.17	9.22
6	0.0588	43.97	30.23	24.28	20.79	18.42	16.69	15.36	14.29	13.41	12.67	11.23	10.17
7	0.0686	47.80	32.86	26.39	22.59	20.02	18.15	16.69	15.53	14.57	13.77	12.20	11.06
8	0.0785	51.37	35.32	28.37	24.28	21.52	19.50	17.94	16.69	15.66	14.80	13.12	11.89
9	0.0883	54.75	37.64	30.23	25.88	22.94	20.79	19.12	17.79	16.69	15.77	13.98	12.67
10	0.098	57.96	39.85	32.00	27.40	24.28	22.00	20.24	18.83	17.67	16.69	14.80	13.41
11	0.108	61.02	41.95	33.70	28.84	25.57	23.17	21.31	19.83	18.61	17.58	15.58	14.12
12	0.118	63.96	43.97	35.32	30.23	26.80	24.28	22.34	20.79	19.50	18.42	16.33	14.80
13	0.127	66.79	45.92	36.88	31.57	27.98	25.36	23.33	21.70	20.37	19.24	17.05	15.45
14	0.137	69.52	47.80	38.39	32.86	29.13	26.39	24.28	22.59	21.20	20.02	17.75	16.08
15	0.147	72.16	49.61	39.85	34.11	30.23	27.40	25.21	23.45	22.00	20.79	18.42	16.69
16	0.157	74.72	51.37	41.26	35.32	31.31	28.37	26.10	24.28	22.78	21.52	19.08	17.29
17	0.167	77.21	53.08	42.64	36.50	32.35	29.31	26.97	25.09	23.54	22.24	19.71	17.86
18	0.177	79.63	54.75	43.97	37.64	33.36	30.23	27.82	25.88	24.28	22.94	20.33	18.42
19	0.186	82.00	56.37	45.28	38.76	34.35	31.13	28.64	26.65	25.00	23.62	20.93	18.97
20	0.196	84.30	57.96	46.55	39.85	35.32	32.00	29.45	27.40	25.71	24.28	21.52	19.50
21	0.206	86.55	59.51	47.80	40.91	36.26	32.86	30.23	28.13	26.39	24.93	22.10	20.02
22	0.216	88.76	61.02	49.01	41.95	37.19	33.70	31.00	28.84	27.06	25.57	22.66	20.53
23	0.226	90.92	62.51	50.20	42.97	38.09	34.52	31.76	29.55	27.72	26.19	23.21	21.03
24	0.235	93.03	63.96	51.37	43.97	38.98	35.32	32.50	30.23	28.37	26.80	23.75	21.52
25	0.245	95.11	65.39	52.52	44.96	39.85	36.11	33.22	30.91	29.00	27.40	24.28	22.00
26	0.255	97.15	66.79	53.64	45.92	40.70	36.88	33.93	31.57	29.62	27.98	24.80	22.48
27	0.265	99.15	68.17	54.75	46.86	41.54	37.64	34.63	32.22	30.23	28.56	25.31	22.94
28	0.275	101.12	69.52	55.84	47.80	42.36	38.39	35.32	32.86	30.83	29.13	25.82	23.39
29	0.284	103.05	70.85	56.91	48.71	43.18	39.12	36.00	33.49	31.42	29.68	26.31	23.84
30	0.294	104.96	72.16	57.96	49.61	43.97	39.85	36.66	34.11	32.00	30.23	26.80	24.28

HAZEN－WILLIAMS　D＝１５０　Q＝（ℓ／S）

H(m)	L(m) / P(MPa)	20.	40.	60.	80.	100.	120.	140.	160.	180.	200.	250.	300.
1	0.0098	48.5	33.4	26.8	22.9	20.3	18.4	17.0	15.8	14.8	14.0	12.4	11.2
2	0.0196	70.6	48.5	39.0	33.4	29.6	26.8	24.7	22.9	21.5	20.3	18.0	16.3
3	0.0294	87.9	60.4	48.5	41.6	36.8	33.4	30.7	28.6	26.8	25.3	22.4	20.3
4	0.0392	102.7	70.6	56.7	48.5	43.0	39.0	35.9	33.4	31.3	29.6	26.2	23.8
5	0.0490	115.9	79.7	64.0	54.8	48.5	44.0	40.5	37.7	35.3	33.4	29.6	26.8
6	0.0588	127.9	87.9	70.6	60.4	53.6	48.5	44.7	41.6	39.0	36.8	32.6	29.6
7	0.0686	139.0	95.5	76.7	65.7	58.2	52.8	48.5	45.2	42.4	40.0	35.5	32.2
8	0.0785	149.4	102.7	82.5	70.6	62.6	56.7	52.2	48.5	45.5	43.0	38.1	34.6
9	0.0883	159.2	109.4	87.9	75.2	66.7	60.4	55.6	51.7	48.5	45.9	40.6	36.8
10	0.098	168.5	115.9	93.1	79.7	70.6	64.0	58.9	54.8	51.4	48.5	43.0	39.0
11	0.108	177.4	122.0	98.0	83.9	74.3	67.4	62.0	57.7	54.1	51.1	45.3	41.0
12	0.118	186.0	127.9	102.7	87.9	77.9	70.6	65.0	60.4	56.7	53.6	47.5	43.0
13	0.127	194.2	133.5	107.2	91.8	81.4	73.7	67.8	63.1	59.2	55.9	49.6	44.9
14	0.137	202.1	139.0	111.6	95.5	84.7	76.7	70.6	65.7	61.6	58.2	51.6	46.8
15	0.147	209.8	144.3	115.9	99.2	87.9	79.7	73.3	68.2	64.0	60.4	53.6	48.5
16	0.157	217.3	149.4	120.0	102.7	91.0	82.5	75.9	70.6	66.3	62.6	55.5	50.3
17	0.167	224.5	154.4	124.0	106.1	94.1	85.2	78.4	73.0	68.5	64.7	57.3	51.9
18	0.177	231.6	159.2	127.9	109.4	97.0	87.9	80.9	75.2	70.6	66.7	59.1	53.6
19	0.186	238.4	163.9	131.7	112.7	99.9	90.5	83.3	77.5	72.7	68.7	60.9	55.2
20	0.196	245.1	168.5	135.4	115.9	102.7	93.1	85.6	79.7	74.7	70.6	62.6	56.7
21	0.206	251.7	173.0	139.0	119.0	105.4	95.5	87.9	81.8	76.7	72.5	64.3	58.2
22	0.216	258.1	177.4	142.5	122.0	108.1	98.0	90.1	83.9	78.7	74.3	65.9	59.7
23	0.226	264.4	181.7	146.0	125.0	110.8	100.4	92.3	85.9	80.6	76.1	67.5	61.2
24	0.235	270.5	186.0	149.4	127.9	113.3	102.7	94.5	87.9	82.5	77.9	69.1	62.6
25	0.245	276.5	190.1	152.7	130.7	115.9	105.0	96.6	89.9	84.3	79.7	70.6	64.0
26	0.255	282.5	194.2	156.0	133.5	118.3	107.2	98.7	91.8	86.1	81.4	72.1	65.4
27	0.265	288.3	198.2	159.2	136.3	120.8	109.4	100.7	93.7	87.9	83.0	73.6	66.7
28	0.275	294.0	202.1	162.4	139.0	123.2	111.6	102.7	95.5	89.7	84.7	75.1	68.0
29	0.284	299.6	206.0	165.5	141.6	125.5	113.8	104.7	97.4	91.4	86.3	76.5	69.3
30	0.294	305.2	209.8	168.5	144.3	127.9	115.9	106.6	99.2	93.1	87.9	77.9	70.6

４　申請関係様式

１　施工基準第１号様式「給水装置工事申込書」
２　施工基準第２号様式「給水装置工事施行に係る利害関係人の同意書・誓約書」
３　施工基準第３号様式「使用材料基準適合確認書」
４　施工基準第４号様式「設計図」
５　施工基準第５号様式「完成図」
６　施工基準第６号様式「給水装置工事申請書類チェックリスト」
７　施工基準第７号様式「三階以上建物直結直圧式給水事前協議申請書」
８　施工基準第８号様式「三階以上建物直結直圧式給水調査報告書」
９　施工基準第９号様式「直結増圧式給水事前協議申請書」
10　施工基準第 10 号様式「直結増圧式給水調査報告書」
11　施工基準第 11 号様式「直結増圧式給水装置設置申請書」
12　施工基準第 12 号様式「直結増圧式給水装置調書」
13　施工基準第 13 号様式「直結増圧式給水装置に関する承諾書（新設・既設）」
14　施工基準第 14 号様式「貯水槽水道（設置・変更・撤去）届」
15　施工基準第 15 号様式「給水装置工事検査申請書」
16　施工基準第 16 号様式「給水装置工事検査確認表」
17　施工基準第 17 号様式「給水装置工事完成届」
18　施工基準第 18 号様式「給水装置工事取下げ届・給水装置工事設計変更届」
19　施工基準第 19 号様式「給水装置所有者変更届」
20　施工基準第 20 号様式「給水装置代理人・管理人（選定・変更）届」
21　施工基準第 21 号様式「自己認証品使用報告書」
22　施工基準第 22 号様式「給水装置への切替えに伴う調査報告書（受水槽以下設備等使用」
23　施工基準第 23 号様式「活水器等設置申請書」

施工基準第１号様式

給水装置工事申込書

受付日	年　月　日
受付番号	

広島県水道広域連合企業団

企業長　様

水栓番号	

申込者（給水装置所有者）
住　所　　〒

（フリガナ）
氏　名　　㊞
（電話）

私は、「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例」及びその他企業長が定める規程に遵守し、給水装置工事を申し込みます。また、下記の指定給水装置工事事業者に工事に必要な手続き及び施工を委任します。なお、この工事に対する利害関係人の同意は、既に申込者が得ていますが、万一、利害関係人その他の者から異議があった場合及び本給水装置に起因とした問題が生じた場合は、申込者及び委任者の責任において解決し、企業団に一切迷惑をかけません。

指定給水装置工事事業者	住　所	
	事業者名及び代表者名	（指定番号）第　号 （電話）
	給水装置工事主任技術者名	（交付番号）第　号
工事場所		
工事種別	□ 新設　□ 改造　□ 修繕　□ 撤去	
給水方式	□ 直結直圧式　□ 直結増圧式　□ 貯水槽式　□ 併用式（　）	
建物概要	階層	階（地上　階　地下　階）
	用途	□ 戸建住宅　□ 共同住宅　□ 店舗　□ 工場　□その他（　）
同意承諾関係	利害関係同意書（家屋、土地、給水装置）□有 □無　／　誓約書 □有	
完工予定日	令和　年　月　日	
［摘要］		

設計審査日（受付日）	年　月　日	手数料	金額	領収
審査承認日	年　月　日	設計審査手数料		
検査日（受付日）	年　月　日	工事検査手数料		
検査日（完了日）	年　月　日	加入金	金額	領収
メーター口径	mm　個　mm　個	新設		
	mm　個　mm　個	口径の増加		

施工基準第２号様式

給水装置工事施行に係る利害関係人の同意書（直筆）

家屋所有者	住　所	
	氏　名（ふりがな）	印
✔ 給水装置工事申込者から、同意の依頼を受けました給水装置工事について、同意します。		

土地の所有者	住　所	
	氏　名（ふりがな）	印
✔ 給水装置工事申込者から、同意の依頼を受けました給水装置工事について、同意します。		

給水装置所有者	住　所	
	氏　名（ふりがな）	印
✔ 給水装置工事申込者から、同意の依頼を受けました給水装置工事について、同意します。 ✔ 当該同意後、自らの給水装置の出水量に影響することがあっても異議申し立てはしません。		

	住　所	
	氏　名（ふりがな）	印
✔ 給水装置工事申込者から、同意の依頼を受けました給水装置工事について、同意します。		

誓　約　書

１ 給水装置の維持管理には十分留意し、漏水等による修繕及び損害は申込者において責任をもって負担します。

２ 利害関係についての責任は申込者にあり、問題が生じても当事者間で解決し、広島県水道広域連合企業団に一切の迷惑をおかけしません。

年　　月　　日

広島県水道広域連合企業団
企業長　様

申 込 者
（給水装置所有者）

住 所

ふりがな

氏 名　　印

（電話）

※同意書及び誓約書は，**各所有者の住所氏名を記入及び押印**してください。
※利害関係人の同意について，各所有者が複数の場合は，空欄の使用又は別に作成した同意書を添付してください。

施工基準第３号様式

使 用 材 料 基 準 適 合 確 認 書

申請者	
工事場所	

使用材料							
材料名	口径等	基準適合					
		団体規格			第三者認証	自己認証	指定仕様
		JIS	JWWA	その他	認証番号,型番等		
分岐部からメーターまでの材料							
その他材料（メーター以降）							
特殊器具							

設　計　　年　　月　　日

竣　工　　年　　月　　日

指定事業者名

主任技術者名

連絡先

※　使用材料欄が足りない場合は、上記材料欄に別紙と記入し、作成したものを添付してください。

※　「基準適合」は、該当するものに✓を記入し、「第三者認証」は、当該材料の認証番号又は型番を記入してください。

※　「その他材料」は、「継手類」、「水栓類」、「止水栓類」とまとめて表記してください。

※　団体規格の「その他」は、該当団体名を記入してください。

※　自己認証品の場合は、基準適合試験成績書等を別に添付してください。

施工基準第４号様式

設計図

水栓番号		申込者		指定給水装置工事業者	主任技術者
		工事場所			作成年月日
					年　月　日

※　実際の様式は、Ａ３判となります。

施工基準第５号様式

完成図

水栓番号		申込者		指定給水装置工事業者	主任技術者 作成年月日
		工事場所			年　月　日

※　実際の様式は、Ａ３判となります。

施工基準第６号様式

「給水装置工事申請書類チェックリスト」

項目	内容	事業者	企業団確認欄
申請図書類	指定様式で提出されているか	□	□
	「給水装置工事申込書」に必要事項が記載されているか	□	□
	特に、主任技術者名、工事種別、完工予定日が記載されているか	□	□
	当該工事に必要な「同意書・誓約書」などは、提出されているか	□	□
	「使用材料基準適合確認書」は、提出されているか	□	□
	設計図には、位置図、平面図、立面図等が記載されているか	□	□
	三階建て直結方式、増圧給水方式の場合、回答書が添付されているか	□	□
	増圧給水方式の場合、増圧給水に必要な書類は、提出されているか	□	□
	貯水槽方式の場合、必要な書類は、提出されているか	□	□
	道路占用及び河川占用が必要な場合、必要図書は提出されているか	□	□
設計図（申請図）	施工基準の作図に従い、既設管は黒、新設管は赤で記載されているか	□	□
	施工基準の作図に従い、管種、口径が記載されているか	□	□
	施工基準の作図に従い、給水用具等の記号で記載されているか	□	□
	給湯器等の特殊器具には、機種名及び認証番号等が記入されているか	□	□
	第１止水栓の位置は、適切か（官民境界から離れていない）	□	□
	メーターの位置は、適切か（官民境界から離れておらず検針可能場所）	□	□

分岐部からメーターまでの間

指定材料等	給水管及び給水用具は、指定された材料が使用されているか	□	□
	分岐方法及び埋設位置、深さ等は、指定された工法となっているか	□	□
	第１止水栓の位置及びメーターの位置は、施工基準を遵守しているか	□	□

構造と材質の基準

基準適合	使用する給水管、継手、バルブ、水栓は、JISやJWWA規格等団体規格、第三者認証、自己認証の製品であるか「使用材料基準適合確認書」に記載	□	□
	特殊器具等は、「使用材料基準適合確認書」に記載するとともに、図面に器具名及び認証番号等を記載しているか	□	□

※該当するものには☑を記入すること。

上記の申請図書類及び設計図については、申請受付時に確認を行い、指定材料等及び基準適合については、「施工基準第Ⅶ章1設計審査」に基づき確認、審査する。

指定給水装置工事事業者　　事業者名　：＿＿＿＿＿＿＿＿

主任技術者　：＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先(TEL)：＿＿＿＿＿＿＿＿

施工基準第７号様式

年　　月　　日

三階以上建物直結直圧式給水事前協議申請書

広島県水道広域連合企業団

企業長　様

申請者　　住所

氏名

連絡先（TEL）

担当者　　社名

担当者氏名

連絡先（TEL）

次の建物に直圧給水をしたいので、事前協議を申請します。

建物名称		
建築場所		
事業目的	□マンション　□アパート　□店舗　□事務所　□雑居ビル □その他（　　）	
建築階高	□ 新築　地上　　階　地下　　階　□ 既設　地上　　階　地下　　階	
給水戸数	給水戸数	戸数　　戸
	給水人数	給水人数　　人
使用水量	一日最大使用水量　　㎥／日　瞬時最大流量　　㎥／時	
分岐口径	配水管　　㎜　分岐給水管　　㎜	
方式	□直圧式給水　□貯水槽併用式給水	
添付書類	案内図、建物立・平面図、給水平面図、給水系統図	
水圧測定値（参考）	水圧値	ＭＰａ
	測定箇所	□蛇口　□散水栓　□メーター　道路面からの高さ　　ｍ
	測定日時	

※参考とする水圧測定場所は、案内図に示してください。

※適用する事項に、☑してください。

施工基準第８号様式

年　　月　　日

三階以上建物直結直圧式給水調査報告書

様

広島県水道広域連合企業団
企業長

年　　月　　日付けで申請のありましたこのことについて、次のとおり報告いたします。

建物名称				
建築場所				
協議番号		受付年月日	年　　月　　日	
建築階高	□ 新築　地上　　階　地下　　階　□ 既設　地上　　階　地下　　階			
給水戸数	給水戸数	戸数　　戸		
	給水人数	給水人数　　人		
配水管の状況	配水管口径	φ　　㎜	管種	
	給水管口径	φ　　㎜	管種	
配水管水圧	場所			
	口径	㎜		
	配水管水圧	ＭＰａ		
給水の可否	□ 可　　□ 不可			

※　適用する事項に、☑してください。

※　設計に際しての注意事項

１　「給水の可否」は、上記建築物への給水について、「配水管の状況」及び「配水管水圧」からの可否であり、実際には、給水装置工事申請に基づいた設計審査によります。

２　当該建築物の給水装置工事の設計に当たっては、「配水管水圧」の水圧に基づき、余裕を持った水理計算等でお願いします。

なお、この水圧は、事前協議申請で測定いただいた「水圧測定値」を参考に、既存配水管データ、水圧測定等からの現状の水圧になります。

施工基準第９号様式

年　　月　　日

直結増圧式給水事前協議申請書

広島県水道広域連合企業団

企業長　様

申請者　　住所

氏名

連絡先（TEL）

担当者　　社名

担当者氏名

連絡先（TEL）

次の建物に直結増圧給水をしたいので、事前協議を申請します。

建物名称		
建築場所		
事業目的	□マンション　□アパート　□店舗　□事務所　□雑居ビル □その他（　　）	
建築階高	□ 新築　地上　　階　地下　　階　□ 既設　地上　　階　地下　　階	
給水戸数	給水戸数	戸数　　戸
	給水人数	給水人数　　人
使用水量	一日最大使用水量　　㎥／日　瞬時最大流量　　㎥／時	
分岐口径	配水管　　㎜　分岐給水管　　㎜	
方式	□直結増圧式給水　□直結直圧併用式給水　□貯水槽併用式給水 □直結直圧・貯水槽併用式給水	
添付書類	案内図、建物立・平面図、給水平面図、給水系統図、増圧装置機種仕様	
給水開始日		年　　月　　日　（希望日）
水圧測定値(参考)	水圧値	ＭＰａ
	測定箇所	□蛇口　□散水栓　□メーター　道路面からの高さ　　m
	測定日時	

※参考とする水圧測定場所は、案内図に示してください。

※適用する事項に、☑してください。

施工基準第10号様式

年　　月　　日

直結増圧式給水調査報告書

様

広島県水道広域連合企業団
企業長

年　　月　　日付けで申請のありましたこのことについて、次のとおり報告いたします。

建物名称				
建築場所				
協議番号		受付年月日	年　　月　　日	
建築階高	□ 新築　地上　　階　地下　　階　□ 既設　地上　　階　地下　　階			
給水戸数	給水戸数	戸数　　戸		
	給水人数	給水人数　　人		
配水管の状況	配水管口径	φ　　㎜	管種	
	給水管口径	φ　　㎜	管種	
配水管水圧	場所			
	口径	㎜		
	配水管水圧	ＭＰａ		
給水の可否	□ 可　　□ 不可			

※　適用する事項に、☑してください。

※　設計に際しての注意事項

1　「給水の可否」は、上記建築物への給水について、「配水管の状況」及び「配水管水圧」からの可否であり、実際には、給水装置工事申請に基づいた設計審査によります。

2　当該建築物の給水装置工事の設計に当たっては、「配水管水圧」の水圧に基づき、余裕を持った水理計算等でお願いします。

なお、この水圧は、事前協議申請で測定いただいた「水圧測定値」を参考に、既存配水管データ、水圧測定等からの現状の水圧になります。

施工基準第11号様式

年　　月　　日

直結増圧式給水装置設置申請書

広島県水道広域連合企業団
企業長　様

申請者　　住所
氏名
連絡先（TEL）

直結増圧式給水装置を設置するに当たり、次のとおり申請します。

設置場所	
建築物の概要	
指定給水装置工事事業者	
給水装置工事主任技術者	
添付書類	直結増圧式給水装置調書、直結増圧式給水に関する承諾書、 増圧ポンプ仕様書、減圧式逆流防止器仕様書 ※給水装置工事に係る申込み図書

施工基準第12号様式

直 結 増 圧 式 給 水 装 置 調 書

建物階数	地上　　階　　地下　　階				
住戸数	集合住宅　　戸　　・　その他　　戸				
給水形態	□増圧式給水　□直結直圧併用式給水　□貯水槽併用式給水 □直結直圧・貯水槽併用式給水 直圧系統　　階 ～　　階（　　戸）　増圧系統　　階 ～　　階（　　戸）				
配水管口径・管種	㎜		最高給水栓高	m	
給水管口径	㎜	量水器バイパスユニット	有　・　無		
親メーター	有　・　無	口径　㎜	子メーター	有　・　無	㎜　戸 ㎜　戸
計画使用水量	１日最大使用水量　　㎥/日		瞬時最大水量	ℓ/min	
水圧	設計水圧　　MPa		末端設定水圧	MPa	
設計水圧（Ｐ０）				m	
配水管と増圧装置との高低差（ｈ１）					
増圧装置１次側の給水管や給水器具の損失水頭（ｈ２）					
増圧装置の損失水頭（ｈ３）					
増圧装置２次側の給水管や給水器具の損失水頭（ｈ４）					
増圧装置と末端最高位給水器具との高低差（ｈ５）					
末端最高位の給水器具を使用するために必要な圧力（Ｐ’）					
総損失水頭（ｈｔ）　ｈｔ＝ｈ１＋ｈ２＋ｈ３＋ｈ４＋ｈ５					
増圧装置設置場所　　地上　　階　・　その他（　　）					
増圧装置 性能・仕様	メーカー名				
	型式				
	仕様				
減圧式逆流防止器	メーカー名				
	型式				
管理人					
管理方法					
検針方法					

※　適用する事項に、☑してください。

施工基準第13号様式

年　　月　　日

直結増圧式給水装置に関する承諾書（ 新設 ・ 既設 ）

広島県水道広域連合企業団
企業長　様

申請者　　住所
氏名
連絡先（TEL）

給水装置の設置場所	
増圧給水設備等の管理者	住所 氏名 電話番号
指定給水装置工事事業者	

上記の建物における直結増圧式給水について、次のことを承諾します。

1　使用者又は入居者等への周知

①　増圧給水設備の特徴を理解し使用者等に周知させるとともに、増圧給水設備についての苦情を企業団に一切申し立てません。

②　増圧給水設備の故障等の緊急時に備え、修繕連絡先を明示し、周知を図ります。

③　直結増圧式給水は、貯水槽式と異なり貯水機能がないため、配水管の断水・減水や緊急時等、また、計量法に基づくメーターの取替え時等には、水の使用ができなくなることを承諾し、使用者等に周知します。

④　停電や故障により増圧ポンプが停止したとき又は断水や水圧低下により給水不良が発生した場合においては、共用の直圧給水栓を使用するよう周知します。

2　定期点検

①　増圧給水設備の機能を適正に維持するため１年に１回以上の定期点検を行います。また、必要に応じて保守点検や修繕を速やかに行います。使用者ごとに設置する逆流防止装置等の器具についても、適正に保守します。

施工基準第14号様式

年　　月　　日

貯水槽水道（ 設置・変更・撤去 ）届

広島県水道広域連合企業団

企業長　様

申請者　　住所

氏名

連絡先（TEL）

建物名称		
建物所在地		
管理者	□ 自主管理 □ 委託管理	住所 氏名又は名称

建物	用途	□ 共同住宅　（　　）戸　□ 戸建て　□ 事務所　□ 店舗　□ 工場　□ ホテル等 □ 学校　□ 病院等　□ 社会福祉施設　□ 保健所等　□ その他（　　）					
	施工年月	年　月	階数	地上　階　地下　階		直結栓	有 ・ 無
設備	親メーター口径	φ　　㎜	取出口径	φ　　㎜	子メーター※	有（　個）・ 無	
	受水槽	設置場所	屋内 ・ 屋外（　階部）		材質	FRP ・ RC ・ （	
		有効水量	①　　㎥　②　　㎥		槽数	槽	
	高置水槽	設置場所	屋内 ・ 屋外（　階部）		材質	FRP ・ RC ・ （	
		有効水量	①　　㎥　②　　㎥		槽数	槽	

給水方式	施工前	□ 受水槽 ＋ 高置水槽　□ 直結給水方式（増圧給水を含む） □ 受水槽のみ　□ その他（　　） □ 増圧ポンプ ＋ 高置水槽
	施工後	□ 受水槽 ＋ 高置水槽　□ 直結給水方式（３階直圧、　　階直圧） □ 受水槽のみ　□ 直結増圧給水方式 □ 増圧ポンプ ＋ 高置水槽　□ その他（　　）

□ 設置・□ 変更・□ 廃止　年月日	年　　月　　日
設置理由	□ 直結給水が認められない建物（化学薬品等扱う施設、配水管圧に影響がある施設） □ 設置が適当な建物（断水の影響が大きい施設、常時一定水圧水量が必要な施設） □ 配水能力不足（配水管の口径が小さい等）　□ メーター口径が大きい □ 貯留機能の確保（地震等断水対策）　□その他（　　）
□ 変更理由 □ 廃止理由	□ 水槽の数や容量等を変更するため（受水槽＋高置水槽 → 増圧ポンプ＋高置水槽等） □ 建物の取り壊し・建て替えのため（廃止） □ 直結給水方式（増圧給水を含む）に切り替えるため（廃止） □ その他（　　）

※子メーターは、公設（企業団出庫）です。適用する事項に、☑してください。

施工基準第15号様式

年　　月　　日

給 水 装 置 工 事 検 査 申 請 書

広島県水道広域連合企業団

企業長　様

給水装置工事が完成したので、給水条例第７条第２項※に基づき、関係書類を添えて工事検査を申込みます。

工事場所	
水栓番号	
指定給水装置工事事業者	
主任技術者	
給水装置所有者	
検査年月日	年　　月　　日

※「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例」

施工基準第16号様式

受付者

給水装置工事検査確認表

工事場所			受付年月日	年　月　日	
申込者			受付番号	第　号	
検査（確認）項目		検査　（確認）　内容	給水装置工事主任技術者【確認欄】	検査立会者	
				目視・写真	聴取
分岐部からメーターまで	分岐部	分水栓が水平に設置され、防食がされていること	□	□	□
		分岐位置が他の給水取出し口及び配水管継手等から30cm以上離れていること	□	□	□
		配水管から確実に分岐されていること（誤接続でないこと）	□	□	□
	配水管及び止水栓設置状況	使用材料が適正であり、漏水がないよう適正な施工がなされていること	□	□	□
		配管経路及び埋設深さなどが適正であり、完成図と相違ないこと	□	□	□
		止水栓を適正な位置に傾きがなく設置され、完成図と相違ないこと	□	□	□
		止水栓のスピンドルが筐の中心に設置され、正常に動作すること	□	□	□
	メーター設置及び配管状況	逆取付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること	□	□	□
		設置位置が検針や取替えに際し、支障がないこと	□	□	□
		設置されている伸縮止水栓が操作に支障なく、有効な伸縮機能であること	□	□	□
メーター2次側	直結給水方式	給水管の延長や給水用具等の設置位置が完成図と相違ないこと	□	□	□
		配管及び給水用具は適正に固定され、ウォーターハンマー等が発生しないこと	□	□	□
		配水管の水圧に影響をおよぼすおそれのあるポンプ等に直結されていないこと	□	□	□
		配管の口径・経路・構造等が適正であること	□	□	□
		水質汚染・破壊・侵食・凍結等を防止するための適正な措置がなされていること	□	□	□
		水道以外の配管（井水、受水槽以下設備等）とクロスコネクションしていないこと	□	□	□
		配管材料及び給水用具は、性能基準適合品を用い、完成図の記載内容に相違ないこと	□	□	□
		配管材料及び給水用具は、適切に接合、取付けがなされ漏水がないこと	□	□	□
	直結増圧給水方式	増圧装置は、「水道用直結加圧型ポンプユニット（JWWA B 130）」の基準を満たしたものが設置されていること	□	□	□
		最上部に吸排気弁・排泥弁、止水栓等が適正に設置されていること	□	□	□
		逆止弁及び止水弁が適正に設置されていること	□	□	□
		増圧装置の一次側に逆流防止の装置が内蔵されていること	□	□	□
	貯水槽方式	受水槽の容量・材質等が完成図及び申請書に相違ないこと	□	□	□
		受水槽は適正に設置され、設置位置が完成図と相違ないこと	□	□	□
		吐水口と越流面との位置関係（吐水口空間）が適正であること	□	□	□
		受水槽周辺の配管の固定・支持が適正になされていること	□	□	□
	通水確認	各給水用具は、確実にメーターを経由し、吐水量や動作状況が適正であること	□	□	□
	耐圧試験	所定の水圧による耐圧試験において、漏水や抜け、その他異常がないこと	□	□	□
水質等確認		残留塩素濃度（0.1mg/ℓ以上）・味・臭気・色などに異常がないこと	□	□	□

【検査所見】

検査年月日　　年　　月　　日

□ 良好である

□ 軽微な改善を要するが概ね良好である

□ 再検査を要する

（再検査予定日　　年　　月　　日）

当該申請物件は、上記確認欄の記載に基づき施工しており、これに相違ないことを誓約いたします。

【指定給水装置工事事業者】

【給水装置工事主任技術者】

交付番号　　号

主任技術者

※　該当項目に☑する。検査立会人【確認欄】の記入に当たり、各検査項目（内容）については、原則として写真・目視をもって確認する。ただし、隠ぺい部や埋設部等確認が困難又は不可能な場合、給水装置工事主任技術者への聴き取り確認をもってこれに代わるものとする。

施工基準第17号様式

年　　月　　日

給 水 装 置 工 事 完 成 届

広島県水道広域連合企業団

企業長　様

給水装置工事が完成したので、水道法施行規則第23条第3号に基づき、届出します。

工事場所	
水栓番号	
指定給水装置工事事業者	
主任技術者	
給水装置所有者	
完成年月日	年　　月　　日

施工基準第18号様式

年　　月　　日

□ 給水装置工事取下げ届
□ 給水装置工事設計変更届

広島県水道広域連合企業団

企業長　様

工事場所	
水栓番号	
工事申請年月日	年　　月　　日　　受付番号
申込者	住所
	氏名　　電話番号
届出者 （指定工事業者）	
主任技術者	
［理由］	
※取扱月日	年　　月　　日

※取扱月日は、記入しないでください。

施工基準第１９号様式

年　　月　　日

給水装置所有者変更届

広島県水道広域連合企業団
企業長　様

届 出 者
住　所
氏　名
連絡先（TEL）

給水装置の所有者を変更したいので、下記のとおり届出ます。

給水装置設置場所			
給水装置の状況		□ 給水中　　□ 中止中	
メーターの設置状況		□ 有（口径φ　　㎜）　　□ 無	
誓　約 当該給水装置の所有者を変更するに当たり、利害関係人の承諾を得ていますが、第三者との問題が生じた場合は、変更後の所有者が責任をもって解決します。			
新	給水装置所有者（変更後）	住　所	
		ふりがな 氏　名	
		連絡先	（　　）
旧	給水装置所有者（変更前）	住　所	
		ふりがな 氏　名	
		連絡先	（　　）

※旧所有者が所在不明、その他の理由で同意署名が得られないときは、新所有者が所有権を取得したことを証する書類を添付すること。

施工基準第20号様式

年　　月　　日

広島県水道広域連合企業団

企業長　様

給水装置代理人・管理人（選定・変更）届

給水条例第18条及び第19条※の規定により届け出ます。

設置場所		建物名	
水栓番号			
□ 選定代理人 □ 選定管理人	住所		氏名
□ 旧代理人 □ 旧管理人	住所		氏名
選定・変更日	年　　月　　日		

室番号等	氏名	適用	室番号等	氏名	適用

※「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例」

施工基準第21号様式

年　　月　　日

広島県水道広域連合企業団

企業長　様

指定工事事業者

代表者

主任技術者

連絡先（電話番号）

自己認証品使用報告書

下記工事の施工にあたり、自己認証品を使用しますので報告いたします。

水栓番号			
工事場所			
工事申込者			
使用自己認証品			
品名	口径	型式	製造会社名

※使用自己認証品について、求められる性能基準に適合していることを証する、検査機関の試験成績書を添付してください。

施工基準第22号様式

年　　月　　日

給水装置への切替えに伴う調査報告書（受水槽以下設備等使用）

広島県水道広域連合企業団

企業長　様

指定工事業者

代表者

主任技術者氏名

連絡先（TEL）

下記のとおり、受水槽以下設備等の既設給水設備の調査内容を報告します。

記

1　設置場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　申請者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　建物名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　使用材料の確認

構造及び材質基準：水道法施行令第6条の基準（　適合　・　不適合　）

5　配管の確認

提出図面のとおり

6　管更生工事の経歴

経歴（　有　・　無　）

ライニングの塗装・工法等の状況（　確定　・未確定　）

7　水圧試験　（１．７５MPaの水圧を１分間加圧）

漏水（　有　・　無　）

8　水質試験

添付書類のとおり

9　添付書類

⑴　既設給水設備（給水管及び給水器具）の平面図・立面図

⑵　水圧試験実施中の写真

⑶　水道法第20条第3項に規定する水質試験成績証明書

施工基準第23号様式

年　　月　　日

活 水 器 等 設 置 申 請 書

広島県水道広域連合企業団

企業長　様

活水器等の設置場所		
申請者（所有者）の住所・氏名	住所	
	氏名	
	電話番号	
活水器等の型式名及び認証番号等		
指定工事事業者		

給水装置の主管部への活水器又は浄水器等の設置について、下記の条件を承諾の上、申請します。

記

（水質責任について）

1　企業団の水質責任範囲は、活水器等の上流までとし、これより下流は申請者（所有者）の責任で管理します。

（維持管理について）

2　給水条例※第24条「水道使用者の管理上の責任」の規定に基づき、活水器等の使用に応じて適正な管理を行います。

（利害関係人への周知）

3　集合住宅等、申請者（所有者）以外の使用者がいる場合は、活水器等の使用状況及び管理責任等について説明し、使用についての承諾を得ておきます。

（その他）

4　活水器等に起因して問題が生じた場合は、申請者（所有者）が責任をもって解決します。

※「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例」

５　関係法令

１　水道法（抄）
２　水道法施行令（抄）
３　水道法施行規則（抄）
４　水質基準に関する省令（抄）
５　給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
６　広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水事業の供給に関する条例（抜粋）
７　広島県水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程
８　同　三原市水道事業における水道事業給水規程
９　同　府中市水道事業における水道事業給水規程
10　同　三次市水道事業における水道事業給水規程
11　同　庄原市水道事業における水道事業給水規程
12　同　東広島市水道事業における水道事業給水規程
13　同　廿日市市水道事業における水道事業給水規程
14　同　安芸高田市水道事業における水道事業給水規程
15　同　江田島町水道事業における水道事業給水規程
16　同　熊野町水道事業における水道事業給水規程
17　同　北広島町水道事業における水道事業給水規程
18　同　大崎上島町水道事業における水道事業給水規程
19　同　世羅町水道事業における水道事業給水規程
20　同　神石高原町水道事業における水道事業給水規程
21　広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程
22　受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項（厚労省通知）

◎ 水　道　法（抄）

昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号

水道法

目次

第一章　　総則（第１条―第５条）
第二章　　水道の基盤の強化（第５条の２―第５条の４）
第三章　　水道事業
　第１節　　事業の認可等（第６条―第 13 条）
　第２節　　業務（第 14 条―第 25 条）
　第３節　　指定給水装置工事事業者（第 25 条の２―第 25 条の 11）
　第４節　　指定試験機関（第 25 条の 12―第２５条の 27）
第四章　　水道用水供給事業（第 26 条―第３１条）
第五章　　専用水道（第 32 条―第 34 条）
第六章　　簡易専用水道（第 34 条の２―第 34 条の４）
第七章　　監督（第 35 条―第 39 条）
第八章　　雑則（第 39 条の２―第 50 条の３）
第九章　　罰則（第 51 条―第 57 条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第１条　この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（責務）

第２条　国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

２　国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第２条の２　国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

２　都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等（水道事業者等の間の連携及び２以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。）の推進そ

の他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3　市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4　水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

（用語の定義）

第３条　この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2　この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3　この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が５千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4　この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5　この法律において「水道事業者」とは、第６条第１項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第 26 条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6　この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一　百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二　その水道施設の１日最大給水量（１日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

7　この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8　この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

9　この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10　この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

11　この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
12　この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

（水質基準）

第４条　水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一　病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

二　シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

三　銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。

四　異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

五　異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

六　外観は、ほとんど無色透明であること。

２　前項各号の基準に関して必要な事項は、環境省令で定める。

（施設基準）

第５条　水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一　取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

二　貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

三　導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

四　浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

五　送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

六　配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

２　水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。

３　水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

４　前３項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、国土交通省令（前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るために、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・環境省令）で定める。

第二章　水道の基盤の強化

第５条の２　（基本方針）（略）

第５条の３　（水道基盤強化計画）（略）
第５条の４　（広域的連携等推進協議会）（略）
第三章　水道事業
第１節　事業の認可等
第６条　（事業の認可及び経営主体）（略）
第７条　（認可の申請）（略）
第８条　（認可基準）（略）
第９条　（認可の期限又は条件）（略）
第 10 条　（事業の変更）（略）
第 11 条　（事業の休止及び廃止）（略）
第 12 条　（技術者による布設工事の監督）（略）
第 13 条　（給水開始前の届出及び検査）（略）
第２節　業務
（供給規程）
第 14 条　水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
２　前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
一　料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
二　料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
三　水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
五　貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
３　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。
４　水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
５　水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
６　水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
７　国土交通大臣は、前項の認可の申請が第２項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。
（給水義務）
第 15 条　水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込み

を受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第 40 条第 1 項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があってやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

（給水装置の構造及び材質）

第 16 条　水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

（給水装置工事）

第 16 条の 2　水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

2　水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3　前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

（給水装置の検査）

第 17 条　水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2　前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（検査の請求）

第 18 条　水道事業によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

2　水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

（水道技術管理者）

第 19 条　水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者１人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2　水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一　水道施設が第５条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（第 22 条の２第２項に規定する点検を含む。）

二　第 13 条第１項の規定による水質検査及び施設検査

三　給水装置の構造及び材質が第 16 条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

四　次条第１項の規定による水質検査

五　第 21 条第１項の規定による健康診断

六　第 22 条の規定による衛生上の措置

七　第 22 条の３第１項の台帳の作成

八　第 23 条第１項の規定による給水の緊急停止

九　第 37 条前段の規定による給水停止

3　水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

（水質検査）

第 20 条　水道事業者は、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2　水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して５年間、これを保存しなければならない。

3　水道事業者は、第１項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、国土交通省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

第 20 条の２から 16 まで（略）

（健康診断）

第 21 条　水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

2　水道事業者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して１年間、これを保存しなければならない。

（衛生上の措置）

第 22 条　水道事業者は、環境省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

第 22 条の２　（水道施設の維持及び修繕）（略）
第 22 条の３　（水道施設台帳）（略）
第 22 条の４　（水道施設の計画的な更新等）（略）
（給水の緊急停止）
第 23 条　水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。
２　水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。
（消火栓）
第 24 条　水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。
２　市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。
３　水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。
（情報提供）
第 24 条の２　水道事業者は、水道の需要者に対し、国土交通省令で定めるところにより、第 20 条第１項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。
（業務の委託）
第 24 条の３　水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。
第 24 条の３第２項から第８項まで（略）
第 24 条の４　（水道施設運営権の設定の許可）（略）
第 24 条の５　（許可の申請）（略）
第 24 条の６　（許可基準）（略）
第 24 条の７　（水道施設運営等事業技術管理者）（略）
第 24 条の８　（水道施設運営等事業に関する特例）（略）
第 24 条の９　（水道施設運営等事業の開始の通知）（略）
第 24 条の 10　（水道施設運営権者に係る変更の届出）（略）
第 24 条の 11（水道施設運営権の移転の協議）（略）
第 24 条の 12　（水道施設運営権の取消し等の要求）（略）
第 24 条の 13　（水道施設運営権の取消し等の通知）（略）
第 25 条　（簡易水道事業に関する特例）（略）

第３節　指定給水装置工事事業者
（指定の申請）

第 25 条の２　第 16 条の２第１項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

２　第 16 条の２第１項の指定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第 25 条の４第１項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

三　給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四　その他国土交通省令で定める事項

（指定の基準）

第 25 条の３　水道事業者は、第 16 条の２第１項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一　事業所ごとに、第 25 条の４第１項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二　国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。

三　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

ロ　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの

ハ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ニ　第 25 条の 11 第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

２　水道事業者は、第 16 条の２第１項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

（指定の更新）

第 25 条の３の２　第 16 条の２第１項の指定は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

３　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

４　前２条の規定は、第１項の指定の更新について準用する。

（給水装置工事主任技術者）

第 25 条の４　指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第３項各号に掲げる職務をさせるため、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

２　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

３　給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一　給水装置工事に関する技術上の管理

二　給水装工事に従事する者の技術上の指導監督

三　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四　その他国土交通省令で定める職務

４　給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（給水装置工事主任技術者免状）

第 25 条の５　給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、国土交通大臣及び環境大臣が交付する。

２　国土交通大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一　次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から１年を経過しない者

二　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

三　国土交通大臣及び環境大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

四　給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納の事務は、国土交通大臣が行う。

五　前各項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。

（給水装置工事主任技術者試験）

第 25 条の６　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、国土交通大臣及び環境大臣が行う。

２　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して３年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

３　給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、国土交通省令・環境省令で定める。

（変更の届出等）

第 25 条の７　指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に

届け出なければならない。

（事業の基準）

第 25 条の８　指定給水装置工事事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

（給水装置工事主任技術者の立会い）

第 25 条の９　水道事業者は、第 17 条第１項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

（報告又は資料の提出）

第 25 条の 10　水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（指定の取消し）

第 25 条の 11　水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 16 条の２第１項の指定を取り消すことができる。

一　第 25 条の３第１項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二　第 25 条の４第１項又は第２項の規定に違反したとき。

三　第 25 条の７の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第 25 条の８に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

五　第 25 条の９の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六　前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七　その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

八　不正の手段により第 16 条の２第１項の指定を受けたとき。

２　第 25 条の３第２項の規定は、前項の場合に準用する。

第４節　指定試験機関

第 25 条の 12 から 27 まで（略）

第四章　水道用水供給事業

第 26 条　（事業の認可）（略）

第 27 条　（認可の申請）（略）

第 28 条　（認可基準）（略）

第 29 条　（認可の条件）（略）

第 30 条　（事業の変更）（略）

第 31 条　（準用）（略）

第五章　専用水道

（確認）

第 32 条　専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第５条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

（確認の申請）

第 33 条　前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他国土交通省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　水道事務所の所在地

３　専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

４　第１項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　１日最大給水量及び１日平均給水量

二　水源の種別及び取水地点

三　水源の水量の概算及び水質試験の結果

四　水道施設の概要

五　水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造

六　浄水方法

七　工事の着手及び完了の予定年月日

八　その他国土交通省令で定める事項

５　都道府県知事は、第１項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第５条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

６　前項の通知は、第１項の申請を受理した日から起算して 30 日以内に、書面をもってしなければならない。

（準用）

第 34 条　第 13 条、第 19 条（第２項第三号及び第七号を除く。）、第 20 条から第 22 条の２まで、第 23 条及び第 24 条の３（第７項を除く。）の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 13 条第１項	国土交通大臣	都道府県知事
第 19 条第２項	事項	事項（第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）
第 24 条の	国土交通大臣	都道府県知事

３第２項		
第24条の３第４項	第19条第２項各号	第19条第２項各号（第三号及び第七号を除く。）
第24条の３第６項	第17条、第20条から第22条の３	第20条から第22条の２
	第25条の９、第36条第２項並びに第39条（第２項及び第３項を除く。）並びに第 40条の２第１項及び第２項	第 36 条第２項並びに第39条（第１項及び第３項を除く。）
第24条の３第８項	同項各号	同項各号（第三号及び第七号を除く。）

２　１日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第19条第３項の規定を準用しない。

第六章　簡易専用水道

第34条の２　簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

２　簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第34条の３　（検査の義務）（略）

第34条の４　（準用）（略）

第七章　監督

（認可の取消し）

第35条　国土交通大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後１年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後１年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後１年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後１年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。

２　地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、国土交通大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。

３　国土交通大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第１項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもって弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

（改善の指示等）

第 36 条　国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第５条の規定による施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

２　国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

３　都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第 34 条の２第１項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

（給水停止命令）

第 37 条　国土交通大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第１項又は第３項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第２項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

（供給条件の変更）

第 38 条　国土交通大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

２　国土交通大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

（報告の徴収及び立入検査）

第 39 条　国土交通大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第 40 条第８項において同じ。）を検査させることができる。

２　都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、

又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3　都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4　前３項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　第１項、第２項又は第３項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八章　雑則

第 39 条の２　（災害その他非常の場合における連携及び協力の確保）（略）

第 39 条の３　（日本下水道事業団法の特例）（略）

第 40 条　（水道用水の緊急応援）（略）

第 40 条の２　（災害時の給水装置の操作）（略）

第 41 条　（合理化の勧告）（略）

第 42 条　（地方公共団体による買収）（略）

第 43 条　（水源の汚濁防止のための要請等）（略）

第 44 条　（国庫補助）（略）

第 45 条　（国の特別な助成）（略）

第 45 条の２　（研究等の推進）（略）

（手数料）

第 45 条の３　給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2　給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

3　前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第 45 条の４　（意見聴取等）（略）

第 45 条の５　（国土交通大臣と環境大臣の連携）（略）

第 46 条　（都道府県が処理する事務）（略）

第 47 条　（権限の委任）（略）

第 48 条　（管轄都道府県知事）（略）

第 48 条の２　（市又は特別区に関する読替え等）（略）

（審査請求）

第 48 条の３　指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣及び環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、

国土交通大臣及び環境大臣は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 25 条第２項及び第３項、第 46 条第１項及び第２項、第 47 条並びに第 49 条第３項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（特別区に関する読替）

第 49 条　特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

第 50 条　（国の設置する専用水道に関する特例）（略）

第 50 条の２　（国の設置する簡易専用水道に関する特例）（略）

第 50 条の３　（経過措置）（略）

第九章　罰則

第 51 条　水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、５年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

２　みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、２年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

３　前２項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従って処断する。

第 52 条　次の各号のいずれかに該当する者は、３年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金に処する。

一　第６条第１項の規定による認可を受けないで水道事業を経営した者

二　第 23 条第１項（第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三　第 26 条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を経営した者

第 53 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

一　第 10 条第１項前段の規定に違反した者

二　第 11 条第１項（第 31 条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三　第 15 条第１項の規定に違反した者

四　第 15 条第２項（第 24 条の８第１項（第 31 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（第 31 条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者

五　第 19 条第１項（第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六　第 24 条の３第１項（第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務を委託した者

七　第 24 条の３第３項（第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

八　第 24 条の７第１項（第 31 条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

九　第 30 条第１項の規定に違反した者

十　第 37 条の規定による給水停止命令に違反した者

十一　第 40 条第１項（第 24 条の８第１項（第 31 条において準用する場合を含む。）

の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第３項の規定による命令に違反した者

第 53 条の２　第 20 条の 13（第 34 条の４において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 53 条の３　第 25 条の 17 第１項の規定に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 53 条の４　第 25 条の 24 第２項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、１年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 54 条　次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

一　第９条第１項（第 10 条第２項において準用する場合を含む。）の規定により認可に付せられた条件に違反した者

二　第 13 条第１項（第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者

三　第 20 条第１項（第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第 21 条第１項（第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第 22 条（第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六　第 29 条第１項（第 30 条第２項において準用する場合を含む。）の規定により認可に付せられた条件に違反した者

七　第 32 条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者

八　第 34 条の２第２項の規定に違反した者

第 55 条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一　地方公共団体以外の水道事業者であって、第７条第４項第七号の規定により事業計画書に記載した供給条件（第 14 条第６項の規定による認可があったときは、認可後の供給条件、第 38 条第２項の規定による変更があったときは、変更後の供給条件）によらないで、料金又は給水装置工事の費用を受け取つたもの

二　第 10 条第３項、第 11 条第３項（第 31 条において準用する場合を含む。）、第 24 条の３第２項（第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）又は第 30 条第３項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第 39 条第１項、第２項、第３項又は第 40 条第８項（第 24 条の８第１項（第 31 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 55 条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一　第 20 条の９（第 34 条の４において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第 20 条の 14（第 34 条の４において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳

簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三　第 20 条の 15 第１項（第 34 条の４において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 55 条の３　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

一　第 25 条の 20 の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第 25 条の 22 第１項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　第 25 条の 23 第１項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第 56 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 52 条から第 53 条の２まで又は第 54 条から第 55 条の２までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 57 条　正当な理由がないのに第 25 条の５第３項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかった者は、10 万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水道条例の廃止）

第２条　水道条例（明治 23 年法律第９号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（旧法に基く認可又は許可を受けた水道事業に関する経過措置）

第３条　この法律の施行前に旧法第２条の規定によってなされた水道の布設の許可及び旧法第３条の規定によってなされた水道の布設の認可は、この法律（以下「新法」という。）第６条第１項の規定によってなされた水道事業経営の認可（旧法による当該処分が旧法第３条に規定する事項の変更に係るものであるときは、新法第１条第１項の規定によってなされた事業変更の認可）とみなす。

２　地方公共団体以外の者について、旧法第３条第２項の規定によって附された許可年限又は旧法第４条第２項の規定によって許可書に附された事項は、新法第９条第１項（新法第 10 条第２項において準用する場合を含む。）の規定によって認可に附された期限又は条件とみなす。

（許可又は認可の申請に関する経過措置）

第４条　この法律の施行前に旧法の規定によってなされた許可又は認可の申請は、新法の相当規定によってなされたものとみなす。

（旧法に基く認可又は許可によらない水道事業に関する経過措置）

第５条　この法律の施行の際現に水道事業を経営している者（旧法第２条の規定による

許可又は旧法第３条の規定による認可を受けて経営している者を除く。）は、現に給水を行っている区域を給水区域とし、かつ、現に実施している供給条件に関する定を供給規程とする新法第６条第１項の規定による水道事業経営の認可を受けたものとみなす。

２　この法律の施行の際現に水道用水供給事業を経営している者は、新法第 26 条の規定による水道用水供給事業経営の認可を受けたものとみなす。

３　厚生大臣は、前２項に規定する者のうち地方公共団体以外の者については、新法第９条第２項の例により、前２項の規定による認可に必要な期限又は条件を附することができる。

４　前項の規定により認可に附された条件は、新法第 54 条第一号又は第六号の規定の適用については、新法第９条第１項又は第 29 条第１項の規定により附された条件とみなす。

第６条　（届出及び書類の提出）（略）

第７条　（水道の布設工事に関する経過措置）（略）

第８条　（水道技術管理者に関する経過措置）（略）

第９条　（消火せんの設置に伴う費用に関する経過措置）（略）

（施設又は区域内の専用水道）

第 10 条　新法の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第２条第１項の施設又は区域内における専用水道については、適用しない。

（国の無利子貸付け等）

第 11 条　国は、当分の間、地方公共団体に対し、第 44 条の規定により国がその費用について補助することができる水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の新設又は増設で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 86 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第２条第１項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第 44 条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

２　国は、当分の間、地方公共団体に対し、前項の規定による場合のほか、水道の整備で社会資本整備特別措置法第２条第１項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

３　前２項の国の貸付金の償還期間は、５年（２年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

４　前項に定めるもののほか、第１項及び第２項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

５　国は、第１項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第 44 条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

６　国は、第２項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

７　地方公共団体が、第１項又は第２項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第３項及び第４項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前２項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第 12 条　（道路法の一部改正）（略）

附　則　（昭和 35 年６月 23 日法律第 102 号）から

附　則　（平成 14 年２月８日法律第１号）まで（略）

附　則　（平成 15 年７月２日法律第 102 号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成 16 年３月 31 日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第６条の規定は平成 16 年４月１日から、附則第２条第１項、第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項及び第６条第１項の規定は公布の日から施行する。

（水道法の一部改正に伴う経過措置）

第３条　この法律による改正後の水道法（以下「新水道法」という。）第 20 条第３項又は第 34 条の２第２項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新水道法第 20 条の８の規定による水質検査業務規程の届出及び新水道法第 34 条の４において準用する新水道法第 20 条の８の規定による簡易専用水道検査業務規程の届出についても、同様とする。

２　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水道法第 20 条第３項及び第 34 条の２第２項の指定を受けている者は、それぞれ、この法律の施行の日に新水道法第２１条第３項及び第 34 条の２第２項の登録を受けた者とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第７条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第８条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第９条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成 16 年６月９日法律第 84 号）から（平成 29 年５月 31 日法律第 41 号）まで（略）

附　則　（平成 30 年 12 月 12 日法律第 92 号）

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第５条の規定は、公布の日から施行する。

（水道施設台帳に関する経過措置）

第２条　この法律による改正後の水道法（以下「新法」という。）第 19 条第２項（第７号に係る部分に限り、新法第 31 条において準用する場合を含む。）及び第 22 条の３（新法第 31 条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

（指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置）

第３条　この法律の施行の際現に水道法第 16 条の２第１項の指定を受けている同条第２項に規定する指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新法第 25 条の３の２第１項の更新については、同項中「５年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の前日から起算して５年（当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の５年前の日以前である場合にあっては、５年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。

（罰則に関する経過措置）

第４条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第５条　前３条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第６条　（検討）（略）

政府は、この法律の施行後５年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（令和元年６月 14 日法律第 37 号）抄から

附　則　（令和５年５月 26 日法律第 36 号）抄まで（略）

附　則　（令和７年６月４日法律第 51 号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、〔中略〕次条〔中略〕の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第２条　この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第３条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第１（第 21 条の４関係）

一　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正７年勅令第 388 号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治 36 年勅

令第 61 号）に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、１年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。

二　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、２年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。

三　臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第３条の規定による臨床検査技師の免許を有する者であって、１年以上水質検査の実務に従事した経験を有するものであること。

四　前３号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第２（第 34 条の４関係）

一　第 19 条（第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定による水道技術管理者たる資格を有する者であること。

二　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第７条の規定による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者であること。

三　第 34 条の２第２項に規定する簡易専用水道の管理の検査の補助に１年以上従事した経験を有する者であること。

四　前３号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

◎水 道 法 施 行 令（抄）

昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号

（専用水道の基準）

第１条　水道法（以下「法」という。）第３条第６項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　口径 25 ㎜以上の導管の全長　1,500 メートル

二　水槽の有効容量の合計　100 立法メートル

２　法第３条第６項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の国土交通省令で定める目的のために使用する水量が 20 立方メートルであることとする。

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第２条　法第３条第７項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 立方メートルであることとする。

第３条　（水道施設の増設及び改造の工事）（略）

第４条　（法第 11 条第２項に規定する給水装置の基準）（略）

第５条　（布設工事監督者の資格）（略）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第６条　法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

一　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。

二　配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

三　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

四　水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は、漏れるおそれがないものであること。

五　凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

六　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

七　水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

２　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあっては、国土交通省令・環境省令）で定める。

３　国土交通大臣は、前項の国土交通省令を制定し、又は改廃しようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

４　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第２項の国土交通省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

第７条　（水道技術管理者の資格）（略）
第８条　（登録水質検査機関等の登録の有効期間）（略）
第９条　（業務の委託）（略）
第１０条　（略）
第１１条　（受託水道業務技術管理者の資格）（略）
第１２条　（国庫補助）（略）
（手数料）
第１３条　法第 45 条の３第１項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一　給水装置工事主任技術者免状（以下この項において[免状]という。）の交付を受けようとする者　2,500 円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあっては、2,450 円）
二　免状の書換え交付を受けようとする者　2,150 円（電子情報処理組織を使用する者にあっては、2,050 円）
三　免状の再交付を受けようとする者　2,150 円（電子情報処理組織を使用する者にあっては、2,050 円）
２　法第 45 条の３第２項の政令で定める受験手数料の額は、21,300 円とする。
第１４条　（都道府県の処理する事務）（略）
第１５条　（指定都道府県の処理する事務）（略）
第１６条　（管轄都道府県知事）（略）
附則（昭和 36 年 12 月 12 日政令第 336 号）から
附則（令和４年５月 27 日政令第 210 号）まで(略)
附則（令和６年３月 29 日政令第 102 号）抄
（施行期日）
第１条　この政令は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２条中水道法施行令第５条の改正規定（同条第１項第六号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める部分を除く。）及び同令第７条の改正規定（同条第１項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める部分を除く。）は、令和７年４月１日から施行する。
別表（第 12 条関係）（略）

◎水道法施行規則(抄)

昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号

目次

第一章　水道事業
第１節　事業の認可等（第１条―第１７条の４）
第２節　指定給水装置工事事業者（第１８条―第３６条）
第３節　指定試験機関（第３７条―第４８条）
第二章　水道用水供給事業（第４９条―第５２条）
第三章　専用水道（第５３条・第５４条）
第四章　簡易専用水道（第５５条―第５６条の８）
第五章　雑則（第５７条）
附則

第一章　水道事業

第１節　事業の認可等

（令第１条第２項の国土交通省令で定める目的）

第１条　水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。）第１条第２項に規定する国土交通省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

第１条の２から同条の３まで(略)

第２条　（事業計画書の記載事項）（略）

第３条　（工事設計書に記載すべき水質試験の結果）（略）

第４条　（工事設計書の記載事項）（略）

第５条から第７条まで（略）

第７条の２　（事業の変更の認可を要しない軽微な変更）（略）

第８条　（変更認可申請書の添附書類等）（略）

第８条の２から同条の４まで（略）

第９条　（布設工事監督者の資格）（略）

第 10 条　（給水開始前の水質検査）（略）

第 11 条　（給水開始前の施設検査）（略）

第 12 条（法第 14 条第２項各号を適用するについて必要な技術的細目）（略）

第 12 条の２から同条の４まで(略)

第 12 条の５　法第 14 条第３項に規定する技術的細目のうち、同条第２項第五号に関するものは、次に掲げるものとする。

１　水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ　貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

ロ　貯水槽水道の利用者に対する情報提供

２　貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ　貯水槽水道の管理責任及び管理の基準
ロ　貯水槽水道の管理の状況に関する検査

第 12 条の６　（料金の変更の届出）（略）

（給水装置の軽微な変更）

第 13 条　法第 16 条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

第 14 条　（水道技術管理者の資格）（略）

第 14 条の２から同条の 16 まで(略)

第 15 条　（定期及び臨時の水質検査）（略）

第 15 条の２から同条の 10 まで(略)

第 16 条　（健康診断）（略）

第 17 条　（衛生上必要な措置）（略）

第 17 条の２から同条の４まで（略）

（情報提供）

第 17 条の５　法第 24 条の２の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあっては毎年１回以上定期に（第一号の水質検査計画にあっては、毎事業年度の開始前に）、第七号及び第八号に掲げるものにあっては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一　水質検査計画及び法第 20 条第１項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道水の安全に関する事項
二　水道事業の実施体制に関する事項（法第 24 条の３第１項の規定による委託及び法第 24 条の４第１項の規定による水道施設運営権の設定の内容を含む。）
三　水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
四　水道料金その他需要者の負担に関する事項
五　給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
六　法第 20 条第１項の規定により行う臨時の水質検査の結果
七　災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

第 17 条の６から同条の 12 まで(略)

第２節　指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第 18 条　法第 25 条の２第２項の申請書は、様式第１によるものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法第 25 条の３第１項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
二　法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
三　前項第一号の書類は、様式第２によるものとする。

第 19 条　法第 25 条の２第２項第四号の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　法人にあっては、役員の氏名

二　指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第21条第３項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第25条の５第１項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号

三　事業の範囲

（国土交通省令で定める機械器具）

第20条　法第25条の３第１項第二号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

二　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

三　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

四　水圧テストポンプ

（国土交通省令で定める者）

第20条の２　法第25条の３第１項第三号イの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（給水装置工事主任技術者の選任）

第21条　指定給水装置工事事業者は、法第16条の２の指定を受けた日から２週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

２　指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から２週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

３　指定給水装置工事事業者は、前２項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に２以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときは、当該２以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

第22条　法第25条の４第２項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第３によるものとする。

（給水装置工事主任技術者の職務）

第23条　法第25条の４第３項第四号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

二　第36条第１項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

三　給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

（免状の交付申請）

第 24 条　法第 25 条の５第１項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第４による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあっては、これに代わる書面）

二　第 33 条の規定により交付する合格証書の写し

（免状の様式）

第 25 条　法第 25 条の５第１項の規定により交付する免状の様式は、様式第５による。

（免状の書換え交付申請）

第 26 条　免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあっては、これに代わる書面）を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

２　前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第６による。

（免状の再交付申請）

第 27 条　免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失ったときは、国土交通大臣及び環境大臣に免状の再交付を申請することができる。

２　前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第７による。

３　免状を破り、又は汚した者が第１項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

４　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失った免状を発見したときは、５日以内に、これを国土交通大臣及び環境大臣に返納するものとする。

（免状の返納）

第 28 条　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、１月以内に、国土交通大臣及び環境大臣に免状を返納するものとする。

（試験の公示）

第 29 条　国土交通大臣及び環境大臣又は法第 25 条の 12 第１項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第 25 条の６第１項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

（試験科目）

第 30 条　試験の科目は、次のとおりとする。

一　公衆衛生概論

二　水道行政

三　給水装置の概要

四　給水装置の構造及び性能

五　給水装置工事法

六　給水装置施工管理法
七　給水装置計画論
八　給水装置工事事務論

（試験科目の一部免除）

第 31 条　建設業法施行令第 37 条第１項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

（受験の申請）

第 32 条　試験を受けようとする者は、様式第８による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　法第 25 条の６第２項に該当する者であることを証する書類
二　写真（旅券法施行規則（令和４年外務省令第 10 号）別表第１に定める要件を満たしたものとする。）
三　前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第９による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類

２　指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定試験機関に提出しなければならない。

（合格証書の交付）

第 33 条　国土交通大臣及び環境大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

（変更の届出等）

第 34 条　法第 25 条の７の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　法人にあっては、役員の氏名
三　給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

２　第 25 条の７の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から 30 日以内に様式第 10 による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

一　前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
二　前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第２による法第 25 条の３第１項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

（廃止等の届出）

第 35 条　法第 25 条の７の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以

内に、事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、様式第 11 による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

（事業の運営の基準）

第 36 条　法第 25 条の８に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

一　給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第 25 条の４第１項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第 25 条の４第３項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

二　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

三　水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

四　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

五　次に掲げる行為を行わないこと。

イ　令第６条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること

ロ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること

六　施行した給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から３年間保存すること。

イ　施主の氏名又は名称

ロ　施行の場所

ハ　施行完了年月日

ニ　給水装置工事主任技術者の氏名

ホ　竣工図

ヘ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト　法第 25 条の４第３項第三号の確認の方法及びその結果

第３節　指定試験機関

第 37 条　（指定試験機関の指定の申請）（略）

第 38 条　（指定試験機関の名称等の変更の届出）（略）

第 39 条　（役員の選任又は解任の認可の申請）（略）

第 40 条　（試験委員の要件）（略）

第 41 条　（試験委員の選任又は変更の届出）（略）

第 42 条　（試験事務規程の認可の申請）（略）

第 43 条　（試験事務規程の記載事項）（略）
第 44 条　（事業計画及び収支予算の認可の申請）（略）
第 45 条　（帳簿）（略）
第 46 条　（試験結果の報告）（略）
第 47 条　（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）（略）
第 48 条　（試験事務の引継ぎ等）（略）

第二章　水道用水供給事業

第 49 条　（認可申請書の添付書類等）（略）
第 50 条　（事業計画書の記載事項）（略）
第 51 条　（変更認可申請書の添付書類等）（略）
第 51 条の２から５まで　（略）
第 52 条　（準用）（略）

第三章　専用水道

第 53 条　（確認申請書の添付書類等）（略）
第 54 条　（準用）（略）

第４章　簡易専用水道

（管理基準）

第 55 条　法第 34 条の２第１項に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。

二　水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

四　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第 56 条　法第 34 条の２第２項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

２　検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境大臣）が定めるところによるものとする。

第 56 条の２から９まで(略)

第５章　雑則

第１節　立入検査

第 57 条　（証明書の様式）

第２節　権限の委任

第 58 条

第３節　情報通信の技術の利用

第 59 条から第 68 条まで　（略）

附則（昭和 35 年６年１日厚生省令第 20 号抄）から
附則（令和６年 12 月 12 日国土交通省令第 106 号）まで(略)
附則（令和７年６月 30 日環境省令第 20 号）

（施行期日）

第１条　この省令は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この省令による改正後の水道法施行規則（以下「新規則」という。）第 15 条第１項第三号ニ及び第四号ロ（同令第 54 条において準用する場合を含む。）の適用については、施行日前に実施した水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和７年環境省令第 19 号）による改正後の水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表中 20 の項の上欄に掲げる事項について同令に規定する環境大臣が定める方法によって行う検査又はこれに相当する検査は、新規則第 15 条第１項第三号ニ及び第四号ロ（同令第 54 条において準用する場合を含む。）の規定による検査とみなす。

◎水質基準に関する省令(抄)

水道法第４条第２項の規定に基づく水質基準に関する省令
平成 15 年５月 30 日厚生労働省令第 101 号
一部改正　令和７年６月 30 日環境省令第 19 号
令和８年４月１日施行

水道により供給される水は、次の表の左欄に掲げる事項につき環境大臣が定める方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

１	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
２	大腸菌	検出されないこと。
３	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
４	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
５	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
６	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
７	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
８	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。
９	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。
１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
１２	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
１３	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
１４	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
１５	１，４―ジオキサン	0.05ｍg/L以下であること。
１６	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
１７	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
１８	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
１９	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
２０	ペルフルオロ（オクタン―１―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）	0.00005mg/L以下であること。
２１	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
２２	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
２３	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
２４	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
２５	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
２６	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
２７	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
２８	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1mg/L以下であること。

２９	トリクロロ酢酸	0.3mg/L以下であること。
３０	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
３１	プロモホルム	0.09mg/L以下であること。
３２	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
３３	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
３４	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
３５	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
３６	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
３７	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
３８	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
３９	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
４０	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下であること。
４１	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
４２	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
４３	（４S,４ａS,８ａR）－オクタヒドロ－４，８ａ－ジメチルナフタレン－４ａ（２Ｈ）－オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg/L以下であること。
４４	１，２，７，７－テトラメチルビシクロ［２．２．１］ヘプタン－２－オール（別名２－メチルイソボルネオール）	0.00001mg/L以下であること。
４５	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
４６	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
４７	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	3mg/L以下であること。
４８	ｐＨ値	5.8以上8.6以下であること。
４９	味	異常でないこと。
５０	臭気	異常でないこと。
５１	色度	5度以下であること。
５２	濁度	2度以下であること。

（施行期日）

第１条　この省令は、令和８年４月１日から施行する。

◎給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

平成　9年3月19日　厚生省令第14号
一部改正　平成22年2月28日　厚生労働省令第15号
平成26年4月1日施行

（耐圧に関する基準）

第１条　給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

一　給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、国土交通大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75MPaの静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二　加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ　当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ　減圧弁が設置されているものであること。

ハ　ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ　当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

三　熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ　当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ　当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

四　パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具（次号に規定する部分を除く。）は、耐圧性能試験により0.3MPaの静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

三　前号の給水用具のうち１缶２水路型貯湯湯沸器（１つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器をいう。）は、その浴槽内の水等の加熱用の水路（熱交換器内のものに限る。）の部分については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75MPaの静水圧を１分間加えた

とき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

四　Ｏリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前３号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により 20kPa の静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

２　給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

３　家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修繕を容易に行うことができるようにしなければならない。

（浸出等に関する基準）

第２条　飲用に供する水を供給する給水装置は、国土交通大臣及び環境大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第１の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

２　給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。

３　給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されていてはならない。

４　鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

（水撃限界に関する基準）

第３条　水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、国土交通大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を２ｍ毎秒又は当該給水用具内の動水圧 0.15MPa とする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が 1.5MPa 以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（防食に関する基準）

第４条　酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

２　漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置

が講じられているものでなければならない。

（逆流防止に関する基準）

第５条　水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当し　なければならない。

一　次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（２に掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方150㎜以上の位置）に設置されていること。

イ　減圧式逆流防止器は、国土交通大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により３kPa 及び 1.5MPa の静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、国土交通大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側から－54kPa の圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が３㎜を超えないこと。

ロ　逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により３kPa 及び 1.5MPa の静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ　逆流防止給水用具のうち次の表の第１欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第２欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第３欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1)減圧弁	1.5MPa	当該減圧弁の設定圧力
(2)当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ大気に開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	3kPa 及び 1.5MPa	3kPa
(3)浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	1.5MPa	50kPa
(4)浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5MPa	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は 50kPa のいずれかの高い圧力

ニ　バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側から－54kPa の圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が 75㎜ を超えないこと。

ホ　負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側から－54kPa の圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の２分の１、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の２分の１を超えないこと。

ヘ　水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側から－54kPa の圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二　吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ　呼び径が 25 ㎜以下のものにあっては、別表第２の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の中心までの垂直距離が確保されていること。

ロ　呼び径が 25 ㎜を超えるものにあっては、別表第３の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

２　事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

（耐寒に関する基準）

第６条　屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあっては、国土交通大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により 10 万回の開閉操作を繰り返し、かつ、国土交通大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下 20 度±２度の温度で１時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下 20 度±２度の温度で１時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第１条第１項に規定する性能、第３条に規定する性能及び前条第１項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（耐久に関する基準）

第７条　弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により 10 万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第１条第１項に規定する性能、第３条に

規定する性能及び第５条第１項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

附則　（令和６年３月 29 日厚生労働省令第 65 号）　抄

（施行期日）

第１条　この省令は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　令和３年３月 31 日までの間、第２条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（次条において「新給水装置省令」という。）別表第１六価クロム化合物の項の適用については、同項中欄中「0.002 mg/l」とあるのは、「0.005 mg/l」とする。

第３条　この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、新給水装置省令第２条第１項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

別表第１

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003mg/L 以下であること。	カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/L 以下であること。	水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/L 以下であること。	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/L 以下であること。	鉛の量に関して、0.01mg/L 以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/L 以下であること。	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.002mg/L 以下であること。	六価クロムの量に関して、0.02mg/L 以下であること。
亜硝酸態窒素	0.004mg/L 以下であること。	0.04mg/L 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/L 以下であること。	シアンの量に関して、0.01mg/L 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L 以下であること。	10mg/L 以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/L 以下であること。	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下であること。

ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 0.1mg/L 以下であること。	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L 以下であること。
四塩化炭素	0.0002mg/L 以下であること。	0.002mg/L 以下であること。
１，４―ジオキサン	0.005mg/L 以下であること。	0.05mg/L 以下であること。
シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.004mg/L 以下であること。	0.04mg/L 以下であること。
ジクロロメタン	0.002mg/L 以下であること。	0.02mg/L 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/L 以下であること。	0.01mg/L 以下であること。
トリクロロエチレン	0.003mg/L 以下であること。	0.03mg/L 以下であること。
ベンゼン	0.001mg/L 以下であること。	0.01mg/L 以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008mg/L 以下であること。	0.08mg/L 以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 0.1mg/L 以下であること。	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L 以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.02mg/L 以下であること。	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.03mg/L 以下であること。	鉄の量に関して、 0.3mg/L 以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、 0.1mg/L 以下であること。	銅の量に関して、 1.0mg/L 以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 20mg/L 以下であること。	ナトリウムの量に関して、 200mg/L 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.005mg/L 以下であること。	マンガンの量に関して、 0.05mg/L 以下であること。
塩化物イオン	20mg/L 以下であること。	200mg/L 以下であること。
蒸発残留物	50mg/L 以下であること。	500mg/L 以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下であること。	0.2mg/L 以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/L 以下であること。	0.02mg/L 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.0005mg/L 以下であること。	フェノールの量に換算して、 0.005mg/L 以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5mg/L 以下であること。	3mg/L 以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5 度以下であること。	5 度以下であること。
濁度	0,2 度以下であること。	2 度以下であること。

1，2―ジクロロエタン	0.0004mg/L 以下であること。	0.004mg/L 以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01mg/以下であること。	0.01mg/L 以下であること。
酢酸ビニル	0.01mg/L 以下であること。	0.01mg/L 以下であること。
スチレン	0.002mg/L 以下であること。	0.002mg/L 以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして 0.01mg/L 以下であること。	トリエチレンテトラミンとして 0.01mg/L 以下であること。
2，4―トルエンジアミン	0.002mg/L 以下であること。	0.002mg/L 以下であること。
2，6―トルエンジアミン	0.001mg/L 以下であること。	0.001mg/L 以下であること。
1，2―ブタジエン	0.001mg/L 以下であること。	0.001mg/L 以下であること。
1，3―ブタジエン	0.001mg/L 以下であること。	0.001mg/L 以下であること。
備考　主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/L」とあるのは「0.007mg/L」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.97mg/L」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.98mg/L」とする。		

別表第２

呼び径の区分	近接壁から吐水口の 中心までの水平距離	越流面から吐水口の 中心までの垂直距離
13 ㎜以下のもの	25 ㎜以上	25 ㎜以上
13 ㎜を超え 20 ㎜以下のもの	40 ㎜以上	40 ㎜以上
20 ㎜を超え 25 ㎜以下のもの	50 ㎜以上	50 ㎜以上

備　考

1　浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「25㎜」とあり、又は「40 ㎜」とあるのは、「50㎜」とする。

2　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「25㎜」とあり、「40㎜」とあり、又は「50㎜」とあるのは、「200㎜」とする。

別表第３

区分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合			(1.7×d＋5)㎜以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が１面の場合	壁からの離れが(3×D)㎜以下のもの	(3×d)㎜以上
		壁からの離れが(3×D)㎜を超え(5×D)㎜以下のもの	(2×d＋5)㎜以上
		壁からの離れが(5×D)㎜を超えるもの	(1.7×d＋5)㎜以上
	近接壁が２面の場合	壁からの離れが(4×D)㎜以下のもの	(3.5×d)㎜以上
		壁からの離れが(4×D)㎜を超え(6×D)㎜以下のもの	(3×d)㎜以上
		壁からの離れが(6×D)㎜を超え(7×D)㎜以下のもの	(2×d＋5)㎜以上
		壁からの離れが(7×D)㎜を超えるもの	(1.7×d＋5)㎜以上

備　考

１　D：吐水口の内径（単位㎜）
　　d：有効開口の内径（単位㎜）

２　吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。

３　越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

４　浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 50㎜ 未満の場合にあっては、当該距離は 50 ㎜以上とする。

５　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴う洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 200㎜ 未満の場合にあっては、当該距離は 200 ㎜以上とする。

令和５年１月31日広島県水道広域連合企業団条例第21号

○ 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（抜粋）

目次

第１章 総則（第１条―第３条）
第２章 水道事業
第１節 給水装置の工事及び費用（第４条―第15条）
第２節 給水（第16条―第25条）
第３節 貯水槽水道（第26条―第27条）
第４節 料金、手数料及び加入金（第28条―第37条）
第５節 管理（第38条―第44条）
第３章 水道用水供給事業
第１節 供給（第45条―第52条）
第２節 給水料金及び手数料（第53条―第57条）
第３節 管理（第58条―第59条）
第４章 補則（第60条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が経営する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項、並びに水道用水供給事業において設ける水道用水供給水道（以下「水道用水供給水道」という。）の供給、給水料金その他の供給条件等に関して必要な事項を定めるものとする。

（給水区域及び給水対象）

第２条 水道事業の給水区域は、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号。以下「設置条例」という。）別表第１事業の名称の欄に掲げる事業（竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、安芸高田市水道事業、江田島市水道事業、熊野町水道事業、北広島町水道事業、大崎上島町水道事業、世羅町水道事業及び神石高原町簡易水道事業をいう。以下これらを「市町域水道事業」という。）ごとに給水区域の欄に掲げる給水区域とする。

２ 水道用水供給水道の給水対象は、設置条例別表第２に掲げる給水対象とする。

（定義）

第３条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 給水装置 法第３条第９項に規定する給水装置をいう。

⑵ 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事をいう。

⑶　受水市町　水道用水供給水道から水道用水の供給を受ける者
⑷　実使用水量　受水市町が実際に使用する水量
⑸　最大使用水量　企業長が定めた１日当たりの最大使用水量
⑹　超過水量　月間実使用水量が最大使用水量の１か月分を超えた部分の水量
⑺　承認使用水量　企業長が定めた使用水量
⑻　給水施設　受水市町が水道用水の供給を受けるために水道用水供給水道の送水施設に連結して設ける送水管、配水池及びこれらに附属する設備

第２章　水道事業

第１節　給水装置の工事及び費用

（給水装置の種類）

第４条　給水装置は、次の３種とする。

⑴　専用給水装置　１戸（世帯）又は１事業所で専用するもの
⑵　共用給水装置　１個の給水栓を２戸以上で共用するもの
⑶　私設消火栓　消防用に使用するもの

（給水装置工事の申込み）

第５条　給水装置工事を行おうとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

（給水装置工事の費用負担）

第６条　給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事を行う者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、企業団の負担とすることができる。

（給水装置工事の施行）

第７条　給水装置工事は、企業長が法第16条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。ただし、企業長がやむを得ないと認める事由がある場合は、企業長、他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が施行することができる。

２　前項本文の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめその設計について企業長の設計審査（材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。ただし、第５条ただし書の規定により申込みの必要がないと認めた工事は、この限りでない。

３　第１項の規定により給水装置工事を施行する場合においては、企業長は、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めることができる。

４　第１項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事において、当該給水装置工事に関する利害関係人その他の者から異議の申出を受けたときは、当該給水装置工事の申込者の責任において処理させるものとする。

５　前各項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第８条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していなければならない。

２　企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

３　企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

４　第２項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第９条　第７条第１項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

⑴　材料費
⑵　運搬費
⑶　労力費
⑷　道路復旧費
⑸　工事監督費
⑹　間接経費

２　前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

３　前２項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

（工事費の予納）

第10条　第７条第１項ただし書の規定により企業長が給水装置工事を施行するときは、工事申込者（第５条の規定により申込みを行った者をいう。以下同じ。）は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

２　前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

（給水装置の所有権移転の時期等）

第11条　第７条第１項ただし書の規定により企業長が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になった時とし、当該給水装置の管理は、工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

（工事費未納の場合の措置）

第12条　第10条の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、企業長は、当該給水装置を撤去することができる。

２　前項の規定により、企業長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、企業長にその損害を賠償しなければならない。

（給水装置の変更の工事）

第13条　企業長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2　前項の工事に要した費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（附帯工事の施行）

第14条　第７条第１項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事のため、建造物等の復旧を要する場合は、工事申込者において当該復旧に要する工事を施行するものとする。

（給水装置工事の拒否及び工事負担）

第15条　企業長は、配水管の施設がない場所その他やむを得ない場合においては、第５条の規定による申込みに応じないことができる。ただし、工事申込者が当該申込みに係る配水管工事の工事費及び所要経費を負担するときは、この限りでない。

2　前項の費用の額は、水道施設の新設等の工事に要する費用及びこれに付随する費用の合計額の範囲内とする。

3　前２項に定めるもののほか、水道施設の新設等に要する費用の負担に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

第２節　給水

（給水の原則）

第16条　給水は、非常災害、水道施設の損傷その他のやむを得ない事情がある場合又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほかは、制限し、又は停止しないものとする。

2　給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度、これらを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3　給水を制限し、又は停止したため損害を生ずることがあっても、企業団はその責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第17条　水道を使用しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（代理人）

第18条　企業長は、この条例に定める事項を処理させるため、給水装置所有者に代理人を請求することができる。

2　企業長は、前項の代理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

（管理人）

第19条　企業長は、給水装置の使用に関する事項を処理させるため、次の各号のいずれかに該当する者に管理人を請求することができる。

⑴　給水装置を共有する者

⑵　共用給水装置を使用する者

⑶　その他企業長が必要と認める者

2　企業長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

（メーターの設置）

第20条　給水量は、メーターにより計量する。ただし、企業長が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2　メーターは、給水装置に設置し、その位置は、企業長が定める。

3　前項に規定する場合のほか、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、貯水槽及び増圧装置（以下「貯水槽等」という。）以下の設備にメーターを設置することができる。

（メーターの貸与）

第21条　メーターは、企業長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与し、保管させる。

2　前項の規定にかかわらず、竹原市水道事業、熊野町水道事業及び大崎上島町水道事業においては口径25ミリメートルを超えるメーター、庄原市水道事業においては口径50ミリメートルを超えるメーターは、当該メーターを取り付ける給水装置の使用者又は給水装置の所有者において、その代価及び取付費を負担し、これを設置しなければならない。

3　第１項の保管を行う者、又は前項によりメーターを設置した者は善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

4　第１項の保管を行う者が、前項に規定する管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第22条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

⑴　水道の使用をやめるとき。

⑵　用途を変更し、又は複数の用途で使用しようとするとき。

⑶　消防の演習用に私設消火栓を使用するとき。

⑷　一時的に多量の水を使用するとき。

2　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

⑴　水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。

⑵　消防用として水道を使用したとき。

⑶　代理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

（私設消火栓の使用）

第23条　私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2　企業長は、私設消火栓を消防の演習に使用するときは、企業団職員の立会いをさせることができる。

（水道使用者等の管理上の責任）

第24条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、及び水の正常な計量に対し支障がないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出を要する場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、道路下の修繕その他企業長

が特に必要があると認めるものについては、企業団がその費用を負担することができる。

3　第１項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害については、水道使用者等が、その損害額を弁償しなければならない。

（給水装置及び水質の検査）

第25条　企業長は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に報告する。

2　前項の検査をした場合において特別の費用を要したときはその実費を徴収することができる。

第３節　貯水槽水道

（企業団の責務）

第26条　企業長は、貯水槽水道（法第14条第２項第５号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2　企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第27条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の２の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2　簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、企業長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第４節　料金、手数料及び加入金

（料金の支払義務）

第28条　水道の使用に係る料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2　共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について、連帯債務者とする。

3　第22条第１項の規定による水道の使用をやめる旨の届出がないときは、水道を使用しない場合でも、料金を徴収する。

（料金）

第29条　市町域水道事業の料金及びメーター使用料は、それぞれ別表第１から別表第14までのとおりとする。

（料金の算定）

第30条　企業長は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ企業長が定めた日をいう。）に使用水量を計量し、料金を算定する。各月の料金の算定方法は企業長が別に定める。

2　前項の規定にかかわらず、企業長が必要と認めるときは、毎月の定例日に使用水量を計量し、料金を算定することができる。

3　前２項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に

使用水量を計量し、その日を定例日とみなして料金を算定することができる。

4　給水を中止し、又は給水装置を廃止したときは、その都度、使用水量を計量し、料金を算定する。

（使用水量及び用途の認定）

第31条　企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

⑴　メーターに異状があったとき。

⑵　料率の異なる２種以上の用途に水道を使用するとき。

⑶　使用水量が不明のとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

（概算料金）

第32条　臨時給水その他企業長が必要と認めたときは、給水開始申込みの際企業長が定める概算料金を前納させることができる。

2　前項の料金は、給水を中止し、又は廃止したとき精算する。

（給水制限等の場合の料金）

第33条　料金は、第16条第２項の規定により給水を制限し、又は停止した場合においても、これを減免しない。

（料金の徴収方法）

第34条　料金は、納入通知書、口座振替（自動払込みを含む。）の方法により徴収する。ただし、企業長が必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者による納付又は集金の方法により徴収することができる。

2　水道の使用をやめたとき、又は第41条の規定により給水を停止されたときの料金は、その都度徴収する。

3　料金の納期限は、企業長が別に定める。

（手数料）

第35条　市町域水道事業の手数料は、それぞれ別表第15から別表第29までのとおりとし、申込者から申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるものについては、申込み後に徴収することができる。

2　既納の手数料は還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（加入金）

第36条　企業長は、給水装置の新設及びメーターの口径の増加の申込者から、加入金を徴収する。

2　給水装置の新設の申込者から徴収する加入金の区分及び金額は、市町域水道事業の区分に応じ、それぞれ別表第30から別表第43までに定める金額のとおりとする。

3　メーターの口径の増加の申込者から徴収する加入金の金額は、当該増加の申込みに係るメーターの口径の金額と当該申込者が当該申込みを行った際に使用していたメーターの口径の金額との差額とする。ただし、当該加入金の金額は、同一給水区域内のメーターの口径の増加の申込みに限る。

4　既納の加入金は還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるとき

は、その全部又は一部を還付することができる。

（料金、手数料、加入金等の減免）

第37条　企業長は、公益上その他特別な理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、加入金その他費用を軽減し、又は免除することができる。

第５節　管理

（同居人等の行為に対する責任）

第38条　水道の使用者又は給水装置の所有者は、その家族、同居人、雇人等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

（給水装置の検査等）

第39条　企業長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置の検査を行い、水道使用者等に対し、必要な措置を指示することができる。

２　水道使用者等が前項の規定により指示した措置をしないときは、企業長が代わってこれをすることができる。

３　前項の措置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第40条　企業長は、給水装置の構造及び材質が施行令第６条に規定する基準に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、使用中の給水装置の構造及び材質が同条に規定する基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

２　企業長は、給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。

ただし、法第16条の２第３項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第６条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第41条　企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その事実の継続する間、給水を停止することができる。

⑴　水道の使用者が、第９条に規定する工事費、第24条第２項に規定する修繕費、第29条の料金、第35条の手数料又は第36条の加入金を指定期限内に納入しないとき。

⑵　水道の使用者が、正当な理由がなく、第30条のメーターによる計量又は第39条の検査を拒み、又は妨げたとき。

⑶　給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

（給水装置の切離し）

第42条　企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

⑴　給水装置の所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置が使用されていないとき。

⑵　給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（過料）

第43条　企業長は、次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処することができる。

⑴　第５条の承認を受けないで給水装置工事を施行した者

⑵　第７条第１項に規定する者以外の者で、給水装置工事を施行した者

⑶　第７条第２項に規定する設計審査及び工事検査を受けないで給水装置工事を施行した者

⑷　正当な理由がなく、第20条第２項のメーターの設置、第30条のメーターによる計量、第39条の検査又は第41条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

⑸　第24条第１項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者

⑹　第29条の料金、第35条の手数料又は第36条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

⑺　前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規程若しくは指示に違反した者

（料金を免れた者に対する過料）

第44条　詐欺その他不正行為によって、第29条の料金又は第35条の手数料又は第36条の加入金の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処することができる。

第45条から第60条まで　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（処分、申込み等に関する経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧竹原市水道事業給水条例、旧三原市水道事業給水条例、旧府中市水道条例、旧三次市水道事業給水条例、旧庄原市給水条例、旧東広島市水道給水条例、旧廿日市市水道事業給水条例、旧安芸高田市水道事業給水条例、旧江田島市水道事業給水条例、旧熊野町上水道事業給水条例、旧北広島町給水条例、旧大崎上島町水道事業給水条例、旧世羅町水道事業給水条例若しくは旧神石高原町簡易水道給水条例（以下「旧市町域給水条例」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧市町域給水条例の規定によりされている工事等の申込みその他の行為（以下この項において「申込み等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申込み等の行為とみなす。

３　施行日前に旧市町域給水条例の規定により、地方公共団体の機関に対し届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この条例の相当規定により、企業長に対して届出、提出その他の

手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

４　施行日前に旧広島県水道用水供給水道条例の規定によりされた申込み、届出、承認その他の行為は、この条例の相当規定によりされた申込み、届出、承認その他の行為とみなす。

５から７まで　（略）

別表第１（第29条関係）

竹原市水道事業の給水区域における料金（１か月につき）

（１）基本料金及び従量料金

用途	基本料金	従量料金	
		使用水量	単価（１立方メートルにつき）
一般用	１戸につき680円	１立方メートル以上８立方メートルまで	50円
		８立方メートルを超え20立方メートルまで	140円
		20立方メートルを超え50立方メートルまで	150円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	160円
		100立方メートルを超え1,000立方メートルまで	175円
		1,000立方メートルを超え5,000立方メートルまで	185円
		5,000立方メートルを超え10,000立方メートルまで	200円
		10,000立方メートルを超え30,000立方メートルまで	220円
		30,000立方メートルを超え60,000立方メートルまで	230円
		60,000立方メートルを超えるもの	240円
船舶用			350円

備考

１　料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

２　「一般用」とは、船舶用及び防火用以外で使用するものをいう。

３　「船舶用」とは、船舶に供給するものをいう。

４　「防火用」とは、火災消防に使用するものをいう。

５　共用給水装置の料金について１個のメーターにより数戸給水を行う場合には各戸平

均使用したものとみなす。
6　防火用水は無料とする。ただし、私設消火栓を演習のために使用したときは１栓10分ごとに栓口25ミリメートル以下100円。同40ミリメートル以下200円。同40ミリメートルを超えるもの300円を徴収する。ただし、消防演習の場合はその証明する書類を提出し、企業長の承認を受けた場合はこの限りでない。
7　前各項に掲げる以外の使用目的に供するもの及び公益性企業と企業長が認定するものについては、その都度、企業長において特定料金を定めることができる。
8　基本料金は、使用した水量の有無にかかわらず徴収する。
9　１戸又は１構内に２個以上のメーターを使用するときはメーターごとに基本料金を徴収する。

別表第２（第29条関係）
三原市水道事業の給水区域における料金（１か月につき）
（１）基本料金

用途	メーターの口径	金額
一般用 船舶用 臨時用	13ミリメートル	1,518円
	20ミリメートル	2,079円
	25ミリメートル	2,838円
	40ミリメートル	5,676円
	50ミリメートル	11,748円
	75ミリメートル	23,760円
	100ミリメートル	38,016円
	150ミリメートル	85,536円
	200ミリメートル	118,800円

（２）従量料金

用途	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	1立方メートル以上5立方メートルまで	49.5円
	6立方メートル以上15立方メートルまで	88円
	16立方メートル以上30立方メートルまで	269.5円
	31立方メートル以上	363円
船舶用	1立方メートル以上	407円
臨時用	1立方メートル以上	660円

備考
1　表の基本料金及び従量料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
2　料金は、基本料金と従量料金との合計額とする。この場合において、１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
3　「一般用」とは、船舶用及び臨時用以外の用途に使用するものをいう。
4　「船舶用」とは、船舶用に使用するものをいう。
5　「臨時用」とは、工事その他一時的に使用するものをいう。

６ 適用基準によりがたいものがある場合の用途の適用は、企業長が認定する。

別表第３（第29条関係）
府中市水道事業の給水区域における料金（１か月につき）
（１）基本料金及び超過料金

基本料金		超過料金	
使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
7立方メートルまで	1,210円	7立方メートルを超え20立方メートルまで	248.6円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	276.1円
		30立方メートルを超えるもの	289.3円

（２）メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	84.7円
20ミリメートル	169.4円
25ミリメートル	181.5円
30ミリメートル	242円
40ミリメートル	338,8円
50ミリメートル	1,573円
75ミリメートル	1.815円
100ミリメートル	2,420円
100ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考
１ 表の基本料金及び従量料金及びメーター使用料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
２ 料金は、基本料金と従量料金及びメーター使用料との合計額とする。この場合において、１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第４（第29条関係）
三次市水道事業の給水区域における料金（１か月につき）
（１）基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	10立方メートル	2,000円	10立方メートルを超えるもの	220円
営業用	10立方メートル	2,000円	10立方メートルを超えるもの	220円

官公署 学校用	10立方メートル	2,000円	10立方メートル を超えるもの	220円
工場用	10立方メートル	2,000円	10立方メートル を超えるもの	220円
臨時用	10立方メートル	2,000円	10立方メートル を超えるもの	220円

（２）メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	80円
20ミリメートル	110円
25ミリメートル	150円
30ミリメートル	230円
40ミリメートル	320円
50ミリメートル	450円
75ミリメートル	1.000円
100ミリメートル	1,500円
150ミリメートル	2,000円
150ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考

１　料金は、表の基本料金と超過料金との合計額及びメーター使用料にそれぞれ100分の110を乗じて得た額の合計とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

２　「家事用」とは、営業用、官公署学校用、工場用及び臨時用以外の用に使用する場合をいう。

３　「営業用」とは、料理店、飲食店、娯楽場等の営業の用に使用する場合をいう。

４　「工場用」とは、物を生産し、又は加工する工場、会社等で、その目的のために使用する場合をいう。

５　「臨時用」とは、工事その他のために臨時的に使用する場合をいう。

６　消火用水は、無料とする。

７　私設消火栓を演習のため使用したときは、１消火栓につき５分ごとに500円を徴収する。ただし、消防演習の場合であって、それを証明する書類を提出し、企業長の承認を受けたときは、この限りでない。

別表第５（第29条関係）

庄原市水道事業の給水区域における料金（１か月につき）

（１）基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	8立方メートル	1,296円	8立方メートル	172円

			を超え20立方メートルまで	
			20立方メートルを超え50立方メートルまで	194円
			50立方メートルを超えるもの	237円
業務用	10立方メートル	2,376円	10立方メートルを超え50立方メートルまで	237円
			50立方メートルを超えるもの	280円
工場用	500立方メートル	86,400円	500立方メートルを超えるもの	280円
臨時用	1立方メートル	648円	1立方メートルを超えるもの5	648円
共用	5立方メートル	864円	5立方メートルを超えるもの	172円

（2）メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	86円
20ミリメートル	151円
25ミリメートル	172円
30ミリメートル	216円
40ミリメートル	302円
50ミリメートル以上	1,188円

備考

1　料金は、表の基本料金と超過料金との合計額及びメーター使用料にそれぞれ100分の110を乗じて得た額の合計とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2　「家事用」とは、一般家庭の家事用に使用するもの並びに業務用、工場用、臨時用及び共用以外の用に使用する場合をいう。

3　「業務用」とは、会社、事業所、官公署、学校等の業務のため使用するもの。ただし、家事併用で使用するものを含み、水を必要としない業種を除く。

4　「工場用」とは、製造及び加工等に常時多量に水を使用するもので、企業長が認めたもの

5　「臨時用」とは、各種工事現場その他一時的に使用するもの

6　「共用」とは、共同給水装置を使用して家事用に使用するもの又は公衆の用に使用するもの

7　１戸又は１構内に２個以上のメーターがあるときは、メーターごとに算定する。

８ メーターを共用するアパート又はこれに類する共同住宅については、１戸とみなして算定する。
９ 消火用水は、無料とする。
10 私設消火栓を演習のため使用したときは、１消火栓につき５分ごとに500円を徴収する。ただし、消防演習の場合であって、それを証明する書類を提出し、企業長の承認を受けたときは、この限りでない。

別表第６（第29条関係）
東広島市水道事業の給水区域における料金（１か月につき）
（１）基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	10立方メートル	1,580円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	226円
			20立方メートルを超えるもの	270円
業務用	10立方メートル	1,580円	10立方メートルを超え30立方メートルまで	294円
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	339円
			50立方メートルを超えるもの	385円
工場用	50立方メートル	11,973円	50立方メートルを超え100立方メートルまで	363円
			100立方メートルを超えるもの	408円
臨時用	10立方メートル	7,013円	10立方メートルを超えるもの	680円

備考
１ 表の基本料金及び超過料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
２ 「家事用」とは、専ら日常生活のためのみに水を使用するものをいう。
３ 「業務用」とは、家事用、工場用及び臨時用を除いた全てのものをいう。
４ 「工場用」とは、物の製造及び加工の用に供し、メーターの口径が40ミリメートル以上のもの又は貯水槽を設置したものをいう。
５ 「臨時用」とは、工事その他の理由により、一時的に水道を使用するものをいう。

６　共用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。

別表第７（第29条関係）

廿日市市水道事業の給水区域における料金（１か月につき）

（１）通常の場合の料金

基本料金		超過料金	
使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
10立方メートル	1,281.5円	10立方メートルを超え15立方メートルまで	169.4円
		15立方メートルを超え20立方メートルまで	209円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	222.2円
		30立方メートルを超えるもの	228.8円

（２）臨時又は消防演習用若しくは貯水槽の清掃に使用する場合

区分	金額（1立方メートルにつき）
臨時に使用する場合	715円
消防演習用又は貯水槽の清掃に使用する場合	228.8円

（３）メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	104.5円
20ミリメートル	143円
25ミリメートル	176円
40ミリメートル	401.5円
50ミリメートル	1,353円
75ミリメートル	1,771円
100ミリメートル	2,255円
150ミリメートル	3,630円
200ミリメートル	5,082円
250ミリメートル	11,000円
300ミリメートル以上	企業長が別に定める

備考

１　表の基本料金及び超過料金及びメーター使用料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

２　料金は、表の規定により算定した額とする。この場合において、１円未満の端数が

あるときは、これを切り捨てる。
3　メーター使用料は料金と合わせて徴収する。
4　基本料金は、使用水量が基本水量に満たない場合においても、最低料金としてこれを徴収する。
5　月の中途においてメーターの使用を開始し、中止し、又は廃止した場合であって水道の使用期間が１か月に満たないときのメーター使用料は、１か月分として算定する。

別表第８（第29条関係）
安芸高田市水道事業の給水区域における料金（１か月につき）
（１）基本料金

用途	メーターの口径	使用水量	金額
専用	13ミリメートル	8立方メートル	1,400円
	20ミリメートル		1,450円
	25ミリメートル		2,240円
	30ミリメートル		3,350円
	40ミリメートル		5,680円
	50ミリメートル		9,080円
	75ミリメートル以上		19,130円
臨時用	13ミリメートル		2,800円
	20ミリメートル		2,900円
	25ミリメートル		4,480円
	30ミリメートル		6,700円
	40ミリメートル		11,360円
	50ミリメートル		18,160円
	75ミリメートル以上		38,260円

（２）超過料金

用途	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
専用	8立方メートルを超え20立方メートルまで	190円
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	210円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	220円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	270円
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	290円
	500立方メートルを超えるもの	270円
臨時用	8立方メートルを超えるもの	290円

備考
1　料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

２　「専用」とは、水の使用のうち、臨時以外のものをいう。
３　「臨時用」とは、各種工事その他一時的に水を使用するものをいう。
４　消火用水（公設の消防団が私設消火栓を消防演習に使用したものを含む。）は無料とする。

別表第９（第29条関係）
江田島市水道事業の給水区域における料金（１か月につき）
（１）基本料金

用途	メーターの口径	基本水量	金額
家事専用	13ミリメートルから20ミリメートルまで	8立方メートル	1,550円
	25ミリメートルから40ミリメートルまで	20立方メートル	5,780円
	50ミリメートルから75ミリメートルまで	50立方メートル	15,000円
	100ミリメートル以上	200立方メートル	72,200円
官公庁用 学校用 病院用 営業用 工場用	13ミリメートルから20ミリメートルまで	10立方メートル	2,670円
	25ミリメートルから40ミリメートルまで	20立方メートル	5,780円
	50ミリメートルから75ミリメートルまで	50立方メートル	15,000円
	100ミリメートル以上	200立方メートル	72,200円
船舶給水用		1立方メートル	470円
共用船舶用		3立方メートル	1,680円 （1回の給水につき）
臨時用	13ミリメートルから20ミリメートルまで	10立方メートル	5,600円
	20ミリメートルを超えるもの	30立方メートル	16,800円
消火栓用	演習その他に使用するもの（公共団体以外）		4,500円 （1回につき）
	火災及び消防演習		無料
鹿川ターミナル株式会社		1立方メートル	340円
海上自衛隊第1術科学校		17,000立方メートル	4,369,000円

（２）超過料金

用途	メーターの口径	金額	
		使用水量	単価（1立方メート

			ルにつき
家事専用 官公庁用 学校用 病院用 営業用 工場用	13ミリメートルから40ミリメートルまで	基本水量を超え50立方メートルまで	245円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	255円
		100立方メートルを超えるもの	270円
	50ミリメートルから75ミリメートルまで	基本水量を超え100立方メートルまで	255円
		100立方メートルを超えるもの	270円
	100ミリメートル以上	基本水量を超えるもの	270円
船舶給水用		基本水量を超えるもの	470円
共用船舶用		基本水量を超えるもの	560円
臨時用		基本水量を超えるもの	560円
鹿川ターミナル株式会社		基本水量を超えるもの	340円
海上自衛隊第1術科学校		基本水量を超えるもの	270円

（3）メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	100円
20ミリメートル	190円
25ミリメートル	210円
30ミリメートル	340円
40ミリメートル	500円
50ミリメートル	3,600円
75ミリメートル	4,200円
100ミリメートル	5,000円
150ミリメートル	8,200円
200ミリメートル	10,600円
250ミリメートル	14,700円
300ミリメートル以上	企業長が別に定める

備考

1　料金は、表の基本料金と超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じ

て得た額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
２　「家事専用」とは、普通家事専用に使用するものをいう。
３　「営業用」とは、旅館、料理、飲食、食品製造加工販売、クリーニング、理髪、写真等営業に使用するものをいう。
４　「学校用」とは、学校等に使用するものをいう。
５　「病院用」とは、病院、診療所等に使用するものをいう。
６　「工場用」とは、工場事業場等に使用するものをいう。
７　「船舶給水用」とは、船舶用に給水使用するものをいう。
８　「臨時用」とは、臨時の給水装置により工事その他一時的の用に使用するもの及び前各号の用途以外のものをいう。
９　家事専用における共用給水装置については各戸の給水装置の管径をもって使用口径とする。
10　船舶給水において、執務時間外の給水は表の料金の５割増しとする。
11　船舶給水の料金は即納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

別表第10（第29条関係）
熊野町水道事業の給水区域における料金（１か月につき）
（１）基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	6立方メートル	1,500円	6立方メートルを超え15立方メートルまで	216円
			15立方メートルを超え20立方メートルまで	244円
			20立方メートルを超え25立方メートルまで	272円
			25立方メートルを超え30立方メートルまで	296円
			30立方メートルを超えるもの	324円
臨時用	5立方メートル	2,110円	5立方メートルを超えるもの	644円

（２）メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	107円
20ミリメートル	178円
25ミリメートル	202円

備考

１　料金は、表の基本料金と超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

２　「臨時用」とは、工事用水等臨時的に使用するものをいう。

別表第11（第29条関係）

北広島町水道事業の給水区域における料金（１か月につき）

（１）基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	10立方メートル	1,633.5円	10立方メートルを超え50立方メートルまで	176円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	181.5円
			100立方メートルを超え200立方メートルまで	187円
			200立方メートルを超え500立方メートルまで	198円
			500立方メートルを超えるもの	209円
臨時用	10立方メートル	3,267円	10立方メートルを超え50立方メートルまで	352円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	363円
			100立方メートルを超え200立方メートルまで	374円
			200立方メート	396円

			ルを超え500立方メートルまで	
			500立方メートルを超えるもの	418円
消防演習用				163.35円

（２）メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	88円
20ミリメートル	154円
25ミリメートル	209円
40ミリメートル	440円
50ミリメートル	1,045円
75ミリメートル	1,320円
100ミリメートル	2,640円

備考

１　表の基本料金及び超過料金及びメーター使用料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

２　料金は、表の規定により算定した額とする。この場合において、１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

３　「臨時用」とは、工事その他一時的に使用するものをいう。

４　メーター使用料は料金と合わせて徴収する。

５　月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときは、そのメーター使用料は、１か月分として算定する。

６　月の中途においてメーターの口径に変更があった場合は、その翌月からメーター使用料を変更する。

別表第12（第29条関係）

大崎上島町水道事業の給水区域における料金（１か月につき）

（１）基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	7立方メートル	1,375円	基本水量を超えるもの	220円
官公署用	30立方メートル	5,940円	基本水量を超えるもの	220円
工業用①（中国電力㈱用）	10立方メートル	2,46,000円	基本水量を超えるもの	185,9円
工業用②（東邦契島製錬㈱用）	15立方メートル	4,620円	基本水量を超えるもの	289.3円

（２）メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	110円
20ミリメートル	165円
25ミリメートル	220円

備考

１　表の基本料金及び超過料金及びメーター使用料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

２　料金は、表の規定により算定した額とする。この場合において、１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

３　メーター使用料は料金と合わせて徴収する。

４　月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときは、そのメーター使用料は、１か月分として算定する。

別表第13（第29条関係）

世羅町水道事業の給水区域における料金（１か月につき）

（１）基本料金

メーターの口径		基本水量	金額
13ミリメートル		10立方メートル	1,650円
20ミリメートル		10立方メートル	1,760円
25ミリメートル			2,640円
30ミリメートル			3,960円
40ミリメートル			5,280円
50ミリメートル			7,920円
75ミリメートル			14,300円
100ミリメートル			24,200円
150ミリメートル			60,500円
臨時用	13ミリメートルから20ミリメートルまで		1,760円
	25ミリメートル以上		3,960円
	口径のない場合		―円

（２）従量料金

メーターの口径	単価（1立方メートルにつき）			
	使用水量			
	基本水量を超え100立方メートルまで	100立方メートルを超え200立方メートルまで	200立方メートルを超え1,000立方メートルまで	1,000立方メートルを超えるもの
13ミリメートル	187円	253円	264円	275円

20ミリメートル	231円			
25ミリメートル				
30ミリメートル	242円			
40ミリメートル				
50ミリメートル				
75ミリメートル				
100ミリメートル				
150ミリメートル				
臨時用	374円			

備考

１　表の基本料金及び従量料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

２　料金は、基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

３　「臨時用」とは、工事その他一時的に使用するものをいう。

別表第14（第29条関係）

神石高原町簡易水道事業の給水区域における料金（１か月につき）

（１）基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般	10立方メートル	2,240円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	198円
			20立方メートルを超え40立方メートルまで	220円
			40立方メートルを超え1000立方メートルまで	264円
			100立方メートルを超えるもの	286円
臨時用	10立方メートル	4,145円	10立方メートルを超えるもの	286円

備考

１　表の基本料金及び超過料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

２　料金は、基本料金と従量料金の合計額とする。

３　「臨時用」とは、工事その他一時的又は季節的に使用するものをいう。

別表第15（第35条関係）

種類	種別	金額
1　指定給水装置工事事業者指定手数料	指定給水装置工事事業者の指定（１件につき）	10,000円
2　指定給水装置工事事業者指定更新手数料	指定給水装置工事事業者の指定の更新（１件につき）	10,000円
3　設計審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（１件につき）	2,250円
	口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（１件につき）	4,500円
	口径40ミリメートルを超えるもの（１件につき）	6,750円
4　工事検査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（１件につき）	2,250円
	口径25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの（１件につき）	4,500円
	口径40ミリメートルを超えるもの（１件につき）	6,750円

別表第16（第３５関係）

竹原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1　メーター試験手数料	口径25ミリメートル以下のもの（１件につき）	600円
	口径40ミリメートル以下のもの（１件につき）	1,500円

備考　口径50ミリメートル以上のメーター試験手数料は、その都度企業長が定める。

別表第17（第35条関係）

三原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1　水道使用承認手数料	臨時用以外の水道使用承認（１回につき）	1,000円
2　道路占用許可申請確認手数料	道路占用許可申請の確認（１件につき）	5,000円
3　給水装置図面	モノクロ（１面につき）	50円

等の写しの交付手数料	カラー（１面につき）	100円
４　証明書発行手数料	各種証明書（１件につき）	200円

別表第18（第35条関係）
府中市水道事業における手数料

種類	種別	金額
１　再開栓手数料	１件につき	1,000円

備考 再開栓手数料は、閉栓中の水道を再開栓するとき徴収する。ただし、給水停止処分のものを除く。

別表第19（第35条関係）
三次市水道事業における手数料

種類	種別	金額
１　図面等写しの交付手数料	白黒印刷（１枚につき）	10円
	カラー印刷（１枚につき）	100円

備考 図面等写しの交付手数料は、日本産業規格Ａ列４番の寸法で換算した片面印刷の枚数とする。

別表第20（第35条関係）
削除

別表第21（第35条関係）
東広島市水道事業における手数料

種類	種別	金額
１　道路占用許可申請確認手数料	１件につき	5,000円
２　証明手数料	施工実績証明又は製品納入証明（１枚につき）	300円
	給水証明その他請求者が開発許可申請を行うために必要な証明（１枚につき）	300円
	その他これらに準ずる特定の者のためにする事務で、企業長が手数料の徴収を適当と認める証明（１枚につき）	300円

備考 証明手数料の１枚とは、証明件数１件をもって１枚とする。

別表第22（第35条関係）
廿日市市水道事業における手数料

種類	種別	金額
１　設計手数料	１件につき	15,000円

2　消防演習の立会	1回につき	300円
	企業団事務所の休日及び執務時間以外の場合の1回につき	450円
3　証明手数料	各種証明書（1件につき）	300円

備考 設計手数料は、企業長が給水装置工事の設計をしたときに適用する。

別表第23（第35条関係）

削除

別表第24（第35条関係）

江田島市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1　届出手数料	給水中止届（1件につき）	1,000円
	給水開始届（1件につき）	1,000円
	所有者移転届（1件につき）	1,000円
2　証明等手数料	マッピングシステムの謄写事務手数料（1筆につき）	300円
	料金等の支払証明事務手数料（1件につき）	200円
	実績証明手数料（1件につき）	200円
	法令に基づく証明事務手数料（1件につき）	200円

別表第25（第35条関係）

削除

別表第26（第35条関係）

北広島町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1　消防演習の立会	1基につき	5,000円
2　各種証明手数料	1件につき	300円

備考 消防演習の立会が、日曜、祝祭日及び執務時間外の場合は、50パーセント増しとする。

別表第27（第35条関係）

大崎上島町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1　各種証明手数料	1基につき	314円
2　再開栓手数料	1件につき	523円

備考 再開栓手数料は、閉栓中の水道を再開栓するときの給水装置検査費用

別表第28（第35条関係）

世羅町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1　各種証明手数料	1件につき	300円

別表第29（第35条関係）

削除

別表第30（第３６条関係）

竹原市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	30,000円
20ミリメートル	60,000円
25ミリメートル	100,000円
40ミリメートル	305,000円
50ミリメートル	540,000円
75ミリメートル	1,287,000円
100ミリメートル	2,745,000円
150ミリメートル以上	企業長が別に定める

備考

1　加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2　加入金は、納入通知書の方法により給水装置の新設、又は改造の工事に着手する際に徴収する。ただし、企業長が特に必要と認めた場合は、着手後徴収することができる。

別表第31（第36条関係）

三原市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	66,000円
20ミリメートル	132,000円
25ミリメートル	198,000円
40ミリメートル	660,000円
50ミリメートル	1,188,000円
75ミリメートル	3,300,000円
100ミリメートル	19,580,000円
その他のもの	企業長が別に定める

備考
1　表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
2　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるものについては、工事申込み後、納付することができる。

別表第32（第36条関係）
府中市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	44,000円
20ミリメートル	132,000円
25ミリメートル	220,000円
30ミリメートル	341,000円
40ミリメートル	660,000円
50ミリメートル	1,210,000円
75ミリメートル	3,300,000円
100ミリメートル	6,600,000円
100ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考
1　表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
2　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。
3　1個のメーターで2戸以上の住宅（集団住宅を含む。）に給水する工事にあっては各戸の引込口径で計算した分担金の合計額又は親メーターの口径で計算した分担金のいずれか多い方の額を支払わなければならない。

別表第33（第36条関係）
三次市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	40,000円
20ミリメートル	90,000円
25ミリメートル	150,000円
30ミリメートル	300,000円
40ミリメートル	500,000円
50ミリメートル	900,000円
75ミリメートル	2,500,000円
100ミリメートル	5,000,000円
150ミリメートル	17,000,000円
150ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考
1　加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。
3　簡易水道統合前から簡易水道の給水を受けていた者に対する加入金は、次のとおりとする。
⑴ 各給水装置のメーターの口径の区分に応じ、表に規定する加入金の金額を納付してあるものとみなす。
⑵ 口径の増加により差額を算定する場合においては、表中「40,000円」とあるのは、「50,000円」と読み替える。

別表第34（第36条関係）
庄原市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	40,000円
20ミリメートル	120,000円
25ミリメートル	200,000円
30ミリメートル	360,000円
40ミリメートル	560,000円
50ミリメートル	1,000,000円
75ミリメートル	2,600,000円
100ミリメートル	4,880,000円
100ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考
1　加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
2　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。

別表第35（第36条関係）
東広島市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	66,000円
20ミリメートル	132,000円
25ミリメートル	198,000円
40ミリメートル	660,000円
50ミリメートル	1,188,000円
75ミリメートル	3,300,000円
100ミリメートル	6,600,000円
150ミリメートル	17,820,000円
150ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考
1　表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

２　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるものについては、工事申込み後、納付することができる。
３　第36条第４項ただし書に規定する企業長が特別な理由があると認める場合とは、工事を中止し、又は変更した場合とする。

別表第36（第36条関係）
廿日市市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（１か所につき）
13ミリメートル	55,000円
20ミリメートル	137,500円
25ミリメートル	253,000円
40ミリメートル	880,000円
50ミリメートル	1,650,000円
75ミリメートル	4,840,000円
100ミリメートル	9,680,000円
150ミリメートル	26,400,000円
150ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考
１　表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
２　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるものについては、工事申込み後、納付することができる。
３　第36条第４項ただし書に規定する企業長が特別な理由があると認める場合とは、工事を中止し、又は変更した場合とする。

別表第37（第36条関係）
安芸高田市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（１か所につき）
13ミリメートル	70,000円
20ミリメートル	120,000円
25ミリメートル	200,000円
30ミリメートル	400,000円
40ミリメートル	700,000円
50ミリメートル	1,000,000円
75ミリメートル以上	企業長が別に定める

備考
１　加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
２　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。

別表第38（第36条関係）

江田島市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（１か所につき）
13ミリメートル	80,000円
20ミリメートル	80,000円
25ミリメートル	350,000円
40ミリメートル	1,150,000円
50ミリメートル	2,070,000円
75ミリメートル	6,000,000円以上で企業長が別に定める
100ミリメートル	12,700,000円以上で企業長が別に定める
150ミリメートル以上	37,000,000円以上で企業長が別に定める

備考

１　加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

２　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。

３　第36条第４項ただし書に規定する企業長が特別な理由があると認める場合とは、工事を中止し、又は変更した場合とする。

別表第39（第36条関係）

熊野町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（１か所につき）
13ミリメートル	75,000円
20ミリメートル	150,000円
25ミリメートル	225,000円
40ミリメートル	600,000円
50ミリメートル	1,050,000円
75ミリメートル	2,700,000円
100ミリメートル	5,250,000円
100ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考

１　加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

２　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるものについては、工事申込み後、納付することができる。

３　第36条第４項ただし書に規定する企業長が特別な理由があると認める場合とは、工事を中止し、又は変更した場合とする。

別表第40（第36条関係）

北広島町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（１か所につき）	
	一般用	臨時用
13ミリメートル	137,500円	68,750円
20ミリメートル	302,500円	151,250円
25ミリメートル	396,000円	198,000円
40ミリメートル	1,210,000円	企業長が別に定める
50ミリメートル	1,650,000円	企業長が別に定める
75ミリメートル	4,840,000円	企業長が別に定める
100ミリメートル	9,680,000円	企業長が別に定める

備考

１　表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

２　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。

３　共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）の加入金は、次の各号に定める額とする。

⑴ 新設工事　当該共同住宅の戸数に表に定めるメーターの口径に対応する額を乗じて得た額

⑵ 改造工事及び増設工事　当該共同住宅の増加戸数に表に定めるメーターの口径に対応する額を乗じて得た額

４　「臨時用」とは、工事その他一時的に使用するものをいう。

別表第41（第36条関係）

大崎上島町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（１か所につき）
13ミリメートル	51,000円
20ミリメートル	110,000円
30ミリメートル	168,000円
40ミリメートル	551,000円
50ミリメートル	990,000円
50ミリメートルをお超えるもの	企業長が別に定める

備考

１　表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

２　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。ただし、特別な事情のあるものは、分割納付することができる。

別表第42（第36条関係）

世羅町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（１か所につき）
13ミリメートル	88,000円
20ミリメートル	110,000円
25ミリメートル	220,000円
40ミリメートル	660,000円
50ミリメートル	1,210,000円
75ミリメートル	3,850,000円
100ミリメートル以上	企業長が別に定める

備考

１　表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

２　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。

別表第43（第36条関係）

神石高原町簡易水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（１か所につき）
13ミリメートル	198,000円
20ミリメートル	253,000円
25ミリメートル	308,000円
40ミリメートル	418,000円

備考

１　表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

２　加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。

令和５年３月31日広島県水道広域連合企業団管理規程第44号

○ 広島県水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条・第４条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第５条―第９条）
第４章 給水（第10条―第19条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第20条―第29条）
第６章 管理（第30条）
第７章 貯水槽水道（第31条）
第８章 雑則（第32条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、竹原市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める竹原市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章　給水装置の構造及び材質　（給水装置の構造）

第３条　給水装置の構造は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなくてはならない。

⑴　給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

⑵　給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。

⑶　給水装置には、メーターの下流に第二止水栓を設置しなければならない。

⑷　給水管の口径は、配水管の最低水圧時においても所要水量を十分に供給できる大きさにしなければならない。ただし、この口径は取水口径より大きくしてはならない。

⑸　給水管の口径に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所及び企業長が必要と認める箇所には、貯水槽を設置しなければならない。

（給水装置の材質）

第４条　給水装置の材質は、施行令第６条によるほか、別途企業長が定める。

第３章　給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第５条　給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

⑴　新設工事　給水装置を新しく設ける工事

⑵　増設工事　給水栓数を増加する工事
⑶　改造工事　給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事
⑷　撤去工事　給水装置を撤去し、給水を停止する工事
⑸　移転工事　家屋移転等に伴い、既設の給水装置を移転する工事
⑹　修繕工事　前各号以外の軽易な工事

（給水装置工事の申込み）

第６条　条例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

２　新たに共用給水装置の設置の申込みをしようとする者は、２戸以上の連署による申込みをしなければならない。

（給水装置工事承認の取消し）

第７条　条例第５条の規定により承認した給水装置工事で、工事申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。
⑴　条例第10条第１項に規定する工事費の概算額を、指定された期限内に納付しないとき。
⑵　申込者の責めに帰すべき理由により、設計又は工事に着手することができないとき。

（利害関係人の同意書等の提出）

第８条　次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。
⑴　他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。ただし、止水栓を共有することはできない。
⑵　他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置するとき。
⑶　他の者の家屋に給水装置を設置するとき。
⑷　自己の給水装置から他人の給水装置を分岐させている者が、分岐給水装置の本管となる部分を撤去し、又は廃止するとき。
⑸　その他企業長が必要と認めたとき。

２　申込者は、給水装置の工事が官公有地に関係する場合には、申込書に許可書又はその写を添付しなければならない。

（費用の負担）

第９条　条例第７条第１項ただし書の規定により企業長が施行した給水装置工事において、工事しゅん工後６か月以内に不良箇所を発見したときは、企業団の費用で修繕する。

２　前項の期限内であっても、変災又は故意若しくは不注意による場合はこの限りでない。

第４章　給水　（メーターの設置及び管理）

第10条　条例第21条第３項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

２　企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させるこ

とができる。

3　第１項に規定する物件及び工作物の撤去並びに前項に規定するメーターの設置場所の変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

（共用給水装置の使用）

第11条　共用給水装置は、次の各号の一に該当する者に使用させる。

⑴　専用給水装置の設置をなす資力のない者と認められる者

⑵　災害又は衛生上、一時給水の必要があると認められる者

⑶　地勢の状況その他の事由で、企業長の承認を受けた者

（共用給水装置を使用出来ない者）

第12条　営業用又は多量の水を使用する者は、共用給水装置を使用することができない。

（消火栓）

第13条　消火栓は、公設又は私設とする。

2　自費にて消火用その他の設備をするときは、企業長の許可を受けなければならない。

3　私設消火栓は企業団にて封かんし、緊急止むを得ない場合の外、無断でこれを開封してはならない。火災以外に使用するときも同じである。

4　火災のため消火栓を使用したときは、消火後３日以内にその旨を届け出なければならない。

（保管責任）

第14条　水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

2　企業長は、条例第21条第４項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格等を考慮して損害額を定めるものとする。

（給水の申込み）

第15条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（代理人及び管理人の届出）

第16条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（管理人の用務）

第17条　条例第19条の規定による管理人が行う用務は、おおむね次のとおりとする。

⑴　給水の開始・廃止・異動等の届出

⑵　使用上の取締り

（各種の届出）

第18条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第19条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれか

に該当する場合をいう。

⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第５章　料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第20条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（特別な場合における料金算定）

第21条　月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は、廃止したときの基本料金は、使用日数がその月の２分の１以下のときは基本料金の２分の１とし、使用日数がその月の２分の１を超えるときは１か月分として算定する。

２　定例日以外の日において給水の種別・方法又は用途に変更があつた場合は翌月から変更の料金を徴収する。

（料金の算定及び徴収方法）

第22条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の翌月に徴収する。

２　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の前月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。

３　企業長が必要と認めるときは随時に徴収することができる。

（料金の納期限）

第23条　料金の納期限は、次に定めるところによる。

⑴　納入通知書の場合、通知書を発した日の属する月又は翌月の末日

⑵　口座振替及び自動払込みの場合、企業長が定める指定振替日

（使用水量の認定基準）

第24条　条例第31条の規定により、使用水量を認定する方法は、次のとおりとする

⑴　メーターに異常又は故障があつたときは、前年同期の使用水量に、改修後の使用水量又は故障前４か月間の平均使用水量を考慮して認定する。

⑵　メーターによる計量が不能のため、当月又は当期の使用水量が不明のときは、前月又は前期の使用水量を考慮して仮認定し、翌月又は翌期の使用水量で調整する。

（使用水量の訂正）

第25条　メーターが異常のときは、試験の結果、誤差が特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第70号）第336条に規定する使用公差を超える場合はその割合に応じて使用水量を訂正し、公差未満の場合は使用水量を訂正しない。

（概算料金の前納）

第26条　条例第32条第１項に規定する概算料金の算定は、２か月分以上の予定使用水量に応じた料金とする。ただし、使用予定期間が１か月未満の場合は１か月分とする。

（概算料金の免除）

第27条　条例第32条第１項ただし書に規定する企業長がその必要がないと認めるものは、官公署その他公の機関とする。

（料金等の減免）

第28条　条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

⑴　水道の使用者が貧困のため、負担に耐えられないと認められるとき。

⑵　そのほか、企業長が特に減免する必要があると認めるとき。

（過誤納等による料金の精算）

第２９条　料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第６章 管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第30条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が３か月以上のもの徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下

⑵　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの 徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの 徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第31条　条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵　前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章 雑則

（申込書等の様式）

第32条　申込書等の様式は、企業長が別に定める。 附 則 この規程は、令和５年４月１日から施行する。

○　広島県水道広域連合企業団三原市水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第４条―第８条）
第４章 給水（第９条―第13条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第14条―第23条）
第６章 管理（第24条）
第７章 貯水槽水道（第25条）
第８章 雑則（第26条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、三原市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める三原市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、別途企業長が定める。

第３章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第４条　給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

⑴　新設工事 給水装置が設置されていない家屋又は土地に新たに給水装置を設置する工事

⑵　改造工事 既設給水装置の給水管、給水栓等の取替え、増径又は位置の変更をする工事

⑶　撤去工事 給水装置の一部又は全部を取り除く工事

⑷　修繕工事 給水装置の部分的修理工事

（給水の方式）

第５条　給水の方式は、次のとおりとする。

⑴　直結方式 給水栓まで直結給水するもの

⑵　貯水槽方式 貯水槽への給水口まで給水するもの

⑶　併用方式 直結方式と貯水槽方式を併用して給水するもの

２　前項各号に掲げる方式は、給水装置ごとに、使用水量、水の使用箇所、水圧等を

勘案し、企業長が定める。

（給水装置工事の申込み）

第６条 条 例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

（利害関係人の同意書等の提出）

第７条 次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

⑴ 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

⑵ 他の者の所有地を通過して給水装置を設置するとき。

⑶ 前２号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

（費用の負担）

第８条 条例第24条第２項ただし書の規定による企業団の負担は、配水管の分岐からメーターまでの間における漏水修繕工事に要する費用の一部とする。その適用範囲等は、企業長が別に定める。

第４章 給水

（メーターの設置及び管理）

第９条 条例第21条第３項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

２ 企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させることができる。

３ 第１項に規定する物件及び工作物の撤去並びに前項に規定するメーターの設置場所の変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

（給水の申込み）

第10条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（代理人及び管理人の届出）

第11条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第12条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第13条 条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

２ 条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴ 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

⑵ 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第14条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（使用水量の端数計算）

第15条　メーターの計量の際、使用水量に１立方メートル未満の端数を生じたときは、その端数は、次回の検針による使用水量に算入するものとする。

（特別な場合における料金の算定）

第16条　定例日以外の日に水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合においては、当該使用を開始した日（以下「開始日」という。）から直後の定例日までの期間、又は、中止若しくは廃止又は給水を停止した日（以下「中止日等」という。）の直前の定例日又は開始日から、中止日等までの期間に係る料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じた額とする。

⑴　当該期間の日数が30日以下の場合１か月分の基本料金の額を30で除した額（以下「日割額」という。）に日数を乗じて得た額と、使用水量に応じた従量料金の額を合計した額

⑵　当該期間の日数が31日以上60日以下の場合１か月分の基本料金の額に30日を超えた日数に日割額を乗じて得た額を加えた額と、１か月あたりの使用水量に応じた従量料金の額を合計した額

⑶　当該期間の日数が61日以上の場合２か月分の基本料金の額と、１か月あたりの使用水量に応じた従量料金の額を合計した額

２　定例日から次の定例日の間に、開始日と中止日等が両方ある場合には、開始日から中止日等までの期間に係る料金の額についても、前項各号を適用する。

３　用途又はメーターの口径に変更があった場合は、第１項の中止及び開始があったものとみなす。

（料金の算定及び徴収方法）

第17条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量とみなし、１立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を奇数月に使用したものとして料金計算を行い、定例日の翌月及び翌々月に徴収する。

２　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の前月分の使用水量とみなし料金計算を行い、定例日の翌月に徴収する。

３　前条第１項第１号に該当する場合、使用を開始したものにあっては、定例日の翌々月に徴収し、使用を中止若しくは廃止又は給水を停止したものにあっては、中止日等の属する月の精算分として翌月に徴収する。

４　前条第１項第２号に該当する場合、基本料金については、当該使用期間の日数を二分したものを各月の使用日数とみなし、従量料金については、当該使用期間の使用水量を二分したものを各月の使用水量とみなして料金計算を行い、使用を開始したものにあっては、定例日の翌月及び翌々月に徴収し、使用を中止若しくは廃止又は給水を停止したものにあっては、当該使用を中止若しくは廃止又は給水を停止した日の属する月の精算分として翌月に徴収する。なお、当該使用期間の日数及び使

用水量を二分するにあたり、１日未満及び１立方メートル未満の端数が生じるときは、その端数は奇数月に含めるものとする。

（料金の納期限）

第18条　料金の納期限は、次に定めるところによる。

⑴　納入通知書の場合、通知書を発した日の属する月の末日

⑵　口座振替及び自動払込みの場合、企業長が定める指定振替日

（使用水量の認定基準）

第19条　条例第31条に該当する場合の使用水量は、前年同期間の使用水量又はその他の使用実績を参考にして、企業長が別に定める基準により認定する。

（手数料の免除）

第20条　条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

⑴　メーターの口径のみを変更するとき。

⑵　給水管の延長が５メートル以内であって、給水用具が１栓のみの増設改造工事を申し込むとき。

⑶　給水管の延長が10メートル以内の改造工事を申し込むとき。

⑷　修繕工事を行う、又は行ったとき。

⑸　撤去工事を申し込むとき。

⑹　既存貯水槽及び高置水槽本体のみの改造工事（本体の更新）を申し込むとき。ただし、当該水槽の容量に変更が生じるものを除く。

⑺　私設給水幹線布設後、これを配水管として企業団に寄付するとき。ただし、私設給水幹線から分岐する給水装置を除く。

⑻　支障移設を行うとき。

⑼　り災証明のある給水装置工事の新設又は改造を行うとき。

⑽　前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

（加入金の差額計算の適用基準）

第21条　条例第36条第３項に規定するメーターの口径の増加の申込者から徴収する加入金の差額計算は、当該給水装置の所有者が同一であるものについて行う。この場合において、撤去工事を伴うときは、条例第５条に規定する新設、改造及び撤去を同時に申し込まなければならない。

（加入金の還付）

第22条　条例第36条第４項の規定により企業長が特別な理由があると認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

⑴　加入金を納付した後において、工事を取り消したとき。

⑵　増径の改造工事に係る加入金を納付した後において、設計変更によって増径を必要としなくなったとき。

２　既設のメーターの口径を減径した場合は、減径に見合う加入金の還付は行わない。

（過誤納等による料金の精算）

第23条　料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第６章 管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第24条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が３か月以上のもの　徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下

⑵　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの　徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの　徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者　徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第25条　条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵　前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章 雑則

（申込書等の様式）

第26条　申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年３月31日広島県水道広域連合企業団管理規程第46号

○　広島県水道広域連合企業団府中市水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第４条―第８条）
第４章 給水（第９条―第14条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第15条―第20条）
第６章 管理（第21条）
第７章 貯水槽水道（第22条）
第８章 雑則（第23条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、府中市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める府中市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

⑴　給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

⑵　給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。

⑶　給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

⑷　給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。

⑸　給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。

第３章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第４条　給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

⑴　新設工事 給水装置工事を新しく設ける工事
⑵　増設工事 給水栓を増加する工事
⑶　改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事
⑷　撤去工事 給水装置を撤去し、給水を停止する工事
⑸　移転工事 家屋の移転等に伴い給水装置を移動する工事
⑹　修繕工事 給水装置の破損の修繕等で前各号以外の軽易な工事

（給水装置工事の申込み）

第５条　条例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

（給水装置工事承認の取消し）

第６条　条例第５条の規定により承認した給水装置工事で、工事申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。
⑴　条例第10条第１項に規定する工事費の概算額を、指定された期限内に納付しないとき。
⑵　申込者の責めに帰すべき理由により、設計又は２か月以内に工事に着手することができないとき。

（利害関係人の同意書等の提出）

第７条　次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。
⑴　他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
⑵　他の者の所有地を通過して給水装置を設置するとき。
⑶　前２号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

（分岐引用者への通知）

第８条　分岐引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し、又は撤去しようとするときは、あらかじめ分岐引用者に通知しなければならない。この場合、分岐引用者が管理者に対して、その給水装置の改造又は給水本管取得の手続をしないときは、水道の使用を廃止したものとみなす。

第４章 給水

（メーターの設置）

第９条　メーターは、専用給水装置ごとに１個を設置する。

２　１事業所又は１構内に対して給水するものは、これを１戸に給水するものとみなし、１個のメーターを設置する。

３　企業長は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず２個以上のメーターを設置することができる。

（消火栓）

第10条　私設消火栓を消防演習のため使用する場合は、１か所１回の出水時間は３分を超えることはできない。ただし、特に企業長の許可を受けた者は、この限りでない。

２　メーターを設置していない私設消火栓は、企業長が封かんする。

（給水の申込み）

第11条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（代理人及び管理人の届出）

第12条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第13条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第14条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

２　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

３　条例第20条の規定により設置したメーターの機能について検査の請求があったときは、企業長が日時を指定し、請求者又はその代理人の立ち合いを求めることができる。

第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第15条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（特別な場合における料金の算定）

第16条　月の中途において、水道の使用を開始又は中止したときの基本料金は、１か月の使用日数が15日以下の場合は２分の１とする。

（料金の算定及び徴収方法）

第17条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の翌月に徴収する。

２　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の属する月分として算定し、定例日の翌月に徴収する。

３　企業長が必要と認めるときは、２か月以上を一括し徴収することができる。

（料金の納期限）

第18条　納入通知書による料金の納期限は、次に定めるところによる。

期別

第１期　５月末日まで

第２期　７月末日まで

第３期　９月末日まで

第４期　11月末日まで

第５期 翌年１月末日まで
第６期 翌年３月末日まで

２　口座振替及び自動払込みによる料金の納期限は、企業長が定める指定振替日とする。

３　企業長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（使用水量の認定基準）

第19条　条例第31条の規定により、使用水量を認定する方法は、次のとおりとする。

⑴　メーターに異常を生じ、その指示数が実際の使用水量と差異があると認めたときは、前回計量のときから改修を終るまでの使用水量は、前回又は改修後の平均水量を参考にして認定する。

⑵　メーターが設置されていないときその他の理由により使用水量が不明の場合には、条例別表第３の基本料金を適用する。

（工事負担金）

第20条　条例第15条第３項による費用の負担は、新設等に要した費用の範囲内とし、その負担額は別途企業長が定める。

第６章 管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第21条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が３か月以上のもの　徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下

⑵　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの　徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの　徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者　徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第22条　条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵　前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章 雑則

（申込書等の様式）

第23条　申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年３月31日広島県水道広域連合企業団管理規程第47号

○　広島県水道広域連合企業団三次市水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第４条―第７条）
第４章 給水（第８条―第12条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第13条―第20条）
第６章 管理（第21条）
第７章 貯水槽水道（第22条）
第８章 雑則（第23条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、三次市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める三次市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、別途企業長が定める。

第３章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第４条　給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

⑴　新設工事 給水装置を新しく設ける工事
⑵　増設工事 給水栓数を増加する工事
⑶　改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事
⑷　撤去工事 給水装置を撤去し、給水を停止する工事
⑸　修繕工事 前各号以外の軽易な工事

（給水装置工事の申込み）

第５条　条例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

（給水装置工事承認の取消し）

第６条　条例第５条の規定により承認した給水装置工事で、工事申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

⑴　条例第10条第１項に規定する工事費の概算額を、指定された期限内に納付しないとき。
⑵　承認後10日以内に給水装置の位置を指定しないとき。
⑶　申込者の責めに帰すべき理由により、設計又は工事に着手することができないとき。

（利害関係人の同意書等の提出）

第７条　次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。
⑴　他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
⑵　他の者の所有地を通過して給水装置を設置するとき。
⑶　前２号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。
⑷　分岐給水装置がある場合において、本管所有者が給水装置を変更し、撤去し、又は廃止するとき。

第４章　給水

（メーターの設置及び管理）

第８条　条例第21条第３項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

２　企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させることができる。

３　第１項に規定する物件及び工作物の撤去並びに前項に規定するメーターの設置場所の変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

（給水の申込み）

第９条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（代理人及び管理人の届出）

第10条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第11条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第12条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

２　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。
⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第５章　料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第13条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（特別な場合における料金の算定）

第14条　月の中途において、水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

⑴　使用水量が、基本水量の２分の１以下のときは、基本料金の２分の１の額

⑵　使用水量が基本水量の２分の１を超えたときは、１か月分の基本料金

２　月の中途において、その用途に変更があった場合は、申請日以降の定例日から適用する。

（料金の算定及び徴収方法）

第15条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の属する月及び翌月に徴収する。

２　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の前月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。

３　企業長が必要と認めるときは、２か月分をまとめて徴収することができる。

４　共用住宅の料金の取扱いについては、１個のメーターにより給水量を計量し、条例第19条に規定する管理人から料金を徴収する。ただし、管理人から入居者と連名で申出があった場合で、企業長が必要と認めたときは、入居者ごとに、家事用の料金を適用して徴収することができる。この場合、管理人は、入居者の料金の納入について、連帯責任を負うものとする。

（料金の納期限）

第16条　料金の納期限は、次に定めるところによる。

⑴　納入通知書の場合、通知書を発した日の属する月の末日

⑵　口座振替及び自動払込みの場合、企業長が定める指定振替日

（使用水量の認定基準）

第17条　条例第31条の規定により、使用水量を認定する方法は、次のとおりとする。

⑴　メーターに異常があると認めたときは、試験をし、その結果、誤差が特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第70号）第336条に規定する使用公差を超える場合は、その割合に応じて使用水量を訂正し、使用公差以下の場合は、使用水量を訂正しない。

⑵　メーターが故障のときは、前年同期の使用水量に改修後の使用水量又は故障前４か月間の平均使用水量を考慮して認定する。

⑶　メーターによる計量が不能のため、当月の使用水量が不明のときは、前の計量月の使用水量を考慮して仮認定し、次の計量月の使用水量から精算する。

（料金等の減免）

第18条　条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

⑴　貧困のため負担に堪えない者

⑵　前号に掲げるもののほか、特別の理由があると認められる者

２　前項の場合、その事項を証明する書類を提出しなければならない。

（過誤納等による料金の精算）

第19条　料金の調定後において、メーターの過針、遅針等により、使用水量に増減を発見した場合には、発見した翌月分までに、算定料金の過不足分額を更正するものとする。

２　第14条の規定により月の中途で使用を中止し、又は廃止したときの料金は、精算し、追徴し、又は還付するものとする。

（工事負担金）

第20条　条例第15条の規定により、配水管布設に要する工事費の一部を工事申込者に負担させることができる範囲は、施工後10年以内とし、負担額は、当該施設に要した工事費を給水申込口数で除した額とする。

２　前項の規定にかかわらず住宅、団地、土地区画整理区域等については、別に企業長が定める基準により、配水管布設に要する工事費の一部を工事申込者に負担させることができる。

３　前２項の場合は、配水管の所有権は、企業団に帰属する。

第６章 管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第21条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が３か月以上のもの　徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下

⑵　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの　徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの　徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者　徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第22条　条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵　前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章 雑則

（申込書等の様式）

第23条　申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

○　広島県水道広域連合企業団庄原市水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第４条―第９条）
第４章 給水（第10条―第15条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第16条―第24条）
第６章 管理（第25条）
第７章 貯水槽水道（第26条）
第８章 雑則（第27条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、庄原市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める庄原市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、別途企業長が定める。

第３章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第４条　給水装置の工事の種類は、次のとおりとする。

⑴　新設工事 給水装置を新しく設ける工事
⑵　改造工事 給水装置を改造（増設を含む。）する工事
⑶　修繕工事 給水装置を修繕する工事
⑷　撤去工事 給水装置を撤去する工事

（給水装置工事の申込み）

第５条　条例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

（給水装置工事承認の取消し）

第６条　条例第５条の規定により承認した給水装置工事で、工事申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

⑴　条例第10条に規定する工事費を、指定された期限内に納付しないとき。
⑵　申込者の責めに帰すべき理由により、設計又は工事に着手することができない

とき。

（開発等の事前協議）

第７条　給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ企業長に協議し、同意を得なければならない。

２　企業長は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に書面により回答する。

（給水装置使用材料の証明）

第８条　企業長は、条例第７条第２項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第６条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（利害関係人の同意書等の提出）

第９条　次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

⑴　他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

⑵　他の者の所有地を通過して給水装置を設置するとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

第４章 給水

（保管責任）

第10条　水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

２　企業長は、条例第21条第４項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格等を考慮して損害額を定めるものとする。

（給水の申込み）

第11条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（代理人及び管理人の届出）

第12条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第13条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第14条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

２　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

（配水管布設の条件等）

第15条　条例第15条に規定する配水管の新規布設は、１か月の使用水量がおおむね170立方メートル以上で、配水管の口径は75ミリメートル以上とする。

第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第16条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（定例日）

第17条　条例第30条第１項に規定する定例日とは、月の初日から10日までの期間内のメーターの計量を行う日をいう。

（特別な場合における料金算定）

第18条　親子メーターがある場合において、親メーターと子メーターの計量数値が特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第70号）第336条に規定する使用公差を超える場合は、その超える部分を認定により算定することができる。

２　月の中途において、水道の使用を開始し、若しくは使用を中止したとき、又は種別、用途区分若しくはメーターの口径に変更があったときの料金は、次のとおりとする。

⑴　計量給水

ア　計量給水において、使用水量が基本水量の２分の１以下のときは、基本料金の２分の１とし、使用水量が基本水量の２分の１を超えるときは１か月として算定した額

イ　月の中途において、その種別又は用途区分に変更があったときは、使用日数が多い方の料率（使用日数が同じときは、変更後の料率）で算定した額

⑵　メーター使用料

ア　月の中途において、メーターの使用を開始し、又は使用を中止したときは、１か月として算定した額

イ　月の中途において、メーターの口径を変更したときは、使用日数が多い方のメーター（ただし、使用日数が同じときは、変更後のメーター）で算定した額

（料金の算定及び徴収方法）

第19条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを定例日の月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の属する月及び翌月に徴収する。

２　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の前月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。

３　企業長が必要と認めるときは随時に徴収することができる。

（料金の納期限）

第20条　料金の納期限は、通知書を発した日の属する月の末日とする。ただし、12月は28日、３月は25日とする。

２　口座振替及び自動払込みの場合、企業長が定める指定振替日とする。

（使用水量等の認定基準）

第21条　条例第31条の規定による使用水量及び用途を認定する方法は、次のとおりとする。

⑴　メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。

⑵　漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前３回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難いときは、見積量による。

⑶　料率の異なる２種以上の用途に水道を使用するとき又は用途区分の判断が難しいときは、それぞれの用途に係る使用水量に対応する超過料金の額が高額である用途区分とする。

⑷　メーターが設置されていないときは、１世帯１か月につき４人まで20立方メートルとし、１人を増すごとに５立方メートルを加算した水量とする。ただし、月の中途に異動して使用日数が15日以内のときは、その２分の１の水量とする。

（料金等の減免）

第22条　条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

⑴　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者の加入金

⑵　災害その他の理由により料金の納入が困難である者の料金

⑶　公益上その他特別の理由があるもの

２　前項の規定による料金等の軽減又は免除を受けようとする者は、企業長が別に定める申請書を提出しなければならない。

３　企業長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（過誤納等による料金の精算）

第23条　料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

（工事負担金）

第24条　条例第15条の規定により新たに配水管を布設したときは、次に掲げる費用の合計額（以下「工事負担金」という。）を、当該配水管から給水を受けようとする者から、将来この配水管から給水の申込みが予想される件数（口径13ミリメートルを１件とする。）で除して得た金額をもって１件当たりとし負担させることができる。

⑴　工事に要する費用

ア　工事請負費

イ　道路復旧費

ウ　設計監督費

エ　諸経費

⑵　その他の費用

２　条例第15条の規定により、当該工事申込者が工事負担金を負担する場合の額の決

定等は、次に定めるところによるものとし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

配水管布設に要する費用等の額	工事負担金
100万円以下	同左の金額の80パーセント以上
100万円を超え500万円以下	同左の金額の85パーセント以上
500万円を超え1,000万円以下	同左の金額の90パーセント以上
1,000万円を超えるもの	同左の金額の95パーセント以上

3　前２項の工事負担金の算出において、口径別の件数の計算は、次に定めるところによるものとする。

メーターの口径	件数
13ミリメートル以下	1
13ミリメートルを超え20ミリメートル以下	3
20ミリメートルを超え25ミリメートル以下	5
25ミリメートルを超え30ミリメートル以下	9
30ミリメートルを超え40ミリメートル以下	14
40ミリメートルを超え50ミリメートル以下	25
50ミリメートルを超えるもの	別に定める件数

4　企業長が前３項の基準によることが不適当と認めたときは、別に定める基準による。

5　条例第15条の規定による給水の申込みをした者は、工事負担金を企業長が指定する日までに全額納入しなければならない。ただし、企業長が特に理由があると認めるときは、分納することができる。

6　前項の給水の申込者が、工事負担金を企業長が指定する日までに納入しないときは、申込みを取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

7　既納の工事負担金は、還付しない。ただし、企業長が配水管等の布設工事に着手する前に給水の申込者が申込みを取り消したときは、この限りではない。

8　工事負担金の納入について、水道事業が負担した額に到達した場合は、次に定めるところによる。

期間	負担額
負担額に到達した翌年度から５年間	従前の額
上記の期間経過後５年間	従前の額の２分の１
上記の期間経過後	工事負担金免除

9　前項の規定にかかわらず、工事施行後10年を経過し、かつ水道事業が負担した額に到達した配水管については、当該工事負担金の納入を免除することができる。

第６章 管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第25条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期

間が３か月以上のもの 徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下

⑵ 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの 徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶ 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの 徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷ 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第26条 条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴ 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵ 前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章 雑則

（申込書等の様式）

第27条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

○　広島県水道広域連合企業団東広島市水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第４条―第８条）
第４章 給水（第９条―第16条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第17条―第23条）
第６章 管理（第24条）
第７章 貯水槽水道（第25条）
第８章 雑則（第26条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、東広島市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める東広島市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、別途企業長が定める。

第３章 給水装置の工事及び費用

（給水の方式）

第４条　給水の方式は、次のとおりとする。

⑴　直結方式 配水管の水圧を利用して給水するもの

⑵　貯水槽方式 水道水を貯水槽に貯留して給水するもの

⑶　併用方式 一の建築物において、前２号に規定する方式を併用して給水するもの

（共用給水装置の設置）

第５条　共用給水装置は、公設又は私設とする。

２　公設の共用給水装置の設置は、企業長が必要と認める場合に限る。

（給水装置工事の申込み）

第６条　条例第５条に規定する給水装置工事の申込み、貯水槽以下の装置の工事（当該装置に条例第21条に規定するメーターを設置する場合又は設置されているものに限る。）又は自家用給水設備を給水装置に切り替える工事の申込みをしようとする者は、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

（利害関係人の同意書等の提出）

第７条　次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

⑴　他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

⑵　他の者の所有地を通過して給水装置を設置又は通過している給水装置を撤去するとき。

⑶　自己の給水装置から他人の給水装置を分岐させている者が、分岐給水装置の本管となる部分を撤去し、又は廃止するとき。

⑷　その他企業長が必要と認めたとき。

（費用の負担）

第８条　条例第24条第２項ただし書の規定による企業団の負担は、次に掲げる費用とする。

⑴　道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道の敷地に布設されている給水装置に係る修繕その他の処置に要した費用

⑵　配水管の取出口から水道メーターまでの間の給水装置のうち前号に規定する土地以外の土地に布設されているものが漏水した場合における当該給水装置の修繕その他の処置に要した費用のうち、企業団が負担することが適当と認められるもの

第４章　給水

（メーターの設置及び管理）

第９条　条例第21条第３項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

２　企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させることができる。

（共用給水装置の使用）

第10条　公設の共用給水装置は、災害又は衛生上の理由により一時的に水を供給する必要がある場合その他特別の事情があると認められる場合に使用させるものとする。

２　企業長は、公設の共用給水装置を使用する者に、その鍵を交付する。

３　前項の規定により交付された鍵は、給水栓に取り付けたまま放置してはならない。

４　第２項の者は、同項の規定により交付された鍵を毀損し、又は亡失したときは、その再交付を受けなければならない。この場合においては、その実費を企業団に納付しなければならない。

（保管責任）

第11条　水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、業長に届け出なければならない。

２　企業長は、条例第21条第４項の規定により亡失又は毀損したメーターの弁償をさせようとするときは、メーター口径の価格に減耗率等を乗じた金額を徴収するものとする。

（給水の申込み）

第12条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、貯水槽等（貯水槽及び高置水槽をいい、条例第20条の規定により設置したメーターによる水量に貯水槽又は高置水槽に給水される水量が含まれる場合における当該貯水槽及び高置水槽を除く。以下この項において同じ。）の清掃のために給水を受けようとする者がする条例第17条の規定による申込みは、別に定める申込書に貯水槽等の所在地、給水を受けようとする者の住所及び氏名、清掃を行う期間、貯水槽等の規模その他必要事項を記載して行わなければならない。

（代理人及び管理人の届出）

第13条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（管理人の用務）

第14条　条例第19条の規定による共用給水装置の管理人が行う用務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

⑴　給水の開始・中止・異動等の届出

⑵　使用上の取締り

（各種の届出）

第15条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第16条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

２　メーターの検査を行う場合には、請求者を立ち会わせることができる。

３　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第５章　料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第17条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（定例日）

第18条　条例第30条第１項に規定する定例日とは、偶数月の月の初日から12日までの期間内のメーターの計量を行う日をいう。

（特別な場合における料金の算定）

第19条　月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合におい

て、次の各号に掲げるときの基本料金の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　当該月の連続した使用日数が15日以内のとき　基本料金の額に２分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）

⑵　当該月の連続した使用日数が16日以上のとき　基本料金の額

２　水道の使用を中止し、又は廃止した使用者が当該中止し、又は廃止した日から当該月の末日までに同一の用途に係る水道の使用を開始したときは、条例第30条第４項及び前項の規定にかかわらず、当該使用した日数を１か月とみなしてそれぞれの使用水量を合計した量に基づき算定した額を当該月の料金とする。

３　月の中途において用途に変更があったときの料金は、使用日数の多い方の用途の料金によりこれを算定する。ただし、使用日数が同じであるときは、新しい用途の料金により算定する。

４　１個のメーターを料金の異なる２種以上の用途に使用したときの料金は、高額の料金によりこれを算定する。

５　１個のメーターで２戸以上の使用水量を計量する場合において、企業長が必要と認めるものについては、各戸につき料金を算定することができる。

（料金の算定及び徴収方法）

第20条　基本料金は、隔月の定例日のものにあっては、定例日の属する月及び翌月分として、定例日の翌月に２か月分を徴収する。毎月の定例日のものにあっては、定例日の属する月分として、定例日の属する月に徴収する。

２　超過料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを、定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の翌月に２か月分を徴収する。毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の前月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。

３　企業長が必要と認めるときは、毎月及び随時に徴収することができる。

（料金の納期）

第21条　２か月ごとに徴収する料金の納期は、奇数月の月の初日から末日までとする。

（過誤納等による料金の精算）

第22条　料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

（加入金の差額計算の適用基準）

第23条　条例第36条第３項に規定するメーターの口径の増加の申込者から徴収する加入金の差額計算（以下「差額計算」という。）は、当該給水装置の所有者が同一であるものについて行う。この場合において、当該給水装置の所有者は、条例第５条の規定による申込みの際に、当該申込みを行った際に使用していたメーターの口径及び個数に関する書類を添付しなければならない。

２　土地区画整理事業により立ち退く者が給水装置を新設する場合の差額計算は、前項後段の規定にかかわらず、当該土地区画整理事業施行者発行の証明書等の提出時に行うことができる。

第６章 管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第24条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が３か月以上のもの　徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下

⑵詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの　徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの　徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者　徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第25条　条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵　前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章 雑則

（申込書等の様式）

第26条　申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年３月31日広島県水道広域連合企業団管理規程第50号

○　広島県水道広域連合企業団廿日市市水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条・第４条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第５条―第12条）
第４章 給水（第13条―第18条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第19条―第26条）
第６章 管理（第27条）
第７章 貯水槽水道（第28条）
第８章 雑則（第29条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、廿日市市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める廿日市市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、別途企業長が定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第４条　条例第８条第２項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

⑴　産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第１項により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第１項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

⑵　製品が施行令第６条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

⑶　製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第６条に定める構造材質基準への適合性を証明したもの

２　前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたとき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めたときは、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができ

る。

第３章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第５条　給水装置の工事の種類は、次のとおりとする。

⑴　新設工事 給水装置を新しく設ける工事

⑵　改造工事 給水装置の全部又は一部を取り替える工事

⑶　修繕工事 給水装置を修理する工事

⑷　撤去工事 給水装置の全部又は一部を撤去する工事

（給水の方式）

第６条　給水の方式は、次のとおりとする。

⑴　直結方式 給水栓まで直結給水するもの

⑵　貯水槽方式 貯水槽への給水口まで給水するもの

⑶　併用方式 直結方式と貯水槽方式を併用して給水するもの

２　前項各号に掲げる方式は、給水装置ごとに、使用水量、水の使用箇所、水圧等を勘案し、企業長が定める。

（共用給水装置の設置及び使用）

第７条　共用給水装置の設置及び使用は、企業長が必要と認める場合に限る。

（給水装置工事の申込み）

第８条　条例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申請書（以下「申請書」という。）の提出をもって行う。

（給水装置工事承認の取消し）

第９条　条例第５条の規定により承認した給水装置工事で、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

⑴　条例第10条に規定する工事費を、指定された期限内に納付しないとき。

⑵　申込者の責めに帰すべき理由により、承認した日から30日以内に工事に着手することができないとき。

（給水装置使用材料の証明）

第10条　企業長は、条例第７条第２項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第６条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（利害関係人の同意書等の提出）

第11条　次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

⑴　他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

⑵　他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置するとき。

⑶　自己の給水装置から他人の給水装置を分岐させている者が、分岐給水装置の本管となる部分を撤去し、又は廃止するとき。

⑷　その他企業長が必要と認めたとき。

（費用の負担）

第12条　条例第７条第１項ただし書の規定により企業長が施行した給水装置工事において、工事しゅん工後６月以内に不良箇所を発見したときは、企業団の費用で修繕する。

２　条例第24条第２項ただし書の規定による企業団の負担は、配水管の分岐からメーターまでの間における漏水修繕工事に要した費用のうち、企業団が負担することが適当と認められるものとする。

第４章 給水

（メーターの設置及び管理）

第13条　条例第21条第１項により設置したメーターが、次の各号のいずれかに該当するときは、所有者又は使用者は企業長の指示に従い、速やかに改修し、又は設置場所を変更しなければならない。

⑴　メーターの設置場所に物件を堆積し、又は工作物を設けたとき。

⑵　メーターが埋立工事その他により埋没したとき。

⑶　量水器ますを破損させたとき。

⑷　企業長がメーターの管理上特に必要と認めたとき。

２　所有者又は使用者が前項の指示に従わないときは、企業長が施行して、その費用を水道使用者等から徴収する。

３　条例第20条第３項の規定により、貯水槽以下の装置にメーターを設置する場合は、指定給水装置工事事業者が施行しなければならない。

（保管責任）

第14条　水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したとき、企業長に届け出なければならない。

２　企業長は、条例第21条第４項の規定により亡失又は毀損したメーターの弁償をさせようとするときは、その時点の同等品の購入金額を徴収するものとする。

（給水の申込み）

第15条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（代理人及び管理人の届出）

第16条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第17条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第18条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

２　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の

検査以外の検査を行うとき。

⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第19条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（定例日）

第20条　条例第30条第１項に規定する隔月の定例日は、次の表に掲げる期間内でメーターの計量を行う日とする。ただし、企業長が必要と認めたとき又はやむを得ないときは、これを変更することができる。

期	検針期間
第１期	４月１日から同月７日まで
第２期	６月１日から同月７日まで
第３期	８月１日から同月７日まで
第４期	10月１日から同月７日まで
第５期	12月１日から同月７日まで
第６期	２月１日から同月７日まで

（特別な場合における料金の算定）

第21条　月の中途において給水を開始し、中止し、又は廃止した場合であって水道の使用期間が１か月に満たないときの料金は、１か月分としてこれを算定する。

２　１戸又は１構内に２個以上のメーターがあるときは、メーターごとに料金を算定する。

（料金の算定及び徴収方法）

第22条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の翌月に徴収する。

２　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の前月分として算定し、定例日の翌月に徴収する。

３　企業長が必要と認めるときは、毎月又は随時に徴収することができる。

４　料金を２月ごとに徴収する場合の徴収区分、徴収期間は、次のとおりとする。

徴収区分	徴収期間
第１期（２・３月分）	５月１日から同月31日まで
第２期（４・５月分）	７月１日から同月31日まで
第３期（６・７月分）	９月１日から同月30日まで
第４期（８・９月分）	11月１日から同月30日まで
第５期（10・11月分）	１月１日から同月31日まで
第６期（12・１月分）	３月１日から同月31日まで

（使用水量の認定基準）

第23条　条例第31条に該当する場合の使用水量は、前年同期の使用水量その他の使用

実績等を参酌して認定する。

（料金等の減免）

第24条　条例第37条に規定する、その他特別の事由があると認めたときは、次の各号に掲げるときとする。

⑴　災害により費用の負担に堪えられないと認められるとき。

⑵　前号のほか、公益上その他特別の理由があると認められるとき。

（加入金の還付）

第25条　条例第36条第１項の規定による加入金は、給水装置の合併、撤去の工事によりメーターの使用を廃止し、又は改造工事によりメーターを内径の小なるものと取り替えても、納付した加入金は、還付しない。

（工事負担金）

第26条　条例第15条第１項の規定により、工事申込者に負担させる額（以下「工事負担金」という。）は、次の各号に定めるところによる。

⑴　工事のため配水管を布設しなければならないときは、地域の将来需要を推定して布設する配水管の口径を定め、このうち工事申込者が必要とする口径の配水管又は給水管布設工事費相当額を工事申込者の負担とする。ただし、配水管布設計画に基づいて布設する配水管については、この限りでない。

⑵　住宅団地造成地又は土地区画整理等の事業地若しくはこれらに類する地域（以下「開発地」という。）に対し、工事申込者が負担する金額及び施設用地等に関する事項は、企業長が別に定めるところによる。

⑶　前２号の工事負担金については、その概算額を工事着手前に、あらかじめ納入しなければならない。ただし、企業長が確実に納入されると認めた負担金は、工事着手後に納入することができる。

２　前項により設置した水道施設は、企業団に帰属する。

第６章　管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第27条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が３月以上のもの　徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下

⑵　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２月未満のもの　徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２月以上のもの　徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者　徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章　貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第28条　条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵　前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章　雑則

（申込書等の様式）

第29条　申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

○　広島県水道広域連合企業団安芸高田市水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第４条―第７条）
第４章 給水（第８条―第12条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第13条―第18条）
第６章 管理（第19条―第20条）
第７章 貯水槽水道（第21条）
第８章 雑則（第22条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、安芸高田市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める安芸高田市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

⑴　給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

⑵　給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。

⑶　給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して企業長が定める適当な大きさによらなければならない。

⑷　給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。

⑸　給水装置の材料の種類等に関しては、企業長が別に定めるところによらなければならない。

第３章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第４条　給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

⑴　新設工事 給水装置工事を新しく設ける工事
⑵　増設工事 給水栓を増加する工事
⑶　改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事
⑷　撤去工事 給水装置を撤去し、給水を停止する工事
⑸　移転工事 家屋の移転等に伴い給水装置を移動する工事
⑹　修繕工事 給水装置の破損の修繕等で前各号以外の軽易な工事

（給水装置工事の申込み）

第５条　条例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

（給水装置工事承認の取消し）

第６条　条例第５条の規定により承認した給水装置工事で、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。
⑴　条例第10条に規定する工事費を、指定された期限内に納付しないとき。
⑵　申込者の責めに帰すべき理由により、承認した日から２か月以内に工事に着手することができないとき。

（利害関係人の同意書等の提出）

第７条　次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。
⑴　他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
⑵　他の者の所有地を通過して給水装置を設置するとき。
⑶　前２号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

第４章 給水

（メーターの設置）

第８条　メーターは、専用又は共用給水装置ごとに１個を設置する。

２　１事業所又は１構内に対して給水するものは、これを１戸に給水するものとみなし、１個のメーターを設置する。

３　企業長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず２個以上のメーターを設置することができる。

（給水の申込み）

第９条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（代理人及び管理人の届出）

第10条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第11条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第12条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

3　条例第20条の規定により設置したメーターの機能について検査の請求があったときは、企業長が日時を指定し、請求者又はその代理人の立ち合いを求めることができる。

第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第13条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（特別な場合における料金の算定）

第14条　月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は、次のとおりとする。

⑴　使用日数が15日以内のときは、基本料金を２分の１として算定した金額

⑵　使用日数が16日以上のときは、１か月分として算定した金額

⑶　使用日数が31日以上のときは、1.5か月分として算定した金額

⑷　使用日数が46日以上のときは、２か月分として算定した金額

⑸　月の中途において、用途の変更があったときの料金は、使用日数の多い方の用途の料金により、これを算定する。ただし、使用日数が同じであるときは、新しい用途の料金により、これを算定する。

⑹　月の中途において、メーターの口径に変更があったときの料金は、使用日数の多い方のメーターの口径に係る料金により、これを算定する。ただし、使用日数が同じであるときは、新しいメーターの口径に係る料金により、これを算定する。

（料金の算定及び徴収方法）

第15条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを定例日の属する月及び前月分の使用水量として算定し、定例日の翌月に２か月分まとめて徴収する。ただし、企業長は、必要があると認めるときは、１か月にわけて徴収することができる。

2　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の属する月分として算定し定例日の翌月に徴収する。

3　共用住宅の場合の取扱いその他に係る料金の算定は、企業長の認定によるものとする。

（料金の納期限）

第16条　納期限は徴収する月の末日とする。ただし、企業長は必要があると認めるときは変更できる。

2　口座振替及び自動払込みの場合、企業長が定める指定振替日とする。

（使用水量等の認定基準）

第17条　条例第31条の規定による使用水量を認定する方法は、次のとおりとする。

(1)　メーターに異常を生じ、その指示数が実際の使用水量と差異があると認めたときは、故障前３か月間の平均使用水量による。

(2)　給水装置の破損が不測の状態であり多量に出水したと認めるときは、水道使用者の申出により破損前３か月間の平均水量に、当月分のメーター通過量から当該平均水量を控除した水量の２分の１に相当する水量を加算した水量を当月分の使用水量とする。

(3)　メーターによる計量が不能のため当月分の使用水量が不明のときは、前月分の使用水量を考慮して仮認定し、当月分の使用水量とするものとし、この場合においては翌月分の使用水量で精算する。

（過誤納等による料金の精算）

第18条　料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第６章　管理

（給水の停止）

第19条　条例第41条第１号に規定する理由による給水の停止は、指定期限後50日を経過してもなお料金等を納付しない場合に行うものとする。

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第20条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が３か月以上のもの　徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下⑵詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの　徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの　徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者　徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章　貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第21条　条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵　前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章　雑則

（申込書等の様式）

第22条　申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

○　広島県水道広域連合企業団江田島市水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第４条―第12条）
第４章 給水（第13条―第20条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第21条―第27条）
第６章 管理（第28条―第30条）
第７章 貯水槽水道（第31条）
第８章 雑則（第32条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、江田島市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める江田島市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、別途企業長が定める。

第３章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第４条　給水装置工事は、次に掲げる工事に分類する。

⑴　新設工事 給水装置を新しく設ける工事

⑵　移設工事 給水装置所有者が給水装置を全て撤去し、給水区域内の他の場所に給水装置を設ける工事

⑶　増設工事 給水栓数等を増加する工事

ア　既設の給水管を延長し、新しく給水管又は給水栓を設ける工事

イ　同一宅地内で別棟に給水装置を設ける工事

⑷　改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事

⑸　撤去工事 給水装置を撤去する工事

⑹　給水管先行分岐工事 給水装置工事申込前に水道管布設工事等と並行して行う給水管分岐工事

（給水の方式）
第５条　給水方式は、直結方式又は貯水槽方式とする。
２　直結方式は、水圧、水量等の給水能力に支障がなく、正常に給水できる場合とする。
３　貯水槽方式は、次の各号に掲げる場合とする。
⑴　高所地区のため、水圧が不十分で所要の水圧が得られない場合
⑵　一時的に多量の水を必要とし、付近の給水に支障を及ぼすと認定した場合
⑶　断水又は減圧により、ある程度の保安用水を必要とする場合
⑷　水圧が高いため、給水装置に支障を来すと認められる場合
⑸　前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める場合
（共用給水装置の設置及び使用）
第６条　共用給水装置の設置及び使用は、企業長が必要と認める場合に限る。
（給水装置工事の申込み）
第７条　条例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。
（給水装置工事承認の取消し）
第８条　条例第５条の規定により承認した給水装置工事で、工事申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。
⑴　条例第10条第１項に規定する工事費の概算額を、指定された期限内に納付しないとき。
⑵　申込者の責めに帰すべき理由により、設計又は工事に着手することができないとき。
（給水装置使用材料の証明）
第９条　企業長は、条例第７条第２項の設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該設計審査又は工事検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第６条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。
（工事費の予納）
第10条　条例第10条第１項ただし書の規定による工事費の概算額の予納を要しないものは、官公署、学校その他企業長がその必要がないと認めたものとする。
（利害関係人の同意書等の提出）
第11条　次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。
⑴　他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
⑵　他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置するとき。
⑶自己の給水装置から他の者の給水装置を分岐させている者が、分岐給水装置の本管となる部分を撤去し、又は廃止するとき。
⑷　その他企業長が必要と認めたとき。
（費用の負担）
第12条　条例第７条第１項ただし書の規定により企業長が施行した給水装置工事にお

いて、工事しゅん工後６か月以内に不良箇所を発見したときは、企業団の費用で修繕する。

２　前項の期限内であっても、変災又は故意若しくは不注意によるはこの限りでない。

３　条例第24条第２項ただし書の規定の適用は、次の場合とする。

⑴　その修繕部分が公道下の場合（臨時の給水装置を除く。）

⑵　水道使用者等が給水装置に異状があると認め、必要な処置を企業長に届け出た場合において、相当日時が経過して修繕に着手したため、この間に破損等が著しくなり、特に修繕費が高額になったとき。ただし、処置を届け出た当時の修繕費を推計した額との差額を徴収する。

⑶　道路の変更及び配水管の移転又は改修のために給水装置を変更又は修繕する場合

⑷　災害その他管理者が特に必要と認めたとき。

第４章 給水

（メーターの設置）

第13条　メーターは、専用又は共用給水装置ごとに１個を設置する。

２　企業長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、２個以上のメーターを設置することができる。

（消火栓）

第14条　私設消火栓を消防演習のために使用する場合は、１か所１回の出水時間は５分以内とする。ただし、企業長の許可を受けたときは、この限りでない。

２　メーターの設置されていない私設消火栓は、企業長が封かんする。

（給水の申込み）

第15条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（船舶に対する給水）

第16条　船舶が給水を受けようとするときは、企業長又は船舶給水業務受託者（以下「船舶給水栓管理者」という。）に申し出て、船舶給水栓から給水を受けることができる。

２　船舶給水栓管理者は、前項の規定により給水したときは、受水者から受給書を提出させ、企業長に送付しなければならない。

（臨時用給水）

第17条　臨時給水を受けようとする者は、企業長の許可を得て臨時の給水装置（以下「臨時給水栓」という。）を設置して給水を受けることができる。ただし、特別の理由がない限り臨時給水栓の設置許可は、１年を限度とする。

（代理人及び管理人の届出）

第18条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第19条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第20条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

２　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

３　条例第20条の規定により設置したメーターの機能について検査の請求があったときは、企業長が日時を指定し、請求者又はその代理人の立ち合いを求めることができる。

第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第21条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（特別な場合における料金の算定）

第22条　月の中途において、使用を開始し、中止し、又は廃止した場合における料金は、次の表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

使用日数	使用水量	使用料
15日以下	４立方メートル以下	条例別表第９により算定した額の２分の１
	４立方メートルを超えるもの	条例別表第９により算定した額
16日以上30日以下		条例別表第９により算定した額
31日以上45日以下	12立方メートル以下	条例別表第９により算定した額の２分の３
	12立方メートルを超えるもの	条例別表第９の基本料金にメーター使用料を加えた額を２倍した額及び超過料金の合計額
46日以上60日以下		条例別表第９の基本料金にメーター使用料を加えた額を２倍した額及び超過料金の合計額

２　月の中途において、口径変更を伴う改造があった場合は、料金の精算を行う。

３　月の中途において、その用途に変更があった場合は、その使用日数の多い用途に

よる料金を適用する。

（料金の算定及び徴収方法）

第23条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の翌月に徴収する。

２　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の属する月分として算定し、定例日の翌月に徴収する。

３　１使用者の１か月の使用水量が、条例別表９に規定する基本水量に満たない場合であっても、基本水量まで使用したものとみなす。

（料金の納期限）

第24条　納期限は徴収する月の計算日より15日以内とする。ただし、企業長が必要と認めたときは、変更することができる。

２　口座振替及び自動払込みによる料金の納期限は、企業長が定める指定振替日とする。

（使用水量の認定基準）

第25条　条例第31条の規定による使用水量及び用途を認定する方法は、次のとおりとする。

⑴　使用水量について

ア　前４か月間の使用水量その他の事情を考慮して認定する。

イ　前年度同月の使用水量を考慮して認定する。

⑵　用途の適用については、料金の高い方により認定する。

⑶　前２号掲げる場合のほか、使用実績を参酌して認定する。

（料金等の減免）

第26条　条例第37条に規定する、その他特別の事由があると認めたときは、次の各号に掲げるときとする。

⑴　使用者等が慈善又はこれに類する事業を経営するとき。

⑵　使用者等が貧困のため負担に堪えないと認められるとき。

⑶　前２号のほか、企業長が特に減額し、又は免除する必要があると認めるとき。

（過誤納等による料金の精算）

第27条　料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第６章　管理

（給水の停止）

第28条　企業長は、督促状に指定した納期限を経過しても、なお納入のない者に対し、納入期限を定めて給水停止予告をするものとする。

（給水装置の切離し）

第29条　条例第42条第２号の規定による将来使用の見込みがないときとは、使用中止の状態が２年以上継続し、かつ、給水装置がないときとする。

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第30条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期

間が３か月以上のもの 徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下

⑵詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの 徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶ 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの 徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷ 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第31条 条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴ 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵ 前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章 雑則

（申込書等の様式）

第32条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年３月31日広島県水道広域連合企業団管理規程第53号

○　広島県水道広域連合企業団熊野町水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条・第４条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第５条―第９条）
第４章 給水（第10条―第15条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第16条―第23条）
第６章 管理（第24条）
第７章 貯水槽水道（第25条）
第８章 雑則（第26条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、熊野町水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める熊野町水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

⑴　給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

⑵　給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。

⑶　給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

⑷　給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。

⑸　給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。

⑹　給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30

センチメートル以上の深さに埋設するものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。

（給水管及び給水用具の指定）

第４条　条例第８条第２項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

⑴　産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第１項により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第１項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

⑵　製品が施行令第６条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

⑶　製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第６条に定める構造材質基準への適合性を証明したもの

２　前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたとき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めたときは、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

第３章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の申込み）

第５条　条例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

（給水装置工事承認の取消し）

第６条　条例第36条の規定における加入金について納入通知書を発した日から30日以内にこれを納付しないときは、当該給水装置工事の申込みは取り消したものとみなす。

２　前項に係る手数料は、還付しないものとする。

（給水装置使用材料の証明）

第７条　企業長は、条例第７条第２項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第６条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（利害関係人の同意書等の提出）

第８条　次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

⑴　他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

⑵　他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置しようとするとき。

⑶　その他企業長が必要と認めたとき。

（費用の負担）

第９条　条例第24条第２項ただし書の規定の適用は、次の場合とする。

⑴　その修繕部分が公道下の場合（臨時の給水装置を除く。）

⑵　災害その他企業長が必要と認めたとき。

第４章 給水

（メーターの設置）

第10条　条例第20条第１項に規定するメーターは、工事検査合格後に設置する。設置する基準については、建築物１棟につき１個を設置するものとする。ただし、同一使用者が同一敷地内に設置する２以上の建物で、同一目的をもって水道を使用するときは、１棟の建築物とみなす。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物については、メーターを２個以上設置することができるものとする。

⑴　建築物が２以上に区分されており、各部分の使用者がそれぞれ異なると認められるとき。

⑵　共同住宅等の貯水槽を有する建築物

⑶　前号に該当するもののほか、企業長が必要と認めたとき。

３　メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

⑴　原則として建物の外であって、当該建築物の敷地内

⑵　原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐に最も近い位置で、官民境界から１メートル以内

⑶　点検及び取替作業が容易に行うことができる場所

⑷　衛生的で損傷のおそれがない場所

⑸　水平に設けることができる場所

（メーターの管理）

第11条　条例第21条第３項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

２　企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させることができる。

３　第１項に規定する物件及び工作物の撤去並びに前項に規定するメーターの設置場所の変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

（給水の申込み）

第12条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（代理人及び管理人の届出）

第13条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第14条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第15条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に

定める方法をもって行う。

2　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第16条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（定例日）

第17条　条例第30条第２項に規定する定例日は、毎月８日から14日までの計量を行う日をいう。

（使用水量の端数計算）

第18条　メーターの計量の際、使用水量に１立方メートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（特別な場合における料金の算定）

第19条　月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は次のとおりとする。

⑴　使用水量が、基本水量の２分の１以下のとき、基本料金の２分の１

⑵　使用水量が、基本水量の２分の１を超えるときは、１か月として算定した金額

2　算定期間は、使用開始日から起算して次の定例日まで（使用を中止するときは、使用開始日又は定例日から起算して使用を中止する日まで）を１か月として算定し、その日の属する月分として取り扱う。

3　同一名義人等において、水道の使用の開始及び中止が中断することなく繰り返し連続する場合は、給水契約が継続しているものとしてみなすことができる。

（料金の算定及び徴収方法）

第20条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを定例日の属する月及び前月分の使用水量として算定し、定例日の属する月及び翌月に徴収する。

2　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の属する月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。ただし、企業長が必要と認めたときは、２か月分をまとめて徴収することができる。

（料金の納期限）

第21条　料金の納期限は、次に定めるところによる。

⑴　納入通知書により料金を徴収する場合　定例日の翌月の25日

⑵　口座振替により料金を徴収する場合　企業長が定める指定振替日

⑶　前２号に規定する日が休日に当たる場合　それぞれ翌日以降に繰り下げた日

（使用水量の認定基準）

第22条　条例第31条の規定による使用水量及び用途を認定する方法は、次のとおりとする。

⑴　前３か月の使用水量の合計に、３分の１を乗じて得た量

⑵　前年度以前の同期の使用水量その他の事実を参酌して得た量

⑶　前２号に規定する認定水量に１立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（過誤納等による料金の精算）

第23条　料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第６章 管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第24条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が３か月以上のもの　徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下

⑵　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの　徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの　徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者　徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第25条　条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵　前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章 雑則

（申込書等の様式）

第26条　申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

○　広島県水道広域連合企業団北広島町水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条・第４条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第５条―第11条）
第４章 給水（第12条―第19条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第20条―第27条）
第６章 管理（第28条）
第７章 貯水槽水道（第29条）
第８章 雑則（第30条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、北広島町水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める北広島町水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

⑴　給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

⑵　給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。

⑶　給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

⑷　給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。

⑸　給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。

⑹　給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30

センチメートル以上の深さに埋設するものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。

（給水管及び給水用具の指定）

第４条　条例第８条第２項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

⑴　産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第１項により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第１項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

⑵　製品が施行令第６条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

⑶　製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第６条に定める構造材質基準への適合性を証明したもの

２　前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたとき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めたときは、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

第３章 給水装置の工事及び費用

（共用給水装置の設置及び使用）

第５条　共用給水装置の設置及び使用は、企業長が必要と認める場合に限る。

（給水装置工事の申込み）

第６条　条例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

（給水装置工事承認の取消し）

第７条　条例第５条の規定により承認した給水装置工事で、工事申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

⑴　条例第10条に規定する工事費を、指定された期限内に納付せず、又は必要書類を提出しないとき。

⑵　工事施行に際し申込者の責に帰すべき事由により着手できないとき。

（開発等の事前協議）

第８条　給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ企業長に協議し、同意を得なければならない。

２　企業長は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に書面により回答する。

（給水装置使用材料の証明）

第９条　企業長は、条例第７条第２項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第６条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材

料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（利害関係人の同意書等の提出）

第10条　次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

⑴　他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

⑵　他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置しようとするとき。

⑶　その他企業長が必要と認めたとき。

（費用の負担）

第11条　条例第７条第１項ただし書の規定により企業長が施行した給水装置工事において、工事しゅん工後６か月以内に不良箇所を発見したときは、企業団の費用で修繕する。

２　条例第24条第２項ただし書の規定による企業団の負担は、次に掲げる費用とする。

⑴　道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道の敷地に布設されている給水装置に係る修繕その他の処置に要した費用

⑵　配水管の取出口から水道メーターまでの間の給水装置のうち前号に規定する土地以外の土地に布設されているものが漏水した場合における当該給水装置の修繕その他の処置に要した費用のうち、企業団が負担することが適当と認められるもの

第４章　給水

（メーターの設置）

第12条　条例第20条第２項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、１建築物に１個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、１建築物について２個以上のメーターを設置することができる。

２　同一使用者が同一敷地内に設置する２以上の建物で水道を使用するときは、当該２以上の建物を１建築物とみなす。

３　メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

⑴　原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

⑵　原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

⑶　点検及び取替作業を容易に行うことができる場所

⑷　衛生的で損傷のおそれがない場所

⑸　水平に設けることができる場所

４　条例第20条第３項の使用水量を計量するため特に必要があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

⑴　貯水槽以下の装置が２戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

⑵　貯水槽以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用者が異なるとき。

５　貯水槽以下の装置にメーターを設置する基準は、次の各号に定めるとおりとす

る。

⑴　前項第１号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。

⑵　前項第２号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア　住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が２戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ　非住宅部分について、企業長が計量上必要と認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

６　前項各号の共用部分について企業長が必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

７　メーターを設置する貯水槽以下の装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

⑴　汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

⑵　使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

⑶　メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

８　貯水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、企業長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

９　メーターは、あらかじめ企業長に届け出て指定給水装置工事事業者が工事を施行した貯水槽以下の装置でなければ設置しない。

（保管責任）

第13条　水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

（給水の申込み）

第14条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（代理人及び管理人の届出）

第15条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第16条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第17条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に

定める方法をもって行う。

2　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

（危険防止の措置）

第18条　給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2　水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3　給水管は、企業団の水道以外の水道管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4　給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5　給水管を２階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

6　給水管には、ポンプを直結させてはならない。

7　給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

（給水管防護の措置）

第19条　開きょを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2　電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3　凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

4　酸、アルカリ等によって浸されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第20条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（特別な場合における料金の算定）

第21条　月の中途において給水を開始し、中止し、又は廃止した場合であって水道の使用期間が１か月に満たないときの料金は、１か月分としてこれを算定する。

（料金の算定及び徴収方法）

第22条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の属する月及び翌月に徴収する。

２　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の前月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。ただし、企業長が必要と認めたときは、２か月分をまとめて徴収することができる。

（料金等の納期限）

第23条　料金の納期限は、納入通知書を発したその月の25日、その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から10日以内とする。

２　口座振替及び自動払込みによる料金の納期限は、企業長が定める指定振替日とする。

（使用水量の認定基準）

第24条　条例第31条の規定による使用水量及び用途を認定する方法は、次のとおりとする。

⑴　前３か月の使用水量の合計に、３分の１を乗じて得た量

⑵　前年度以前の同期の使用水量その他の事実を参酌して得た量

⑶　前２号に規定する認定水量に１立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（料金等の減免）

第25条　条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

⑴　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者の加入金

⑵　災害その他の理由により料金の納入が困難である者の料金

⑶　不可抗力による漏水に起因する料金

⑷　公益上その他特別の理由があるもの

２　前項の規定による料金等の軽減又は免除を受けようとする者は、企業長が別に定める申請書を提出しなければならない。

３　企業長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（過誤納等による料金の精算）

第26条　料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

（工事負担金）

第27条　条例第15条第１項に規定する工事負担金の額は、次に掲げる費用の合計額とする。

⑴　工事に要する費用

ア　工事請負費

イ　路面復旧費

ウ　設計管理費

エ　諸経費

⑵　その他の費用

2　前項各号に規定する費用は、次の各号により積算する。

⑴　工事請負費及び路面復旧費は、企業長が別に定める設計積算基準表により算出した額

⑵　設計管理費は、工事請負費及び路面復旧費の合計額に100分の10以内で企業長が別に定める率を乗じて得た額

⑶　その他の費用は、企業団が給水に応ずるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用

3　条例第15条の規定による給水の申込みをした者は、工事負担金を企業長が指定する日までに全額納入しなければならない。

4　前項の給水の申込者が、工事負担金を企業長が指定する日までに納入しないときは、申込みを取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

5　既納の工事負担金は、還付しない。ただし、企業長が配水管等の布設工事に着手する前に給水の申込者が申込みを取り消したときは、この限りではない。

第６章 管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第28条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が３か月以上のもの　徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下

⑵　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの　徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの　徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者　徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第29条　条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵　前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章 雑則

（申込書等の様式）

第30条　申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

○　広島県水道広域連合企業団大崎上島町水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条・第４条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第５条―第８条）
第４章 給水（第９条―第17条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第18条―第24条）
第６章 管理（第25条）
第７章 貯水槽水道（第26条）
第８章 雑則（第27条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、大崎上島町水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める大崎上島町水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

⑴　給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

⑵　給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。

⑶　給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

⑷　給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。

⑸　給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。

⑹　給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30

センチメートル以上の深さに埋設するものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。

（給水管及び給水用具の指定）

第４条　条例第８条第２項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

⑴　産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第１項により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第１項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

⑵　製品が施行令第６条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

⑶　製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第６条に定める構造材質基準への適合性を証明したもの

２　前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたとき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めたときは、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

第３章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の申込み）

第５条　条例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

（給水装置工事承認の取消し）

第６条　条例第５条の規定により承認した工事で、その承認を受けた日から６か月を経過してもなお正当な理由がなく給水工事に着手できないときは、申し込みを取り消したものとみなすことができる。

（給水装置使用材料の証明）

第７条　企業長は、条例第７条第２項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第６条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（利害関係人の同意書等の提出）

第８条　次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

⑴　他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

⑵　他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置しようとするとき。

⑶　その他企業長が必要と認めたとき。

第４章 給水

（メーターの設置）

第９条　条例第20条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、１建築物に１個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、１建築物について２個以上のメーターを設置することができる。

２　同一使用者が同一敷地内に設置する２以上の建物で水道を使用するときは、当該２以上の建物を１建築物とみなす。

３　メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

⑴　原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

⑵　原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

⑶　点検及び取替作業を容易に行うことができる場所

⑷　衛生的で損傷のおそれがない場所

⑸　水平に設けることができる場所

４　条例第20条第３項の使用水量を計量するため特に必要があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

⑴　貯水槽以下の装置が２戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

⑵　貯水槽以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用者が異なるとき。

５　貯水槽以下の装置にメーターを設置する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　前項第１号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。

⑵　前項第２号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア　住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が２戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ　非住宅部分について、企業長が計量上必要と認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

６　前項各号の共用部分について企業長が必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

７　メーターを設置する貯水槽以下の装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

⑴　汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

⑵　使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

⑶　メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

8　貯水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、企業長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

9　メーターは、あらかじめ企業長に届け出て指定給水装置工事事業者が工事を施行した貯水槽以下の装置でなければ設置しない。

（メーターの管理）

第10条　条例第21条第３項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

2　企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させることができる。

3　第１項に規定する物件及び工作物の撤去並びに前項に規定するメーターの設置場所の変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

（保管責任）

第11条　水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

２　企業長は、条例第21条第４項の規定により亡失又は毀損したメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格等を考慮して損害額を定めるものとする。

（給水の申込み）

第12条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

2　公衆浴場営業に水道を使用するとき又はその使用をやめるときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

（代理人及び管理人の届出）

第13条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第14条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第15条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

（危険防止の措置）

第16条　給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2　水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損

装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3　給水管は、企業団の水道以外の水道管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4　給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5　給水管には、ポンプを直結させてはならない。

6　給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

（給水管防護の措置）

第17条　開きょを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2　電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3　凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

4　酸、アルカリ等によって浸されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第18条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（特別な場合における料金の算定）

第19条　月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は次のとおりとする。

⑴　使用日数が15日以内で、かつ、使用水量が基本水量の２分の１以下のときは、基本料金の２分の１の金額とメーター使用料

⑵　使用日数が15日を超えたときは、１か月として算定した金額

⑶　使用水量及び用途を認定した場合は、前２号に準じて算定した金額

2　月の中途において、口径又はその用途を変更した場合の料金は、その使用日数の多い口径又は用途をその月の用途として料金表を適用して得た額とする。

3　使用日数が15日を超えない場合の料金算定は開始日及び中止日を定例日とみなして料金を算定する。

（料金の算定及び徴収方法）

第20条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを定例日の属する月及び前月分の使用水量として算定し、定例日の属する月及び翌月に徴収する。

2　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の属する月分として算定

し、定例日の翌月に徴収する。

（料金等の納期限）

第21条　料金等の納期限は、納入通知書を発したその月の25日、その他の納入金にあっては別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

２　口座振替及び自動払込みによる料金の納期限は、企業長が定める指定振替日とする。

（使用水量の認定基準）

第22条　条例第31条の規定による使用水量及び用途を認定する方法は、次のとおりとする。

⑴　メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。

⑵　メーターが設置されていないときは、１世帯１か月につき４人まで20立方メートルとし、１人増すごとに５立方メートルを加算した水量とする。ただし、月の中途において給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合、使用日数が15日を超えないときは、その２分の１の水量とする。

⑶　料率の異なる２種以上の用途に水道を使用するとき又は用途区分の判断が難しいときは、それぞれの用途に係る使用水量に対応する超過料金の額が高額である用途区分とする。

⑷　不可抗力による漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前３回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難いときは見積量による。

（料金等の減免）

第23条　条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

⑴　災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金

⑵　不可抗力による漏水に起因する料金

⑶　前２号に掲げるもののほか、企業長が公益上その他特別の理由があると認めたもの

２　前項の規定による料金等の軽減又は免除を受けようとする者は、企業長が別に定める申請書を提出しなければならない。

３　企業長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（過誤納等による料金の精算）

第24条　料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第６章　管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第25条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が３か月以上のもの　徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する

額以下

⑵　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの　徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの　徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者　徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章　貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第26条　条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵　前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章　雑則

（申込書等の様式）

第27条　申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年３月31日広島県水道広域連合企業団管理規程第56号

○　広島県水道広域連合企業団世羅町水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条・第４条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第５条―第10条）
第４章 給水（第11条―第18条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第19条―第25条）
第６章 管理（第26条）
第７章 貯水槽水道（第27条）
第８章 雑則（第28条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、世羅町水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める世羅町水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

⑴　給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

⑵　給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。

⑶　給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

⑷　給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。

⑸　給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。

⑹　給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30

センチメートル以上の深さに埋設するものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。

（給水管及び給水用具の指定）

第４条　条例第８条第２項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

⑴　産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第１項により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第１項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

⑵　製品が施行令第６条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

⑶　製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第６条に定める構造材質基準への適合性を証明したもの

２　前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたとき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めたときは、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

第３章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第５条　給水装置工事の種類及びその意義は、次の各号に定めるところによる。

⑴　新設工事 給水装置を新しく設ける工事

⑵　増設工事 給水栓を増加する工事

⑶　改造工事 給水装置の位置変更及び管種口径の変更又は装置の一部を撤去する工事

⑷　撤去工事 給水装置を撤去する工事

⑸　修繕工事 前各号以外の修繕工事

（給水装置工事の申込み）

第６条　条例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

（開発等の事前協議）

第７条　給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ企業長に協議し、同意を得なければならない。

２　企業長は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に書面により回答する。

（給水装置使用材料の証明）

第８条　企業長は、条例第７条第２項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第６条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材

料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（利害関係人の同意書等の提出）

第９条　次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

⑴　他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

⑵　他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置するとき。

⑶　その他企業長が必要と認めたとき。

（費用の負担）

第10条　条例第24条第２項ただし書の規定による企業団の負担は、配水管の分岐からメーターボックス手前までの間における漏水修繕工事に要する費用の一部とする。

第４章 給水

（メーターの設置）

第11条　条例第20条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、１建築物に１個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、１建築物について２個以上のメーターを設置することができる。

２　同一使用者が同一敷地内に設置する２以上の建物で水道を使用するときは、当該２以上の建物を１建築物とみなす。

３　メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

⑴　原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

⑵　原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

⑶　点検及び取替作業を容易に行うことができる場所

⑷　衛生的で損傷のおそれがない場所

⑸　水平に設けることができる場所

４　条例第20条第３項の使用水量を計量するため特に必要があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

⑴　貯水槽以下の装置が２戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

⑵　貯水槽以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用者が異なるとき。

５　貯水槽以下の装置にメーターを設置する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　前項第１号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。

⑵　前項第２号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア　住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が２戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置

することができる。

イ　非住宅部分について、企業長が計量上必要と認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

6　前項各号の共用部分について企業長が必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

7　メーターを設置する貯水槽以下の装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

⑴　汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

⑵　使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

⑶　メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

8　貯水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、企業長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

9　メーターは、あらかじめ企業長に届け出て指定給水装置工事事業者が工事を施行した貯水槽以下の装置でなければ設置しない。

（保管責任）

第12条　水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

2　企業長は、条例第21条第４項の規定により亡失又は毀損したメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格等を考慮して損害額を定めるものとする。

（給水の申込み）

第13条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（代理人及び管理人の届出）

第14条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第15条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第16条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

（危険防止の措置）

第17条　給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2　水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3　給水管は、企業団の水道以外の水道管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4　給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5　給水管を２階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

6　給水管には、ポンプを直結させてはならない。

7　給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

（給水管防護の措置）

第18条　開きょを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2　電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3　凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

4　酸、アルカリ等によって浸されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第19条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（特別な場合における料金の算定）

第20条　月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は次のとおりとする。

⑴　使用水量が基本水量の２分の１以下のときは、基本料金の２分の１の金額

⑵　使用水量が基本水量の２分の１を超えるときは、１か月として算定した金額

（料金の算定及び徴収方法）

第21条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の属する月及び翌月に徴収する。

2　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の属する月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。

3　ただし、企業長が必要と認めたときは、２か月分をまとめて徴収することができる。

（料金等の納期限）

第22条　料金及びその他の納入金の納期限は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

2　口座振替及び自動払込みによる料金の納期限は、企業長が定める指定振替日とする。

（使用水量の認定基準）

第23条　条例第31条の規定による使用水量及び用途を認定する方法は、次のとおりとする。

⑴　前２か月の実績
⑵　前４か月の実績
⑶　前年同期の実績
⑷　メーター取替え後の日割計算による水量（実態見積量）
⑸　その他特別な理由がある場合は企業長が必要と認める方法

（料金等の減免）

第24条　次の各号のいずれかに該当するときは、料金を減額し、又は免除することはできない。

⑴　条例第５条に違反しているとき。
⑵　漏水を放置したと認められるとき。
⑶　給水装置の地上露出部分から漏水したとき。
⑷　その他企業長が必要と認めるとき。

2　条例第37条の規定により減額又は免除ができる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち企業長が認めたものに対して行う。

⑴　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者の加入金
⑵　災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
⑶　前２号に掲げるもののほか、企業長が公益上特別の理由があると認めるもの

3　使用水量が、前２か月の平均使用水量の３倍を超え次のいずれにも該当するときは、料金を減額し、又は免除することができる。

⑴　給水装置の地下埋設部分の漏水（ユニオン漏水を含む。）であること。
⑵　指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）による修理を完了したものであること。
⑶　水道使用者等より申請があり、かつ、指定工事事業者より修理の報告があったもの

4　前項の規定による使用水量の認定は、次の計算式によって行うものとする。この場合において、「Ａ」とは、前２か月若しくは前４か月又は前年同期の使用水量の内多い水量をいい、「Ｒ」とは、メーターに計量された水量をいう。

Ｘ＝Ａ＋｛（Ｒ－Ａ）÷２｝

5　戸別共同住宅の各戸メーター検針による使用水量の認定が漏水による場合で、それが善良な管理の下に行われ、かつ、第３項第２号及び第３号に該当するときは、使用水量の認定に限り前項に準じて減額し、又は免除することができる。

6　凍結による漏水量は、第４項の規定を適用しない。

7　料金等の減額又は免除の申請は、企業長が別に定める申請書の提出をもって行う。

8　官公署、学校等で企業長が認める場合の加入金及び検査手数料は、これを減額し、若しくは免除し、又は後納することができる。

（過誤納等による料金の精算）

第25条　料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第６章 管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第26条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が３か月以上のもの　徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下

⑵　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの　徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの　徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者　徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第27条　条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵　前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第８章 雑則

（申込書等の様式）

第28条　申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

○　広島県水道広域連合企業団神石高原町簡易水道事業における水道事業給水規程

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 給水装置の構造及び材質（第３条）
第３章 給水装置の工事及び費用（第４条―第７条）
第４章 給水（第８条―第16条）
第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第17条―第24条）
第６章 管理（第25条―第27条）
第７章 貯水槽水道（第28条）
第８章 雑則（第29条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、神石高原町簡易水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第１号）第２条第１号に定める神石高原町簡易水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第２章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第３条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第６条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

⑴　給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

⑵　給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。

⑶　給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

⑷　給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。

⑸　給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。

⑹　給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設するもの

とする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。

第３章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第４条 給水装置工事の種類及びその意義は、次の各号に定めるところによる。

⑴ 新設工事 給水装置を新しく設ける工事

⑵ 増設工事 給水栓を増加する工事

⑶ 改造工事 給水装置の位置及び口径を変更し、又は給水装置の一部を撤去する工事

⑷ 撤去工事 給水装置の全部を撤去する工事

⑸ 移転工事 家屋移転等に伴い既設の給水装置を移転する工事

⑹ 修繕工事 給水装置破損の修繕等で前各号に掲げるもの以外の軽易な工事

（給水装置工事の申込み）

第５条 条例第５条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

（給水装置使用材料の証明）

第６条 企業長は、条例第７条第２項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第６条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２ 企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（利害関係人の同意書等の提出）

第７条 次の各号に該当するときは、条例第７条第３項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

⑴ 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

⑵ 他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置するとき。

⑶ その他企業長が必要と認めたとき。

第４章 給水

（メーターの設置）

第８条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

⑴ 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

⑵ 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

⑶ 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所

⑷ 衛生的で損傷のおそれがない場所

⑸ 水平に設けることができる場所

（共用給水装置の設置及び使用）

第９条 次の各号のいずれかに該当するものは、共用給水装置の使用を認めない。

⑴ 専用給水装置のある家屋に居住するもの

⑵ 営業用に使用するもの

（保管責任）

第10条　水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

２　企業長は、条例第21条第４項の規定により亡失又は毀損したメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格等を考慮して損害額を定めるものとする。

（給水の申込み）

第11条　条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（代理人及び管理人の届出）

第12条　条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第13条　条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第14条　条例第25条第１項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

２　条例第25条第２項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

⑵　水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

（危険防止の措置）

第15条　給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

２　水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

３　給水管は、企業団の水道以外の水道管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

４　給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

５　給水管を２階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

６　給水管には、ポンプを直結させてはならない。

７　給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

（給水管防護の措置）

第16条　開きょを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

２　電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

３　凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

４　酸、アルカリ等によって浸されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第５章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

（月の定義）

第17条　料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを２か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

（定例日）

第18条　条例第30条第２項に規定する定例日は、25日から月末までの期間内のメーターの計量を行う日をいう。

（特別な場合における料金の算定）

第19条　月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止した場合の料金は、使用水量に応じた金額とする。

（料金の算定及び徴収方法）

第20条　料金は、隔月の定例日のものにあっては、２か月使用水量を二分したものを定例日の属する月及び前月分の使用水量として算定し、定例日の翌月及び翌々月に徴収する。

２　毎月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の属する月分として算定し、定例日の翌月に徴収する。

（料金の納期限）

第21条　料金の納期限は、毎月末日（12月にあっては28日）とする。

２　口座振替及び自動払込みの場合は、企業長が定める指定振替日とする。

（使用水量の認定基準）

第22条　条例第31条の規定による使用水量及び用途を認定する方法は、次のとおりとする。

⑴　メーターに異常があったときは、故障前３か月間の平均使用量とする。

⑵　不可抗力による漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前３回の使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難いときは使用水量の２分の１とする。

（料金等の減免）

第23条　条例第37条の規定により軽減し、又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、企業長が認めるものに対して行う。

⑴　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者の加入金

⑵　集会所へ給水開始する場合の加入金

⑶　災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金

⑷　不可抗力による漏水に起因する料金

⑸　前各号に掲げるもののほか、企業長が公益上その他特別の理由があると認めるもの

２　前項の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、企業長が別に定める申請書の提出をもって行う。

３　企業長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、当該申請者に対し通知するものとする。

（過誤納等による料金の精算）

第24条　料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第６章 管理

（給水の停止）

第25条　条例第41条に規定する給水の停止は、次のとおりとする。

⑴　料金に対する給水停止は、企業長が別に定める。

⑵　修繕費、その他条例の規定により納付する金額を指定期限後50日経過しても納付しないときは、その予告は、停止する日の前日までに当該使用者に対して行う。

（給水装置の切離し）

第26条　条例第42条第２号の規定による将来使用の見込みがないときとは、使用中止期間が１年以上となるときとする。

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第27条　条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

⑴　詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が３か月以上のもの　徴収を免れた金額の１倍に相当する額以上２倍に相当する額以下

⑵　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月未満のもの　徴収を免れた金額の２倍に相当する額以上３倍に相当する額以下

⑶　詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が２か月以上のもの　徴収を免れた金額の３倍に相当する額以上５倍に相当する額以下

⑷　特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者　徴収を免れた金額の５倍に相当する額

第７章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第28条　条例第27条第２項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

⑴　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

⑵　前号の規定による管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行

うよう努めること。

第８章 雑則

（申込書等の様式）

第29条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年３月 31 日広島県水道広域連合企業団管理規程第 59 号

○ 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程

目次

第１章 総則（第１条―第３条）
第２章 指定給水装置工事事業者（第４条―第10条）
第３章 給水装置工事主任技術者(第11条・第12条)
第４章 給水装置工事（第13条―第18条）
第５章 指定の取消し等（第19条・第20条）
第６章 雑則（第21条―第23条）
附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条 この規程は、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和５年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。） 第７条第５項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）に 関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（業務処理の原則）

第３条 指定業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「法施行令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「法施行規則」という。）、条例、広島水道広域連合企業団竹原市水 道事業における水道事業給水規程（令和５年広島水道広域連合企業団管理規程第44号）、 広島水道広域連合企業団三原市水道事業における水道事業給水規程（令和５年広島水道 広域連合企業団管理規程第45号）、広島水道広域連合企業団府中市水道事業における水道事業給水規程（令和５年広島水道広域連合企業団管理規程第46号）、広島水道広域連合企業団三次市水道事業における水道事業給水規程（令和５年広島水道広域連合企業団管理規程第47号）、広島水道広域連合企業団庄原市水道事業における水道事業給水規程（令和 ５年広島水道広域連合企業団管理規程第48号）、広島水道広域連合企業団東広島市水道事 業における水道事業給水規程（令和５年広島水道広域連合企業団管理規程第49号）、広島水道広域連合企業団廿日市市水道事業における水道事業給水規程（令和５年広島水道広 域連合企業団管理規程第50号）、広島水道広域連合企業団安芸高田市水道事業における水道事業給水規程（令和５年広島水道広域連合企業団管理規程第51号）、広島水道広域連合企業団江田島市水道事業における水道事業給水規程（令和５年広島水道広域連合企業団 管理規程第52号）、広島水道広域連合企業団熊野町水道事業における水道事業給水規程（令和５年広島水道広域連合企業団管理規程第53号）、広島水道広域連合企業団北広島町 水道事業における水道事業給水規程（令和５年広島水道広域連合企業団管理規程第54号）、 広島水道広域連合企業団大崎上島町水道事業における水道事業給水規程（令和５年広島 水道広域連合企業団管理規程第55号）、広島水道広域連合企業団世羅町

水道事業における 水道事業給水規程（令和５年広島水道広域連合企業団管理規程第56号)、広島水道広域連 合企業団神石高原町簡易水道事業における水道事業給水規程（令和５年広島水道広域連 合企業団管理規程第57号)、及びこの規程並びにこれらの規程に基づく企業長の指示を遵 守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第２章 指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第４条 条例第７条第１項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

２ 指定業者として指定を受けようとする者は、法施行規則様式第１に定める申請書に次に掲げる事項を記載し、企業長に提出しなければならない。

⑴ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

⑵ 条例第２条第１項に規定する給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地

⑶ 第12条第１項の規定により事業所ごとに選任されることとなる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号

⑷ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

⑸ 事業の範囲

３ 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

⑴ 次条第３号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する法施行規則様式第２に定める誓約書

⑵ 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

（指定の基準）

第５条 企業長は、申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、法第16条の２第１項に規定する指定をしなければならない。

⑴ 事業所ごとに、第12条第１項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

⑵ 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

⑶ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

エ 第19条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

オ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ　法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

（指定の更新）

第６条　第４条第１項に規定する指定は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の 経過によって、その効力を失う。

２　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期 間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

３　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（指定の更新の申請）

第７条　指定の更新は、指定業者の申請により行う。

２　企業長は、指定の更新の申請時に、指定業者が第10条の事業の運営に関する基準に従い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認するための書面の提出を求めるものとする。

３　第４条及び第５条の規定は、指定の更新について準用する。

（指定証の交付）

第８条　企業長は、指定又は更新を行ったときは、速やかに、指定業者に指定給水装置工事事業者証（様式第１号。以下「指定証」という。）を交付する。

２　指定業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第19条の規定により指定の取消しを受けたときは、指定証を企業長に返納しなければならない。

３　指定業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第20条の規定により指定の効力の停止を受けたときは、指定証を企業長に提出しなければならない。

４　指定業者は、指定証の記載事項に変更があったとき、又は指定証を汚損し、若しくは紛 失したときは、指定給水装置工事事業者証再交付申請書（様式第２号）により再交付を申請することができる。

（変更の届出等）

第９条　指定業者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を企業長に届け出なければならない。

⑴　事業所の名称及び所在地

⑵　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑶　法人にあっては、役員の氏名

⑷　主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

２　前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に法施行規則様式第10に定める届出書に次に掲げる書類を添えて、企業長に提出しなければならない。

⑴　前項第２号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項

証明書、個人にあっては住民票の写し

⑵　前項第３号に掲げる事項の変更の場合には、第４条第３項第１号に掲げる誓約書及び登記事項証明書

３　第１項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当 該再開の日から10日以内に、法施行規則様式第11に定める届出書を企業長に提出しなければならない。

（事業の運営の基準）

第10条　指定業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

⑴　給水装置工事ごとに、第12条第１項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して次条第１項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

⑵　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

⑶　前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。

⑷　主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

⑸　次に掲げる行為を行わないこと。

ア　法第16条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

⑹　施行した給水装置工事ごとに、第１号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から３年間保存すること。

ア　施主の氏名又は名称

イ　施行の場所

ウ　施行完了年月日

エ　主任技術者の氏名

オ　しゅん工図

カ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ　次条第１項第３号の確認の方法及びその結果

第３章 給水装置工事主任技術者

（給水装置工事主任技術者等の職務）

第11条　主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

⑴　給水装置工事に関する技術上の管理

⑵　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

⑶　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

⑷　給水装置工事に関し、企業長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ　前条第２号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ　給水装置工事を完了した旨の連絡

２　給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（給水装置工事主任技術者の選任）

第12条　指定業者は、指定を受けた日から２週間以内に、事業所ごとに主任技術者を選任しなければならない。

２　指定業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から２週間以内に、新たに主任技術者を選任しなければならない。

３　指定業者は、主任技術者を選任したときは、法施行規則様式第３に定める届出書により、遅滞なく、その旨を企業長に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。

４　指定業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、１の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、１の主任技術者 が当該２以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第４章 給水装置工事

（給水装置工事の条件の指示）

第13条　企業長は、指定業者に対し、第10条第３号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件を、別に定めるところにより指示するものとする。

（設計審査）

第14条　指定業者は、条例第７条第２項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、企業長に申請しなければならない。

（設計変更等の届出）

第15条　条例第５条に規定する承認を受けた後、その設計を変更し、又はその承認を受けた工事を取りやめようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

（工事の検査）

第16条　指定業者は、条例第７条第２項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により企業長に申請しなければならない。

２　指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて企業長の検査を受けなければならない。

（給水装置工事主任技術者の立会い）

第17条　企業長は、指定業者が施行した給水装置工事に関し、法第17条第１項の規定

による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定業者に対し、当該工事に関し第10条第１号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を 施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

（報告又は資料の提出）

第18条　企業長は、指定業者に対し、当該指定業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第５章　指定の取消し等

（指定の取消し）

第19条　企業長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第４条第１項に規定する指定を取り消すことができる。

⑴　不正の手段により第４条第１項に規定する指定を受けたとき。

⑵　第５条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

⑶　第９条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

⑷　第10条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

⑸　第12条の規定に違反したとき。

⑹　第17条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

⑺　前条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

⑻　その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

（指定の停止）

第20条　企業長は、指定業者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定業者にやむを得ないと認める事情があるときは、指定の取消しに替えて、別に定めるところにより指定の効力を停止することができる。

第６章　雑則

（指定等の公示）

第21条　企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを公示するものとする。

⑴　第４条第１項に規定により指定業者を指定したとき。

⑵　第６条第１項に規定により指定業者の指定を更新したとき。

⑶　第19条の規定により指定業者の指定を取り消したとき。

⑷　前条の規定により指定業者の指定の効力を停止したとき。

（講習会）

第22条　企業長は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は 他団体が実施する講習会を推薦することができる。

（委任）

第23条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則

（施行期日）

1　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の日前に、竹原市水道課指定給水装置工事事業者規程（平成９年12月15日水道事業規程第５号）、三原市指定給水装置工事事業者規程（平成17年３月22日水道事業管理規程第31号）、府中市水道指定給水装置工事事業者規程（平成10年３月30日水道事業管理規程第３号）、三次市指定給水装置工事事業者規程（平成16年４月１日水道事業管理規程第17号）、庄原市指定給水装置工事事業者規程（平成29年３月28日水道事業管理規程第７号）、東広島市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年４月１日水道事業管 理規程第３号）、廿日市市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年４月１日企業管 理規程第２号）、安芸高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成16年３月１日企 業管理規程第13号）、江田島市指定給水装置工事事業者規程（平成26年４月１日企業局管理規程第18号）、熊野町指定給水装置工事事業者規程（平成10年３月27日訓令第1号）、北広島町指定給水装置工事事業者規則（平成17年２月１日規則第169号）、大崎上島町指定給水装置工事事業者規程（平成29年３月31日水道事業管理規程第２号）、世羅町指定給水装置工事事業者規程（平成19年４月１日公営企業管理告示第1号）、又は神石高原町水 道指定給水装置工事事業者規程（平成16年11月５日告示第81号）の規定（以下、旧規定という。）によりされた申請、指定、処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当 規定によりされたものとみなす。

3　この規程の施行の際現に前項のいずれかの旧規定により指定（以下、「旧指定」という。）を受けている指定業者は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）に広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事業者規定（以下、「新規定」という。）第４条第１項に規定する指定（以下、「新指定」という。）を受けたものとみなす。

4　前項により、新指定を受けたものとみなされる者に係る指定の有効期間は、新規定第４条第１項の規定にかかわらず、施行日におけるその者にかかる旧指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。ただし、複数の市町長から旧指定を受けている場合は、施行日におけるその者にかかる旧指定の有効期間の残存期間が最も遅い旧指定の残存期間と同一の期間とする。

5　この規程の施行の際現にいずれかの旧規定により交付されている旧指定に係る指定証（以下、「旧指定証」という。）は、新指定に係る指定証（以下、「新指定証」という。）とみなす。

6　旧指定を取り消され、取消しの日か２年を経過しない者については、新指定をこの規程第19条に規定する取消しに係る種類のものとみなして、同条の規定を適用する。

7　旧指定の効力を停止されている者は、施行日において新指定の効力を停止されたものとみなす。この場合において、当該新指定の効力を停止されたものとみなされる者に係る新指定の効力を停止される期間は、施行日におけるその者に係る旧指定の効力を停止された期間の残存期間と同一の期間とする。

様式第１号（第８条関係）（略）
様式第２号（第８条関係）（略）

受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項

（厚生労働省通知 平成17年９月５日）

１．事前確認

受水槽式給水設備を直結給水方式の給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置工事事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、事前に次の(1)～(3)に掲げる場合に応じ、該当する事項を実施、確認する。

なお、水道事業者は、耐圧試験の試験水圧について当該地域内の夜間を通した１日の間の最大水圧に安全を考慮した圧力を加えたものとすることができる。

(1) 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

① 既設配管の材質

・ 「給水装置の構造及び材質の基準」（以下、「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。

・ 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。

・ 埋め込み等により確認が困難な場合は、水道事業者の判断を求める。

② 既設配管の耐圧試験

・ 耐圧試験における水圧は１．７５MPaを原則とし、１分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

③ 水質試験

・ 直結給水への切替え前において、水道法第20条第３項に規定する者による水質試験を行い、水道法第４条に定める水質基準を満足していることを確認する。

・ 採水方法は、毎分５Ｌの流量で５分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。

・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、水道事業者との協議結果に応じて、鉄、ｐＨ等の水質試験を実施する。

(2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

① 既設配管の材質

・ ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料、工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。

・ なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

② 既設配管の耐圧試験

・ 耐圧試験における水圧は、１．７５MPaを原則とし、１分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を

別に指示した場合はその試験水圧とする。

③ 浸出性能確認の水質試験

・ 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分５Ｌの流量で５分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。

・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

① 既設配管の耐圧試験

・ 耐圧試験における水圧は、１．７５MPaを原則とし、１分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

② 浸出性能試験

・ ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。

・ 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。

この場合において、一度の採水で５Ｌの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。

・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第１のすべての項目を行う。

２．給水装置工事の申込み

受水槽式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の変更（改造）工事として取り扱う。

水道事業者に給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置工事事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、当該工事に関し、次の図書類を入手又は作成し、水道事業者に対し、提出する。

図　書　類	（1）	（2）	（3）
給水装置工事申込書	○	○	○
既設配管の材質確認書（図面及び現場確認）	○		
水質試験成績証明書	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写		○	
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
誓約書	必要に応じ○	必要に応じ○	必要に応じ○
その他水道事業者が指示した図書	○	○	○

注：表中の（1）（2）（3）は、本文の1．事前確認に記述されている（1）（2）（3）のケースの工事をいう。

3．水道事業者の対応

水道事業者は、給水装置の変更工事申込の際に提出された水質試験等の結果及び既設配管の材質等の情報に基づき、必要に応じて給水装置の維持管理等に関する留意事項を所有者等に周知、指導する。